

# 阿見町議会会議録

平成25年第3回定例会

(平成25年9月10日～9月27日)

阿見町議会

## 平成25年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月10日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・議案第74号から議案第81号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	12
・議案第82号から議案第88号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	18
・議案第89号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・議案第90号から議案第96号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	46
・議案第97号(上程, 説明, 採択)	58
・議案第98号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	59
・請願第4号(上程, 委員会付託)	69
・請願第5号(上程, 委員会付託)	69
○散 会	70
◎第2号(9月11日)	71
○出席, 欠席議員	71
○出席説明員及び会議書記	71
○議事日程第2号	73
○一般質問通告事項一覧	74
○開 議	75
・一般質問	75
永井 義一	75
川畑 秀慈	93
久保谷 実	108

飯野 良治	130
野口 雅弘	141
○散 会	145
◎第3号（9月12日）	147
○出席, 欠席議員	147
○出席説明員及び会議書記	147
○議事日程第3号	149
○一般質問通告事項一覧	150
○開 議	151
・一般質問	151
難波 千香子	151
紙井 和美	170
藤平 竜也	191
吉田 憲市	200
浅野 栄子	212
○散 会	231
◎第4号（9月13日）	233
○出席, 欠席議員	233
○出席説明員及び会議書記	233
○議事日程第4号	235
○一般質問通告事項一覧	236
○開 議	237
・一般質問	237
藤井 孝幸	237
海野 隆	264
柴原 成一	287
久保谷 充	292
・休会の件	298
○散 会	299

◎第5号（9月27日）	301
○出席、欠席議員	301
○出席説明員及び会議書記	301
○議事日程第5号	303
○開 議	305
・答弁訂正の申し出	305
・議員提出議案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	308
・議案第74号から議案第81号（委員長報告，討論，採決）	309
・議案第82号から議案第88号（委員長報告，討論，採決）	313
・議案第89号（委員長報告，討論，採決）	317
・議案第90号から議案第96号（委員長報告，討論，採決）	324
・請願第4号（委員長報告，討論，採決）	329
・請願第5号（委員長報告，討論，採決）	330
・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	331
・意見書案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	333
・意見書案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	335
・議員派遣の件	338
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	339
○閉 会	339



## 第 3 回 定例会

阿見町告示第165号

平成25年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月3日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成25年9月10日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成25年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月10日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	9月11日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	9月12日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	9月13日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	9月14日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	9月15日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	9月16日	(月)	休	会	・議案調査
第8日	9月17日	(火)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
第9日	9月18日	(水)	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
第10日	9月19日	(木)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第11日	9月20日	(金)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第12日	9月21日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月22日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月23日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月24日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月25日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月26日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月27日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告</li> <li>・討論</li> <li>・採決</li> <li>・閉会</li> </ul>

第 1 号

[ 9 月 10 日 ]

## 平成25年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月10日（第1日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	坪田匡弘君

町 民 部 長	篠 原 尚 彦 君
保 健 福 祉 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	篠 崎 慎 一 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長	竿 留 一 美 君
消 防 長	川 村 忠 男 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
生 活 産 業 部 次 長	大 野 利 明 君
総 務 課 長	飯 野 利 明 君
企 画 財 政 課 長	湯 原 幸 徳 君
税 務 課 長	吉 田 衛 君
収 納 課 長	小 口 勝 美 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	高 須 徹 君
国 保 年 金 課 長	煙 川 栄 君
商 工 観 光 課 長	鹿 志 村 浩 行 君
都 市 施 設 管 理 課 長	柳 生 典 昭 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青 山 公 雄
書 記	大 竹 久

平成25年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成25年9月10日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第74号 阿見町税条例の一部改正について  
議案第75号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について  
議案第76号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第77号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第78号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第79号 阿見町工場誘致条例の一部改正について  
議案第80号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について  
議案第81号 阿見町町営住宅建替基金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第82号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）  
議案第83号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第84号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第85号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第86号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第87号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第88号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第89号 平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第90号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第91号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第92号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について



- 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 議案第 9 7 号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 9 8 号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10 請願第 4 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願
- 日程第 11 請願第 5 号 教育予算の拡充を求める請願

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） 定刻になりましたので、ただいまから平成25年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 平岡 博 君

8番 久保谷 充 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る9月3日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。それでは、会期の決定について御報告申し上げます。

平成25年第3回定例会につきましては、去る9月3日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月27日までの18日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月11日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、9月12日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、9月13日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月17日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

9日目、9月18日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

10日目、9月19日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

11日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目、9月27日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月27日までの18日間といたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの18日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

諸般の報告の前に一言だけ。2020年、本当に8日の未明にですね、ロゲIOC会長より「TOKYO」という、この名前を呼ばれたとき、本当に日本国民は歓迎したんじゃないかなと、そう思います。本当に、安倍首相におかれましても、また、猪瀬都知事、そして竹田JOC会長、そういう人たち、また、プレゼンテーションをした、本当に素晴らしい人たちのおかげかなあと、そう思います。いよいよ、日本もまた、再生に向かって力強い一歩を歩み続けることができるのかなと。そして、茨城県でも2019年には国体がございます。私たちの阿見町もセーリングの会場ということで、非常に大きな期待を持って、これにやはり立ち向かえるなど、そういう思いをしております。

それでは、本日は、平成25年度第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも、御多用の折にもかかわらず出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを、心から感謝申し上げます。

早速であります、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告をいたします。

当町における平成24年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える、早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成24年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第74号から議案第98号のほか、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願、教育予算の拡充を求める請願、以上27件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、市民後見人の育成及び活用を図るために必要な施策の推進についての陳情書、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書、母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、中国での法輪功学習者に対する臓器収奪を即時停止させるための請願、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択に関する陳情について（依頼）の5件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりであります。

次に、監査委員から平成25年5月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成25年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月9日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

- 
- 議案第74号 阿見町税条例の一部改正について  
議案第75号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正  
について  
議案第76号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第77号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第78号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第79号 阿見町工場誘致条例の一部改正について  
議案第80号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について  
議案第81号 阿見町営住宅建替基金条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第74号、阿見町税条例の一部改正について、議案第75号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、議案第76号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第77号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第78号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第79号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、議案第80号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第81号、阿見町営住宅建替基金条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第74号から議案第81号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第74号の阿見町税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成25年度税制改正における地方税法施行令等の一部改正により、個人町民税で、公的年金等から特別徴収となる年金所得に係る仮特別徴収税額について、年金支給額や所得控除の適用状況の変化等により生ずる不均衡を平準化できるように改正されるなど、これを受け、町条例について所要の改正を行うとともに、個人町民税の普通徴収及び固定資産税における各納期の納付額の平準化を図るため、端数処理の方法を1,000円未満から100円未満とする改正を行うものであります。

次に、議案第75号の、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、議案第76号の、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第78号の、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、関連がありますので、一括して提案理由を

申し上げます。

本案は、現在の低金利の状況に合わせ、延滞金割合の引き下げ等を行う地方税法の一部を改正する法律が、平成26年1月1日に施行されることに伴い、各条例における延滞金割合の整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号の、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第74号と同様に、平成25年度税制改正における地方税法施行令等の一部改正に伴う改正、並びに暫定賦課廃止に伴う納期の変更及び各納期の平準化を図るため、町条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号の、阿見町工場誘致条例の一部改正について申し上げます。

先頃、今年度中に稲敷インターチェンジから神崎インターチェンジまでの区間、来年度中に大栄ジャンクションまでの区間の開通見通しが発表され、圏央道の東関東自動車道への接続が間近に迫ってまいりました。

こうしたことから、この機を捉え、阿見東部工業団地の早期完売を図るため、企業立地等促進奨励金を拡充しようとするものであります。

次に、議案第80号の、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、及び福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、町条例における引用条文及び文言の整理等の改正を行うものであります。

議案第81号の、阿見町町営住宅建替基金条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町町営住宅管理条例の一部改正に合わせ、施設名称の整合を図るため、町条例について所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。議決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 議案第79号について御質問をさせていただきます。

阿見東部工業団地はですね、企業局、県の企業局が整備した工業団地ということで、茨城県にも優遇制度がございます。立地に関してですね。企業立地に関して。今回、稲敷市と共同してと、連携してということのようですけども、この、阿見町の優遇制度の改定と同じようにですね、茨城県の改定についてはどのようになってるか御存じですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

今回はですね、阿見町、市町村のですね、固定資産税だけの奨励金の延長ということだけでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、県は、特定のね、工業団地ということではなくて、県内に立地したということで、優遇制度があるようですけども、そうしますとですね、阿見だけの固定資産税の優遇制度ということで、今回、阿見町がですね、奨励金の改定による、当然優遇をするというのは、歳入が減るというふうに想定されるんですけども、どの程度の歳入減が想定されるか、その見込み金額について、お伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

固定資産税の奨励金ということで、土地、それから建物、それから償却資産、この3件でございまして、土地につきましては、残りがですね、8.9ヘクタールでございます。まあ、固定資産税相当額にしますと、年間1,300万円ほどでございます。建物と償却資産につきましては、これは実際にその、建ててみないと、おのおの違うものですから、何とも申し上げられませんが、ただ、東部工業団地のこれまでの傾向としましては、土地の固定資産税の大体3倍ぐらいが目安となっております。そうなりますと、約3,900万ということで、合計で年間当たり5,200万円、で、2年間延長ですので、1億ちょっとというようなことになろうかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、早期に立地すればですね、固定資産税も入ってくる、雇用も生まれるということで、プラスの面もあると思うんですね。

ただ、その、東部工業団地ってのはですね、阿見町の工業団地ではないんですね。これ、茨城県の企業局の工業団地なんです。

そうしますと、そこにですね、早期に売るということになると、売却するとなると、茨城県も、やっぱり利益を得るんですよ。ですから、その、今回ね、町が一定程度町の税収の減に耐えながらですね、こういう優遇制度を改定してくる、そういうことになりましてね、その分をですね、県が、例えば少し補助金とか交付金とか、ちょっと名称はわかりませんが、そういうことについて、町としては県にですね、少し見てくれと、見てくれというのも、言葉としてはね、ちょっと雑駁な言葉ですけども、そういう交渉というのは一切してないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

この奨励金、2年延長するんですね。内部で補助金検討委員会っていうのがあるんですが、町内部の中でも、やはり、今海野議員がおっしゃるような、そういった意見も出てます。

町もですね、企業局のほうに協議はしたんですが、茨城県県内で、茨城県として、例えば開発公社が整備したものですとか、それから町の、今阿見の東部工業団地にありますように、県の企業局が整備したものと、いろいろございます。

たまたまですね、今回の圏央道、常磐道から東側につきましては、阿見、それから稲敷の2カ所、それが、企業局が今販売してるっていうか、分譲してるっていうところでございますので、その企業局とですね、協議をしました。

企業局につきましては、県とは一線を画してまして、半官半民のような、そういったところでございます。

企業局はですね、これまでも、交渉の中でですね、企業に対しまして、例えば維持造成をですね、企業局独自にですね、実施したいということで、その優遇制度にないものについて、今まで相当努力されてきたっていう、そういった経緯がございます。

これからですね、やはりその、企業、企業誘致に対しましては、自治間でですね、相当競争となるというふうに思ってます。特に圏央道が全線つながりますと、今埼玉のほうが、売ればすぐ完売のような状況ですので、西に開通すれば、ほとんどそちらのほうにとられてしまうということからですね、早期にですね、そういったことで、手のうちを見せずにですね、なんとかやっていきたいというような、そういった、企業局の今までどおりの努力をしたいというような、そういった意向があったものですから、さらに努力していただくというような形で、より多くのことは望まないというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 同じ税金なんでね、ぐるぐる回れば同じことじゃないかっていうような話になりますが、それでもですね、やっぱりその、企業が、早期に県の工業団地に立地するような誘い水とかね、そういうものを、阿見町が減収に耐えながらやっぱりやってるわけですから、これ、町長もですね、県知事と何度も何度も会う機会もありますし、もちろん企業局はね、また、知事の部局とはちょっと違うとは言いつつもですね、その辺ですね、ぜひともお話しいただいて、何らかのね、やっぱりその、補填というのかな、そういうものをですね、追求すると、こういうことをやるのが、町民のね、付託を受けている者にふさわしい行動だと思いますけれども、いかがでしょう。

これを最後にします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。



○町長（天田富司男君） 先ほど部長のほうからも言われたとおりですね、やっぱり全線が開通するということになると、競争が激化すると。そういう意味では、まず、まあ、損して得とれっていう話ではないですけど、やはり土地をどうやって早目に売り切るかっていうことが、町にとっては大事な視点だと思います。

確かに2年間のね、固定資産税の優遇っていうことは、それは非常に呼び水になるんではないかなと。幾らそのまましといて、1年でも2年でも遅れば、同じ結果になるわけですから、やはり県とともに努力をして、なるべく8.9ヘクタールを、この27年3月31日、これ時限立法ですから、それまでにやっぱり売り切るっていう、この努力を町はしていくってことが、私は肝要かなと、そう思ってます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それはわかるわけ。

しかしね、今回早期に企業が立地をすることによって利益を受けるのはね、県の企業局も利益を受けるんですよ、ね。それなのに、町だけが負担をしていくと。こういうのは町の代表として、それはふさわしくないですよ。

やっぱりそれはね、しっかりと企業局と交渉して、それでもって応分の負担を、やっぱり求めていくと。まあ、どういう形で求めるかはわからないね。これは正式な制度として求めているのかわからないけれども、それを追求していかなかったらね、町のトップとしてね、それはおかしいですよ。

もう一度最後に一言いただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） その点は、海野議員とは全然考え方が違います。あれだけのものを立地していただいてね、今回も、雪印メグミルクっていう大きな会社を持ってきていただいたり、非常に県のほうでは努力をしていただいているわけですから、それに対して、また、これも欲しい、あれも欲しいじゃなくて、町ができることは積極的にやっていって、やはり企業立地をどうやって進めるかっていう、そのほうが、やっぱり視点としては、私はいいと思います。

やっぱり、土地利用は、早く土地を売って、その税金を上げていくってことですから、これは、区画整理事業でも何でも、今からの土地利用はそういう状況をつくっていかないと、なかなか難しいということ。

私はもう、この問題に対しては、前々から5年間でもいいなっていう、そういう思いをしていましたので、非常に、特に稲敷市の市長、田口市長ともお話をしながら、これを進めていこうっていう話をしていました。

やっぱりこれは、非常に大事な観点なんで、稲敷市あたりも非常に厳しい財政状況の中で、

早く企業立地をしたいと。これはもう首長にとって、誰でも思いは同じかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、議案第75号、まあ、先ほど町長もおっしゃったように、関連する部分もあるので、76と78ですか、これについてなんですけども。

まず、この延滞金の話なんですけども、まず、この議案説明の資料の中で書いてあるとおり、市場金利の状況に合わせて延滞金の割合を引き下げることができるように、延滞金について特例を定め、ということで、今回本案に出てるわけなんですけども。

まず、この75条の中で、1日の、この4銭をパーセンテージにしたのが14.6%だということを書いてあるんですけども、まず、延滞金になってしまうということは、払いたくても払えないということで、どうしても延滞金になってしまうという状況があるかと思うんですけども、この特例についてはいいんですけども、この、まず、根本的なところで、14.6%というのを、町のほうとしては下げる気持ちがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、ただいまの質問にお答えします。

今回の条例改正ですけれども、これは税外収入の条例ですが、今14.6というお話がありましたが、これは本則4条のほうに規定がありまして、あくまで本則です。

で、そのほかに附則が設けられておりまして、当面ですね、14.6という部分については、特別基準割合に7.3%を足すパーセントという考え方になっています。したがって、当面は14.6ではなく、今の計算の仕方は前々年度の10月から前年度の9月ですか、の銀行の利率を参考に計算するということになっていますんで、これは毎年変動するような形になりますが、仮に現在の数字で計算をすると、14.6ではなく9.3%ということになります。

それから、最初の1カ月分については、今、特定基準割合っていうのが2%ということになっていますので、それに1%を加えた額の3%というふうな率になりますので、現実的には14.6ではないということになります。

以上、説明です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際のところはそれでわかるんですけども、要は、私が今聞いたのは、根本的な部分で、そのパーセンテージを下げられないかというのが1つあるんですけども、それはまあ、この条例のはちょっと違う部分になってしまうので、それはそれでおいときますけども。

あと1つ確認したいのが、その、特例基準割合ですね。これは今は2%ないし、これは変動するということなんですけども、これは余りないことだとは思うんですけども、これが7.3%

以上になったときは、どういう対処になりますか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 計算の仕方として、14.6というのが限度額になりますので、今の計算を仮にすれば9.3というふうに申し上げましたけども、仮に銀行の利率がこう、上がってきて、それが7.3になると、足し算してちょうど14.6という状況ですが、それがさらに超えた場合には、もう14.6以上にはならないという規定になっています。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号から議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第82号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第83号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第84号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第85号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第87号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第88号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第82号から議案第88号までの補正予算について，提案理由を申し上げます。

まず，議案第82号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額に1,906万6,000円を追加し，歳入歳出それぞれ137億3,952万4,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では，交付額の確定により減収補てん特例交付金を増額。

第11款地方交付税では，交付額の確定により普通交付税を減額。

第15款国庫支出金では，道路維持補修工事に係る社会資本整備総合交付金を増額するとともに，町民体育館等耐震診断に係る防災・安全交付金を新規計上。

第16款県支出金では，制度変更に伴い，農業者戸別所得補償制度事業交付金を皆減し，経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金として新規計上するほか，緊急雇用創出事業補助金を新規計上。

第19款繰入金では，公園維持管理費の財源として，みどりの基金繰入金を増額するほか，財源調整のため，財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では，臨時職員本人負担分の社会保険料及び雇用保険料を増額。

第22款町債では，都市再生整備計画に係る社会資本整備総合交付金事業債を増額するほか，起債限度額確定により，臨時財政対策債を減額するものであります。

次に，3ページからの歳出について，主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで，阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の施行等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか，第2款総務費では，文書管理法制事務費で，緊急雇用創出事業を活用し，ファイリングシステム導入前の公文書に係るデータベース作成業務委託料を新規計上。

第3款民生費では，児童福祉総務費で，安心子ども支援事業費補助金により購入する公用車購入代等を新規計上するとともに，子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて実施するアンケート調査等に係る業務委託料を新規計上。

第4款衛生費では，保健衛生総務費で，産休代替保健師賃金を新規計上。

第5款農林水産業費では，農業振興費で，制度変更に伴い，農業者戸別所得補償制度対策事業に係る経費を皆減し，経営所得安定対策事業として新規計上。

第6款商工費では，商工振興費で，事業継続について検討してきた，まい・あみクーポン券

について、継続実施するためのプレミアム付商品券事業補助金を新規計上。

第7款土木費では、道路維持費で、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路維持補修工事等を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、不具合が発生している消防庁舎自動ドア等を修繕するため、施設等修繕料を増額。

第9款教育費では、事務局費で、緊急雇用創出事業を活用し、特別支援教育支援員の雇用等に係る経費を増額。公民館費及び体育施設費で、防災・安全交付金を受けて実施する中央公民館及び町町民体育館の耐震診断業務委託料を新規計上するほか、学校給食費で、給食センター運営費及び維持管理費を増額するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正については、平成26年度にかけて実施する公文書のデータベース作成業務委託料について、その期間と限度額を追加設定するものであります。

6ページの第3表、地方債補正については、社会資本整備総合交付金事業について事業費の増加により限度額を変更するほか、額の確定により、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第83号から87号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に、阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の施行に伴い、職員給与関係経費を補正するものです。

議案第83号の、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に659万1,000円を追加、歳入歳出それぞれ52億9,291万2,000円とするものであります。

その内容としましては、臨時特例条例による職員給与関係経費の補正を行うほか、課内異動により後期高齢者医療特別会計から異動した職員の職員給与関係経費を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第84号の、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から126万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ18億5,432万4,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第85号の、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に19万4,000円を追加、歳入歳出それぞれ1億7,328万7,000円とするものであります。

その内容としましては、臨時特例による職員給与関係経費の補正を行うほか、一般管理費で、平成24年度決算の確定により納税が生じることとなる消費税を新規計上するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第86号の、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から53万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ25億2,360万6,000円とするものであります。

その主な内容としましては、臨時特例による職員給与関係経費の補正を行うほか、地域支援

事業支援交付金の実績精算に伴い、交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第87号の、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から1,168万1,000円を減額、歳入歳出それぞれ7億657万7,000円とするものであります。

その内容としましては、臨時特例条例による職員給与関係経費の補正を行うほか、課内異動により一般会計及び国民健康保険特別会計に異動した職員の職員給与関係経費について減額するもので、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第88号の、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ29万2,000円を減額するものであります。

その内容としましては、給与並びに法定福利費を減額するものであります。

以上、今、ほとんど職員の給与減額ということで、これはラスパイレス指数を100にすることで、職員が職員の給与を減額したという、そういう現状であります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 一般会計補正予算のほうなんですけども、3点ばかり言います。

まず、13ページ、地域安全対策費の中で、1211防犯対策事業費、これは臨時職員のやつが入ってますけれども、これまず、人数と、どういった形の仕事をするのか、それが1つです。

次に、25ページ、教育費の中の、1111の事務局事務費の中ですね、これも臨時職員の部分だと思うんですけども、同じように、人数と仕事内容をお願いします。

最後に、27ページ、1112で、給食センターの維持管理費の中の、この消耗品費と書いてあるんですけども、これは何なのか。

以上、3点をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

まず、13ページの1211防犯対策事業の臨時職員の賃金でございます。

まずこの臨時職員の人数なんですけども、2名雇用する予定でございます。

それで、仕事の内容なんですけども、来年度は町内の防犯灯を全てLED化にしまして、それで町管理にするという計画を立てておりますけれども、その前段で、その防犯灯の調査、1灯ずつ照合をかけまして、位置とかですね、土地の状況とかを調査するため、臨時職員を雇用するものでございます。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 25ページの臨時職員の関係で、御説明します。

教育委員会としては、学校施設の改修とか、トイレとか、それからエアコンとかって、こう、急務なわけございまして、これについては、建築物のですね、設計、それから管理をできるような、通称建築士なんですけど、その方を1名採用する考えでおります。

それから、給食センター、おかげさまで8月10日に開所しまして、8月19日には保育所、で、9月2日にはですね、おかげさまで全小中学校に、今スムーズに配達してるわけございまして、この消耗品については、釜がありまして、釜の熱源、蒸気、それはボイラーなんですけど、ボイラーを腐食、それから長持ちするようにするための薬剤、これが漏れていたための追加補正でございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はですね、20ページのですね、商工振興事業。まあ、プレミアム付商品券事業補助金、これは補正予算でね、計上されるということになりました。

通常補正予算というのはですね、国とか県のね、補助が決定したから、補正をつけるとか、まあ、こういうこと、あるいはその、急激にその必要性が増したとか、あるいはその、経済状況が大きく変化してですね、その、どうしても補正を入れなければならないと、こういうときに、補正予算というのは通常行われるものだというふうに、私は認識しております。

で、この該当のね、プレミアム付商品券事業というのは、本来は当初予算にしっかりと載せてですね、それでもって、準備をやっていくと、こういうことがふさわしい事業であるんじゃないかと思えます。

これは私がですね、3月の予算のときにですね、これを廃止するのはいかがなものかというふうに申し上げました。そのときにですね、執行部の回答が、今さら言いませんが、つまりその、これはやらないという理由をですね、100も述べたわけですよ。

しかし、9月になってね、この予算を、改めて補正計上するということのですね、根拠、理由について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

3月の議会ではですね、海野さんの一般質問等も含めまして、いろいろやりとりがあったかと思えます。3月議会の結論としましては、町は補正予算を見送りますけども、その後ですね、商工会のほうの改善案については、これからも協議しまして、商工活性化のためにですね、お互いに取り組んでいきたいと思いますというふうな、そういったことになったかと思えます。

で、それを受けまして、商工会のほうがですね、議会終了後すぐにですね、そういった内部組織を立ち上げていただきまして、その中で、改善と申しますか、新しいプレミアム付商品券の検討に着手していただきました。

商工会だけではなくてですね、そういった消費者の声も聞くために、消費者団体のほうの意見も取り入れながらですね、やっていただいたということで、その結果としまして、町としまして、大変大胆な案を、改善を取り上げていただいたということで、この案で行けばですね、旧クーポン券以上にですね、商業活性化につながるということから、今回補正予算として上程させていただいたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この廃止に至るね、経過を聞きますとですね、相当以前から、つまり、やらないということを、明確に商工会にですね、意思表示をして、行政のトップがですよ、意思表示をしていたというふうに聞いております。

通常ね、ある事業を、継続はまあ余りね、問題ないかもしれないけれども、新しくやる、あるいはある事業をやめるということについてはですね、きちんと精査をした上で、それでもってね、やられるべきではないかなと思えます。

それは、私が3月の議会にですね、るる述べましてですね、考えの変更を迫ったんですが、それはとうとうですね、そういう変更に至らないで——至らなかったわけですね。

私は、そういう理由もあって、3月の一般会計予算については反対の意思表示をしました。

今回ね、そういうことで、しかしその、私が先ほど言ったような状況からするとね、経済状況は余り大きい変化もないんじゃないのと。

それでは、実際ですね、今回、私も3月の議会で、るる変更もしていかないと、それから改善もしていかないと、それ以上の改善があったという、その時点ではだって、そういうことはわかっていたわけですからね。それ以上の相当な改善とか、相当な経済誘発効果があるというふうに判断した根拠、あるいはその、改正された——改正じゃなくて、今回新しくね、名前はとくとくクーポンというふうに名前を、名称を変更したようですけども、名称の変更がいいのかどうかも、難しいですよ、これは。一旦定着した「まい・あみクーポン」というものをね、これを変更するっていうことが、いいのかどうかってのはわからないけれども、しかしその、どんな変更点があったのか、その点についてお伺いしたいと思います。



○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。

内容の前にですね、町のスタンスとしまして、プレミアム付商品券につきましては、第4回までを見た中では、偏った店舗ということで、少し改善といいますか、そういうことでは、補助として難しいというようなことを申し上げておりました。

ただしですね、新しいアイデアについては、どんどん町としては受け入れますというような、そういったことをですね、前々から、そういうふうには、商工会のほうには投げかけていたところがございます。

そういった中で、今回御提案いただきました内容についてを、ちょっと御説明いたします。大きく変わった取り組みとしまして、4点ございます。

まず1点がですね、高齢者・障害者への優先販売というようなことでございます。前々から、商工会としましては、年金生活者の方々へのですね、そういったプレミアムについて、何とか配慮したいというようなことでございます。まあ、事務的には大変煩雑になるかと思いますが、そういったことを踏み込んでいただいたということでございます。

2点目。2点目につきましては、西部地域っていうのが、前々からですね、利用店舗が少ないというような、そういった消費者の声がございました。それにつきまして、カスミ荒川本郷店、こちらにつきまして、特別に取り扱いというような形で要請していくというようなことでございます。

カスミさんにつきましては、町内店舗が2店ありまして、商工会会員は1店ということで阿見店だけだったんですが、それを特別枠で、まあ、消費者の声、利用拡大を図るために取り入れるっていうようなことでございます。

3点目。3点目がですね、加盟店独自のサービス、それから特典を提供していくということでございます。

例えばですね、具体的な案をお示しいただいたんですけれども、特別割引商品を店舗で設けたり、それから、具体的には、例えば500円券でぽっきりだとか、そういった商品をですね、独自にアイデアを出して、商品券全体をね、盛り上げていくっていうような、そういったことでございます。

4点目につきましては、APカード加盟店、こちらのスタンプラリーによります特典ということを考えてるってことでございます。これは、APカードの商店を盛り上げようということで、具体的には、5店舗を使用することで抽選できるといった、こういった内容でございます。これがですね、去る7月23日の阿見町商工業に関する懇談会でですね、商工会のほうから提案されたものでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、詳細はね、委員会でしっかりと議論をしていただきたいし、私は基本的にですね、このプレミアム付商品券事業は、そのまま継続すべきだという立場に立っておりましたので、まあ、よかったなと率直に思いますが。

今ね、部長がカスミの荒川本郷店も入れると。当時部長が何て言ったかというね、大型店に偏ってっからだめなんだと。こんなこともおっしゃってたんですよ。ですから、そういうことについて、また矛盾してしまうわけです。

多分、制度をね、いじくればいじくるほどね、難しくなるわけですよ。で、確かに高齢者とかね、そういう方々に、障害者の方々もかな、に配慮するとなるとね、それはそれでいいんだけど、しかし、やっぱり、事務手続きの煩雑さとか、いろんな面で、制度がね、煩雑になってしまうんですよ。で、それはそれで別な方策を立てると。ある1つの制度に、いろんな機能をね、入れていくと、これは煩雑になりますし大変だと思います。

これを指摘して、終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今のプレミアム券の件なんですけども、今、海野さんが大体聞いてくれたんで、私も、当初予算になってないのはおかしいと。当初予算に絶対載せるべきだと、そういう思いでいました。

今回、6月のこの補正に載ってきたから、それはそれで、やれることになったことは、大変うれしく思ってます。あ、9月の議会の補正になってきたんで、よかったと思ってます。

で、1点。この、改善点が4点、こういう改善がされたから、これを予算化したんだという部長の説明がありました。で、これでうまくいくつつう保証はないですよ。改善したから必ずうまくいくつつう保証は。

じゃあ来年、これでうまくいかなかった場合、来年もこのように、当初予算には載せないで、その、もっと違う改善点を出しなさいつつって、また、こういう形をとるのかどうか、お聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

プレミアム商品券の事業期間が、11月1日から売り出しまして、それから2月の末っていうような、これが過去4回中3回ありました。

で、実際にですね、2月の末で、そういった成果を見てですね、予算に反映する、当初予算に反映するっていうことは、これは事実上無理といたしますか、間に合わないというようなこと

があります。ですから、過去1回だけです、補正予算で対応したことがございます。

そういったことですね、今回の新しい事業につきましては、やはりその成果を見る必要があるかと思えます。そういったことから、担当としましては、これだけいい案といたしますか、ほかの市町村でやってるものを取り上げていただきましたので、できれば継続していきたいですけれども、やはりそれは、ちゃんと成果を見なければいけないかと思えます。

そういったことから、まだ予算編成前ですので、はっきりとは申し上げられませんが、やはり成果を見た中で出してくってということであれば、補正予算っていうのが一番の、皆様にその結果をお示しして、それで上程するかどうかというのがわかるやり方かと考えてます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ、当初予算に載せられないというなら、それは補正でいいですけども、基本的に、町はこれを続けていくんだと、いろんな反省とかいろいろあってもね、町はこれを続けたいんだと。商工会のために続けたいんだと、そういうことがちゃんとわかればそれでいいんですけども、まあ2月までやって、それ以降がなくちゃ、その、結果が出ないと言うんなら、それは3月、当初予算に載せるっていうのは、実際大変な話だからね。それはよ。

ただ、これをやったから必ずしもうまくいくって、また違った面の、いろんな、今、海野さんの話にもありましたけども、不合理説も出てくるわけですよ。それを直しながら、町が続けていくんだと、この商工会等のために。それはそう解釈していいんですね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。

補助事業ですので、PDCAサイクルっていう、それをですね、やはりですね、事業者がですね、チェックしながらよりいいものに、悪いのは改めるっていうような、そういったことが大事かと思えます。

そういったことですね、ぜひですね、そういうサイクルをもってですね、商工会が改善に取り組んでいただいて、継続できればと思います。

一番、私どもがいいと思ってますのは、商工会がですね、今回の当初予算を町が上程しなかったことですね、奮起していただいて、内部でそういった活性化をされたっていうことでございますので、それにつきましては、大変いい結果になったかというふうに思っております。

○議長（倉持松雄君） 次に、14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、よくわかりました。

ただ、今久保谷議員が言ったように、クーポン券の発行がね、毎年毎年、こう、不安定にね、改善をしながら、改善をしながらということがあろうでしょうけど、やっぱり、その動向を見ながら、しっかりとした年度当初の予算に、私は組むべきだと思います。まあ、それはそれで

願います。

で、特定の店舗に偏りすぎるといってお話がありました。だからやめたんだと。1つの理由でね。やめる理由に。これって、何か改善されたんですか。その改善の内容を教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

過去4回のうち3回ですか、3回につきましては、例えばですね、商品券でも何でもそうかと思いますが、商品券で金券を買うっていうことは、本来はできないんですが、それがですね、まあ、何ていうんですか、規定されていなかったということがございます。

そういったことから、プリペイドカード等を買うことによりまして、本来期限があるものを、それを期限を無期限のようにしたっていうような、そういったこともありますし、まあ、そういったことからですね、いろいろ協議はされていたんですが、それを、4年目に改善はしていただきました。

そういったことで、昨年度には改善はされておりますが、まだまだですね、改善の余地はあったかというふうには思っております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのう、特定の店舗にね、偏るから、改善をしなければだめだよというような話だったのね。当初、3月のときに。やめる理由がですよ。

で、特定の店舗に偏るちゅうのは、それは、いろいろ買ったりなんたりする人もおるかもしれませんが、何か、上限の枠か何かを決めたんじゃないんですか。1店舗これまでだという。それを私は聞きたかった。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） お答えいたします。

ただいまのですね、特定業種の利用率が高いということに関しましてはですね、昨年度、平成24年度のですね、実施段階でですね、これは結果的にですね、終わった後の検証で改善されたというものでございますけれども、先ほど部長からもありましたとおりですね、プリペイドカード等の換金性の高い物の利用を制限したということからですね、業種がこう、特定の業種に偏らなくなったと。

さらにですね、これはどちらかという、商工会サイドのですね、対策になりますけれども、1事業者当たりのですね、換金ですね。取り扱った商品券を換金するわけですけども、1事業者当たり500万円をですね、取り扱い限度額ということにしましたんで、こちらでもですね、特定業種に集中しないということのですね、対策ということになったということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうするとね、今度は荒川本郷店か、カスミの、が加入をしますよね。加入したのか、これから加入するのか知りませんが、利用者がそこに集中をする可能性がありますよね。そうすると、1店舗500万といえ、そこでもう、これは利用できませんというような形になるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） 今回ですね、先ほどもありましたとおり、西部地区のほうにですね、大型店を新たに設けようということでございますけれども、それによってですね、大型店に、また集中してしまうんじゃないかというような御指摘かと思っておりますけれども、もともとですね、大型店で使える商品券というのはですね、1,000円券5枚が最大使えるんですけども、実際のところはですね、そこまで、消費者の方々はそこまで使ってないということが、実施結果から判明しておりますので、今回その、荒川本郷のですね、お店でも使えるようになったとしてもですね、それによる、その、影響は、そんな大きくはないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、カスミストアでは、必ず利用する人が少ないという見解なのね、あなたが言うのは。見解は少ないと、500万にはならないという見解でしょうけども、それはわからないよ。

なったときにどうするか。その点まで考えとかないと、500万で、ああもう、荒川本郷のカスミ店は500万でおしまいと言って、券を持ってきた人に、ああ、もう500万だからおしまいって、こう、返すのかどうか、そこぐらいまでもは考えとかないと。それは、その点どうですか。

○議長（倉持松雄君） 商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） はい。

1事業者当たりですね、500万円を取り扱い限度額としているのはですね、どちらかというと、その、商工会、今回のこの商品券事業のですね、事業主体である商工会内部のですね、決定をもってやっておりますので、この点につきましては、まあ、町がどうかというよりもですね、今後ですね、ちょうどこれからその実施に向けて協議しているところでもございますので、商工会ともですね、よりよい運用について協議していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、500万を決めたのは商工会が決めたんで、町は関知してないということですね。で、その500万も、商工会がこれから決めるから、町は全然関係ありま

せんという、そういう立場ですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） あのう、これはですね、商工会の事業です。主体です。それについて町が補助を出すってことです。主体は商工会、事業者にありますので、その事業内容につきましては、あくまでも、アドバイス等のことは行政としてはしますけども、最終決定は事業者になります。

その辺は、御理解のほう、いただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そうであればね、店舗が偏ってるとかなんとかちゅうのは、やっぱり、町が決めるんじゃないで、商工会に決めさせればよかったんだよね。町が廃止をする理由の中の1つに入ってたからね。利用の店舗が偏ってるという話が。

だから、それはそれで、町が理由を述べるんじゃないで、商工会に対しても言ったんだろけれども、町はある程度、町民の税金を使うんだからね、特定の店舗に偏ったらまずいという見解を出したのであれば、ある程度関与しないと。

そらあ、大型店に行きますよ、便利がいいから。何でもあるから。したら、町のちっちゃなお店屋さんっていうのは、商工会の加盟店なんていうのは、利用できなくなるじゃないですか。利用しないですよ。そんな大型店舗が来れば。

その点は、ある程度、町が関与するべきだと思うんですけど、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） あの、細かな話になりますけども、この商工会の補助のあり方としまして、まず、消費者の視点があるかと思います。それはまあ、消費者に行き渡るってこと。それからもう1点はですね、やはり商工会業者に、やはりその恩恵を、うまく振り分けるっていう。

その2点からしまして、私が海野議員とのやりとりの中で申し上げましたのは、やはりその、商工会業者につきまして、偏った割合になってるというようなことで述べさせていただきました。で、大型店につきましては、確かにその、大型店の枠がありますので、そういったことで、別枠と考えると、それ以外の店舗について、そういった偏りがあったので、その辺の改善をお願いしたというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございますか。9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 1つだけお聞きします。

大型店舗に関しては、利便性の、まあ使用者の、消費者の利便性から入れてあるっていうんですが、その大型店舗は、阿見町の商工会の会員に入ってるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

入ってるところを対象としたものですが、今回につきましては、カスミ荒川本郷店につきましては、カスミさんが、その会社の方針で、1市町村に1店舗というような、そういった方針でしたので、阿見店のみで、荒川本郷店は入ってなかったというようなことですが、まあ、そういったところを、消費者の利便性向上のために要請する予定だということですが、

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 今、予定と言ったんだけど、何か、先ほどの話では、もう入ったように理解したんだけど。

まあ、カスミは1町村1個ということはわかりましたよ。だけど、2個になるわけでしょう。そこをもう、認めておるのかどうか。これからするのかどうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、あの、商工会の会員としては、今までどおり1市町村1店舗というふう聞いております。

ただ、その、利便性の向上のためにですね、荒川本郷店に、そのクーポン券の取り扱いについて、されるように、まあ、商工会のほうで要請をされるということですが、

会員になるってということではなくて、取扱店になるってということですが、

○議長（倉持松雄君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号から議案第88号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時20分といたします。

午前11時09分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第89号 平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（倉持松雄君） 日程第6，議案第89号，平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第89号の，平成24年度一般会計歳入歳出の決算につきまして，地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して，ここに提案いたします。

なお，議案の詳細な内容等につきましては，総務部長から説明をいたしますので，慎重審議の上，認定いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き，監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君，登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） では，決算に関する審査の報告をいたします。

平成24年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして，地方自治法第233条第2項の規定に基づき，8月2日から8月16日までの間の延べ5日間審査を行いました。

審査に当たりましては，町長から提出されました各会計決算書，附属書類，健全化判断比率，資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について，法定様式に従って作成されているかを確認するとともに，計数についても，関係帳簿，証拠書類などの提出を求め，予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら，必要に応じ，関係者の説明を聴取して審査いたしました。

審査の結果，平成24年度一般会計歳入歳出決算について，関係帳簿及び証拠書類と照合した結果，全て正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく久保谷充。

○議長（倉持松雄君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き，担当部長から，議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案第89号，平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからなりますので，御参照いただきたいと思っております。なお，括弧書きにつきましては省略させていただきます。

平成24年度一般会計の決算額は，歳入総額164億7,108万4,000円，歳出総額155億2,483万



1,000円となり、前年度と比較し、歳入については11億395万8,000円の増、歳出については16億752万5,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、9億4,625万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として3億7,272万2,000円を充てると、実質収支額は、5億7,353万1,000円となり、前年度と比較し、4億3,766万9,000円の減となりました。

歳入の増額の主なものについては、国庫支出金が決算額16億3,750万円で、2億387万4,000円の増、県支出金が決算額9億6,608万2,000円で、1億6,725万2,000円の増、繰越金が決算額14億4,982万円で、2億7,646万2,000円の増、町債が決算額20億1,770万円で、9億9,410万円の増となりました。

減額の主なものについては、町税が決算額73億645万5,000円で、1億1,788万3,000円の減、地方特例交付金が決算額2,917万7,000円で、3,746万1,000円の減、地方交付税が決算額11億3,794万円で、7,155万7,000円の減、諸収入が決算額5億7,678万9,000円で3億9,996万7,000円の減となりました。

次に歳入の増減の主な内容については、まず町税では、景気回復に伴う企業収益の改善などによる町民税1億1,966万6,000円の増の一方、家屋評価替の影響等による固定資産税2億1,256万円の減などにより、減額となりました。

地方交付税では、復旧復興事業の財源として交付された震災復興特別交付税9,378万6,000円の増の一方、過年度の法人町民税の減収を伴う清算措置の終了等により普通交付税1億3,742万7,000円の大幅減などにより、減額となりました。

国庫支出金では、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金1億1,764万4,000円の減の一方、社会資本整備総合交付金2億6,790万9,000円の増などにより、増額となりました。

県支出金では、市町村復興まちづくり支援事業費交付金5,200万円の皆減の一方、安心子ども支援事業費補助金1億4,915万3,000円の皆増などにより、増額となりました。

繰入金では、震災復興まちづくり基金繰入金3,364万2,000円の皆増、学校施設耐震化基金繰入金3,708万6,000円の皆増などにより、増額となりました。

繰越金では、純繰越金2億7,646万2,000円の増などにより、増額となりました。

諸収入では、災害対策支援金6,497万4,000円の皆減、和解金4億9,000万円の皆減などにより、減額となりました。

町債では、社会資本整備総合交付金事業債1億1,990万円の増、給食センター整備事業債7億7,800万円の皆増などにより、増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず、議会費では、議員報酬関係経費2,113万1,000円の減などにより、議会費全体の決算額は、1億5,316万円で、2,036万5,000円の減となりまし

た。

総務費では、臨時職員雇用費8,676万4,000円の減、財産管理費4,768万9,000円の減、集会施設整備事業2,351万2,000円の減、賦課事務費2,148万5,000円の増などにより、総務費全体の決算額は、15億723万9,000円で、5,174万円の減となりました。

民生費では、障害者介護給付事業8,557万7,000円の増、障害者訓練等給付事業3,262万2,000円の増、子ども手当等支給事業1億3,607万5,000円の減、保育所整備事業1億3,398万4,000円の増などにより、民生費全体の決算額は、42億384万6,000円で、1億8,854万7,000円の増となりました。

衛生費では、予防接種事業984万1,000円の減、霞クリーンセンター運営費1,261万円の減、霞クリーンセンター維持管理費2,122万5,000円の増、放射能対策事業2,330万1,000円の減などにより、衛生費全体の決算額は、12億2,545万9,000円で、3,844万7,000円の減となりました。

農林水産業費では、農業振興推進事業928万7,000円の減、農業者戸別所得補償制度対策事業483万5,000円の増、農業基盤整備事業936万8,000円の減、農業集落排水事業特別会計繰出金749万8,000円の増などにより、農林水産業費全体の決算額は、2億4,315万4,000円で、253万1,000円の増となりました。

商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業419万6,000円の減、観光振興事業231万9,000円の減などにより、商工費全体の決算額は、1億4,016万6,000円で、929万8,000円の減となりました。

土木費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業1億9,830万5,000円の増、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業3億1,317万円の増、公共下水道事業特別会計繰出金5,260万1,000円の減、吉原地区公園整備事業5,840万円の皆増、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金1億1,982万1,000円の皆減などにより、土木費全体の決算額は、24億2,485万9,000円で、4億8,262万5,000円の増となりました。

消防費では、庁舎維持管理費1,421万9,000円の減、消防機械力整備事業2,103万9,000円の減、消防水利整備事業3,291万7,000円の増、施設維持補修事業1,952万円の増などにより、消防費全体の決算額は、6億7,184万8,000円で、1,713万9,000円の増となりました。

教育費では、中学校学校施設整備事業1億3,628万円の増、本郷ふれあいセンター維持管理費2,215万4,000円の減、給食センター整備事業11億3,060万6,000円の皆増などにより、教育費全体の決算額は、27億2,684万7,000円で、13億816万6,000円の大幅増となりました。

災害復旧費では、公共公用施設災害復旧事業の皆減などにより、災害復旧費全体の決算額は、1億2,052万8,000円の皆減となりました。

公債費では、元金償還費233万8,000円の増、利子償還費205万8,000円の減により、公債費全

体の決算額は、13億2,567万円で、28万円の増となりました。

諸支出金では、財政調整基金費1億1,270万円の減、震災復興まちづくり基金積立金5,200万円の皆減などにより、諸支出金全体の決算額は、9億258万3,000円で、1億5,138万5,000円の減となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が61億6,022万8,000円で、6,433万円の増となり、歳出総額の39.7%を占め、その内訳については、人件費が一般職給料の増などにより6,614万4,000円の増、扶助費が子ども手当、医療費助成費の減などにより209万4,000円の減となりました。

物件費については、障害者地域生活支援事業3,154万2,000円の減、予防接種事業1,035万7,000円の減、小学校教育設備教材費1,589万6,000円の減、中学校学校施設整備事業1,904万9,000円の減などにより、5,264万1,000円の減となりました。

普通建設事業費については、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業1億9,873万3,000円の増、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業3億1,227万6,000円の増、中学校学校施設整備事業1億2,182万7,000円の増、給食センター整備事業11億2,952万7,000円の増などにより、21億876万6,000円の大幅増となりました。

維持補修費については、財産管理費798万円の増、霞クリーンセンター維持管理費1,296万6,000円の増などにより、1,185万3,000円の増となりました。

補助費等については、子ども手当等支給事業2,615万5,000円の減、霞クリーンセンター運営費1,433万6,000円の減、龍ヶ崎地方衛生組合負担金1,999万1,000円の減などにより、4,115万4,000円の減となりました。

積立金については、財政調整基金積立金1億1,270万円の減、震災復興まちづくり基金積立金5,200万円の皆減などにより、1億5,138万5,000円の減となりました。

繰出金については、公共下水道事業特別会計繰出金5,260万1,000円の減、本郷第一土地区画整理事業繰出金1億1,982万1,000円の皆減などにより、1億4,962万3,000円の減となりました。

以上、一般会計決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては別記歳入歳出の状況等を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 監査委員に1点とですね、それから執行部に1点、聞きたいと思います。

監査委員の橋本先生に1点お伺いしたいんですが、監査委員の意見書ですね、阿見町決算審査意見書をいただいております。その中にですね、ちょっとお待ちください。大変失礼しました。11ページにですね、監査委員がですね、入札制度の透明性の改善について努力を促しております。

コスト削減の観点からという前提がついておりますけれども、この入札制度の透明性の改善についてですね、具体的にですね、監査委員の頭の中と申しますか、どのようなその、改善を求めているのかお聞きしたいと思います。

まあ、多分、私が思うにですね、その、一般競争入札を、より拡大をするという方法、あるいはその、予定価格の事前公表性から事後公表制度に拡大したらいかかがかと。あるいはその最低制限価格の設定などをしますとですね、一般的にはその、コスト削減ということが図られると思います。

まあ、入札制度の透明性の改善もあわせてですね、監査委員が御指摘になった、コスト削減の観点から、入札制度の透明性の改善ということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 監査委員橋本英之君。

○監査委員（橋本英之君） お答えします。

海野議員と、基本的には考え方は同じなんですけれども、私の立場といたしましては、透明性の確保、加重平均落札率ということを提示しましてですね、議員の先生方に、いろいろご検討いただきたいというのが真意でございまして、具体的にどうのということは、差し控えたいと思います。

あくまでも透明性を確保したいと、情報を議員の先生方に御提示したいと、そういう趣旨でございまして。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのう、監査委員からそのような、その、問題を投げかけられて、あとはその、議員のほうでということ、議会のほうでということ。わかりました。

で、もう1点はですね、私がですね、今年度、平成25年度の、その、予算審議の際にですね、これは多分本会議で——まあ、委員会が違うので、本会議でお聞きしたと思うんですが、まあ、委託料の中に、草刈り委託料という予算がありました。921万8,000円、当初予算でですね。これ、平成25年ですよ。

で、その、まあ、去年はですね、前年度なかったものですから、新規のものかなと思ってお聞きしましたらですね、前年度その、草刈り、公共、公有地のですね、管理を、直営でや

るんだということで、その機材を購入して、それでその、臨時職員を雇ってですね、それでもってやると。で、そうすると、まあ、1,000万からのですね、経費が削減されると、まあ、こういう答弁といいますか、やりとりがありました。

で、私も、その後調べてみましたらですね、ちょうどこの、平成24年のですね、3月議会で、藤井議員と町長及び部長の間ですね、やりとりがありまして、まあ、これは今回の決算に係ることですから大丈夫だと思いますが、そこでですね、その、藤井議員の質問に対してですね、軽ダンプですね、2台、軽トラ1台、それからバロネス等の機材を買ったと。買って、その上で、臨時職員を雇ってですね、それでその、経費の節減を図るんだと。で、図れるということ、明言しております。

で、例えばそのバロネスという機械。これも、買えば5年間は十分にもつと。で、そのまま使うから、経費の節減がどんどんできるよと。そしてその、金額的には1,000万円ですね、削減ができるということをおっしゃいます。

私は、これ、一般質問で質問したものですから——ごめんなさい、平成24年3月の議会でですね、質問したものですから、今回、そのことはどうなっているかなと思ひまして、決算の決算書をこう、見ながら、ずうっと見ていたんですが、この点についてどういうふうになつてるかを、まず教えてください。

決算の状況。24年度の決算の状況。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 植栽管理の決算の状況ですね。御説明いたします。

24年度は、直営でやるというようなことで実施をいたしました。それで、草刈りに関しましては、1億1,200万円余りの支出がございまして、23年度と比較しまして、約1,000万ほどの削減をはかれています。

しかし、先ほど海野議員が言われましたとおり、初期投資の、まあ、バロネスとかですね、軽ダンプ等の機材を購入いたしましたので、この分で約1,200万円かかっておりまして、まあ、その部分をプラスマイナスすると、削減には至ってないと。

ただ、委託料に関しましては、削減になっているというようなこととございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、1,000万安くなったけど、1,200万機械を買ったから、まあその、ちょっと200万余り赤字になっちゃうっていった話だと思うんですよ。

これね、その、1月の臨時議会で、補正予算で購入してるんですよ。

さっき言いましたね。補正予算っていうのは、ね、いろんな事情があつて、その、そういうときに補正予算を組むべきものですよと。ね。これも本来は当初予算で組むべきものだったん

じゃないですか。私はそう思いますよ。

で、それでね、それはそうとして、それじゃあその、今、機材、5年間もつから、1,000万円ね、要するに節減になるんですよと。この1,200万の機材は、今どうなってますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。

まあ、25年度の状況になりますけれども、植栽管理を直営で24年度行いまして、実施しましたところ、臨時職員を雇用したわけなんですけれども、なかなかあの、こちらで考えたような臨時職員の方は、人数的に、常時雇用できなかつた。まあ、大変でやめてしまう人もいますし、募集しても来なかつたというようなことがございまして、安定して植栽管理ができなかつたというようなことがございまして、今年は人数の確保ができる、それできちんと業務を執行してもらえる、シルバー人材センターのほうに委託をしております。

それで、あの、御質問のこの機材に関しましては、町で所有してるんですけども、シルバー人材センターのほうにお貸しをしているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのう、この事業をです、起案した職員はね、これ責任をとるべきですよ。はっきり言って。

こんなね、その年度途中で、その1,200万からの機材を買って、それで次の年にやってみたと。やってみたら全然当てが外れちゃって、で、赤字になっちゃったと。

こういうね、その、事務事業の執行を起案するというのは、極めて問題です、これ。極めて問題。

で、まあ、当時ね、議会、私は残念ながらといいますか、当時議員ではありませんでしたので、この審議には参加しませんでした。しかし、まあ、当時も、やっぱり同僚議員はですね、その、懸念の表明を強くしています。懸念の表明を。

で、こういうね、懸念の表明をしながら、今回もね、補正予算でまあ、いろいろ出しましたけれども、やっぱりね、こうした無計画、ね。もう、本当にあの、無計画な、その、思いつきでやるような事業ってのは、もうやめにしたほうがいいと思います。

この事業を起案して、進めた職員は、これ、本当に責任をとるべきだと、私は思います。

どういう事情なのか、もう一度教えてください。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 非常にあの、おもしろい計算をしてますね。1,000万経費削減できて、1,200万、これ5年間で償却すれば、1年間で240万ですよ。そういう、やっぱり企業的な経営の考え方を見ればね、んじゃ、1,000万で240万引いたら760万削減できてると。これ、

5年間使えるわけですから。最低でも。

そういう計算のもとにやらないと、おかしいんじゃないですか。それで、それはおかしいでしょう。だって、償却資産っていうのはそうやってやるんですよ。減価償却。

減価償却しないで、それでどうのこうの言ってる。それはあなた、計算が間違ってるし、それで、特に、補正予算で物事をやっちゃだめだなんていう、そういうことは、全然書かれてないと思いますけどね。財政を運営するのに。大体、それでは硬直化しちゃうじゃないですか。何か本当にこれをやらざるを得ないというものを、積極的にできないじゃないですか。

そういう話は、もうちょっとこう、企業的に考えてくださいよ。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、非常に荒い議論でね、これはもう、びっくりしちゃうんですけども。

あのね、もともとね、要らないものを買ってるんですよ。もともと要らないものを。それ、必要じゃないから無償で貸与してんじゃないですか。町の財産になってるつつたつて。その事業を起案しなかったら、この1,200万は買わなかったんじゃないですか。

そんな荒い議論をしてね、その、企業会計だから、その5年間で、経費の減価償却を考えるなんていう、こんな論議が出るとは、私はもう、全く思いませんでした。

いずれにしてもね、町長はそのように回答をし、そのように信じてるようですから、それは結構なんです。

それから、補正予算を組むのについてもですね、私は幾つか前提を挙げて、何でもかんでも補正予算をやっちゃいけないなんてことは、一言も言っていません。で、町長は今ね、前提なしに、補正予算を組まねかったら、硬直化しちゃうじゃないかって、まあ、そんな議論なんです。が、まあ、いずれにしても委員会ね、これはその、これ総務委員会になるんでしょうかね。総務委員会で、この顛末をですね、しっかりと議論をしていただいて、どういう経過だったのか、そしてそれがどうなってるかっていうことを、しっかり審議していただきたいと思ひまして、その発言をして終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ええっと、先ほど、総務部長のほうからの話で、この実績報告書ですか、この中で、3ページ目の下のほうに、積立金ということで、財調の話が出てるわけなんですけれども、この財調のほう、ちょっと私のほうでざっと見た限り、22年度から見てまあ、倍になってるかと思うんですよ、金額的に。これ、平成23年度は4億9,000万という和解金の話がここにありますが、それは今年はないのは当たり前ですけども。

この財調に関しまして、実際どこまで積み立てるのか、または、これを積み立てた場合、ど

ういうふうな形で、それを町民に還元すんのか。もし何か考えがあったら教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あのう、財政調整基金は、1つの目安としまして、一般会計の5%程度は、常時確保しとく必要があるというふうに言われております。ですから6億円とか、その辺のレベルなんですけれども。

ただ、こういった、去年の臨時的な収入もありまして、財調を積み立てた。それから、国のほうの補正予算で、大分補助事業ができて、それで活用できたもんですから、財源的に有余ができて、財調の積み立てができたというようなことでございます。

ただ、この財政調整基金ですけども、2年前の、あの震災のときとかですね、不測の事態があつて、どうしてもあの、支出しなければいけない場合は、もう、財源とか言ってる場合じゃなくてですね、当面、すぐ目の前の、救済とかの事業に充てなくちゃいけませんので、そういったときには活用していきたいというふうに考えておりますし、この後もですね、将来に向かっても、安心・安全なまちづくりというようなことで、防災行政無線の整備。それから、今やってますけど、耐震化事業。この、学校が大体目安がつかますので、ほかの公共施設もやらなければいけないというようなこともございます。それから、学校、小学校の建設も、近い将来必要になってくる。それから、今後の問題になってきます、既設の公共施設の維持管理。給食センターを建て替えしましたけれども、そういったものにも必要になってくると。

これはあのう、建て替え修繕等につきましては、補助事業をなかなか活用できないというようなこともございますので、こういったときは調整基金を有効に活用しながら、そういった事業に充てていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい。

ということは、まあ、いつ起こるか分からない災害、ありますよね。そういった中で、この、安全・安心な形で、防災なんかに、やっぱりすぐ使えるようにするっていうことが町の話だと思うんですけども。

まあ、今、総務部長の話の中で、いろいろ述べられた後に、その、小学校の建設って話も今ありました。で、実際、まあ、本郷の話だと思うんですけども、ちょっと、これあの、町民のほうから聞かれたんですけど、今どうなってんだということなんで、ちょっと、まあ、直接この決算とあれかもしれませんが、もしわかる範囲内で進捗状況があったら教えてください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あのう、私の予測の範囲で申し上げたお話でございまして、現在、



学校の再編計画の策定の業務が、教育委員会のほうで進められております。今年と来年の2年でしょうか。その中で、再編、町全体の学校のあり方について、議論されて、およその方向性が出てくるのかというふうに思われます。

ですので、その結果によりまして、今のバランスがいいのか悪いのかというようなことの中で、もし仮に悪い、必要な部分が、地区があると。それと、統合したほうが良いというような地区も出てくるかもしれません。そういった中での学校の建設ということになります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 済みませんね。じゃあ、最後に1つだけ。

今の話の中で、本郷小、プレハブ校舎を建てた話がありましたよね。ですからその、バランスというよりも、土地が今、とりあえずは確保してあると思うんですけども、そこの土地に向けて、かなりこの、住民の人たちが、将来学校ができるんじゃないかってことで、そこに結構引っ越してる人が多いんですよ。で、結局その後、子供の場合ね、引っ越してきて、子供がまあ、仮に3つ、4つだとすると、それが10年後、15年後となると、まあ、小学校が終わってしまうような形になってんですけども、そのまま、実際、今の話の中で、もうちょっと具体的な部分ってのはわからないんですかね。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。んじゃ、お答えします。

あのう、小学校の、新しい小学校をつくるっちゃうことは、少なくとも4年かかんですよ、4年。基本設計、実施設計、大体普通、継続で2年ちゅうことになりまして。

あの、教育委員会事務局としては、将来的に、当然あそこには小学校を建てていきたいっちゃう部分がありまして、今後そういう部分を含めた中で、当然検討していかなければならないっていう考えでおります。

だで、具体的な計画は、今んところないでございます。

以上です。はい。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私さっき手を挙げたんですけども、海野議員が言ったですね、直轄の草刈り。これはあのう、私が質問をしましたし、結果も聞きました。

それで、まあ、総務委員管轄だとは思うんですけども、ここで、今一度みんなの前で、なぜ頓挫したのか、なぜ頓挫したのかという理由を、もう一度聞かしてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。あのう、人員の、人の問題でございます。

臨時職員を雇用して草刈りをやるという計画でいましたけれども、途中で、計画期間の、雇

用期間の途中でやめられたりですね、その後、夏場に人が集まらなかったりというようなことで、植栽のほうは、うまく草刈りができませんで、いろいろあのう、住民の方からも要望をいただいて、委託して、とりあえずできないので、委託してやったというような事実がございました。

そういったことを今後発生しても困るだろうというようなことで、確実に人を、人員の確保ができる事業をしていかなければいけないと。

あのう、草が伸びてしまいますと、いろいろ御不便をおかけしたり、危険な場合もありますので、そういったことで、確実に事業ができる人員を確保しなければいけないだろうというようなことで、シルバー人材センターに委託するという結論になったものでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、もともとね、阿見町の造園業者に委託をしていたわけですよ。まあ、それが、経費が高いから安くしましょうということで、直轄を考えた。まあ、ここまではよかったですよ。ここまでは。

ただね、雇った方々を、どこから雇って、どのような雇い方を、雇用をしたのかね、そういうことも、やっぱりいろんな話は聞いてるんですけども、もともと、私が全協でなぜですかって、この事業はどうしたんですかと思ったら、失敗ですち言いましたよね。失敗というふうに答えました。はっきり答えました。

それで、だからそういうことで、できる、できないということよりも、途中でやっぱり、やるような事業は、やっぱりよくないです。ね。

だから、そういうことでは、やっぱり、議事録を見たら、失敗って言いましたから。誰だっけ、その当時の……。

〔「誰が、誰が言ったの。誰が失敗なんて言ったの。」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） まあ、委員会でそれはやりましょう。町長もいましたよ。そういうことです。

○議長（倉持松雄君） 議長をないがしろにしては、非常に困ります。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は全然失敗なんて思ってません。

これはまあ、直轄ではできないけど、シルバー人材センターで、本当にやれるっていうことになるし、また、この単純なね、草刈り業務は、やっぱり積極的に、シルバー人材センター等にね、やっていただく。それによって、経費の削減ができるわけですから。

十分、これは、あのう、計算すれば、だって、1,200万で、5年で240万、年間、その機械を償却するわけだから、それを考えれば、まあみんな、経営してる人、みんなわかるわけだよ。

だって、機械を買えば何年もつつつたら、その何年間で償却するわけだから。

だから、そういうことで、私はもう、拡大してやっていきたいと。少しでも多くの単純草刈りは、シルバー人材センター等で受けていただいて、やっていきたい。それで経費の削減を図っていくと。

これはもう、私が思っていることなんで、それはやっていきたいと思ってます。

○議長（倉持松雄君） これは、総務委員会でもゆっくり……。

○14番（藤井孝幸君） 了解でございました。

○議長（倉持松雄君） そうですか。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 14番です。

先ほど私が、直営の草刈りの件で町長とのやりとりがありましたのでね、町長は、「そんなことはない」つつつて言っていましたけど、議事録がありましたので。私がおうそを言ってると思われたらまずいから、ちょっと議事録を読ませていただきますよう。

ほんで、町長、言ったらどうすんの。

○町長（天田富司男君） そしたら、謝ります。

○14番（藤井孝幸君） んだよなあ。私は知りませんか言ってたからね。

あのね、私がね、「町が直営してやるということは、失敗したということですね」という質問にね、対して、回答は、まあ、いろいろこう、言ってる、「今回、議員がおっしゃるとおり、なかなかうまくいきませんでした」と、こういうふうになってんだよ。だから、もう失敗したということなんですよ。

全部読もうか。

「はい。今回直営で行うことにつきまして、町のほうでは、あの軽トラックとか、あのバロネスとか、そういった専門の機械を購入しました。それは、今年使ってやったんですけども、今回、議員がおっしゃるとおり、なかなかうまくいきませんでしたという状況です」と。で、来年度から云々とか言ったの。シルバーについて。

そういうことで、私がおっしゃるとおり、私がおっしゃるとおりと言ったんだから、失敗し

たと同じなんだよ。

○議長（倉持松雄君） 町長に対する質問ではございませんから、手を挙げる必要はございません。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ええっと、今の件は、後でまた、総務委員会でしっかりやっていただくということで。

私からはですね、この決算書の内容についてね、もう1点だけ、ちょっと、質問といえますか、言い忘れちゃったものですから。

そこの、565ページにですね、その、まあ財産に関する調書ということで、（2）の有価証券というところにですね、茨城計算センターの株券が入っております。

で、まあ、有価証券、株券はですね、そのほかには一切お持ちになって——町としてね、持っていないと。で、この茨城計算センター株券だけは持ってるんですね。

で、まあ、この茨城計算センターはですね、町が業務を出している会社になります。

で、まず、第1点目、基本的にお伺いしますが、多分資産運用ではないと思うんですね、これ。資産運用ではない。そうすると、この茨城計算センターの株券をね、持ち続けること、持ち続けることのね、意義というのは一体何なのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。

茨城計算センターという組織なんですけども、当初あのように、市町村の電算業務を共同で処理する組織として、市町村の支援の中で、この組織ができ上がったというような経緯を記憶しております。その中で、茨城計算センターが資本を獲得するのに株券を発行するんでしょうけども、その協力をして、各市町村がこの株券を購入したという経緯があるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、当初ね、これは日立製作所が主体になってやったと思いますけどね。その、それぞれの市町村が、業務のですね、いわゆるコンピューター化を図るということ、を目的にね、それぞれの市町村がですね、株主として一定の資本を引き受けてやったと思うんですが、これまでですね、株主としての何らかの権利行使というのは行ったことがあるんですか。

例えば、株主総会に出席をして、その、会社のですね、人事とか営業とか、そういうことについて、その、意思表示をすとか、あるいはその、株主としてですね、その会社のですね、さまざまな営業計画であるとか業務計画とか、そういうものに、何か発言をしたとか、そういうことはあるんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 株主ということで、茨城計算センターの総会に出席はしております。その中で、ただ、経営に関することに関して、町がいろいろ改善のとかですね、意見を申し述べたっていうのは、私の記憶ではございません。ただ、議決のほうには参加をしております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、多分、議決については賛成ということで、多分原案に賛成をしてきたんではないかと思いますが、多分町長もですね、その、議員当時ですね、この茨城計算センターとの取引についてはですね、少し、まあ、疑問とは言わないまでもですね、何らかの発言をしているのではないかなと思いますけれども。

つまり、自分の業務を委託している、その会社ですね、株券を、資産運用でもないにもかかわらず持ち続けることになりましてですね、この、取引がですね、縛られるのではないかと、いう恐れが、通常考えると、あると思います。

つまりその、茨城計算センターとの関係。これ、職員もね、たくさんいらっしゃるし、地元にもね、その本社かな、本社じゃなくて計算センターかな、置いてありますけれども。

しかし、その一方で、やっぱり、より安い、あるいはその、安価で安全で、しかも使いでのいい、安全な、そういうその、コンピューターシステム、そういうものをですね、町が、まあ、選ぶというかな、取引をしようと思うときに、その茨城計算センターの株主であるということで、何らか、そういった取引、業務の委託、そういうことで、縛られるということはありませんか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 30万の株ですから、全然縛られるっていうことはございません。

そしてまた、コンピューターに対しても、やっぱり経費の削減のために、相当問題提起をしながら、茨計ともやったと思います。そういう中で、経費の削減も少しできてるのかなと。

ただ、今後やはり、いろんな地方自治体がクラウド化に向けていろいろ勉強しておりますので、そういう中で、どういう姿勢でやっていったらいいかというのは、今後また考えていかなければいけないと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、つまり、もう既にですね、この30万を持ってるということで、縛られることもないと。意味もないということであれば、この株券をですね、一旦処分をするというような、その、決断というのはできないんですか。その、少なくとも、町がですね、ほかに持ってないんですよ。資産運用でもないということ。

まあ、資産運用だとするとね、その会社がですね、より業容が拡大をして、その、株主に配当すると、こういうのを期待をするようになります。

しかし、もうそうでないというならば、一旦このね、株券、株主としての立場をですね、その有価証券を売却して、そういうことにしようというおつもりはないですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。今のところございません。

茨計には、この阿見町の人たちが相当勤めていますから、30万持っててどうのこうのっていいことはないかもわかりませんが、株主を持っててね、悪いこともありませんしね。

特にやはり、茨計というのは、まあ、阿見町にとってもね、今のところ、ほら、大事な取引先っていうことですから。まして、町民の中で相当の人が勤めているんじゃないかなって、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、だからその、根拠を述べないとまずいわけですよ。ね。

もう既に持っていることの意義というものが薄れているというやりとりをしたと思うんですね。そうすると、もうそろそろ意義がなくなってるのであれば、その有価証券を売却して、それで一旦フリーの立場になると。お互いにその、業務をするところと業務を委託する、正常な関係をつくらうと、まあ、そういうようにしたらいかがですかと言ってるんですけど。

まあ、確かにね、従業員がいるとか、本社があるとか。んじゃあ、そうだったら全部持つかっていったら、そうではないわけですよ、当然。

だから、その、もうそろそろ、一旦決着をつけたらいかがですかと。

町長の論理でやっていったらね、ここにある会社、ね、本社じゃないんですからね、そこは。計算センターなんですからね。そうすると、たくさんあるわけですよ。たくさんある。ね。ここに営業所とか工場をお持ちになってる会社はたくさんあるでしょう。で、しかも町民が勤めているところ。でも、その会社の株券を引き受けるってことはしないわけですよ。

だから、そこは、一旦けじめをつけたらいかがですかと言ってるわけですよ。

そうすると、そうじゃないというのであれば、その根拠を述べなくちゃいけないんですよ。正しい根拠をですよ。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、先ほども言ったとおり、この阿見町にとってもね、もう随分長いことここでやっていただいている中で、今30万を引き上げることがいいのか悪いのかあったら、まあ、何も30万を引き上げることもないと、そういう考えを持っています。

阿見町にとっても、非常に長い期間ね、企業として立地していただいているっていう、これの

恩恵も受けてると、私は思っておりますので。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） まあね、つまり、不要不急で、余りね、もう意義のないものについては、例えばその、普通財産であれ何であれ、やっぱりその、町民の福祉の向上であるとか生活の向上のために財源を見つけてきて、そこに投ずると、こういうことをやっていると思うんですね。

そうすると、まあ、30万といえ、確かねに、それ、まあ全体の予算からすればね、微々たるものかもしれないけれども、しかし、不要不急で、しかもまあ、意義としては、もう、ほとんどないんだということであれば、1つ1つ積み上げていってですね、そういったその、財源に使うと、こういう気持ちはありませんか。

これで終わりにします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 御意見だけは聞いときます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第99号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第90号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第90号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号、平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号、平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第90号から議案95号までの、平成24年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案をいたします。

また、議案第96号の、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長から説明をいたしますので、慎重審議の上、認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） では、平成24年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月23日及び8月2日から8月16日までの延べ6日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類については、いずれも関係法令に従い作成されており、決算計数についても、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、久保谷監査委員とともに決算審査意見



書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく久保谷充。

○議長（倉持松雄君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第90号について説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） それでは、議案第90号、平成24年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから48ページを御参照いただきたいと思います。

平成24年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額57億7,000円、歳出総額49億3,833万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については、1億3,550万1,000円の増、歳出については、3,132万2,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、7億6,167万4,000円となり、1億6,682万3,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額12億7,324万9,000円で、前年度と比較し、2,851万7,000円の減、国庫支出金が決算額12億3,731万2,000円で、3,312万1,000円の増、療養給付費等交付金が決算額3億2,578万8,000円で、1,845万7,000円の減、前期高齢者交付金が決算額10億1,969万2,000円で、6,104万7,000円の増、県支出金が決算額2億8,726万3,000円で、7,075万円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額32億1,235万2,000円で、9,622万6,000円の減、後期高齢者支援金等が決算額7億73万3,000円で、5,659万5,000円の増、介護納付金が決算額3億150万4,000円で、2,540万1,000円の増、共同事業拠出金が決算額5億3,111万7,000円で、2,417万9,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の397ページから441ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第91号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、それでは議案第91号、平成24年度公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の49ページから51ページをごらんください。

平成24年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額17億4,055万6,000円、歳出総額16億5,019万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については、8,773万7,000円の増、歳出につ

いては、6,630万5,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、9,035万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1,233万9,000円を充てると、実質収支額は、7,801万9,000円となり、前年度と比較し、3,290万2,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額723万6,000円で、116万2,000円の増、使用料及び手数料が決算額5億3,851万1,000円で、2,509万3,000円の増、国庫支出金が決算額1億4,905万1,000円で、5,475万円の増、県支出金が決算額1億2,229万7,000円で、1,373万円の減、繰入金が決算額7億745万5,000円で、5,260万1,000円の減、町債が決算額1億4,700万円で、8,480万円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、下水道費の管渠維持管理費が決算額6,918万4,000円で6,346万6,000円の減となりましたが、公共下水道整備事業の決算額4億1,602万6,000円で1億3,724万5,000円の増などにより、決算額9億3,852万1,000円で、8,407万2,000円の増となりました。また、公債費については、決算額7億1,167万7,000円で、1,776万7,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書443ページから464ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第92号について説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、続きまして、議案第92号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の53ページから55ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額3億6,716万8,000円、歳出総額2億2,881万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については、2億2,552万7,000円の減、歳出についても、1億4,321万9,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、1億3,835万6,000円となり、前年度と比較し、7,253万8,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、財産収入が決算額7,470万2,000円で、9,572万8,000円の減と、前年度からの繰越金決算額2億2,066万4,000円で、6,353万1,000円の減と、諸収入が決算額7,180万1,000円の皆増となります。

歳出の主なものについては、本郷第一土地区画整理事業で、決算額8,815万8,000円で、

2,282万4,000円の増となりました。

また、公債費については、本郷第一土地区画整理事業関連公共事業債が、換地処分により一般会計に計上となったため、1億6,604万3,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書467ページから479ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第93号について説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、それでは、続きまして議案第93号、平成24年度農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の57ページから59ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額1億7,266万円、歳出総額1億6,050万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については、2億3,026万5,000円の減、歳出については、2億3,157万5,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1,215万7,000円となり、前年度と比較し、131万円の増となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額97万円で、6万9,000円の減、使用料及び手数料が決算額1,552万3,000円で、173万円の増、国庫支出金が1億1,181万4,000円の皆減で、県支出金が決算額4,220万8,000円で、584万1,000円の増、町債が1億2,740万円の皆減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が2億7,269万2,000円の皆減、管理費が決算額6,262万7,000円で3,271万1,000円の増、公債費が決算額5,764万8,000円で、420万5,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の481ページから503ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第94号について説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） それでは、議案第94号、平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の61ページから65ページを御参照いただきたいと思います。

まず、制度施行から13年目を迎えた平成24年度の施行状況ですが、要介護認定者は、制度施行直後の平成24年4月末の491人から、平成25年3月末までは1,368人と、179%の伸びとなっております。これに伴い、サービス利用者数も増加し、保険給付費は、介護報酬改定の影響もあり、前年に比べて7.1%の増となっております。

このような状況を反映しまして、平成24年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額23億6,910万5,000円、歳出総額23億4,593万9,000円となり、前年度と比較し、歳入については、1億5,821万円の増、歳出については、1億3,524万2,000円の増となり、その結果、歳入歳出差引額は、2,316万6,000円で、実質収支額は同額となり、前年度と比較し、2,296万8,000円の増となりました。

そして、歳入の主なものについてですが、保険料が、65歳以上の第1号被保険者数の増加及び保険料の改正に伴い、決算額5億4,790万5,000円で、1億1,002万6,000円の増、国庫支出金が介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の増により、決算額4億7,017万3,000円で4,847万6,000円の増、支払基金交付金が決算額6億4,432万5,000円で、1,120万5,000円の増、県支出金が、介護給付費負担金及び保険料負担軽減を目的とする財政安定化基金支出金の交付金を受けたことにより、決算額3億4,760万1,000円で、4,188万2,000円の増、繰入金が決算額3億5,726万円で、3,372万2,000円の減、繰越金が決算額19万9,000円で、1,956万2,000円の減となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費が介護保険事業計画策定業務の終了による業務委託料及び人件費等の減額により、決算額6,259万6,000円で、777万8,000円の減、介護給付費が、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費がともに伸びたことにより、決算額22億3,765万4,000円で、1億4,845万3,000円の増、地域支援事業費が、紙おむつ支給事業を一般会計より移行したこと及び人件費の増により、決算額3,632万円で、1,039万7,000円の増となりました。また、諸支出金が、負担金及び交付金の返還金の減により、決算額936万9,000円で、1,583万円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の505ページから547ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第95号について説明を求めます。同じく保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。続きまして、議案第95号、平成24年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の67ページから69ページを御参照いただきたいと思います。

います。

平成24年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額6億7,019万9,000円、歳出総額6億6,899万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については、2,917万円の増、歳出については、2,971万3,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、120万5,000円となり、54万3,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、保険料が2億7,226万6,000円で、前年度と比較し、2,168万7,000円の増、繰入金が3億9,590万9,000円で、646万1,000円の増となりました。

また、歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が6億3,768万1,000円で、4,410万6,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては決算書の549ページから563ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） 次に、議案第96号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。それでは、議案第96号、平成24年度阿見町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の581ページをお開き願います。決算書のほうでございます。

初めに、給水件数でございますが、前年度の1万4,928件から468件増えまして1万5,396件となり、3%の増加率となっております。次に、給水人口でございますが、前年度の3万8,786人から1,121人増えまして3万9,907人となり、2.8%の増加率となっております。また、年間総配水量は、438万2,498立方メートルで、前年より4万268立方メートル増加いたしました。次に、普及率ですが、前年度より2.7ポイント増えまして84.7%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出であります。水道事業収益9億9,149万884円に対し水道事業費用8億9,335万6,840円となり、7,972万5,906円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の9億4,730万8,060円で全体の95.5%を占めております。事業費用の主なものは、受水費の3億4,758万2,492円で全体の38.9%を占めております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入は3億3,912万3,000円で、加入分担金、県からの工事負担金、企業債が主なものでございます。

続きまして、資本的支出ですが、6億8,726万1,176円で、その主なものは、設計委託料6,343万500円、工事請負費5億6,676万3,750円、企業債償還金4,880万7,276円であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の572ページから594ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（倉持松雄君） これより質疑を行います。

なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 議案第90号、国保についてお伺いします。

まあ、御承知のとおり、国保は年々、まあ、去年と比較すると、今年は、24年度は少なくなってますけども、給付がね、医療給付が少なくなってますが、これはもう、高齢者が増えるから、年々増加することはもうわかってると思うんですが、これ、何とか抑制する方法、もう抜本的に見直す、抑制をする方法をどのように考えてるのか、その点をちょっと、おさわりだけでもいいですから、教えていただきたいと思いますが。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

まあ、御案内のとおり、給付費につきましては、毎年、高齢者も増加してくということで、あのう、増大傾向にあります。医療費の削減につきましては、まあ、これまでも、健康づくり課が推進しております健康づくりプラン21、あるいは、ジェネリック薬品の推進とか、そういうことで、予防のほうに大分力を入れてく必要があるだろうということで、健康づくりについても、疾病予防について力を入れてくということで取り組んでいるところでございます。

あわせて、国保事業で行ってます、特定健診、そういうものも、まあ、メタボリックの対策をして、そういう成人病にならないような対策をとってくと。

まあ、高齢になって、いろいろな心疾患とか脳血管疾患とか、そういう医療費の増大につながる対策を打ってく必要があるだろうと。

そういうことで、そういう健診のほうにも力をいれてくというようなことで、取り組んでいるところですが、なかなかその、健康づくりに対する町民の機運がなかなか高まってかないというのが、まあ、現状があるというふうに認識しております。

そういう、健康づくりに対する機運を高めるために、ただいま健康づくり課では、第2期の健康づくりプラン21を策定しているところでございます。

その中で、今まで取り組んできた10年間の施策の評価をしながら、今後どういうふうに、そういう機運づくりも含めまして、その医療費の削減について、どういうふうな取り組みが必要かという部分を、今、策定委員のほうで検討して、今年度策定していくというような作業に入っているところでございますので。

まあ、あの、なかなかその、医療の給付費については、その年度によって、また月によって、その高度治療とか、そういう部分が入ってくると、急激な医療費の増加とか、そういう部分が

あって、その、読めない水ものと言われる部分がありますが、そういうものになるべく対応するために、財源も確保して対応していきたいというようなことですが、まずはその、そういう疾病に陥らないような対策、予防をしていくというようなことを念頭に考えてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この話、私がする質問も、何年も同じことを質問してるんですよ。答えもほぼ同じ。で、結果が出ないと。

だから、中長期的に、抜本的に考える、給付費を下げる方法を抜本的にですよ、私は考えてほしいんですよ。

例えば、私なんかは何年前に、3年か4年ぐらい前に、長野県の町に行ってますね、これ、町全体が取り組んで、国保の、まあ、いわば払う金ですよ、これがね、日本一だったのが、一番下になったという町もあるんですよ。それもう、町全体が取り組んでんですよ。

まあ、阿見町はちょっと人口が多いからね。その町は人口が少なかったからできたんですよけども。

そういう意味でね、町全体で取り組む、しかも総力を挙げてね、取り組むような、抜本的な施策を考えないで、健康づくり21があるとか言ったってね、これ、成果が余り上がってないんですよ。だから、毎年1億ずつ給付費が上ってるわけね。

だから、その点を、本当に抜本的にどうすればいいかっちゃうのは、毎年私も同じ質問をして嫌らしいんだけども、毎年同じ答えを聞くのも情けないんで、ちょっともう一遍、抜本的に考えてくださいよ。お願いしますよ。

まあ、今急にね、これしろと今言ったって、これが、具体的にどんな施策があるかっちゃうのは、なかなかお答えできないでしょうけども。

これね、あなたたちが、職員が考えないと、誰も考えないのよ。それで町で引っ張っていくようにね、町民を引っ張っていくようにしないと。健康づくり21があるからってね、それで満足してたらだめですよ。

そういうことで、よろしくお願いします。

またお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ええと、今藤井議員のほうの話の中で、給付費の話が出ましたけども、まあ、私は給付費削減とともに、国保税ですね。やはりこの削減が今、必要じゃないかと思うんですよ。

まあ、なかなかこの国保税、払いたくても払えないっていう人がたくさんいるかと思うんで

すけれども、今、この中で、短期保険者世帯が740件ですとか、あと、資格証明書が111件。まあ、そんだけあるわけなんですけれども。あと、下のほうを見ると、延滞金が279万9,000円増。まあ、延滞金ってのは、結局、払いたくても払えなくて、その先になってしまうという形だと思うんですけれども。

やはりその、今の給付費の問題にしてもそうですけど、国保税が高すぎるっていうのが、これ、圧倒的に多い意見だと思うんですけれども、その辺、町のほうとして、これも多分、私、去年も同じようなことを聞いたとは思いますが、対策等々考えてるのかどうか、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

まあ、国保税につきましては、ここ、同じ税率で推移しているところをごさいます、あのう、今の特別会計の中では、繰り越ししているということで、赤字運営をしているというような状況ではございませんが、まあ、先ほど申しましたように、医療費の給付費が年々増加傾向にあるということで、やはり、そういう突発的な増加にも対応するためには、財源をやっぱり確保していく必要があるだろうというようなことで、まあ、保険の税率、保険料の改定については、今のところ減額等改正する予定はございません。

今年度の国保税の、今、決算の概要のほうを見て質問されていたかと思いますが、こちらにつきましても、1世帯当たりの国保税の調定額は、前年度に比べまして9.7%の減額と。1人当たりの国保税は下がっていると。

所得が伸びてないというような状況もあろうかと思えます。

これにつきましても、国保税につきましては、県内でも、町の税率が高いというような位置ではございませんで、まあ、平均的な税額というようなことで認識しております。

短期保険証、まあ、所得がなくて納められないというようなこととか、分割で納付するというような世帯につきましては、これも収納課とやっぱり連携を組みまして、そういう家庭の事情をよく分析した上で、短期保険証の交付とか、資格証の交付というようなことを進めておまして、前年度に比較しますと、短期保険証につきましても、約300件ぐらい減っております。それと、資格交付証につきましても、前年度よりも20件ほど減っているというような状況で、そういう部分についても、若干改善が進んでいるというような状況があろうかと思えます。

まあ、今後につきましては、いろいろ、国保の負担につきましては、そういう低所得者につきましても、今後、こういう収納対策、まあ、国保も独自に収納対策をしておりますが、そういう納税相談を通しながら、まあ、どうしても納められないとかいうような状況があれば、減免制度とかそういうこともありますので、そういうことを活用しながら対応していきたいとい



うふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の答弁のほうなんですけども、まあ、数字的には私もわかっているんですけども、要は、他市町村と比べて、まあ、ほかの県と比べてって、もう、日本全体的に高いわけですよ。高どまりって言い方はあれかもしれませんが。

まあ、そういった状況になってる中で、やはりその、もちろんその、給付費で急にまあ増加が増えるってことも、もちろんね、あって、そういったのに対応するのも必要かと思うんですけども、やはりその、まあ、茨城県なら茨城県の中でも、阿見町は国保が安いんだって、住みやすい町なんだっていうようなね、ところを押す姿勢ってのは、やっぱり必要になってくると思うんですよ。

やはり、町で人口増って考えてる場合には、やはりその、ほかからの流入も含めて、ほかのことはあれですけども、国保だけは阿見は安いんだっていうような形でもね、まあ、今年の決算ですからあれですけども、まあ、来年、再来年に向けて、ぜひとも検討してください。

はい、以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ええっと、介護保険議案の第94号について質問します。

これもまた、国保と同じなんですけども、介護給付費がね、これも利用者も多くなったし、高齢化率も高くなっておりますから、増える、まあ自然増、増えるのは、これはもう私も十分理解してますが、これあの、何かね、給付費を、何とかして、今まではほら、繰入金でどんどんやってるし、3年に1回値上げをしてますからね、そうならないような、抜本的な、それこそ抜本的な、介護についてのね、対策をとらないと、これはもう、繰入金をどんどん使うわ基金はなくなるわでね、これはもう、全国的に同じって言えば同じ、だから黙って手をこまねいて見ているということじゃなくてね、その、何とかこれ、安くなる、安くなるんじゃないかと、低く抑制する方法ってないですかね。

ちょっと考えて、どうですか。こういう方法とこういう方法があるんじゃないですかということ、私はある程度案はあるんですけども。町としてはどうでしょうかね。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） まあ、藤井議員がおっしゃるように、これはあの、介護の需要っていうのは、全国的にどこも、まあ、これは日本全国が超高齢社会に向かっているわけで、年々その、高齢者が増えれば、要介護認定者も、これも比例して増えてくってのは、これは避けられない状況があるわけです。

そのなかで、やはり、先ほど国保のほうでも説明しましたけれど、やはりそういう介護にな

らないように予防していくというのが、やっぱり大事だということで、その予防法に、やっぱり力を入れてくべきだと。まあ、1次予防、2次予防、いろいろこう、町でもこれまで対策打ってやってきておりますが、なかなかそういうものが、実際効果があらわれるっていうのが、こう、目に見えてあらわれるっていうのは、これはなかなか難しいことだと思います。

ですから、これはこの、高齢者になって初めてそういう運動をすとか、そういうことじゃなくて、やはり、我々はもう遅いかもかもしれませんが、もっと若いうちから、やっぱり健康、認識づけをもって、食べる物とか栄養とか運動、睡眠、たばこ、そういうものにやはり気をつけて生活することが大事だという、やはり一生を通じた中での、健康に対する意識づけをやっぱりしていく必要があるだろうというようなことで考えておりますが、具体的な施策につきましては、なかなかこれはどこの自治体でも頭を悩ましてる問題ではないかというふうに思っております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だから、頭を悩ませましょうよ。ね。その、手をこまねいてたら、全然抑制できないから。

で、医療大学とのね、連携してます、連携してますって言うけども、医療大学からの統計データがね、本当に町で活かされてるのかどうかというの、私は疑問を持ってるんですよ。

連携はしてますよ。で、アドバイスも受けてますよ。それをどう町に取り入れてるかということね、時々担当者が変わるから、なかなかその、思うようにはいかないかもしれませんけども、せっかく医療大学からいろんなアドバイスを受けてね、それが活かされないとなると、これ、何のために連携してるかわからないんですよ。

まして、今度は介護予防の段階でね、自治体が介護予防の事業をやるようになるわけでしょうね。これはもう、国がそう言ってるから。で、そうすると、またその、阿見町としては、金が大分投入しなければならないような状態になるのかどうかね、こういうことも真剣に、まあ、お互いに考えましょうよ。

これ、本当に、ぼうっとしてたらね、どんどんどん膨らむばかりだから。国保と同じで。どっかでやっぱりね、抜本的な対策を打たないと。ただ、国も困ってる、地方自治体みんなが困ってるって言うだけじゃなくてね。

まあ、努力する余地はまだあると思いますので、お互いに努力しましょう。

終わり。

○議長（倉持松雄君） これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第90号から議案第96号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員

会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午後2時5分といたします。

午後 1時56分休憩

---

午後 2時05分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第97号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 日程第8、議案第97号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第97号の、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任すると規定されており、任期は4年であります。

橋本英之氏は、9月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で、優れた識見を有し、最適任であることから、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第97号については、原案どおり同意することに決しました。

---

#### 議案第98号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第98号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第98号の、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会教育委員のうち福岡信雄氏が10月12日に任期満了となり、後任の委員に田邊勉氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が任命すると規定されており、委員の任期は4年となっております。

田邊氏は、地域のリーダーとして活躍され、人格・識見とも優れ、また地域住民からの信頼も深く、教育委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、質疑から行います。

質疑を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まずあの、1期の人を首を切って、4期、5期ですか、の人を留任

させたという、その理由を、もう一度お話しいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、理由ってというのは、福岡氏に関しては、いろいろ、4年前にいろんなことがあったってことを聞いておりますし、今回は田邊さんに対しての議案であって、やはり田邊さんに対してどういう考えを持ってるかっていうのは、質問としては十分聞きますけど、福岡信雄さんに対してどうのこうのっていう質問は、私にとってはね、これは今回の議案ではないので、あくまでも田邊勉さんに対してどういう考えを持ってるかっていうことを聞いていただければと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この人事案件はですね、もちろん田邊さんに対するね、まあ、あの人は人格・識見ともに、さっき言われたように、私もよく知ってます。

ただ、人事案件というのは、議会に同意を求めているわけですから、そこに至った経緯も含めて、議会の人によく説明をしないと、同意を求めて、いやいや、勝手にプロセスはおいておいて、この人を見てくださいという、そういう乱暴なやり方ではね、議会はその、説明したうちに入らないんですよ。

だから、やっぱり議員としてはね、その、なぜこうなったのかという、そういう過程まで納得をして、人事案件に同意を得るといって、同意をする、まあ、反対するということが必要なんですよね。

だから、一事象だけ捉えて、これに反対か賛成かじゃなくて、やっぱりプロセスをしっかりと説明すべきだというふうに思いますが、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あのう、先ほど町長が話されたとおりですね……。

〔「次長に聞いてない。」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） 任期満了のため、新しく田邊さんを推薦するもの、選考するものでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 任期満了は当たり前。わかっていますよ、そんなこと、言わなくても。

だったら、じゃあ、何で、その4期も、16年も20年もした人を任期満了が来てるのに選んだか、それで1期を切ったかっていう、理由があるわけでしょう、そこには。そんなのは理由にはならないよ。

まあ、そういうことで、町長どうですか。もう一度過程を説明してください。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あくまでも任期満了っていうことで、私が選任しなかったっていうことでもあります。そして新しく、田邊勉さんを任命したっていうこと。そして4期も何期もやってるっていうけど、それはそれぞれ、ここに先生もいますけど、それなりに識見を持ち、きちんとした形でやっていただいているっていう、そういう思いをして、今回も選任させていただきました。

だから、今福岡信雄さんに対しての案件ではないんでね、田邊勉さんに対してどのようなことっていうことであるならば答弁しますけど、福岡さんに対してどうのこうのっていうのは、ここでは答弁する気はありません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町長の言われることもよくわかりますよ。それはもう、わかるんだけど、人格・識見ともに、4期5期の人が優れてたから残した。では、1期の人が人格・識見とも優れてないから切ったというふう聞こえますが、どうですか。

○議長（倉持松雄君） はい、町長。

○町長（天田富司男君） あくまでも任期満了って、4年間やっていただいてありがとうございますっていうことです。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 今の会話では堂々めぐりになりますんで、採決を急いでいただきたいと思います。

以上。

○議長（倉持松雄君） この際、お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

委員会への付託は省略いたします。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのう、やはり、町長ね、この人だけのことを考えてくれという町長の気持ちもわからんでもないですよ。

ただ、我々はいろんな予算でも何でもね、過程がやっぱあるわけですよ。その過程をしっかりとて議員に納得させてもらわないと、この人を選ぶわけにはいかないんですよ。だからその過程を説明してくださいって、過程が説明できないんですか。できないようなプロセス

を踏んだわけじゃないでしょう。そこに我々が納得いかないからつつてるんですよ。

だって、いろんなその、癖の悪い人もおりますよ、そりゃあ。それはおりますよ、そりゃあ。教育委員会もおるもん。それはね、そういうのはね、一々言ってもしょうがないのよ。

だから、それはね、そういう過程を踏んでしっかりと言えば、話が通るんだから、わかるんだから、我々も。

そこを、過程をすつとばしてここだけ選んでくれっちゅうのはね、これは暴挙っちゅうのかね。やっぱり、我々議員は、そういうその、お殿様はね、やっぱり国家老として戒めるのが我々の仕事ですから。

そういうことで、やっぱり過程は説明すべきだと思うんですが、もう一度お伺いします。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、4年間でやっていただいたことには心から感謝申し上げますけど、再任をしないということで、こういう形で出てきたわけでありませう。

田邊さんを見ていただいて、どういう人であるかを審議していただきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） それではここで質疑を終結いたします。

〔「何だよ」「質疑続行」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「何で質疑をさせねえんだよ。質疑は必要でしょう。議場だよ、それ議場」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 議長が終結いたします。

〔「いやいや、質疑続行」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論はございませんか。

〔「質疑続行の動議が出てんだから。やんなくちゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） じゃあ、動議として許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのう、ここは議場だからね、やっぱり議論するところなのよ。それで、議長は、議員の口を封じてどうするんですか。

堂々めぐりと同じこと何回も言って、まあ、町長も確かに、で、私はもう言いませんよ。町長が嫌だって言ってんだから。だけど、次の人があつたら打ち切ることはないでしょう。それは、議長……。

○議長（倉持松雄君） 動議の、動議の理由を述べてください。

○14番（藤井孝幸君） 要は、質疑を続行。ここは議場です。

○議長（倉持松雄君） 藤井孝幸君の動議に賛同の方。

賛同者なしと認めます。

〔「どういうふうに」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 藤井孝幸君の動議に対して、賛同者はいなかったですよ、今。

〔「いやいや、どういうふうに意思表示すればいいんですか」「議長、暫時休憩しなよ、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） いや、だめだよ。

〔「議長、やってること横暴だよ。質疑をとめたり。もっとわかりやすく議員に言わなくちゃ。同調者がいるかいないかも含めて。横暴だよ、それ議長の。だから暫時休憩したらどうですか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 藤井孝幸君の動議に対し、賛同者いますか。

〔賛同者挙手〕

○議長（倉持松雄君） はい。賛同者がおりますので、質疑を続行いたします。質疑を続行いたします。

〔「質疑を続行したって、町長から回答がないよ。いいの。」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） 指名されましたよね。はい。

ええっと、実はね、前回の教育委員会の、その、再任を求める同意、人事ですね。このときにも、私はお話を申し上げたことが2つあります。2つね。

まあ、覚えてらっしゃるかどうかわかりませんが、はっきり言うと、私はよくね、新しい方も知っています。それからその、4年間ね、やられた方もよく知っています。しかし、私はその際、前回ですね、声も聞いたことがない、顔も見たことがない、こういう方々に対してね、幾らその、ペーパーでね、その、人格・識見ともに高潔であると言われてもですね、これはわからないから、どこかでそういうシステムをビルトインしないと、この同意人事っていうのはなかなか難しいんじゃないですかと、こんなお話をまずしました。

で、今回ね、残念ながら、まあ、私はよく知ってますけど、何か、同僚議員に聞いたら、よく知らない。こういうふうに言っているようです。

それで、お聞きしたいのはですね、トップマネジメント、トップマネジメントってのは、極めて大事なんですけれども、トップマネジメントで最も大事なことっていうのは、まあ、これは一々聞かないですけども、つまり人事なんですよ。

つまり、人事というのは、その組織や現状、阿見町が抱えてる課題をどのように解決していくのか、そのためにはどういう人事をやるのか、どういう人を連れてくるのか、こういうこと



になると思います。

で、現状の教育委員会が抱えている課題、問題点、これについて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

というのは、このことを言うことによってですね、その、まあつまり、今までやってきたこと、それに新しく変えるんですけども、その変えることの意味がしっかりしてくるんじゃないかと思います。

そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 海野議員は、田邊さんをよく知っているって言ってますけど、田邊さんはよく知ってないっていう話でありました。これはね、自分が知ってるだけでは、やっぱり、おかしいですよ。

そして、またあの、やはり地域とのね、関係が一番大事だと。今からの教育っていうのは、やっぱり地域を巻き込んだ中でやっていくんだっていう、そういう私の考えも思っております。

ただ、海野議員のね、この発言。ミスジャッジだと。教育委員は教育者じゃなけりゃだめだと、そういうこの、この間発言をしておりました。ただ、この人は福祉の専門家だから、そういう人は教育委員にはそぐわないと。ミスジャッジだと、そういう話でありましたけど。

海野議員が、今度私が教育委員を教育者から選んだら、それはちょっとおかしいんじゃないかと。今は公募でもこんなに選んでんだよと、そういう話になってくるのかなと、私は思っています。

今はね、応募資格でって言えばね、学校管理や教育行政、そういうもの、経験は不問なんですよ。いかに地域で一生懸命やってる人、そういう人も十分選べるわけですよ。教育者じゃなけりゃ教育委員ができないなんていう、そういう曲がった考え方では、やっぱり、今からは開かれた行政は、私はできないと思いますね。教育者じゃなけりゃ教育委員はできないんだっていう、この話では、そういう感じを受けます。

だから、私は十分ね、地域社会であれだけ根差して一生懸命やってきた。地域福祉計画も積極的にやって、あの地域を本当に明るくしてくれた。そういう人だったら、もう十分教育委員には当てはまる、そういう人材ではないかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はですね、本当にあのう、今びっくりしました。

まずね、2つのことを言っておりましたね。

1つは、まあ、僕は田邊さんのことをね、まあこれ、何回会ったらよく知っている、何時間話したらよく知っているということになるかどうかわかりませんよ。しかし、先日もですね、

何かお聞きしましたら、議員で誰か知ってる人はいませんかとお話したら、まあ、海野という議員を知っているというふうにおっしゃったというふうに僕は聞くんですが、田邊さんは私のことをよく知らない、まあ、こういうふうだね、田邊さんが本人がおっしゃったということですから、私も田邊さんに後で確認しておきたいと思います。それが1つ。

それからもう1つ。私はですね、教育委員は教育者じゃなくちゃいけないなんてこと、どこで僕そんな発言しましたか。そんな発言一切してませんよ。どこでしたかちょっと教えてください。

そんなね、誤ったことで、この議場で、議事録、永久保存の議事録になるのはね、非常に問題だと思いますよ。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） じゃあ、ちょっと読まさせていただきます。

「私は田邊さんはよく知っています。教育委員としてデビューするということを聞いて、本当にびっくりしています。彼は福祉の専門家です。しかし、教育の専門家という話は一度も聞いたことがありません」、そういう中で、やはり、教育の専門家という話は一度も聞いたことがないということは、あなたは、教育は、教育者は教育じゃなければだめだって、そういう形の中での、これ……。

〔「誰も言ってないじゃない、そんなこと」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 「教育委員会は阿見町の学校教育、今回の人事はまさに人事ミスです。阿見町の学校教育、教育委員会は発展しませんよ」と、ここまで言ってるんですよ。田邊さんのことをよく知っている人が。

だから、それは今回の人事はミスジャッジだっていうね、ここで断定しちゃってては、これはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのう、あるところだけを取り上げてね、そのように申し上げる。非常に問題だと僕は思いますね。ましてやその、同意人事で、その議会に同意を求めているというときに。

私はね、こういうことを言ったはずですよ。当時ですよ。これは全協か何かでお話した話ね。

今、阿見町が抱えている教育の課題がありますよと。それは学力の向上であり、学校の再編、ね。小中学校の一貫教育とか、こういう直面する阿見町教育っていうのが、今、阿見町の課題になっていますよと。今は、その教育行政の専門家が必要なのではないですかと、まあ、こういう話を、私はしていると思いますよ。それ、議事録をお持ちになって、いや、どこから議事録を持ってお話ししているかわかりませんが。

それでね、そういうことですから、私その、教育委員は教育者じゃなくちゃいけないなんてことは、一言も言っておりません。まずね。

それから、まあね、さっきその、1期の人って話なんですけども、その、市町村における全国の教育委員の平均在任期間っていうのがあります。で、これね、2期なんですよ。で、最近の、まあ、昭和43年以降ですけれども、阿見町における歴代教育委員の平均在任期間、これ、2.4期なんですよ。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） で、その、そういうことでね、つまりその、相当の理由がないとね。その理由というのは、結局、今の阿見町の教育をどういうふうにしていくのかと。それは人事でやるわけですね。教育委員の人事でやる。そこのところをお聞きしたいと言ってるわけですね。

だけど、藤井さんの質問にもほとんど答えない。全く答えない。私の質問にも答えないと。で、私の質問に対して答えたのは、田邊さんは海野のことよく知らないと言ってるよと。それと、教育委員は教育者じゃなくちゃいけないと言ってるよと、これだけなんです。

ですから、やっぱり、その、本来あるべき人事として、この人事をどうして行ったのかということ、やっぱりお聞きするというのは、これは議会側としては、そのね、当然の要求だと思います。というのは、同意人事なんですだから、ね。そこを教えてください。

これで終わりにします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

あのう、教育振興基本計画、皆さんにお渡ししましたよね。それから、生涯学習推進計画うちゅうものもお渡ししております。あれをしてみますと、現況と課題ということで、全て載っております。

で、今回全協でも話したとおりですね、あのう、教育委員会の場合は、学校教育ばかりじゃなくて、当然生涯学習、それから文化、スポーツ、幅広いついていうことで、全協で話しましたよね。

5人今教育委員がいます、委員長が大学教授で、あと3人が今までの校長先生経験者。当然、地域の住民であって、地域に溶け込んでおりますよ。ただ、5人のうち4人が、そういうことで、専門的な、学校の先生を経験なされた人である。

で、今回、全協のときに言いましたけど、教育委員会制度の意義として3つありますけど、その、3つ目の、地域住民の意向の反映うちゅうことで、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえたものであることが必要であるということで、決して、福岡先生がだめであったわけではなく、先ほ

ども言いましたとおり、任期によりおやめいただきまして、改めて田邊勉さんを、まあ、先ほど言いましたけど、人格・見識のある人を選考したわけでごさいます、新しい、今までの教育委員会の流れを少し変えるために選考したものであります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あのね、せっかく次長がお答えになったんで、私から一言申し上げて終わりにします。

さっきね、町長はその、田邊さんは海野のことをよく知らないとおっしゃったというふうに、これは確認したいと思いますが、田邊さんにね。何か、議員の中では海野を知っているという話をしていたということも聞くんですけど。これどうなんですか。

○議長（倉持松雄君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） あのう、田邊、今回、あの方に、いろいろお話を聞きましてですね、海野さん、知ってるよっていうような形。

だから、先ほど言われたように、どこまでの仲だかは、私にはわかりません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私は反対討論をさせていただきます。

理由は、先ほど申し上げたとおり、阿見の教育界にとってですね、非常に造詣の深い重鎮を首を切って、そして、全くの、まあ、人格・識見ともということですが、そういう人を入れたということについて、私はそういう人事案件には反対ということです。

それと、もう1つ理由は、長い人を首を切らないで、一番新しい人を首を切ったという、その理由が定かではない。ただ任期だからという、そういう理由では、議会の我々には説明にはなっておりませんので、しっかりと、私は反対討論をいたします。

○議長（倉持松雄君） 反対の討論がありましたので、次に賛成者の討論を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ええと、私は田邊勉さんを教育委員として任命することに賛成の立場で討論いたします。

先ほど、田邊さんをどの程度知っているかの論議がありましたけども、私は3年間ですね、実穀小学校の評議員として、田邊さんと一緒に活動してきました。田邊さんは、評議員として、

学校側から出された事案をですね、みんなの意見をまとめ、見識の高い意見を誠実に反映してきました。

また、子供たちの登下校や日常の安全・安心にも目を配り、地域ですね、リーダーとして、非常に信頼をされています。毎日、ファミリーマートの実穀の信号のところですけども、田邊さんを見かけない日はないというくらい、田邊さんは子供たちの安全・安心に対して目を配っています。

反対の理由に、先ほど、教育畑ではないと、ミス人事ではないかというようなニュアンスの意見がありました。この意見はまさにですね、的外れであります。

文科省の教育委員会制度の委員の中で、次のように書いてあります。

教育委員会制度の概要で、先ほど次長のほうから、教育委員は地域住民の身近で、関心の高い行政分野であり、専門家のみが行うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要ということが言われました。

これはですね、教育は、ただ本当の専門家だけが集まって論議をするんじゃなくて、子供たちの全人格のところから、観点からですね、論議をしていくということで、最近、教育委員にママ目線を取り入れた、大阪での箕面市、そういう事例もあります。6人中4人を公募して、その中では、父兄の中から教育委員を選んできると。そういう事例が、もう、これが流れなんです。

阿見でもですね、ぜひですね、民間出身の、民間企業出身の教育委員として、本当にね、田邊さんが第1号だと思えるんですけども、そういう人をね、ぜひね、私は教育委員に選任をしていただいて、これからの阿見のね、教育行政にね、新しい視点から取り組んでいただきたいというふうに思います。

ぜひですね、今回の人事は画期的なんで、田邊さんを選任していただきたいということを、強く願っています。

終わります。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この人事案件について反対の立場で討論します。

今まで話を聞いて、先ほど町長がこの提案理由を述べたときも、4年前にあったと。4年前にあったこと、多分、聞いても答えないと思うんですね。この2人の討論の中の。で、私はあえて討論しなかったんですけども。

じっさいその内容がわかんないまま、これだから通してくれ、それだって、議員のほうとしては、責任持った採決ができないと思うんですね。

ですから、私はその、私自身、ちょっと田邊さんに関してはよく承知はしていないんですけ

れども、田邊さん云々かんぬんよりも、それよりもっと前の段階で、こういった形での提案  
ってというのは、非常におかしいと思います。

やはりその、今の教育の場、学校再編の問題もいろいろ出てますけども、やはりその中で、  
今早急にね、しっかりやんなきゃなんないのに、こういったごたごたがあつて、それで通して  
くれ、それはやっぱりおかしい。

やっぱり、こちらのほうが理解できないと、通すも通さないもできません。ですから、多分  
町長は答えないでしょうから、私はこれを反対します。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） はい。10名です。

起立多数であります。

よって議案第98号は、原案どおり同意することに決しました。

---

請願第4号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、請願第4号、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する  
意見書採択に関する請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により提案理由の説明、質疑を省略し、お手  
元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ご  
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果  
を報告されるようお願いいたします。

---

請願第5号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時40分散会

第 2 号

[ 9 月 11 日 ]



## 平成25年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月11日（第2日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	武井浩君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
障害福祉課長	柴山義一君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野栄君
廃棄物対策課長	野口恭男君
都市計画課長	大塚芳夫君
都市施設管理課長	柳生典昭君
指導室長	根本正君
農業委員会事務局長	大塚康夫君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成25年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成25年9月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成25年第3回定例会

一般質問1日目（平成25年9月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 永井 義一	1. 議場への国旗の掲揚について 2. 子供議会について 3. 町の除染実施計画について	町 長 町長・教育長 町 長
2. 川畑 秀慈	1. 憲法と地方自治について 2. 中学校の歴史の授業について 3. 生活弱者対策について 4. 障がい者総合支援法と町の施策について 5. 空き地対策について 6. 町政について	町 長 教 育 長 町 長 町 長 町 長 町 長
3. 久保谷 実	1. 阿見町土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積の規制に関する条例について 2. 「茨城県屋外広告物条例」について	町 長 町 長
4. 飯野 良治	1. H26年度施策、予算要望から改めて太陽光発電の導入を問う 2. 町営住宅の問題点とマスタープランの見直し状況	町 長 町 長
5. 野口 雅弘	1. 都市計画道路について	町 長

## 午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

ただいま、6番飯野良治君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

---

### 一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） どうも皆さん、おはようございます。議場が変わっての初めての一般質問ということで、ここに発言時間の残も残ってます。ちょっと緊張しますが、一般質問やらさせていただきます。

まず初めに、議場での国旗の掲揚についてであります。

皆さんも御承知のとおり、後ろにあります。これ、前回の会議まではなかったものですね。

私は、議員になる2年前から、この議会を傍聴してきました。その当時から、国旗のあるなしにかかわらず、議会での運営では何ら不都合もなく行われてきました。そして、議員になった今でも、何ら変わりなく同様に行われております。

茨城県内で見ますと、44の自治体のうち40の自治体で議場に日の丸が掲げられております。今回、この阿見で入ったということで、41になるわけなんですけども、茨城県内においては、実に93.2%、かなり高率になっております。しかし、これ全国的に見ますと、1,742の市区町村で、国旗を掲げているのは813、46.7%です。半分以上の自治体が議場に国旗を掲げていないということです。皆さん方のイメージの中では、議場に国旗があるのが当たり前のイメージがあるかもしれませんが、全国的に見れば、これは半分以上ということになります。

国旗の問題に関しまして、いろいろな意見があることは御存じかと思います。この議会という言論の府において、多種多様な意見が飛び交うことは当たり前であり、かつ必要なことではないでしょうか。その場——この言論の府において、国旗があることは、私はそぐわないかと思えます。

そこで、議員でもあられた町長にお尋ねします。町長として、議場に日の丸が掲げられていることに対して、どのように思われますか。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 今回、議場に国旗と町旗が飾られたということで、昨日、佐藤議員が、随分、こう、眺めていたような、曲がっているのかどうかというような感じで眺めていたような感じがしましたが、非常に議場が重みを増したのではないかなと、そんな感想をいたします。

議場への国旗の掲揚についての質問に、まずはお答えいたします。

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定されておりますが、内閣総理大臣の談話にもあるとおり、国旗と国歌は、いずれの国でも、国家の象徴として大切に扱われるものであり、国家にとってなくてはならないものであると考えております。

議場に日の丸を掲げることにつきましては、議会における議論を経て決定されていると認識しております。平成24年11月6日の全員協議会において、議場に国旗及び町旗を掲揚する要望があり、意見を聞き、多数決の結果、議場に掲揚することに決定したという、議会の、やはり認識を、私たちはその意思を尊重しなければならないと考えております。

私も、国旗の掲揚は国を愛する気持ちの自然な表現であると思えます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、町長の考え方ですか、お伺いしましたけども、今の話の中で、議会の議論ということで、11月6日の全協の話、出ました。確かに、そのときの全協の中で、この問題が話題になり、話が出ましたけども、そこで多数決でと、今、町長もおっしゃいましたけども、そこで多数決で決まったという話です。なんですけども、実際、この全協の中での多数決、これに関して、阿見町の全協の中では、その規約というんですか、規則というんですかね、まあ、ないわけなんですけども、これはなかなか、その全協での規則というのは、私もちよっといろいろネットで調べたんですけども、結構やっぱりないところが多いんですよ。で、たまたま見つけたのが、宮崎県議会ですとか、あとは九州ですね、鳥栖ですとか、あとは柏崎、

うるま市、こういったところがちょっと見つかったんですけども、この中においても、やはり全協というのは、問題決定の機関というよりも、仮に問題を決定する場合には、この出席者全員の同意を得るといような形が一番望ましい。多数決が民主主義なんだというのは、意見もありますけれども、実際のところ、多数決で物事を決めるということは、逆に少数意見も抹殺するといつか尊重されないといつか、そういった形になるかと思うんですよ。この件に関しては、私ともう一人の議員のほうで、撤回しろという要請書を出したんですけども、残念ながらそれは議論されないままに、いまだになっているという実態があります。それは現状事実としてありますので、申し述べておきます。

私のこの国旗に関する感想というんですかね、あの日の丸というものが、戦前の侵略戦争で国民を駆り立てた、戦争に駆り立てた象徴ではないかというようなイメージがあります。それで、ちょっと私もいろいろ調べている中で、長野県ですね、ある村の村長さんなんですけども、議会の中で、国旗・国歌に対する質問があったことで、こういった形で村長さんが述べているんですよ。

「私は、日本を誇りにできる国、自慢できる国にしたいと熱望しています。日の丸だけではなく、世界中の人々から尊重され、愛される国になってほしい。それはどのような国かというところ、国民を大切に、日本と外国の自然や文化を大切に、外国の人々に対しても、貧困や搾取や抑圧、戦争や災害、病気などで苦しまないで済むように、できる限りの努力をする国です。海外の紛争、戦争に関しても、積極的に仲立ちをして、平和の維持、構築のために働く。災害への支援にも大いに取り組む。例えて言うならば、日の丸が赤十字や赤新月と並ぶ赤日輪とでもいようなイメージになればいいかと思います。」

このように長野県のある村の村長さんが答弁をしているわけなんですけども、これは日の丸に対する考え方の1つかと思うんですけども、今の、私が述べた、その長野県の村長さんの発言に対して、町長はどう思われますか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど答弁したとおりですね。自分は、やはり日本の国旗は必要であるという答弁をしております。議会の中で、永井議員ね、全協でやっている。また、これはきちんと決められたことじゃないということであるならば、議会の中できちんとした結論を出していくのが、あなたの役目であって、私はそう思いますけど。そうじゃないですか。議会の中できちんと決めたことを、ということなんだから、もう一度、議会にこの問題を提起して、それでもう一度、きちんと話し合っ、それで結論を出してください。

○議長（倉持松雄君） 永井議員に申し上げます。誰にどのようなことを質問するのか、よく的を絞って質問して。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、町長の話の中はわかります。これは、ですから、町長というよりも、議長に要請するというような関係になるかとは思いますが……。

今回の質問、これを出したのは、やはり日の丸という問題があるから、質問を出したわけなんですけども、先ほどの村長さんの思いというのは、これは日本国憲法の前文にも、本当つながるものだと思うんですよ。今、この憲法をないがしろにするようなね、マスコミですとかそういう人たちが総動員して、この国旗に対して一定の方向に向かわせようとしている、そういう危惧が私はあるかと思うんですよ。やはり、まさに当時の戦前の時代のようなイメージがあります。こういった雰囲気です、つくるのではなくです、議場という形では、自由闊達に物が言える雰囲気、やっぱりそれをです、議場もそうですし、いろんな世の中、マスコミ関係もそうですし、そういったのをつくるためにも、私はこの日の丸はふさわしくないと、今回、一般質問の冒頭に取り上げました。

一応、質問としては、以上で終わります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 2つ目の、じゃあ質問に移ります。次に、子供議会についてであります。

先日の10日に子供議会が開催されました。これは私が昨年9月の定例会での一般質問をした項目なので、改めて質問をいたします。

私たち議員は、3階の事務局の前でモニターで見えていたのですが、残念ながら音声の調子が悪く、前半部分がよく聞き取れなかったのですが、この子供議会に対して、6年生を対象とした議会の質問項目、学校のことですとか、自分たちの身の回りのことなど多岐にわたり、ふだん子供たちが思っていることや考えていることなどがよくわかりました。また、内容もすばらしく、彼らの問題意識の高さに驚かされました。

しかし、それだけ問題意識を持っている彼らの質問に対して、答弁のほうはどうだったでしょうか。私の聞いていた限りでは、必ずしも的確な答弁だったとは言いがたいものがありました。子供たちも聞いていて、変だなと思ったことだと思います。質問と答弁は、かみ合っただけで前に進むものであって、再質問もなく、一回のみの質問と答弁では、子供たちは消化不良になったのではないのでしょうか。一回ぐらいの再質問というのをやるべきではなかったのでしょうか。

また、教育長にお尋ねしますが、町長や教育長の答弁の後に、わざわざ子供の名前を呼んで、ありがとうございましたと言わせていましたが、これでは、子供たちが町長と議員の関係を正しく理解できません。法令でも、普通地方公共団体の長と議会とは、ともに住民を代表する機



関として対等でありというように書いてあります。お礼を述べるのであれば、全員が終わった後で、一斉にありがとうございましたと言えば済むことではないでしょうか。学校ではこのことをどのように教えているのですか。

以上2点、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、子供議会の質問にお答えいたします。

昨年9月議会で、永井議員の質問に答弁させていただいたとおり、本年度、子供議会を去る8月10日に開催いたしました。

まず、経緯から御説明させていただきますと、未来を担う児童の皆さんに、地方自治体の役割などを学習していただき、町の将来について考え、町への関心を深めていただくとともに、感じたことを直接聞かせていただき、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりに活かすことを目的に開催したものであります。

町内各小学校6年生の各クラス代表者15人に子供議員となっただき、身近なごみの問題、霞ヶ浦の水質浄化の問題、トイレや冷房など学校設備の問題から阿見町の歴史まで、さまざまな質問が出されました。参加された子供議員の皆さんには、地方自治体の役割を理解してもらい、大変よい機会になったのではないかと考えております。また、町でも、子供たちからいただいた質問や意見を今後のまちづくりに活かしていきたいと考えております。

永井議員におかれましては、お忙しい中、モニターでの傍聴にお越しいただきありがとうございます。

今回の子供議会の進め方につきましては、町で平成8年度に実施した子供議会、平成14年度から平成16年度に実施した女性議会、このほか土浦市、牛久市、稲敷市などの近隣自治体の例を参考として、教育委員会との合議の上、広聴事業として秘書課で実施要項を起案して行いました。

御質問の、再質問をさせるべきについてですが、子供議会を開催するに当たりましては、各学校現場の協力が不可欠であります。各学校の先生方には、子供議員の選出から保護者への連絡、質問項目を考えさせ原稿をチェックするなどの御協力をいただきました。再質問の作成の指導まで行うこととなると、教員及び子供の議員の負担が相当増えることとなります。今年度は、そういった意味で、必要最小限の労力で初期の目的が達成されるよう配慮し、基本的な質疑応答時間の目安を1人2分とし、再質問なしにより実施したものであります。

来年度以降も子供議会は継続して実施する所存ではありますが、再質問につきましては、永井議員からの御意見を伺いまして、子供たちの負担などを十分に検証した上で、学校現場との調整を図りながら、具体的な検討をしてみたいと考えております。

次に、議会の中での議員と執行部との関係を学校ではどのように教えているのかにつきましては、教育長より答弁をしていただきます。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 議会の中での議員と執行部の関係を学校ではどのように教えているのかについてお答えします。

小学校6年生の社会科では、執行部というのは「町役場の人」というような言葉を使っています。子供たちは、「議会は、議員さんと町役場の人、町の仕事を進めていく上で必要な事柄を話し合って決めているところ」で、「議員さんと町役場の方は、協力して住みよいまちづくりを進めている」と学習しています。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まず、最初の町長のほうの答弁のほうから、話させてもらいますと、私が、ちょっと先ほどの話の中で、前半部分の内容が聞き取れなかったのもあったんで、後半部分のことだけを聞いての意見なんですけども、まず、再質問に関してですね。これもなかなか、先ほどの町長の答弁の中で、子供たちが質問をつくるにしても、まあ、学校の、多分担任の先生だと思うんですけども、そういった先生なんかとも話し合いながらやったかと思うんですけども、実際、ベースとしては、やはり子供がこういうことを聞きたい、こういうことを思っているところがベースになって始まっているんじゃないかと思うんですよ。それをなかなか、子供ですから、文章をうまくつくれないということで、担任の先生なんかと相談しながら、その質問書というのはつくったのではないかと思うわけなんですけども、やはりその中で、子供が質問しました。それで町長なり教育長なりの答弁が行われました。その中で、やはり、子供が思っていたところとは違う答弁があったんじゃないかと、これはモニターを見ている中で見受けられたんですよ。で、やはり、あれっと思ったときに、その子供として、やはり疑問を感じた部分があったかと思うんですけども、事前に再質問を準備するっていうのは、なかなか子供の中では難しい部分もあるのはわかります。ただ、はなっから再質問がなくではなく、その質問をするというチャンスを1回でも与えたほうがよかったのではないかと思うんですよ。先ほど町長のほうで、来年以降もという話ありましたので、これはぜひとも検討していただきたいんですけども、近隣のところなんかでは、なかなかその再質問、いいですよって言っても出ないというのがあるとは思いますが。やはり、ぱっと言われたときに、ぱっと頭の中で考えて、次何を言おうかっていうのは、なかなかね、子供がそこで話をするだけでも、かなり精神的に厳しいものがあるんじゃないかと思うんで、それはまあ、わからなくはないんですけども、あの議会を見ている中では、もう最初から再質問がないですよ——子供にどうい

ふうに話をしたのか、ちょっとわかりませんが、そういった形でやられていたんじゃないかなと思うんですよ。それで、子供もそうですけれども、当日、傍聴に来られた父兄の方々、多分私が思うには、父兄の方々がふだんの議会を傍聴するというのは、なかなか難しいと思うんですね。やはり、仕事をやっている中での平日のこの時間帯の傍聴というのは、なかなか小さい子供を持っている親御さんたちは難しいかと思うんですけども……。ですから、私は、親御さんたちが、そういうふうに議会を、もしかしたら勘違いしてしまうんじゃないかというような危惧もあるわけですよ。先ほど、教育長の答弁の中でも、執行部と議員さんは、町の仕事をするために協力して行っているんですよという話ありましたが、やはりその教育長のお話じゃないですけども、やはりその議会と議員の対等な形、やはりその傍聴で聞いている方はわかんないまま、議会とはこういうふうにやられてるのかというふうに思っちゃう部分が、ちょっと怖かったんでね、私はこの質問をしたわけなんですよ。

ですから、まず、ちょっと話、戻しますけれども、これから継続してやられる方向で考えているかとは思いますが、その中で、まず、再質問の件に関しまして、これはいろんな準備、もちろん要るかとは思いますが、または、その再質問を設定しても再質問しない子供ももちろんいるのは、もう当たり前だとは思いますが。ただ、そういった形で、やっぱり再質問をするための、何て言うんですかね、システムって言うんですか、そういったのを考えているかどうかでしょうか、お聞かせください。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども、教育現場とという話をしましたけど、やっぱり改善策はとっていきたい。ただし、あくまでもね、子供たちの自由意思の中での再質問ということで、何かね、誰かが手を加えたり何だりするような、そういうことではなくね、やはり、あくまでも子供議会の議員がどういう再質問をするかと、そういうことをやっぱり自由にやっていただきたいなという思いは、私はしてますし、まあ、そういう改善策をとっていくということが大事なのかと、そう思っています。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね。実際、続けていかれる方向でというのはいいわけですよ。じゃあ、まあ、そういった形で、ぜひともね、再質問するしないっていうのは、もちろん子供の裁量っていうんですか、になるかと思うんですけども、そこはぜひともお願いしたいと。やはり学校のほうで、かなり協力というんですかね、あるかと思えますし、今回15人ですか。これ全学校の6年生のクラス全部なわけですよ。ですから、なかなかクラスによっては、出る出ないが難しいところあるかと思うんですけども、ぜひとも子供に負担をかけないような形で、この継続という形でね、お願いしたいと思うんですよ。

あと、教育長に再度お尋ねしますが、先ほどの、協力関係ということで御答弁がありましたけども、議員と執行部が対等平等の関係にあるっていうことは、それをあえて協力関係という言い方なされましたけども、それは私も詳しくはわかんないんですけども、指導要項ですとかそういった形で、6年生はこういった教え方になるんですよっていう意味合いでの答弁ですか。そこをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 6年生の社会科の時間で指導していることを申し上げました。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、6年生の中では、執行部と議員というのが対等平等な関係であるよというの、別にこれは教えなくてもいいような形になっているわけですか、指導要項の中では。それとも、あえて阿見町としては、それは省いちゃってるようになるんですか、どちらですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 小学6年生は、まだそこまでは成長しておりませんので、中学校3年の社会科の公民の時間に、もっとはっきり勉強します。まだ、この程度のことしか、6年生では学習指導要領の中では示されておられません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 中学3年ですか。なるほど。はい、それはわかりました。現状の中で、先ほどの協力関係ということだね、それはまあ、しっかり教えていただきたいんですけども、私が1つそこで疑問に思ったのが、1人の議員の人が演壇で質問をして、戻って、それで答弁があつて、再度議長のほうが質問した子を指名して、「ありがとうございます」というふうな形でやってたかと思うんですよね。私は、先ほどの対等平等の関係も含めてそうなんですけれども、あそこで「ありがとうございます」というふうに、変な言い方ですけど、言わず、言わせたっていうんですかね、そういった決め事をしたと思うんですよ、役場のほうの準備の段階で。それは、どうしてあの段階で、ありがとうございますと言わせるようにしたんですか。それはどちらでも構いませんので。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 子供たちは、自分が質問したことに対して答えてもらったら、ありがとうございますと言うのは素直なことで、これは道徳でも感謝をする心というのを教育しておりますので、感謝のできる人間に育てたいと思っておりますので、一人ひとりありがとうございますということは、教育的にとっても大事なことだと考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 今、教育長の話の中で、感謝の言葉ですか、私ももちろんそれは、感謝をするということは必要だと思いますし、やはり子供ですから、感謝をするということはいいことだとは思いますが、私、この今、冒頭、質問で述べたようにですね、個々でありがとうございましたというのは、はっきり言って、私なんか3階のモニターで見ててそうでしたし、あのとき、3階のモニターで何人かの議員が見ていたわけなんですけれども、あれはおかしいんじゃないのという声があったわけですよ。ですから、先ほど、議員と執行部との関係の話の中で対等平等という話しましたが、質問をします、答弁をします、それはあくまでも質問に対する答弁なんです。ですから、私が思うのは、そのありがとうございましたというのは、これはやっぱり必要だと思います、どんな場合においても。ただ、そのタイミングですね。そのタイミングは、あのタイミングではなく――あのタイミングで言うと、はっきり言って、何で見ていた議員がそう思ったかっていうと、答弁に対するありがとうというふうに、多分10人中10人とられると思うんですよ。ですから、先ほど言ったように、傍聴に来られている親御さんたちなんかでも、やっぱりストレートにそう思うと思うんですよ。だからこそ、今回、この質問に上げさせてもらったんですけども、ありがとうございましたって言う場合には、先ほど言ったようにですね、全体的な質問が終わったときに、みんなで、要するに、質問が全部終わって、終わるときに立ち上がってありがとうございましたと言うのが、やはり、私は、そっちのほうですっきりするんじゃないかと思うんですよ。もちろんそのありがとうございましたと言うのは、土曜日にかかわらず出てきてくれた町長や教育長初めね、執行部の方々に対するありがとうもあります。または、議場まで連れてきてもらった親御さんたちに対するありがとうもあります。いろんな形で気持ちのありがとうがあると思うんですけども、そういったのを、この終わったときに、全員が立ち上がってありがとうございましたって言うふうにすれば、非常にすっきりするし、あと、時間もかなり軽減されるんじゃないかと思うんですよ。ですから、そのやり方の問題も含めて、やっぱり子供たちが、6年生とはいえ、ある程度6年生っていうのは、もうかなり、特に女子なんかはおしゃまになってますから、やはり、議会と執行部の関係を正しく認識するためにも、やはり、そのありがとうございましたという気持ちは大切です。ですから、私は、終わってから全体的にありがとうございましたと言うような形にすればいいんじゃないかと思うんですけども、その辺は、どうお考えですか。これはまあどちらでもいいです。

○議長(倉持松雄君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) よく私たちは、挨拶はよくしろという、私もよく何かの壇上で挨拶するときに、町長天田富司男さんと言われたとき、「はい」っていう、やっぱり返事をするようにしてるんですけど、なかなかそれができないときも、忘れてしまうときもあります。一人

ひとりね、ありがとうございますって言葉を発するという事はいいことだと思います。そして、全てね、子供議会と皆さんの議会とでは、全て同じじゃないんですよ。大人が目線でばかり考えてはだめなんです。子供の目線になんないんだもん。自分たちはこうだから、こうやるべきだと。それはね、やっぱり、議会人としてね、俺はおかしいと思う。やっぱり子供の目線というものをよく考えて、子供がどういう考えを持ってるか……。「ありがとうございます」すばらしいじゃないですか、一人ひとりありがとうございますって、その感謝の気持ちを述べる。そういう子供に育てたいと、これはもう、教育者は当たり前ですよ。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、町長の話の中で、子供目線で——こちらの目線と子供目線とありましたけども、それは違うと私は思います。やはり感謝の気持ちというのは、私も否定はしてませんし、私もずっと小学生のミニバスケットを教えて、挨拶のことは、もう本当、口酸っぱく言ってます。相手の体育館に行ったとき、ちゃんと並んで挨拶するんだよと。やっぱりその挨拶すること自体は、私も必要だと思うんですけども、こと今、この話の中での議会においては、やはり議会のルールを学ぶっていうのも、子供にとっては必要じゃないかと思うんですよ。ですから、今、町長がおっしゃったことは、町長の意見としては伺います。けれども、私としては、それはおかしいなと思います。ですから、町長の話の中で、子供目線に立ってと。それは子供目線に立つのは、それはもちろん当たり前です。先ほど私が述べたように、子供に対して負担がかかっては、どうしようもないわけですから、そういった部分での子供目線には十分立ちますけれども、そのルールっていうんですかね、決まり事に対して、やはり正しい判断ができるような形でね、やっぱりやっていくっていうのも、これは執行部のほうの責任かと思うんですよ。ですから、先ほど、継続っていう話もありましたから、今の私の意見を取り入れる、取り入れないはわかりませんが、やはりしっかりとね……。今の、本当、私が心配しているのは、その子供たちが大きくなってとか、または、先ほど言ったように、親御さんたちが傍聴席で見ててという部分もありますので、そこはぜひともね、しっかりとお願いして、教育現場でも、協力関係というのは6年生で、対等平等は中学校の公民だという話も聞きましたので、それは子供たちの発達段階に応じてね、ぜひともそれはしっかり教えていただきたいと思います。

そこで2問目終わります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、最後に、町の除染計画の実施について伺います。

福島第一原発の事故から、ちょうど今日、2年半ですね、たちました。いまだに福島では、放射能汚染水が漏れている。これはまあ、毎日の新聞で御存じかと思うんですけども、それが

外洋まで達していると言われていています。安倍首相は、さきのこの前のI O Cの総会で、東京への招致の演説の中で、状況はコントロールされている。汚染水は港湾内の0.3平方キロメートル範囲内で完全にブロックされていると表明しました。しかし、そうでしょうか。コントロールはされているならば、あっちこっちから汚染水が漏れるはずがありません。コントロールではなくて、制御不能に陥っているような状態じゃないでしょうか。それに、汚染水のブロックにしても、福島の漁民の話では、拡散防止のためのシルトフェンス——これ水中のカーテンなんですけども、それが設置されているだけで、海の上の部分だけであって、下の部分までは塞いでいないということを言われています。たまたまちょっと今日、日本共産党が発行している新聞「赤旗」というのがここにあるんですけども、その中で、菅官房長官のほうがですね、この首相のI O Cの発言について訂正をしているわけですよ。汚染水による影響は福島第一原発の港湾内の0.3平方キロメートルの範囲内で完全にブロックされていると述べた問題について問われ——記者団から問われですね、水は当然、港湾内と外洋との間を行き来していると述べているわけですよ。今日の朝のニュースでも、ちょっと私、見てたんですけども、こういった報道はなかったんですけども、ラジオなんかでは報道されてましたけども、やはりオリンピック、パラリンピックのね、開催都市をめぐる、このI O Cの総会の中で、日本の安倍首相が、確認もせずにといい方はあれかもしれませんが、こういった発言をして、翌日、慌てて官房長官が訂正しているというような状態で、やはりコントロールされているという状況とはほど遠い状態じゃないかと思います。

この放射能の問題は、いまだに収束のめどが立っていません。国や、原子力村と言われている原発共同体ですね、これに対する早急な対応が求められていると思います。

この阿見町においては、阿見町除染実施計画の改訂版、これはこの前、7月17日に出た改訂版ですね、これが出されているわけなんですけども、その測定、除染作業が行われていたが、まだまだホットスポット的に高いところが見受けられます。学校や公園等の子供たちの生活空間では、どのように除染作業が進捗しているのですか。お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、町の除染実施計画に関し、除染状況、特に学校や公園等の子供の生活空間はどのようになっているのかという御質問にお答えいたします。

まず、町の除染事業については、計画期間を平成23年度から平成25年度までとした阿見町除染実施計画に基づき実施しております。

平成23年度においては、町は県内でもいち早く除染に取り組み、当該年度中に小中学校等の除染事業を完了させております。

平成24年度においては、引き続き公園や街路樹の常緑樹の強剪定を行ったり、テニスコート

の人工芝を張り替えたり等の除染事業を実施しており、子供関連施設の除染は完了しております。

平成25年度においては、前年度までに集中的に実施した除染事業の効果が継続していることを確認するために、除染実施箇所の放射線量を定期的に測定する事後モニタリング事業を行っております。

阿見町除染実施計画の目標は、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指すというものであります。この目標は、広報あみ3月号において、訪問測定の結果から、追加被ばく線量は年間1ミリシーベルトを下回っているとした計算例を載せているとおり、これまでの除染事業、日常の清掃作業、放射性物質の自然減衰、ウエザリング効果等により、既に達成できているものと判断しております。また、事後モニタリングの結果については、毎月、広報あみ、町ホームページ等により公表しておりますが、現在、小中学校等の子供の生活空間において、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトの目安となる1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の施設はなくなっております。

ただし、放射性物質の移動等により、新たなスポットが出現するかもしれませんので、事後モニタリングによる監視を引き続き実施していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の町長の答弁の中で、平成23年度、小中学校を完了したと——ここに先ほどの実施計画ですか、の中で、この矢印が載ってる部分かとは思いますが、実際のところ、その0.23というラインが——何度もやりましたけども、それは0.23、国が決めたラインなわけなんですけども、今までの、原発がない——原発がないっておかしいな、放射能が拡散、飛散されてない時期の阿見町の——ま、事故前ですね、阿見町の放射線量はどのぐらいだったか、御存じですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） それでは、お答えいたします。阿見町ですね、事故前の放射線量でございますけども、実は、茨城県立医療大学の放射線技術科佐藤教授とお話しする機会がございまして、県立医療大学の敷地内をですね、1メートルの放射線量は0.07マイクロシーベルトというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね、大体そのぐらいかと思うんです。それで、先ほど、学校の除染が終わったという話があるんですけども、平成23年度の事故以降ずっと町のホームページで学校の数値が出ているんですけども、ざっと見たんですけども、7月下旬までの測定値の



中で、今言った0.07マイクロシーベルトを下回っているところは——下回っていないな、阿見小が0.079ですね。実際、一番高いのが吉原小ですか、0.115。実穀小が——この実穀小はずっと押しなべて高い数値を表しているんですけども、0.104。あと、0.1幾つというのが舟島、第一小。あと、君原にしても0.099。もちろんその測定したタイミングですとか、いろんな条件があるかと思うんですけども、先ほど述べたように、実穀小学校に関しては、0.1を下回った数値というのはないんですよ。

私は何でこの話をするかという、質問の項目でもありましたように、子供たち、学校とか公園とかということで、除染は終わったんですよ。で、事後測定はしておりますということを答弁があったわけなんですけども、やはり、事故前に戻すということが、今必要じゃないかと思うんですよ。それで、たまたま今朝、あの原発事故があって2年半ということで、ニュースなんかでもやっていたんですけども、栃木県なんかでは、再度高いところを除染してというのをニュースでやっていました。NHKだったかな。そういったことがやられているんですけども、測定の話は聞きました。ただ、再度、事故前に戻すような形での除染ですか、そういったことは、どういうふうに町は考えていますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、それではですね、お答えを申し上げます。過去ですね、一般質問やあるいは常任委員会のほうでもお答え申し上げますけども、除染のですね、至る前のですね、国の基本的な考え方、これが平成23年8月に述べたですね、追加被ばく線量を、年間、おおむねですね、年間1ミリシーベルトの地域としてですね、阿見町が該当していると、文科省のほうですね、測定の結果、出ているかと思えます。その中で放射性物質の物理的減衰とか、あるいはウエザリング効果の自然要因による減衰効果とか、あるいはその基本濃度を勘案するとですね、1ミリ前後の放射線量であれば、側溝とか、それから雨どいなどの局所的な放射線量を示す箇所の除染をすればいいというような基本的な考え方からですね、先ほど町長から答弁があったように、阿見町放射能対策方針と特措法に基づく阿見町除染実施計画の中で整理をし、策定をして、平成23年度、24年度の除染を完了しているということですね。

先ほど、事故前という御質問でございますけれども、ふだんですね0.07マイクロシーベルト事故前にあったものをですね、0.01まで下げるということになりますとですね、これは阿見町だけの問題ではなくなってくる。全国で日本中のですね、大地そのものを入れ替えなければならぬというような状況になってくると、それはもう日本中の土を入れ替えるということになってくるかと思えます。ですから、その検討もつかない費用とかですね、数量が出てまいりますので、それについては、いわゆる基本方針に基づいた考え方の中で、除染実施計画のお

りですね、実施してきたということでございますし、今後もそういうような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 別に、日本全国の土地を阿見町の金でやってくれということは一言も言っておりませんし、まず、0.23、年間1ミリシーベルト、これは国の決めた基準——これは事故後に決めた基準なわけですね。それは、決していい数字じゃないんですよ。わかります。事故前の数字、それに戻すという努力が必要じゃないかと私は思うんですよ。その0.23を下回っているからいいんだというような発想は、これはもうやめていただきたい。いいですか。事故があった。これは事実です。阿見町が被害こうむった。これも事実です。それを軽減して除染活動いろいろやられています。ただ、それで、国が決めた基準にいつてないから、それでいいんだ。測定はするけど、除染はもうしないという考えだと思うんですよ、町のほうとしては。何で私が子供の話をしたかという、やっぱり、これから前途ある子供たちが、そういった環境の中でやっぱり暮らしていくということは、放射能の数値というのは低ければ低いほどいいって、皆さん御承知かと思うんですけども、0.23が国が決めたからそれでいいというのじゃなくて、阿見町独自で考えたっていいじゃないですか。それで、先ほど学校の話をしましたけども、それとあとこれも町のホームページでとったやつですけども、公園なんかでも、はかったところで0.234とかね、あるわけですよ。0.239。これは高いところで0.201、0.235、0.285もある、ね。

じゃあ、改めてお聞きしますけれども、こういった0.23以上ある、俗に言うホットスポットと言われているところだと思います。そこに関しては、除染は実施しますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。3月ですね、常任委員会でも申し上げましたようにですね、部分的に高いところについてはですね、除染をしていくということで、関係課がしていくということで御答弁しておりますけども、ただ、0.23マイクロシーベルトはですね、施設内の平均の基準でございます。ですから、部分的に高くても、年間累積線量が1ミリに満たない場合にはですね、基準でいえば、これは除染の必要はないということでございますけども、ただ、雨水とかですね、それが集中するところはですね、集まってくる可能性もありますので、それについては、計測をしながら監視していくということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私、先ほども答弁したとおり、0.23マイクロシーベルト以下のものは、町はやらないということで決めています。

そして、今、永井議員ね、永井議員が2.幾つ、2.9とか、前にも細田議員があちこち調べて随分やってました。ここは高いとか。それで、高いとこ調べたときに、その土どうしました、あなたは。そこ高いとこあったら、自分自身で取るとか何とかしました。いやいや、だって、高いとこあったら、やっぱりそれは危険なら危険と思ったら、自分で除去できるでしょ、大きなとこじゃないんだから。だから、そういうことができないのに、またこれをやれ、あれをやれってね、そういうことは、やっぱりもう少し考えたのがいいよ。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町長、笑わさないでください。ね。公園の除染、私も含めて、前細田議員とやりましたね。それで、その結果をね、放射能対策室に持って行ってます。公園の除染を私が今、仮にはかりました。ああ、ここが高い。じゃあ、私が一所懸命……。そんなことをやったら、大変な騒ぎになります。何のために町に税金払ってるんですか。何のためにね、放射能対策室あるんですか。あきれちゃって物が言えませんよ。高いところは何であなたがやんないの。そんな答弁っていうのはね、これ笑われますよ、はっきり言って。

話を戻しますけども、今、ね、大野次長の話の中で、平均的になって話ありましたけども、これ公園の中で、平均じゃないですよ、これね、部分ですよ、矢印がついてますから。ここで、矢印がついているところが、町ではかったとこが0.285ありました。平均じゃないですよ、これ。この部分ですよ、ね。そこを、じゃあ、0.285、先ほどの答弁の中で、それは平均云々かんぬん……。仮に0.285がもし平均だとしたら、もっと高いところ、あるんじゃないんですか、ねえ、平均ですから。仮に4カ所平均とったしても、平均して0.285といたら、これは、そのエリアは非常に怖いエリアになってしまいますよね。ですから、私は、ここを除染しないのかと聞いているんですけど、再度答弁をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答えいたします。先ほどから申し上げているとおりですね、国の年間1ミリシーベルトというのは、外部に8時間、内部に16時間で365日を掛けて0.23となるわけですね。室内ではですね、もう0.1以下になってますし、それから、外部——学校や公園についても、平均では、もう0.1ぐらいになっていますので、そういう詳細測定結果から申し上げますと、平均で0.23を下回っていれば、除染は必要ないというような判断をさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい、じゃあいきます。この公園除染しますか、0.23以上のところ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答えいたします。0.23とかですね、年間1ミリシーベルトというのはですね、長期的な目標でございます。ですから、先ほど申し上げましたように、自然減衰あるいはウエザリング効果によって下がっていくものと考えてます。ですから、長期的に年間1ミリシーベルト下がっていれば、除染は必要ないというように考えてございます。ちなみにですね、私どもの職員がですね、定期測定あるいは学校の測定、詳細測定やっておりますけども、その高いところをはかっている職員がですね、年間の累積線量が、23年度で約0.986ミリシーベルト。それから、平成24年度がですね、0.854ミリシーベルトということでございます。既にもう1ミリシーベルトを下回っておりますので、必要がないかというふうに思ってますし、平均ですので、公園についても、自然減衰あるいはウエザリング効果について、そういうふうに求めていきたいと思えますし、除染の必要はないというふうに判断してございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

〔「……そんなのおかしいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 発言者以外は無駄口を慎んでください。4番永井義一君、質問を続けてください。

○4番（永井義一君） はいはい、言いますね。ちょっとあきれて物が言えないって言っちゃあ失礼かもしれませんが、そう思います。

再度言いますが、国で決めた0.23マイクロシーベルト。やはりね、今、大人の問題よりも子供の問題が重要だと思うんですよ。その半減期だって、すごい長いのがあるわけですよ。短いから長ーいのまで。はっきり言って、失礼ですけど、ここにいる方々よりも、その子供さん、もしかしたらお孫さん、やっぱりそこが今、問題になってるんじゃないかと思うんですよ。だからこそ、私は学校だとか公園だとかというのを、今回改めて言っているわけですよ。

私もこの放射能の問題に関して、ずっとこの間、質問してますけれども、やはり、最初の段階では、もう全体的な除染が必要じゃないかということで、ずっとそういった話でさせてもらいました。で、やはり、もう2年半たってる中で、今度は小さい子供の部分に関する、健康問題も含めてそうですけども、やっぱり、そういうのがこれから必要になってくるんじゃないか。そういう観点で物事を考えている中で、執行部の人は、2年半前から頭が変わってない。国で0.23決めたから、0.23、年間1ミリシーベルトにしがみついちやってる。それは楽ですよ、そこにしがついてれば。それ以上に、もう上がるわけないんですから。ただ、時間がたつにつれて、今、大野次長も言ったけど、少なくなってくる。これは当たり前です。だからこそ、皆

さん方の頭の基準も下げていかないと。で、最終的には、事故前の0.07というところを目指していかないとしょうがないんじゃないんですか。

この前、この茨城新聞に出ていましたけどね、牛久市の中で環境基本計画設定ということで、新たに放射能対策というのがあります。やはり、牛久市さんでも、新たに環境基本計画の中で放射能対策の問題、やはり放射能の除染の経緯を説明して、学校施設の除染作業、ここでも改めて学校施設の除染作業って言うてるんですよ、牛久さんで。それと同時に、食品の検査の問題、あと内部被ばくの問題。やはりこれはベースになってくるのは、やっぱり子供たちというところも含めて考えているかと思うんですよ。阿見町の部分では、2年半前と全然頭が変わっていない。自然に何百年かけて戻すのをじいっと待ってる。そんな状況じゃないですか。ちょっとこの話の中で、先ほど言ったように、阿見町の頭がまるつきり変わってない。0.23からまるつきり動いてない。努力しようとしていないわけですよ。

じゃあ、最後に、もう時間、時間はあるけど、これ言っても、もうね、どうしようもないんで、最後にお聞きしますけれども、阿見町として、ちょっとこれは長期的な部分でいいですよ、来年、再来年というのじゃないけども、阿見町として、この0.23にしがみつかず、要するに事故前の0.07ですよ、そういったところを目指して——はっきり言ってホットスポットが見つければ、そこを除染することだけで下がるわけですよ、さっきの話じゃないけど、平均で0.285あるようなところを、ホットスポットですよ、ね。そこを除染することによって、そこは下がるわけでしょ。実際、除染したら下がるのは事実なわけですから。だから、長期的に見て、阿見町として、そういった0.07、要するに事故前の放射線量に戻そうという気はあるんですか、ないんですか。それを教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず、0.285、その面積はどうかということも、私もわかりませんが、それが全体的なものでないということは確かなわけだから、部分的な問題でしょ、ねえ、そうでしょ。それが全体的に0.233以上でどうのこうのっていう話ではないんだから。そういうものであるならばやるつつってるわけでしょ。

○4番（永井義一君） いつまでに。

○町長（天田富司男君） どうにしろ、0.23というね、これをもう基準としてやってるわけだから、それ以上、何をやれというの。いつも同じ話になってしまうんですよ、永井さん。だからね、私のところはもう0.23というものを基準にして、今から将来に向けてどうのこうのということはありません。この0.23が基準だということ。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、最後と言ったんですけども、町長、ちょっと勘違いしているのか、

理解が不足しているのかわかりませんが、0.285ある部分、部分のホットスポットを除染するんですかって聞いてるんですよ。町長お願いします。勘違いしてるかも。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 次長が答弁したのも同じだと思うんだけど、相対的な面積の中で、ね、0.23以上、そういうものが出た場合はどうのこうのという話で、それは相対的じゃないじゃないですか。ホットスポットでこう、ホットスポットなんですよ。

○4番（永井義一君） ホットスポットを除染するかどうかを聞いてるんです。

○町長（天田富司男君） 除染しないって言ったじゃん、さっき。

○4番（永井義一君） 町長はどうなんですか。

○町長（天田富司男君） だから、同じですよ。次長が答えてるのを、私がどうのこうの……。同じ……。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、町としては、0.23. 0.23と言っているけども、0.23以上、高いホットスポットも除染しませんよということで認識してよろしいんですか。いいんですね、わかりました。じゃあ、町の言っている0.23というのは、いかに場当たりのなものか。高いところあるのに、ホットスポットも除染しないということは、0.23ということはおかしいでしょ、ね。そう思いませんか。まあいいです。もう答弁は要りません。もう今から答弁もらっても、前進ある答弁は100%ないと思います。町長の考え方の中で、阿見町も0.07に戻すという長期的な展望も持たず、現状のまま、自然と何百年かけてもとに戻ることを——もちろん、そのときは、私も含めて、皆さん方生きてません。ね。次世代、その次の子供たちに、この阿見町を引き継ぐのに、よりよい環境で引き継ぐのではなく、より悪い環境で、これから一步も手を出さずに、環境をよくするという形じゃなく、次の子供または孫に引き継ごうということを思っているわけですか、ね、そうでしょ。

じゃあ、そこだけちょっと答弁を1つお願いします。今の、今、聞いてましたよね、町長、子供、孫にね、よりよい環境で引き継ぐということを考えた場合、私は必要じゃないかと思うんですけども、そこだけ1つ最後をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あなたの頭かたいんじゃないの。0.23という国の基準がきちんと決まってて、そしたら、国会議員でどんどんどんどんやったらいいんですよ。阿見町は0.23、これを基準にしてやると。それが環境悪化とは、私は思っていないということなんですから。子供たちにとっても、決して環境悪化ではない。十分生活できるだけの阿見町で魅力ある阿見町ですよ。だって、永井さん、あんた阿見町で一所懸命議員やってんだもん。すばらしい町に

したいんでしょ。それはね、放射能だけじゃないでしょう。放射能、今、またやんの。もうやめたらいいいじゃない。

〔「まだある」「まだ19分もある」「もうちょっと協議しろよ、ちゃんとさあ」「町長だぞ」「なんでそんなもう、決めつけるようなことを」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ほかの人は口を慎んでください。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はっきり言ってね、今度5万人を目指そうということですけど、今の状況の中で来ません、変えないと。だから、今、永井さん、頭かたいんじゃない……。頭かたいのはどっちですか、それは。事故のときの0.23から頭を変えずに……。ほかのところでは再除染をしています。さっきの牛久の話じゃない、あとは牛久もそうですし、今日、今朝の話の中で、栃木県の話もそうです。実際、そのかたい頭をいかに柔らかくしてもらいたいかっていうのを、私は一生懸命、今、一般質問やってるわけですけども、これ以上言ってもね、まあ、はっきり言ってどうしようもないことなので、堂々めぐりになってしまうので言いませんけども、最後に1つだけ、やはり、子供たちのことをね、町としてはイの一番に考えてもらいたい。そのためには、子供たちの生活環境をよくしてほしい。だから、放射能だけの問題じゃないですよ。でも、放射能の問題が今、この間、2年半の中で、やっぱり焦眉の急になっている部分だと思うんですよ。ですから、私はそこを言い置いて、一般質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。なんとか午前中にスタートできましたので、お昼過ぎぐらいまでに終わればと思っております。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。先ほど、永井議員のほうからは、日本のこの日の丸、国旗についての質問がありました。私は、この憲法と地方法自治について、1つ目の質問をしたいと思います。

今、憲法改正が言われ、そしてまた集団的自衛権であるとか、また、いろんなことが議論されてる中で、一点、私も議員になってから憲法を勉強しました。していく中で、いろんな町民

の方、そしてまた議員の方、そして職員の方、ほかの自治体の職員の方もいますが、聞いてみますと、その基本的なところが、意外とわかっているようでわかっていない部分があったりしておりました。そして、この92条、この日本国憲法は押しつけ憲法だという話も結構出ておりますが、そういう議論もあるようですけども、この92条の地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると、このようにございます。実は、この92条の地方自治のこの原則に関して、マッカーサー案では、この地方自治の本旨に基づいてという一言はありませんでした。それは、その当時の国会において審議の中で、これは入れるべきだろうというところで、入れるようになったそうであります。そしてまた、職員の、地方公務員の皆さんが、市役所またこの役場に就職されるときに宣誓書を書いていると思います。その宣誓書にも、まず一点は、主権が国民にある。そしてまた、日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓う。そして、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ機能的に運営云々と、このように出ております。それで、名前を書いて宣誓書を提出しています。要は、この憲法並びにこの地方自治の本旨について、今日ここで少しいろんな意見交換、議論の中で深められれば、そしてまた、この憲法では、この地方自治の本旨の中で何を重視しているのか、それをお互いに共有できればと思って質問させていただきます。

1点目、憲法第8章地方自治92条地方自治の原則の中の地方自治の本旨に基づいてとあるが、地方自治の本旨をどう捉えているのか。

町民が直接投票で意思をあらわせるものは何があるのか。

公務員の仕事は何か。

以上の3点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 憲法と地方自治についての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、憲法第8章地方自治法第92条地方自治の原則の中の地方自治の本旨に基づいてとあるが、地方自治の本旨とはどう捉えているかについてであります。

地方自治の本旨は、一般的に、国のもとに地方公共団体の団体自治と住民自治との2つの意味における地方自治を確立することであると考えられております。団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ団体の意思と責任において行わなければならないということで、住民自治とは、地方行政の運営は地域住民の意思に基づき自主的に行わなければならないということであると考えられており、当町の行政運営につきましても、この基本的な考え方に基づいて行っているところでございます。



次に、2点目の、町民が直接投票で意思をあらわせるものは何があるのかについてです。

地方自治においては、住民が直接地方行政に参加する方法として、直接請求制度や住民投票制度等があり、一方で、住民は自らの代表を選挙により選出し、地方行政を委ねる間接民主主義の原則があります。

御質問の町民の直接投票ではありますが、直接請求における議会の解散請求、議員及び首長の解職請求の要件を満たした場合の投票などの住民投票や地方選挙における投票があります。

次に、3点目の、公務員の仕事とは何かについてであります。

日本国憲法第15条の第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」とされ、地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されております。また、地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されております。

これらのことから、公務員の仕事は、全体の奉仕者として、住民福祉の増進に務め、最小の経費で最大の効果を上げることが第一義的な目的として取り組むことであると考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。最後に聞こうと思っていた質問の内容が、町長の答弁にありました。要は、住民自治、団体自治、そして、この地方自治体の目的とは何かといったところで、この地方自治体の目的というのは、大体勉強してきますと、テキストには載ってないものがほとんどで、この本来の目的というのは、基本的人権を確立するためには何が大事かといったところで、これは憲法また地方自治法のほうに書かれている、この福祉の増進というところが大きな市町村、自治体の目的である。これをまず確認しておきたいと思えます。

そして、憲法では、また地方自治法でも、国民と住民と何人と3種類出てきますが、その規定をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。ちょっと難しい御質問なんで、私の考えでお答えいたしますけど、まず国民というのは、憲法でも規定していますとおり、日本に住む人全体をあらわすのが国民だと思います。それで、住民というのは、先ほどもお話がありました、地方自治の本旨に基づきという中の、団体自治、また住民自治もありますけども、そういった1つの独立した、政治的に独立した団体の中で暮らすというか、その枠の中の人を住民と指すのだと思います。何人についてはですね、これだというのは、恐らくないんじゃないか

など、私の考えですけれども、全ての人というふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。国民、今言われたように、一点、国籍を有するものが国民でございます。住民、これは、この中に住んでる方。阿見町の住人であれば、阿見町の中に住んでらっしゃる方。これは国籍は問いません。何人、これは国籍を問いません。年齢も問いません。憲法の16条で請願権というのがあります。これは教育委員会のほうもあれだと思んですが、請願権は、何人も——要は、小学生であろうと中学生であろうと、何人もなんで、旅行者であろうと、誰でもこれは、そこに一時滞在した人も全て入ってくる。ですから、この前、子供議会されましたが、この請願権なんかも、やはり、もっと花をいっぱい町にしてほしいとか、きれいな町にしてほしいとか、こういう町にしてほしいという請願も当然小学校、中学校の中の社会または公民の授業の中で、町に提出をして議会に提出をして、それをまた議論して諮っていくということも当然あります。これはそういう権利があります。

さて、それで、憲法93条の2は、何を言っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、93条の2項ですけれども、条文は「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」ということでございますので、先ほど、憲法の解釈の中で、住民自治というのがありましたけれども、その地域住民の意思に基づき自主的に行わなければならないということですので、それを直接統治できれば、住民の方全員が直接統治できればいいんでしょうけれども、こういった社会、人口も増えてますし、こういった社会にある場合は、やはり間接民主主義ということになっておりますので、それを定めるのは、住民自治だけでも間接的に自治をするんだということを規定している条文だというふうに考えます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） この93条の第2項、これで直接選挙、何が住民が直接できるかというところが書いてあります。ここでポイントなのが、実は、議会の議員と、まあ先ほども、ここでいえば町長、首長であります。そのほか、この吏員というのは何を指すのか。これは御存じでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する……。9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 実は、この憲法と地方自治のところで、地方自治の本旨なんで、そこはちょっと調べてきておかれたのかなと思ってお聞きしたんですが、いいです。私のほうで話を進めていきたいと思えます。

幹部職員、要するに副知事、副市町村長、あと行政委員、これが入ってまいります。行政委

員の中には、選挙管理委員、そして監査委員、公安委員——これは方面の公安委員もそうです、教育委員、これも直接選挙で住民が選ぶことができます。ただ、これを条例として施行してやっているところはありません。しかし、憲法ではそれが定められております。それを確認しておきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ちょっと後ろの方がいろいろとちょっと……。言ってください。

○議長（倉持松雄君） 後ろの方、静粛にお願いします。

○9番（川畑秀慈君） 今日、私、何でもかような質問するかっていいますと、先ほども言いましたけど、地方自治の本旨で、1点は、住民がどれだけ地域に対していろんなことに参加する権利があるのかどうなのか、それを確認したくてやっているんです。意外とこれは深くお互いに学んでいかないとわからないことでもありますので、ここでちょっと質問させていただいております。

憲法15条で公務員の選定と罷免がいられてますよね。地方自治法の第13条、これに関しても、解散と解職の請求ができます。そして、一般公務員、これの罷免に関しては、できますかできませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 御質問が、公務員を解職する権利があるかどうかという御質問ですよね。直接請求制度の中で、主要公務員の解職請求——自治法の86条ですけども、があるというふうに規定されております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。国の場合は罷免制度がなく、地方自治体、地方自治法の中では、直接住民が選び、直接罷免も請求できる、そういう制度になっております。ですから、直接請求で住民から来ると、一般の職員に対しても一定の効力を発すると、このように言われております。

この宣誓書、この内容に関しては、憲法及び地方自治の第何条に基づいているのか。それをちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず、憲法の92条の地方自治の本旨に基づきというものと、それと99条ですね。天皇、国务大臣、国会議員とか、その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うということで、これに基づいていると思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） あと、地方自治法の30、31と、それと憲法15条の2ですね。すべての

公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと。これから来てると思います。

今、99条の話をされました。99条の意味を、ちょっとどのように理解しているか、言っただけですでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） このとおりですね、この日本国憲法をですね、国民全員が尊重して、また憲法を守っていく、この義務を負っているんだということだと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） これは、憲法を守る義務のある人がここに記載されております。これは天皇尊重擁護の義務ということで99条出てますが、天皇または摂生及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。その他の公務員で入ってきてます。そうすると、ここの議場の下で議論をしている私たちは、その他の公務員に入ります。当然、役場の職員の皆さんもそうですし、議員も憲法を尊重し擁護する義務を持つ。そういうことがここに書かれております。意外とこのことを知ってるようで知らなくて、私もいろんなところで聞くと、国民が憲法を守るんだというような間違ったといえますか、正確な捉え方ではない捉え方をしている方が非常に多くて、それをちょっとここで確認をしておきたかったのです。

それで、次に、地方自治法第32条の上司の命令が、例えば憲法に抵触する、違反するような内容であったときどうするか。そのときに勇気を持って行動した公務員の人権は、阿見町では守っていかれるのかどうなのか。その辺ちょっと、総務部長どうでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 公務員の身分は、地方公務員法等で守られておりますので、内容にもよりますけども、いろんな、例えば分限懲戒処分委員会とかですね、そういったものに照らし合わせて、その行動がですね、どういったものに該当するかによって、いろんな処分が下されるということになると思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 正義感が強く、服務規程の中で、やっぱり上司の命令をきちんと守っていくというのがありますが、それがこの憲法に違反していったとき、法令に違反するなと思ったときに、その部下が勇気を持って、それは違うんじゃないかと言って、告発、いろんな形があるかと思うんですが、それをやって、正義感を持って行動したがゆえに左遷されたといえますか、ほかに飛ばされたとかって、結構ほかの市町村でも見られるようなんですが、阿見町では、ぜひそういうことがないようにやっていただきたいなと思います。その点だけで、これはちょっと話をさせていただきました。

ちょっとこれは基本的なところですよ。明治憲法それと日本国憲法との主権者が違ってますね、完全に。主権者が違います。その主権者の違い、大きく誰が誰になったのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 明治憲法の場合は主権者が天皇というふうになっておりまして、現代の日本国憲法は主権者が国民ということだと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。さきの大戦で、初めて日本国憲法ができて、一般の国民が市民が主権者になったんです。それまでは、権力の下で、やはりそれに支配を受けていたのが、がらっと180度変わった。やはりそういうことをしっかりと認識をして、やはりお互いに、執行部は執行部また公務員という立場、議会は一人ひとり議員、住民の代表という立場で、主権者のためにしっかりとまた取り組んでいかななくてはいけないのかなと、このように思っております。

今、ここで、さっと地方自治と憲法との関係で述べてきましたけども、1点は、本当に地域住民、ここに住民の皆さんにいかに大きな権力があるか、首長も議会も、そしていろんな行政の執行の幹部の役員の皆さんも、直接選べるし、直接罷免もできるんです。そういう権利が与えられている。だから、お任せではなくて、今日傍聴に来ていらっしゃる方は熱心な方なのでそういうことはないかと思いますが、ぜひ、この町政にも、また議会にも足を運んでいただき、そして、より多くの意見を言っていただければと、こう私も思っております。

それで、ここでちょっと公務員の仕事ということで、ある公務員の、自治体の職員やつた研究者なんですけど、「誰の立場、誰の目を見て仕事をするか、今こそ問われていると思うんです。そのときの大原則こそ、さきに話した、住民には幸せを求める権利がある。行政は、その条件をつくり出すためにあるんだ」このように言っております。ぜひ、そのことをまた心にとめて、仕事に、公務に励んでいただきたいと、こう思います。それで1点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に行かせていただきます。

中学校の歴史の授業について、ちょっとお伺いしたいと。これはなぜかといいますと、ちょっと先ほど次長に話をしました。サザンオールスターズの——サザン、好きな方いっぱいいらっしゃるかと思うんですが、先月の前半に発売された歌で、「ピースとハイライト」という歌があるんです。たばこの宣伝じゃないです。ネット開いていただきますと、ユーチューブでも歌は聞けます。歌詞も読める。非常にいい歌なんで、ぜひ聞いてみてください。どんな内容かといいますと、「何気なく見たニュースで、お隣の人が怒ってた。今までどんなに話して

も、それぞれの主張は変わらない」ここなんですね。「教科書は現代史をやる前に時間切れ。そこが一番知りたいの。何でそうなっちゃうの」そういう傾向性はないかって、つい先ほど、教職につかれた方に聞くと、そういう傾向性はなきにしもあらずだということを、現実にご説明しておりました。そこで、御質問いたします。

人間の尊重、人権の尊重と日本国憲法の授業の時間とその内容はどのようなことをやっているのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 中学校の歴史の授業について、人間の尊重と日本国憲法の授業の時間と内容はについてお答えします。

中学校3年生で学習する社会科公民の人間の尊重と日本国憲法という単元の中で16時間をかけて指導します。

具体的には、日本国憲法の基本原理などについての学習に4時間、日本国憲法に定められている基本的人権の種類やその内容についての学習に7時間、そして、社会の変化に伴う新しい人権についての学習に5時間をかけて指導します。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そこで、ちょっと質問をさせていただきます。この基本的人権、これもかなり時間をとって、この中で学んでおられるようですが、基本的人権を、これを維持していく、守っていくのに一番何が大事ですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そうしますと、一言で、日本国憲法の特徴は何ですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。1つはですね、日本国憲法の三大原則ちゅうことですね、国民主権の原則、それから平和主義の原則、それから基本的人権保障の原則ということで、戦前の日本では、思想や言語それから信教の自由が侵害されていたという部分が大きいかと考えております。その3つだと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そうなんです。基本的人権を守るためには何が大事かといいますと平和なんです。平和でなければ、何も守れないんです。戦争がある中で、

人権も何もなくなるんです。ぜひ、そのことは……。私、ここで思ったのは、ちょっといろいろ、この時間の内容も何も、ほかで調べたり、教育基本法なんかも、古いのも新しいのもちょっと読ませていただきました。やはり、教える側の憲法に対する理解の深さっていうのは、やっぱりどうしても、これは求められるのかなと思っております。

教育基本法、これは憲法と同時に公布されたもので、昭和22年。そのときの前文の一番初めに何が書いてあるかっていうと、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。」そして、「この理想の実現は、根本において、教育の力にまつべきものである。」結局全て教育で決まる。ですから、この公民の時間、さっきのサザンの歌のようにならないで、しっかりと阿見町の子供たちには、しっかりと授業の中で植えつけていただきたいな、こう思います。それをまずはひとつお願いしたいと思います。

それと、これはちょっと質問しないでいきますね。

先進国で20歳から選挙権がある国はどこですかっていうと、日本とスイスなんです。あとはみんな18歳から。で、スイスは20歳から被選挙権もあります。ということは、国民主権の主権者としての自覚も、ぜひ授業の中で植えつけていただきたい。要は、主権者としての自覚がないまま、主権者とは何なのか。その辺のところをわからないで、そのまんま行ってしまうと、やはり、政治というものが遠くなり、この前も2チャンネルの書き込みなんか見えますと、何が多かっていうと、集団的自衛権はやるべきだという意見が若い人たちの中に圧倒的に多い。やると何が起きるか。世界中どこに行っても日本が戦争できるってことになっていくって。そういうこともわからない。自分たちが行くことになる。ですから、そういうことも、ぜひ、理想とかユートピアというのではなくて、これは訴えていただきたいと思います。

それと、南極条約というのは御存じでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） はい、いいです。これは南極条約ということ。これは南半球のことで、日本であんまり話題にならない。要は、南極大陸を各国がどうやってあそこを使うかって話し合いを昔しましたね。したときに、紛糾してまとまらなかったんです。まとまらなかったときに、じゃあ、何が起きたかっていいますと、多くの国が自国のものだと、このときに主張したんですね。で、このときに条約をつくる会議に、日本からは文部省の官僚の木田宏さんという人が参加をされてて、どうもまとまらない。紛糾して、お互い自分たちの権利ばかり言い合って、主義主張ばかり言ってまとまらない。そこで、もめないでほしいと。私たちは、戦後新しい憲法を持っているということで、憲法の前文と、それと9条の英訳をしたものをコピーを

して全員に渡した。それによって、南極は平和的にみんなで共有して使いましょうということになったんです。

それともう1つ。南半球は全部非核地帯になりました。それは、この日本の憲法9条と南極条約と、それをもとに南半球は全て非核宣言してます。ということは、その地域地域で見たとき、日本の持つこの憲法のすばらしさというものを、しっかりと教育の中で訴えていただきたいなど、こう思いまして、私の発言を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 3点目、生活弱者対策について、ちょっと質問させていただきます。

昨年の9月の議会で、滋賀県の野洲市の例を挙げて、生活弱者——あのときは多重債務の方が中心ではございましたが、この弱者対策に対して、何とか手を打っていただきたいということで、研究して、いろいろと関係部課と協議をしまいたいという話を担当部長のほうから伺いましたが、その後の経過に対してはどうでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、生活弱者対策について、昨年9月の議会で、川畑議員から生活弱者対策について質問ございました。協議検討の経過と結果についてをお答えいたします。

平成24年第3回定例会の一般質問での御紹介がありました滋賀県野洲市の多重債務者包括的支援プロジェクトは、生活困窮者が増加している現状に対応するため、税等を滞納している債務問題に悩んでいる生活に困窮した市民の生活再建を目的にした、市役所全庁体制での取り組みとなっております。

行政の総合力をフルに活用して、借金問題による税金や使用料等の滞納者に対し、借金問題を解決することを促し、健全な家計を取り戻すことにより生活再建を図ることを目標に行い、これにより市民の支払い能力を高め、滞納改善に結びつくことも期待できるというものであります。

町においては、野洲市のような体制とまではまいりませんが、関係各課が連携しながら、個別に問題解決に対応しているところです。先進的取り組み事例には学ぶ点が大いにあると思います。今後、いろいろな事例を参考にしながら、生活弱者対策に努めてまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ具体的な形で、一步一步前進をさせていただきたいと思います。これからますますこういう問題というのは、高齢化の中で深刻化していくと思いますので、よろしくお願いします。

この点に関しては以上です。



○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 4点目、これは前々回の質問でさせていただきました。障害者総合支援法と町の施策についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目、総合支援法に基づく協議会設置の検討の経過、それと結果はどのようなのでしょうか。

2点目、障害者優先調達推進法について、町での取り組みの経過はどうなっているか。

この2点お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 次に、障害者総合支援法と町の施策についてお答えいたします。

まず、1点目の、総合支援法に基づく協議会設置の検討の経過と結果はについてであります。

6月定例会において、紙井議員の質問でも触れておりますが、障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるため、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会に個別支援会議を追加させ、この協議会を活用することでさまざまな福祉サービスのニーズや解決困難なケース等の把握と、その対応が図られることとなるもので、要項は7月に制定しておりますので、現在、委員就任の依頼をするところで、委員が決まり次第、会議の開催を予定しているところです。

2点目の、障害者優先調達推進法について町での取り組み経過はについてであります。議員から平成25年第1回定例会において質問がありましたが、現在の取り組み状況につきましては、8月に国から平成25年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針が示されたところであります。

町につきましては、現在、調達方針の策定作業に入っており、9月中に方針を策定するところでありますが、方針策定前から町内における障害者施設への業務の発注等を行っているところです。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。この協議会の設置は、粛々と進んでいるということですので、これが充実のある障害者との協議会が開催されて、また阿見町の障害者政策というのは大きく進んでいくのかなと期待しておりますので、この点、よろしくお祈いします。

そしてまた、調達推進法に関しまして、これも前回も金額を聞きました。やはり、数値的なものもしっかりと目標を定めていただいて、全庁的にいろんな担当部課とも話になるかと思いますが、ぜひこれも他の市町村に先駆けて、阿見町としては大きく進展したというような、そういうふうな計画また実施を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

4点目、以上で終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 続きまして、5点目の空き地対策について、ちょっとお伺いいたします。空き地対策、特に今回は住宅地の中の空き地の問題がございますが、大体、苦情が、また草刈りの要望が出てくるところというのは決まっているとは思いますが。そしてまた、阿見町の環境美化条例もできております。

ここ数年の、町内の、1点目としまして、空き地管理に関する年間の苦情件数、これはどのくらいあるのか。それをいろんな形で、もし分けてれば、教えていただきたい。

それと、現状の対策。今はこういうことをやっている。今後、施策として対策として、どのようなことを考えているのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 空き地対策についてお答えをいたします。

阿見町環境美化条例における空き地等とは、市街地及びその周辺地域の宅地化された空き地とその他の空閑地と規定されております。

まず、町内の空き地管理に関する年間の苦情件数につきましては、平成22年度は248件、平成23年度226件、平成24年度は255件となっております。このうち平成24年度の土地所有者の内訳は、町内在住が41名、県内他市町村在住が66名、県外在住が148名となっております。

次に、現状の対策としましては、対象地の状況を職員が確認し、雑草が繁茂していると判断した場合、阿見町環境美化条例に基づき、適正な維持管理をするよう、文書により通知をいたします。この通知に応じない場合は、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告を行います。さらに、勧告に従わない場合は、命令を行うこととなります。

以上のような流れで対策を進めたところ、平成24年度は苦情件数全体の93%に当たる236件が改善されております。

しかしながら、所有者にやむを得ない理由があることなどから、100%の成果を求めることには限界があります。今後の対策としては、空き地の所有者と空き地を使用したい人の橋渡しをするような制度、駐車場あるいは市民農園として地域社会に活用する方法など、他市町村の

例も参考にしながら研究していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。実は私も先月、隣の土浦市にさわやか環境条例の中で、罰則規定で罰金を課すという、そういう条例を土浦はつくってるんですね。阿見町では命令でとまって、土浦市は命令から先までつけたと。罰金を課したところで、その人の罰金はどこに入っていかと、国庫に入っていってしまうので、市町村に入ってくるわけではない。そういう状況もあって、なかなか土浦市でも罰則を厳しくしてもうまくいってない。これ、ある意味で、特効薬はないと思うんですね。話をいろいろ聞いてきてお伺いしてきましたら、特効薬はないんですが、ただ、いろいろ土浦市の状況を見ますと、件数的にも増えたり減ったりで、その状況もかなりぶれておりますけども、地域の住民の人たちとやはり話し合いの中で、空き地対策を1つずつ、今、その地域地域に合わせて詰めていくようなこともやっております。ですから、ぜひ、さまざまな手を打つ中で、1つは、そういう苦情のある方、その地域に行つて、その地域の人たちとの、なかなか改善されないところは、ぜひ、担当課の職員の皆さん、直接行って話を聞いて、その中から何か打開策が見えてくるのかな。ぜひ、どこにも地域住民の方々のいろいろな参加といいますか協力も必要になってくるかとは思いますが、そういう話し合いが必要である。また、そういうことをちょっと小まめに持っていただいて、その現場から物を考えるというようなことを、ぜひ行っていただきたいと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。この空き地の雑草問題につきましては、まさに議員おっしゃるとおりでして、地域によっていろいろ取り決めですとかそういった問題がございますので、やはり地域の実情に合わせまして、町長が言われましたように、駐車場ですとか、それから市民農園等々で、既にそういった利用されているところもございますので、そういったことをですね、参考にしながら、その問題の地域に職員がおりにいってですね、対応できるようにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ぜひよろしくお願ひします。で、大体の苦情が来る時期、また、言つてこられる方は決まってるかと思うんですね。ですから、そういうところをまず重点的に、多分、カテゴリー的に住宅地の密集しているところとか何とかってちょっと見てみると、固まってくるのかなと思うので、そういうこともちょっと考慮に入れながら、ぜひ、来年度に向けて、また新たな施策対策を考えていただきたいと、こう思います。

以上で、この5点目の空き地の問題に関しては終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 最後に、6点目、町政についてお伺いいたします。

今から3年半前、天田町政がスタートしました。そのスタートした中で、いろんなことがあり、また、震災があったり、多くの経験をしてきたこの3年半でございますが、1点は、この町政3年半の総括について、どのように考えているのか。

2点目は、残りの期間が約半年ございます。この半年、何に重点的にとり行っていくのか。

そしてまた、来年はまた町長選がございます。その辺について、町長の所感を伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町政について、2点ほどです。

非常に難産で町長という立場に立たさせていただいたということで、非常に町民の皆様方には感謝を申し上げます。

まず、1点目の、町政3年半の総括についてであります。

早いもので、私が町長に就任してから3年半が経過しようとしておりますが、私は当初、町民の皆様には4つの誓いと18の約束を公約として掲げ、町民意向の把握に努めながら、笑顔のあふれるまちづくり実現のため、誠心誠意努めてまいりました。

そうした中で、これまでの町政運営について述べさせていただきますと、就任当初から一貫して、まちづくりの基本は、町民の良識が町政の常識であるとの理念に立ち、広聴会等を通し、町民の皆様のお意見等を伺いながら、ハード・ソフト両面にわたり施策を推進してまいりました。

主なものを上げれば、都市計画道路等の幹線道路の整備、工業団地への企業誘致、デマンドタクシーの運行、学校給食センター整備などのハード事業、また、民間認可保育所の誘致、家庭的保育事業の実施や放課後子どもプランの充実強化、中学3年生までの医療費の無料化など、子育て支援事業の推進、公共施設並びに防犯灯LED化や太陽光発電システム普及のための助成、さらには、音楽で元気にするまちづくり、大学研究機関との連携事業などのソフト事業に取り組んでまいりました。

また、こうした事業に加え、幅広い層からすぐれた人材を確保するため、職員採用に関して受験対象年齢の拡大や任期つき職員採用の制度化に取り組むとともに、公有地の植栽管理の一部直営化や、里親制度の拡充、競争力を高めるための入札制度改革、さらには、事業仕分けによる外部評価の実施など、予算の歳出削減や適正化にも努めてまいりました。

ここに一定の成果を上げることができたものと考えております。

これもひとえに議員各位並びに町民の皆様のお理解と御協力のおかげであり、改めて感謝を

申し上げます。

次に、2点目の、残りの在任期間は何を重点的に推進していくのかの考え方についてですが、在任期間と言われましても、本年度の予算は既に決定しております。改めて申し上げることもないと思いますが、現在進行中の事業のうち、特に、災害対策となる地域防災計画の策定を完了させるとともに、防災拠点としての役割を十分発揮できるよう、役場庁舎への自家発電装置の整備や、避難所となる各小学校への防災用井戸の設置など、防災体制の強化を図ってまいります。

また、大学研究機関等との連携において、東京医科大学茨城医療センターとの地域連携協力協定の締結についても進めていきたいと考えております。

さらに、もう少し長い目で見ますと、現在進めている事業の具体的課題として、地域防災計画に基づく防災行政無線整備を初めとする防災力の強化、消防広域化を進めることによる常備消防体制の充実、学校再編計画に基づく小中学校の適正配置、道の駅整備や、かわまちづくり計画の推進、水道普及率及び下水道接続率の向上、公共施設の適切な管理と長寿命化などについて、今後重点的に推進していく必要があると考えております。

最後になりますが、圏央道が開通し、阿見東部工業団地への雪印メグミルクの開業や、阿見吉原地区土地区画整理事業の進展、本郷第一地区、中郷地区の区画整理の整備完了により、阿見町の持つポテンシャルも格段に向上している状況の中で、道の駅整備や荒川本郷地区のまちづくりはもとより産業の振興、地域の安全対策、子育て対策、高齢者障害者対策、健康づくり等々と、残された行政課題へ取り組んでいかなければなりません。

私は、阿見町はこの5年間で極めて大切な時期であると考えております。残された重要課題に責任を果たすためには、来春に予定されている次期町長選に出馬する決意を表明していきたいと思っております。

少子高齢化の時代の中であって、全国的にも人口の減少が大きな問題となっておりますが、新たに策定される阿見町第6次総合計画に位置づけられた施策を着実に効果的に実施し、持続可能なまちづくりを進めていくためにも、議員各位、町民の皆様の御理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。この3年半の総括、そしてまた、今、町長からのこれからの希望といたしますか、やはりこれからこういうことをやっていきたいという話がありました。

今日、第1問目に、私が日本国憲法と地方自治というところで、ちょっとお話を質問させていただきましたが、やはり、わかっているようでわかってない、本質的なものは何なのかとい

うところを、ともに再確認して進めていけたらいいのかなということで質問させていただきました。

今日のこの地方自治制度の中で、何を言っているかといいますと、この地方自治制度、この地域を充実させていくためには、最も大事なのが、当然職員の皆さんの仕事も大事です。議員の活動も当然大事なんですけど、地域住民の皆さんの参加がどうしても大事になってくる。そして、日常的な住民参加、日常的な参加が豊かに行われれば行われるほど、主権者が直接関与してきますから、住民自治は強まり、国との対等平等性が強まって団体自治が強化されていく。これは地方自治の研究者の方の書いた本の一節なんですけど、そして、全体としての地方自治性が強まっていくことになります。住民投票条例、また住民参加の仕組みが豊かであればあるほど、主権者が直接に行政に乗り出せば乗り出すほど、自治体の自主性は高まるということなのです。

憲法の規定では、地方と国とは対等です。直接住民が選挙して選んでるっていったところからきております。そして、この自治体の自主性というのは、地域住民の、この阿見町の方たちのように、意見を直接より多く反映して参加していけばいくほど、この阿見町というのは発展していくと、私もそう確信しておりますので、ぜひ、残りまずはこの半年間、町民の皆さんの意見をしっかり町長には聞いていただいて、町政を進めていっていただきたい。その後はその後で選挙がありますから、それは町民の皆さんがまた賢明な判断をして、次の阿見町のスタートになると思います。

今日は大変にありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、15番久保谷実君の一般質問を行います。

15番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） 前の質問は、憲法と地方自治という大きな質問でありましたが、私はずっと小さくなりまして、町民生活に密着した質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、事前に通告してあります、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例についてを質問いたします。

この条例は、平成4年に制定されていますが、平成17年に全改正がなされています。改正されてからも8年近くの年月が過ぎて、新しく改正が必要な事項もあると考えますので、次の点について質問いたします。

1つ目、この条例の目的は何ですか。

2つ目、平成4年の条例と、改正された平成17年の条例の一番大きな違いはどのような点ですか。

3つ目、改正後に何件の問い合わせがありましたか。

4つ目、その問い合わせに対してどのような対応をしましたか。

5つ目、この条例の規則が20年から毎年改正されていますが、どのような点を改正しましたか。また、改定の理由などはどのような点ですか。

6つ目、農家の畑への客土や水田から畑に転換する場合も、この条例の対象となるそうですが、その点についての考え方の説明をしてください。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいま、7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、久保谷議員の質問にお答えいたします。

土地の埋め立て等の事業に係る許可については、事業そのものを規制する法律がないため、各地方自治体が独自に条例を制定するなど対応しているのが実情であります。本町において、当該条例により、土地の埋め立て等の事業が適正に施行されるように、必要な規制、制限、監督、指導を行っております。

まず初めに、この条例の目的についてお答えをいたします。

条例の目的としましては、土砂等による土地の埋め立て等が町域の生活環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋め立て等の行為について適切な規制を行うことにより、災害等の発生や環境破壊を未然に防止し、町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的としております。

次に、2点目の、平成4年の条例と、改正された平成17年の条例の一番大きな違いについてであります。

一番大きな改正点としましては、事業区域の同意取得範囲の拡大であります。事業区域の同意取得範囲の拡大については、旧条例の「事業区域に隣接する土地の所有者からの取得」から「事業区域の境界から100メートル以内の土地の所有者、居住者及び事業区域の存する行政区の代表者から取得」など、近隣住民や行政区の意向が盛り土等の行為に反映されるよう改正いたしました。

次に、3点目の、改正後の問い合わせ件数についてです。

改正後の問い合わせについては、年間約20件程度の問い合わせがあります。その中でも、許

可申請に関する問い合わせは年間数件程度となっております。

4点目の、問い合わせに対してどのような対応をしたのかについてであります。

問い合わせに対しての対応は、問い合わせの内容により異なりますが、許可申請に関する問い合わせについては、申請予定者から事業計画の説明を受けた上で、許可申請の有無や申請の流れを説明しております。

5点目の、この条例の規則が20年から毎年改定されているが、どのような点を改定したか。また、改定の理由はどのような点かについてお答えします。

主な改正点ですが、改正前の規則では、農地法や農地改良制度による一定の規制があったため、農地法第4条、第5条の届出及び許可並びに農地改良については、事前説明会及び周辺関係者の同意取得の手続については除外と定めていました。しかしながら、悪質な行為による事業の懸念や近隣市町村の規制条例を鑑み、除外の規定を削除いたしました。

他年度の改正点については、様式集の変更や関連法令の改正や制定に表現の修正が主な内容となります。

最後に、6点目の、畑への客土や水田から畑に転換する場合も対象とした考え方についてお答えいたします。

その当時、茨城県内では、農地改良と称して建設発生土や産業廃棄物の投棄による無断転用、農地転用許可を受けながら産業廃棄物を投棄する許可条例違反等の事例が見受けられたことから、畑の客土及び水田から畑に転換する場合も、農地法第4条、第5条の届出及び許可並びに農地改良に該当しますので、同条例の定めたとおり適用としております。

当該条例につきましては、議員御指摘のように、改正後8年近くの月日が経過し、適用除外面積である500平方メートルを超えて無許可で盛り土等の行為を行うケースや、土地所有者の情報不足を利用した行為など、悪質で巧妙な手口が増加傾向にあることもあり、今年度から不法投棄監視カメラを設置するなど、抑止力を高めてまいります。

一方、善良な町民や農家の方にも厳しい規制になっておりますので、過去の事例や県内市町村の条例等の改正状況等も踏まえ、今年度中の条例改正を目指して準備を進めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 目的はよくわかりました。この条例が、一方で目的のとおり行っているところもあるんですけども、先ほど、4年と17年の違い、これが、隣接から100メートル以内になったと、地主とそういう人たちの承諾を得るしかない。これは、なぜこのように、4年から17年になったとき、どんなことがあったから、こういう改定をしたんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。



○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。議員御指摘の平成4年と平成17年のですね、同意の取得の方法、距離についてですが、なぜ100メートル以内の土地の所有者、居住者及び事業区域内の行政区の代表としたかの理由でございますが、実は、調整区域のほうですね、大きな敷地がございまして、わざと分筆をしながら近隣地主の同意をとってしまったというケースがございました。それと同時にですね、なかなか悪質巧妙なものですから、地主さんたちがですね、一人ひとりですね、近隣地主の一人ひとりが、いわゆる巧妙な手口にひっかかってしまったりということがございますので、地域の皆さんの意向やそういうものを町のほうで把握するために条例を改正したということでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） わかりました。私がこれを質問するのは、町民からいろんな声がありまして、町長が最後に言いましたけども、農家が、例えば田んぼを埋めてビニールハウスをやりたいと、そういう場合もこの条例の対象になるわけですね。あるいは、その湿地の田んぼを機械化するのに、ちょっと客土をしたいと、そういう場合もこの対象になると。条例ですから、みんなが守ることをつくるしかないのはわかるんですけども、一方で、これ性悪説——性善説に対して、性悪説、そういう条例じゃないかと思うんですよ。純粹に農業をやりたい、あるいは田んぼを埋めて資材置き場にしたいと、そういう場合も、この100メートル以内の人の印鑑をもらって、区に集まってもらって、その区の承諾を得ると。これ、次長、現実的にそういうことをやる農家の人がいると思いますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。平成17年に改正した盛土条例はですね、500平米以上5,000平米未満でございまして、500平米未満の場合の農地改良、あるいは4条、5条については、農地法の申請をしていただくということになりますので、それについてはできることになってございます。

それからですね、100メートル以内のですね、同意を取りつける。農家の方々がそれをする、これはかなり厳しいことと思います。今まで許可をしてきた事例としましては、1つだけあります。霞ヶ浦高等学校の中学を併設するために、グラウンドを広げるために、畑を増設したという事例がありますけども、これについての同意書は100%は無理でございました。九十数パーセント。それもまあ、地元の区長さんや、あるいは総会の中で、いいだろうということに承諾を得ましたので、これについては100%なくても許可したという事例もございます。

1つ、なぜ農地をですね、善良な町民の皆さんや農家の方々に御苦労かけながら、こういう条例をしてしまったかという1つの事例がございます。実は、阿見町の南部地域のほうで、不

法盛り土と、それから産業廃棄物の併設の事業化がありまして、これについては、牛久警察署や茨城県警あるいは県の廃棄物対策課の併任警察官が入っていただいて、最終的には逮捕ということになったわけなんですけど、この事業者が使ってたユンボがですね、実は町の東部地域に偶然同じものがあったということを職員が見つけたので、その地主さんにお話を聞きにいきました。ところが、その地主さんいわくですね、近くの県道の事業を請け負った業者なんですけど、資材置き場とか仮設事務所をつくるのに貸してほしいと。そういうことだったらいいでしょうということで、契約を交わした。もちろん契約金もあったと思うんですけども。そういうことだったらいいんですけども、実はこうこうこういうわけで、実は南のほうでこういう事業案をやってる業者なんだという話をして、直接その地主の方に、その事業者がたまたまいたんですから、行って、話が違うじゃないかということで、契約を破棄してもらったということなんですけども、そういう意味で、一般町民の方々あるいは農家の方々も、その条例の中身もね、余り知らなかったんだと思うんですけども、そういう対抗するすべがなかったということでございますので、やはり条例を厳しくしながら、町のほうで条例を盾に、私どもの町職員が毅然と対応しないとできないということがわかってまいりましたので、そういうことになってございます。

ですから、条例改正に向けて、今進めてございますけども、厳しいところは厳しく、あるいは緩めるところは緩めなきゃなんないというふうに認識をして、改正の準備を進めております。それについては、これから水戸地方検察庁の審査、それからパブリックコメントを経て、年度内に皆様に、その内容については御説明したいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 最初に目的について聞きましたよね。その目的に、地域の環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、災害等の発生を未然に防止する良好な生活環境を確保することを目的とすると。農家の方が、例えば田んぼを埋めたり何かするのに、この目的にどう触れるんですか。良好な生活環境を確保すると。125号線のあれはわかりますよ。わかりますけども、じゃあ、農家の方が、田んぼをちょっと埋めるとか、あるいは埋めてビニールハウスを建てるとか、あるいは土地を買った業者が資材置き場にすると。そういう場合も、この安全と良好な生活環境を確保すると、これに触れるんですか。そこだけちょっとお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） 御説明いたします。農地もですね、例えば田んぼ、畑を盛ってですね地形が変わってしまいます。その地形が変わることによって雨水等の流出係数も変わってまいります。ですから、開発行為ではありませんけども、1,000平米以上の場合には調

整池をつくるというような規制もあるようにですね、その盛った土が雨によって崩れてしまうということや、もちろん土砂の流出あるいは雨水の流出等々も懸念されますので、それについては、環境破壊になるだろうという解釈で定めております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それはね、田んぼが1メートルも盛れば、今言ったようなことになりますよ、だけでも道路と平らにするとか、農家の人がそれを農地として利用するんですよ。今、こっちが言ってることは。それを、1メートルも2メートルも盛るということと同じに考えるのはおかしいんじゃないんですか？ってわけだよ。だって、例えば田んぼを埋めてビニールハウス建てる農家の人が、道路より1メートルも高く盛ると思いますか。あるいは、その田んぼが湿地でしようがないから、例えばコンバインを入るようにすると。それだけのために1メートルも高く盛るわけがないでしょうよ、考えてみて。言ってるのは、そういうのもみんな同じにするのはおかしいんじゃないんですか？ということ質問しているわけだから。今、次長が言ったのは、全然違うでしょう、それは。環境が変わってしまうとか、水の流れが変わってしまうとか、それは当然そうでしょうよ。だから、そうじゃなくて、ある程度一定の枠をはめて、農家の人が農家をやりやすく農地を改良するには、特別だとか何とかと、そういうふうにしなかったら、みんな同じにしたんでは、どうしようもないでしょうよ、これ。125号線あんなに盛った人と農家の人が30センチ、20センチ盛るというのを一緒の考えでは。今はそうでしょう、これ、500平米以上は全部そうなんでしょう。だから、それはおかしいんじゃないんですかって言ってるわけ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） 先ほど申し上げましたように、農家の方々がですね、そういうような悪質な業者にですね、巧妙に丸め込まれてしまうということもあるかと思うんですね。実際にあったものですから、そういうことにしているわけなんですけども、まあ、500平米以内であればですね、それは農地法の許可だけでできますので、500平米以内については、農地改良とか4条、5条においては、それはできるかと思います。ですが、いまだにですね、ごらんのような、125号線のような盛り土や、個々にも事案がございます。そういうような事案がある程度おさまればですね、それについては見直しも必要かと思うんですけども、まだまだそういうような事業者がいる間はですね、現在の条例のとおりには指導していきたいなと思ってるし、ただ、多くは語れませんけども、条例の改正も今進めている中で、少しずつそういう点についても考えていかなきゃなんないとは思ってございます。でも、余り期待はしないでしょうしいんですが、以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） あんまり期待しないでほしいつつつても、俺、質問してるのは、その点なんですから。これね、もちろん農業委員会とか農業振興課も関係してくるんでしょうけども、一方では、農家に対して大規模経営をなさいつつ指導をしているわけだよ。補助金も出してますよね。で、500平米以下ならいいけども、500平米以上はその対象になりますよと。これ、大変矛盾してるんじゃないんですか。一方でそういうことを言いながら。まあ、向こうに農家の人、どんだけいかしんないけども、大規模化するということはどういうことかわかりますか。今まで入れなかった田んぼを入れるようにして、どんどん田んぼを大きくしていくとか、そういうことでしょうか。遊休農地もいろいろ問題ありますけども。だから、大きな期待はしないでくださいつつつても、大きな期待をしなければ、こういうことは直んないわけでしょうか。そういう悪質な事例があつたら、それをやってくんだと。それはわかりますよ。あんなことになったら大変ですから、これ厳しくして、それはわかりますよ。けども、それと農家の人がやることを同じ条例の中でくくりつけると。それがおかしいんじゃないの。その点はどうか……。何回言っても堂々めぐりだけど、どう思いますか、その点は。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） お答えいたします。農家の方々がですね、そういう農地改良、4条、5条について許可申請を出してですね、で、善良な町民の皆さんや善良な農家の方々だと思います。もちろんそう思います。でも、そこに、間に入った事業者がですね、そうでない場合もございます。ですから、それについてですね、多くの盛り土、悪質な盛り土がなくなるまではですね、今の条例で規制していくしかない。

実は、今年になりまして6月に、実は、やっぱり南部のほうで事案がございました。これは500平米と称してやっていたんですけども、何回か何回も行っているうちに、500平米超えてしまった。そのときに、職員がですね、50人体制で毎日4時に起きて、4時半に現場に行って、1週間、制止をしていたという事案がまだまだございます。ですから、善良な農家の方であっても、その間に入ってしまう事業者が悪質巧妙な事業者だとすると、1日の間に条件がそろえば、100台、150台、1週間もたてば、2万立米、3万立米ということになってしまう。そういう事案がございますので、その点についてはまだまだ時期尚早だなと。農家の方々には申しわけございませんが、そういう事案がですね、なくなるまでは、ある程度は規制していかないと、そう思っています。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） なくなるまではという話し方のところで、きっと永久になくなんないよね、そういう人たちがいる限り。まあ、5年10年の問題じゃないでしょうよ、きっと。だ

って、こうやって17年に厳しくしたって、まだまだそういうことが行われておる、現実的に。だから、そうじゃなくて、農家の人がそういうことをやることについて、特例をつくるとか、何かそんなことはできないんですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。おっしゃっていることはよくわかります、はい。済みません、今、多くは語れないんですけども、その辺も考慮しながら、改正の準備をして、年度内に御説明させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 大きな期待はしないですけども、少しは期待していいんですね、じゃあ。先ほど、大きな期待はしないですって、次長、言いましたけど、今の答弁では、少しは期待してもいいと。まあ、そういう人たちがいるから、そういう条例をつくるしかないと。でも、悲しいことだよ、本当に。それによって善良な人たちがだめに——だめになってるっつうか、何もできなくなってくるんだもん、これは。まあ、もちろん……。いや、俺がしゃべってんだから、黙っててくれよ。そうでしょうよ、次長、そう思わない。本当に純粹に、そういう農地の問題とか農業の問題をやろうとしている土地ができなくなっていくと、こういうこともきちんと見てかないと……。取り締まるのはわかりますよ、一方では。そういう人たちが今でもいるということは。でも、そこをうまく区分けをするというか。でなかったら、一方で農地の大規模とかそんなことを言いながら、一方でそれができないことをやっているんだもん。できなくしてらっつうの、この条例で、現実的に。うちの近所なんか、田んぼ埋めている人いますよ。でも違反でしょ、現実、はっきり言ったら。500平米以上のは埋めてはいけないんだもん。それが、秋にコンバインが入れなくなっちゃうから埋めてる人もいるわけですよ。それ違反でしょ、今の条例から言ったら。それはみんなが、その程度だからって周りも何も言わないから、その人はやってるわけでしょうけども。そこはよーく考えてほしいんだよね。俺、たまたま窓口行きましたよ。そしたら、条例があるんだから、守ってもらうしかないと言いましたよ。それはそうですよね。だけど、俺に言わせたら、条例が間違っただら、条例を直すということも大事なことじゃないかなと。条例が今に合わないんならば。今に合わないということは、農業者が大変な思いをしてらっつうことですから。

どうですか、次長。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私もわかりますよ。経済活動ができないというのはね、非常にほかでもあるんで。ただ、やっぱり条例がある以上はね、それを、ここで特例をやったら、じゃあ、こちらのほうも特例、これも特例って、そういう特例ばかりになってしまうんじゃないんで

すか。やっぱり、この問題は、議会のほうから、これは出てきたと思うんですよ。ああいう、無断にどんどん産廃が捨てられてるっていうことで、もうちょっときちんと強めた条例にしなけりゃだめだと。私もそのとき議会としていたんでね。そういう状況で、やっぱり厳しくなったのではないかなと、そう思います。やっぱり条例がある以上は、その条例にのっとって、そういうね、農地をやっぱりそういう形できちんと使うんだっていうのであるならば、十分皆さん理解できるんじゃないんですか。実際に、今。

○15番（久保谷実君） いや、できめえよ。500平米以上できないんだから。

○町長（天田富司男君） だから、理解してもらえばできるでしょ。その地域のあれは。違うの。

○15番（久保谷実君） 100メートル以内の判こが。

○町長（天田富司男君） だから、判こ。だから、そういう規則があるわけだから、それをきちんと、それだけ立派にやれるということになれば、判こだって何だって、誰でもが押してくれるんじゃないんですか。だって、すばらしいことをやるわけだ。悪いことをやるわけじゃないんだもん。農家の人が自分の農地を有効利用したいと。そのためにこれだけの盛り土をして畑にかえるんだということであるならば、やっぱり、それは地域でも理解できると、私は思いますけど。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 残念ながら、町長、農家と農家でない人の差ですね。農家の人が100メートル以内の印鑑をもらって歩く、あるいは、その地区に集まってもらって、ほかで説明をする。125号の残土なんかは幾らでもやりますよ。経済が潤うわけだ、かなり。農家の人は、そんなことやっても、そんなに潤わない。これは農家やってる人、わかると思うんだよね。100メートル以内の人の判こ全部もらってあるって、田んぼを何センチか高くするのに。そんなことやりませんよ、農家は。だから問題になってるわけでしょうよ。田んぼを何センチか高くして、だって、どんだけの収益が上がるんですか、農家。それは機械は入るようになるでしょうよ。だけど、そのために100メートル以内の地主の判こもらったり何かなんか、やらないですよ。そんだけの手間とあれがないですよ、農家には。農家以外の人はやるかしんないね、経済的に採算の合う人は。だから、農家が農地として使う場合には、何か方法はないんですかと言ってるわけだ。おんなじですよ。条例があるんだから、守ってもらうしかない。そして、農家はいつまでたっても今のまんまでしょうよ。この条例がある限り。だから、そこは何か違う方法はないんですかと。何回も言うようだけでも、コンバインが入らないから、田んぼに少し土を入れるとか、田んぼを埋めてビニールハウスをやるとか、そういうときのために、何かはないんですかって聞いているわけだ。

どうですか、次長。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） なかなか厳しい問題でございまして、なかなかいい答弁ができないんですけども、いずれにしても、今、鋭意検討中ございまして、改正に向けた準備をしておりますので、次の――の次かもしれませんけども、全員協議会のほうできちんと御説明させていただきます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） まあ、改定をやるっていうんだから、それ以上はないですけども、結局、条例でも法律でも、何でも同じだと思うんですけども、悪い人には厳しくして、そうじゃない人のことはきちんと守ってやしないと、みんなおんなじに扱ったってだめでしょうよ、それは。滞納でも何でも同じだと思いますよ。税金だって何だって。悪い人のことは、きちんと、それはいろんな条例とか何かで縛りをつけてきちんとやると。しかし、きちんと真面目に町民生活を送ってやろうという人に対しては、それなりのことをきちんとしなかつたらば、みんな同じではないわけだもん。そこは次長さあ、きちんとさあ、いろいろな調査をしたりなんかして……。町長言いましたね、特例をつくったら、これも特例、あれも特例になる。なんないでしょうよ。決めればいいんだもん。これは特例ですよって。こっから先は特例になりませんよって決めればいいんだもん。

どうですか、町長でも誰でもいいですよ。どうですか、今、こっちが言ってること。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） 答えにはならないかと思うんですけど、平成4年からですね平成17年に改正をしたころにですね、ちょうど茨城県内、先ほど町長が答弁したように、茨城県内では、たくさんの農地改良あるいは農地転用として残土、建設発生土やそれから産業廃棄物が埋め立てられた事例があって、茨城県農地部長がですね、その運用、この場合にはこうしたほうがいい。それは何千平米以下とかいうような部長通達がございました。そういう事例が茨城県内であって、さまざまな悪質な事案があって、農地でもそういうことは発生したわけですね。ですから、いつ茨城県内であったことが阿見町で起こるかもしれないし、事実、近隣市町村あるいは柏とか土浦あるいは等々ですね、あったものですから、それはやっていかなければならなかったと。それもやはり、地主の方、農家の方、善良な方なんですよ。でも、間に入った人間が、あつという間に入れてしまって、農家の方々は本当に困ってしまったという事例がたくさんあって、各ほかの市町村もですね、改正に踏み切ったわけなんです。

で、ちょっとお話し申し上げますと、牛久市も4条、5条、それからつくば市も4条、5条。ただ、つくば市の場合ではですね、野菜農家や、あるいは芝畑の農家が結構多いものですから、

埋め土を入れるとか、あるいは農家の方々が土が足らなくなって多少入れるとかいうことについては適用除外にしてた、つくば市はですね。それから、土浦市も4条、5条、届出許可については適用にしている。稲敷も美浦も適用にしてるということのでございますので、もし、こういうことがですね、あんまり緩め過ぎてしまうと、逆に阿見町にその建設残土あるいは産廃が集中して運ばれてきてしまうというおそれ、懸念も、私どももしておりますし、それから農家の方々についてもですね、そういうような大変な手続をしなきゃならないってことも含めましてですね、何度も申し上げますけども、条例改正に向けた準備の中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 次長、つくば市へ行って調べてきたほうがいいぞ。つくば市は特例があるんだから。で、一方では、そういう残土を埋めたとかそういうことを厳しくしながら、一方では農家をきちんと守ってると。農業経営についてきちんと守ってると。どうにかして、それ両方やらなかったらば、しょうがないわけでしょうよ。農業委員会で農業振興を一生懸命、農地を規模拡大しましょうどうのこうの、機械化何とかかんとかってやってて、一方ではそれがあると。つくば市へ行って、よく調べてきたほうがいいですよ。つくば市の場合、ちゃんと今言ったように、特例があって、それやってるわけだから。もちろん次長が言うように、阿見にみんな来たら、それは大変なことですよ。けども、1つの行政の中だもん。残土だけが問題じゃなくて、一方で農業をきちんと、農業経営をきちんとしてくつつうの、やってくしかないんだもん、これ町としては、両方を。それを今は、残土条例だから何もできませんよって、農家にそういう網かけとくつつうのは、俺は絶対おかしいと思う、それは。それを両方うまくやってくのが行政だもん。片っ方に偏らないで。それは大変なことがいろいろあるでしょうよ。でもそれをやってくしかないわけでしょうよ、行政をやってくっていうことは。町をつくっていくっていうことは、そういうことじゃないんですか。たとえさあ、それは、今たまたま聞いた中につくば市はあったけども、全国を調べりゃ、もっとあるんじゃないんですか、いろんな事例が。だって、そうしてかなかったら、ちゃんとした町の発展つつうのは成り立たないんだもん。この条例があるから守ってくださいよと。だから、8年も、さっき言ったように8年もたつんだから。もうそういうことを、いろんなことがあったんじゃないんですかと。125号線のあの辺に、何件か、さっき20件ぐらい問い合わせがあってなんだかんだと言ったけども、それはできなかったということは、この条例のよかった点だよ。これは認めますよ。この条例があったからそうなったと。しかし、まあ、そんなに農家の人が埋めることはないという、そういう話も聞きましたよ。でも、これを、100メートル以内の地主とかそういう判こをもらう



つつった時点で、もう農家は諦めてますから。ああ、んじゃやれないなど。

どうですか、そこ。改正するに当たって、全国のいろんな状況を調べたり、とりあえずはつくば市だよ。あれ芝なんていうのも、つくれば、どんどんどんどん……。あれ、芝は土売ってると同じだからね。どんどんどんどん土を削って。だから、特別認めているわけでしょ。芝畑の後は。そういういろんな方法があるのにさあ、よく調べないでよ、条例があるから、あるからって。これはやっぱりうまくないよ、次長。

改正するって言うんだから、改正するに当たってはよ、こういう質問が出ないようなよ、改正のあれをやって。どうですか、そこ。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答えします。今、阿見町の現状とかですね、近隣市町村、もちろん、先ほどもおっしゃった、全国というわけにはいかないんですけども、千葉県なんかは、かなり、当時の堂本知事がかなり厳しい県条例をしたために、千葉県内の残土がかなり減ったと。そのお鉢が茨城県に回ってきたんじゃないかなといううわさもあるように、千葉県内では大分少なくなってきた。で、千葉県富里市の条例なんかは、地主そのものに罰金を課するような条例までつくっていたぐらい、一時ひどかった時期があった。それを鑑みて、当時の堂本知事が条例を直した。で、少なくなったという事例もございます。ほかにも、栃木県やですね、茨城県内でも、そういう事案があると思いますので、それも調査し、あるいはほかの市町村の改正状況等々、先ほどお話があったつくば市等々もですね、調べて、総合的に整理をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 町長、どうですか、今の。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、次長が言われたとおり、どういう状況なのか、まず調べるといふことで、それをどういうふうにして町の条例に反映していくかということ、確かに必要ですけど、今の状況の中では、今の条例を守っていくということが、これは当たり前のことかなと、そう思っています。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今の条例の中で、今はこの条例を守っていくことは十分わかっています。改定するって言うてるから、その改定については、そういう考え方も取り入れて改定したらどうですかって言うてるわけだ。

じゃあ、次長の言葉が町長の言葉として解釈していいわけですね。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 近隣市町村っていうか、そういう特例を持ってるところか、そういうものを調べながら、阿見町に合った条例案をつくっていくということじゃないんですか、そうですね。地域なんだから。だから、それはどういう条例になるかは、まだ今のところ私にもわかってないんで、ただ、近隣のそういう特例の、もしもあればね、あったら、それはやっぱり調べていくっていう、これは職員として当たり前のことだから。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これ最後にします。よく職員の皆さんは、そういう声が届いていなかったと、今初めて聞いたということを言いますよね。話してると随分そういうこと言うんですよ、皆さん。それは、もう特に農家の人なんて、これを聞いた時点で諦めてますから。届かないのは当たり前なんです。届くはずがない。届くのは、業者とか、こういうことをやって経済的にいっぱい潤う人の声は届くんですよ。行ったり聞いたりするから。でも、農家の人は、もうそういうことをちらっと聞いただけで、ああ、んじゃ無理だと、もうやめるわと。だから届かないよね。だから、そのところは十分考えないと、行政やってる人は。困ってる人がいるわけだから、現にこういうことができなくて。だから、その点を十分考えて改正を、明るくい見通して待ってますから、よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

茨城県屋外広告物条例について。

この茨城県屋外広告物条例は、県の条例ですが、町とのかかわり合いが大変深いようですので、次の点について質問いたします。

まず、条例の目的。

それから、この条例に対して、町はどのようにかかわっていますかと。

あと、現在、町で把握している件数は何件ですかと。

町民にはどのような形で周知広報していますかと。

最後に、5つ目で、違反に対しては、措置、罰則があるようですが、今まで町でこれを適用したことはありますか。

以上、5点質問します。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、茨城県屋外広告物条例についての御質問にお答えします。

1点目の、この条例の目的についてであります。

屋外広告物は、屋外広告物法第2条の規定により、常時または一定の期間継続して屋外で公

衆に対して表示されるものであって、看板、立て看板、張り紙、及び張り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

私たちの身の回りには、ポスターや広告旗といった簡易のものから、商店の看板、野立て広告やビルの屋上利用広告など、いろいろな種類の屋外広告物があります。

屋外広告物は、繁華街のにぎわいを創出したり、町並みに彩りを与えるなど、町の雰囲気をつくり出す役割を果たす反面、無秩序に掲出されると、都市の自然の景観を阻害する大きな要因となります。また、道路沿いに掲出された屋外広告物が道路交通の安全を妨げたり、落下や倒壊により思わぬ災害を招くなど、公衆に危害を加えることも想定されます。このため、県では、屋外広告物法に基づき、茨城県屋外広告物条例を制定し、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物について必要なルールを定め規制しているところです。

続きまして、2点目の、町はどのようにかかわっているのかについてであります。

平成12年に茨城県からの権限移譲により、屋外広告物の許可、更新、違反広告物の指導勧告などの業務を、県にかわって町が行っているところです。

続きまして、3点目の、現在、町で把握している件数ですが、町に申請があった屋外広告物の件数は145件であります。内訳としましては、自家広告物が117件、野立て広告物が14件、近隣店舗等案内広告が12件、電柱利用広告が2件となっております。

続きまして、4点目の、町民に対する周知、広報についてであります。

毎年、広報あみ9月号に掲載しているほか、阿見町のホームページにも掲載し、周知を図っております。

5点目の、違反に対する措置、罰則についてであります。

県条例により、同条例または規則に違反する屋外広告物を表示すると、勧告、公表、是正命令といった措置を受けることとなります。また、茨城県知事の登録を受けずに屋外広告業を営んだり、営業停止命令に違反した場合は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金刑に処されます。さらに、禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したり、許可を受けずに屋外広告物を表示した場合には100万円以下の罰金刑に処せられます。

町の屋外広告物については、今のところ、そこまで適用した事例はなく、違反広告物に対しては、広告主や管理者に文書等で指導を行い是正を図っているところでもあります。

また、違反の張り紙、張り札、立て看板及び広告旗といった簡易なものについては、違反広告物撤去作業委託業務をシルバー人材センターに委託し、毎月、直接除却を行っております。

屋外広告物については、町全域の調査を行い、違反広告物全ての指導を行うことが理想では

ございますが、膨大な件数となることから、まずは、順次、主要幹線道路の交差点など、重要な箇所を決め、調査、是正、指導を行っているところです。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は14時11分といたします。

午後 2時01分休憩

---

午後 2時11分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、17番佐藤幸明君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、久保谷実君の再質問を行います。15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） いろいろ聞きましたけども、これを、その流れですか。どういうふうになって、町に申請が上がってくるなりなんなりして、町はどう把握しているのかと、145件をね。まず、それを聞きます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。この屋外広告物、取り扱う業者、県のほうで許可をもらっているところになります。そこから広告物の申請が町のほうに上がってくるということになって、許可の基準に合っていれば許可をするというような流れになってございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それと、これは、どんな看板でもこの対象になるんですか。大きさとか、何かいろいろあると思うんですけど、ないんですか、それは。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。基本的には看板は対象になりますが、短い期間、冠婚葬祭、そういうものについては適用除外と。短い期間のものについては適用除外ですし、それから、何と申しますかね、選挙関係、これは適用除外ということになります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 看板は、どんな小さくても、今言ったもの以外は対象になるということですね。そうでしょ。はいはい。

そうすると、町で145件の数を把握してると。実際問題で、これ幾つあると思いますか、大体。町にはかなりあるでしょ、これ。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。以前にですね、野立て広告物、こういうものを調査した経緯がございます。そういう中で、違反野立て広告物、平成24年度の時点で341件確認されております。で、その後の指導等によりまして、取り壊したり基準に合わせたりということの結果、現在では199件を把握してございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 話が違ってんだけど。これ、先ほど町長のお話にあったように、看板という看板は全部にやるわけでしょ、建物についている看板から何とか商店つう、こんな看板から。それが対象なんでしょ。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。看板も、先ほど言った関係の適用除外のものもでございます。それから、自家広告物——自分の家、何々商店、これは大きさによって対象外になります。その手引きの中に、一般的に禁止区域につきましては、5平米以内の自家広告物、あくまでも自分の敷地に自分の何々病院、何々商店とかっていう5平米以内の看板につきましては、これは適用除外でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今言ったのは、自分の敷地に自分の看板を置いとくということですね。例えば、違うところに出したときは、適用除外にならないということですね。あくまでも、今言ったのは、自分の敷地に自分の看板を置いとくということね。じゃあ、さっき言った、違反が199件つつったけども、これは大体合ってる数字ですか。今現在。毎日、町の中歩いてみてよ、今145件の申請があつて、町が許可してるのがあつて、そのほかに199件がありますよつて言いましたけど、それは大体合ってると思いますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） これはですね、先ほどお話ししましたのは野立て広告。一般的な立て看板とかそういうものの数ではございません。野立て広告物を平成20年に調査した経緯、経過がございまして、そういうものがまだ199件残っていると。ですから、一般の立て看板については、ちょっとまだ、本来は把握してなくちゃいけないんでしょうけど、まあ、なかなか阿見町全域になりますと、膨大な数ということで、ちょっと把握し切れていないというのが現状でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今、野立てだけが199ね。この対象になる看板といたら、物すごい数だ、町の中ではね。ちょっと歩いただけでも、まあ145件なんつうもんじゃないよね。と

んでもない話だよ。この145件は、全部業者が出してきたものなんですか。こういうことを立てますよと。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 基本的には、その屋外広告物業を営む、許可をもらった業者でなければ看板設置できませんので、基本的には、その業者が持ってきたと、申請に上がってきてると理解しております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） もう1点。ここに許可手数料つうのがありますよね。これは、各市町村それぞれの条例で定めると。この145件に対しては、条例で手数料が町に入っているわけなんですよ。それはどういう仕組みになっているんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。手数料につきましては、町の手数料条例に、その屋外広告物関係の金額が記載されてございます。屋外広告物、阿見町手数料徴収条例、この中で、張り紙、ポスターは、1件につき50枚までごとに300円。それから、一般的な広告板1枚につき3平方メートルまでごとに750円と。あとは、つり下げ看板、それから照明広告と、それぞれ値段が設定されております。その条例に基づきまして、今回の決算書のほうにも、平成24年度の手数料収入ということで、49件、町のほうに83万9,000円ほどの収入がございました。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今、部長にすると、145件が把握していて、何、49件、ということ、これ、何年かに1回なんですか。145件、毎年払うわけじゃないんですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 基本的に、そういう大きいものにつきましては3年、3年更新ということになりますので、24年度に入ってきたものは、そのうち更新のものとか新規のもので49件ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これ1つ問題だと思うのは、膨大な数って言いましたよね。それは誰が見ても膨大な数ですよ。この145件なんつうのはとんでもない数字で、で、それを納めている人と納めていない人がいると。それは忙しいから把握できないんだと。それはわかりますよ。でも、じゃあ、その把握するために、どんな努力をしていますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。こういう不公平を改正するためには、現在ではですね、全体的に見るといのはなかなか難しいという部分もありますので、町のほうとしましては重点地区を決めて、毎年、その路線なり、大きい交差点、そういうところにつきましては、毎年調査をいたしまして、違反物があれば指導するというようなことで進めてございます。昨年度は荒川本郷のほう、土浦稲敷線のバイパス、23年には圏央道周辺とか、その年によって重点地区を定めまして、そこを確認して、違反物があれば指導していくという状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） それでは、23年、24年という話が、今出ましたけれども、23年と24年で、どれくらいの違反物を指摘したのか、数を教えてください。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 失礼しました。お答えいたします。22年、23年度で35件、それから24年が7件を、重点地区で違反広告物を見つけまして指導したところでございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） その指導した結果はどうなっていますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。きちんとした、大きさを変えたりということでは是正されたものが20件。除却したりということでは是正されたものが20件。現在、そのうち15件がまだ直ってないということでございますので、これも今後、文書等により、きちんと指導していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 話変わるんだけど、除去するんじゃなくて、いわゆるこの看板は手数料の対象になりますよと、だからちゃんと印紙かなんか買うの、町から。で、ちゃんと看板を町に手数料払って、払わなくちゃだめですよと、そういう指導はないんですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 基本的には、除去しなさいということではなくて、きちんと是正しなさいということ。ただ、そういうことで、これ違反広告物ですよということで、町のほうが除去したんじゃなくて、申請出さないで、かなり古いような看板なんかもあったようですので、そういうのは、立て主が、もう古いからということで、逆に指導したら壊したと、そういうものが除却ということになってますので、あとは、きちんとしたところに、きちんとした大きさに変えたり、それから、禁止区域じゃないところに移動したりということで、そういうものについては、当然、手数料は入ってきております。ですから、基本的には、きちんとし

たものに直してくださいよ。で、当然それには手数料がかかりますよと、そういう指導でございます。何でもかんでも除去しなさいというような指導ではございません。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 最初っからそう言ってくればいいんだ。じゃあ、この22、23年度35件、24年度7件あったよね。これを、除去じゃなくて、いわゆる手数料が町に入るようになった件数というのは何件なんですか、この中で。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。きちんとした申請が上がってきて許可したものは、うち7件でございます。それで、現在、計画書を提出を求めているようなものもございまして、この辺は、まだきちんとした申請が上がってきてない状況ですが、7件がきちんとした申請が上がってきておりますので、許可をいたしております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） さっきも言いましたけども、いわゆる看板ある人に公正にすると、平等にすると、それは非常に大事なことだと思うんだよね。それは数が多くてできないつつつても、それは仕事ですから、都市計画の。その仕事はきちんとやらなくちゃ。忙しい合間を縫っても。だって、一方で払う人がいてさ、一方で払わない人がいるって。これ誰も払いたくないですよ。だから、税金なんかも同じなんだけども、払わなくていいんだったら、誰も払いたくないっていうのが正直だと思いますよ。ただ義務だからみんな払うと。みんなが払うことによって周りの人も払ってくと。1つのそれいい現象だと思うんだよね。これ、町で145件。これ随分とぼけた数字じゃねえすか、これ。膨大な数があるって言ったけども、本当にそうだと思いますよ。それをきちんと、県の条例があるんですから。看板やったら証紙を買って、ちゃんとお金を払って看板をやるんですよということを周知徹底していくしかないわけでしょうよ。広報あみに載せたからとかホームページに載っていると、そんな問題じゃないですからね。お金が絡んでいるんですから、これ。きちんと、例えば看板は、きちんとお金を払ってきちんとしてくださいよと、ちゃんと許可をしますからと。そういうことをどんどんどんやっかなかつたら、払わなくていいんだたら俺も払わない、こっちも払わないつつう話になっちゃうと思いますよ。そこのところはどうか考えますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。当然、公平性、これは町に課せられた重要なことでありますので、ですが、一気になかなか難しい部分がございますが、そういう形で重点路線等を、特に広告物が多い路線等を定めて、順次、調査指導していらっしゃるでございます。ただ、20年度に全町的にやった経緯もございまして、その辺、どうい



ふうにやったかを検証しながら、その辺の調査等も検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 1つ提案ですけれども、重点地域ってやらないで、臨時職員でも何でも使って、今年やるんだら阿見全部やると。そうすれば阿見は平等になりますよね。そういうことは考えませんか。何年たっても、これ堂々めぐりになっちゃうんじゃないんですか。重点地域こっちやって、向こう……。じゃあ、これ重点地域つくったら、阿見町全部やるのには何年かかります。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 何年かかるかと言われても、まだそこまでちょっと把握したわけではございませんので。ただ、今議員がおっしゃるように、臨時職員なり、それからどっかに委託するなり、その辺の予算措置も含めて、検討して、先ほど申しましたように、20年に全町的にやっているようでございますから、その辺、どういうふうな形でやったのか、そういうものを参考にしながら、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 20年は大したことやってねえよね。だって、全町的にやったとして145件なの。5年前にやったとして。341件。うん、341件にしても、全町でやってそれだけで、20年に。そうなの。ちょっと……。

○議長（倉持松雄君） 横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。野立てだけですけど、全町的にやって、こういうものが残っているという、明細というか、調書が残っておりますので、町全体的に野立て看板を重点的にやったということだろうと思います。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 俺が言ってるのは、野立てだけじゃないですからね。阿見の看板を全部ですよ。県の条例があるんだもん。町はやれるんだもん、これ。きちんとやって、きちんと証紙を張ってもらって、お金を町に納めていただくと。それはどうですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。先ほど申しましたように、全町的に、どういうふうにやったら効果的なのかを含めて、検討して、当然、ただ、先ほど言った除外広告、対象にならない広告というのがかなり、当然ございますので、それを1件1件、じゃあ大きさを確認しながらということになると、時間と金もかなり必要になってくると思います。そういうことも含めて、予算どりなり、今後検討していきたいということでございます。一般的な町民の方、善良な方だと思いますので。屋外広告物5平米というと、かなり大きい看板にな

りますよね。単純に計算すれば、1メートルの5メートルですんで、何々商店のほかにも幾らでもかけると思うんですよね。ですから、その辺は、かなりそういう許可の必要のない広告も、かなり自家用広告物あると思いますし、ですから、ぱっと見れば看板だらけということになるかもしれませんが、自家用広告物は、基本的にはほとんど対象にはならないのではないかなと思っています。ただ、今申し上げましたように、そういう不公平があることは、ちょっと問題でございますので、そういう予算どりを含めて、今後検討していきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今、部長言ったように、不公平感が一番問題だよね、これ、町民生活行っていく上では。やはり、町の体制は平等ということを考えてほしい、全ての面で。それを考えないと、やっぱり町民に不公平感というのが滞ってしまいますから。税金でも何でも同じですけど、平等に扱うということを一とつ念頭に置いてください。

それともう1つ、先ほど、業者の人が申請があるって言いましたけども、業者の人というのは、町では、幾つの業者ぐらいがあるんですか。町で今現在把握している看板屋さんっていうの。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 町内の広告物の、県のほうから許可を得ている業者につきましては、5社ございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 建築確認のときには、完全に建築設計屋さんの判こも押して、こういう家を建てますってやってって、そこでいろいろ町もつかむことがあるんだよね。この看板の業者5社っていうのは、全部の人がこういう看板を立てますと言ってきてるわけですか、そこに。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 今申し上げた5社は、これ町内の業者ですので、県の許可をもらっている県内の業者は961社ですか。ですから、町に看板立てるのに、必ず町内業者じゃだめだということございませんので、県で許可を得ている広告業者は961社ございます。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これなかなか知らない人も多いし、今、広報あみやホームページに載ってるつつたけども、なかなかそれでは周知徹底できないと。私は、その看板屋さんがこういうことを立てるプロであるとしたら、その看板屋さんのほうから言ったほうが、より確率が高いんじゃないかと思うんですけども。まあ、961社に全部にやることはできないにしても

よ。まあ、阿見の5社は当然。そのほかも、阿見の立ててる人たちに、そういう方向から、こういうことですから、ちゃんと申請をしてくださいよと言ったほうが早いんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 議員おっしゃるとおりですが、県で許可するときは、当然、その屋外広告物法について、この手引きを渡して熟読しなさいということで許可をしているわけですよ、県のほうでも。ですから、その業者さんの中には、そういうのを知っててあれなんでしょけど、屋外広告物法は知ってるはずなんですよ。ただ、まあ、少なくとも、町の業者につきましては、そういう、町のほうからも、その屋外広告物について、看板立てるときはきちんと申請してくださいというようなお願いはしてまいりたいと思います。ただ、先ほど言ったように、自家用広告物は必要ないということも業者さんはわかっているわけですから、ただ、必要なものについては、必ず町のほうに申請してくださいというようなことは指導していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） これ、ある業者の方が、こういうことがあるんだということを言ってきたんですけども、1回申請したならば、3年に1回、証紙を買いなさいということが来ると。で、最初っからやらない人は、10年たっても20年たってもやらないと。おかしいでしょうよという話があったんですよ。それは全くおかしい話だよ。真面目に正直にやった人が3年に1回お金を払って、最初っからやらない人が、全然10年も15年も払わなくていいつつうことは、やっぱり、その払う人にとったら納得できないことだよ。そういう意味で、公平とかさ、平等とか、それは全くとはいかなくても、せめて町はそういうことに対して努力はしてるんだと、そういうことを見せてもらわないと、払ってる人が納得できない。正直者がばかを見ないように、ぜひ、それをお願いします。

それと、もう1点、83万ですか。昨日、30万の話が出てましたけども、30万よりはちょっと多いからあれですけど、大した金じゃないつえば金じゃないかもしれない。しかし、町にとって、それがどんどん積もってけば、また貴重な財源として、法律の中で、条例に基づいての財源とってるわけですから、これは全然問題ないと思うんだよ。その点だけ、1点だけ教えてください。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 議員おっしゃるとおり、当然、屋外広告物条例に基づいて手数料を徴収すれば、その分、町の収入になるということでございますので、先ほど申しましたように、どういうふうにやったら、屋外広告物、きちんと料金が徴収するのか、まずどのぐら

いあるのか把握をして、そういうことを今後、委託、それから臨時職員を雇う、そういうことも含めて、ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） そういう部長の話がありましたんで、ひとつ臨時職員でも、どっかに委託してもいいですから、なるべく早く、町民の間の不公平感がなくなるように、また、財政的にも多少なりともそういうことになってくるわけですから、そうやってくれることを願ひまして、私の質問を終わりといたします。どうもありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで15番久保谷実君の一般質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願ひます。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。私も聞いててね、ちょっと眠くなっちゃって、テンションが上がらないんですけども、ちょっとここになると、テンション上げて、ちょっと皆さんにもね、頑張っていたいて、聞いてもらいたいと思ってます。よろしくお願ひします。

それでは、質問通告に従い、次の2点について質問をいたします。

1点目は、太陽光発電の導入を問うものであります。

私は、3.11以降、自然再生エネルギーに関する質問は、今度で3度目となります。8月8日の全員協議会で、平成26年度町行政施策及び予算要望が議会から町長に出されました。これは、町民要求を取り上げ、予算に反映して、実現をするための、非常に大事なものです。各議員の思いが凝縮されていると思います。そのことを踏まえて質問いたします。

昨年10月の臨時議会で、太陽光発電の案件が上程され、議論されました。議論の末、否決されました。この結果を、町は、執行部はどう総括し、今後の町政に活かそうとしているのか伺ひます。

否決の理由は幾つかありました。それ以後、政権も変わりました。それによって、自然再生エネルギーに対する考え方ですね、それがどのように変わったか、認識しているのか伺ひます。

8月10日、美浦村で、原発を考える学習会が開かれました。ドイツの環境エネルギー政策の内容で、美浦の村長中島氏の研修報告でした。太陽光をめぐる近隣市町村の動向を伺ひます。

また、阿見町は、そうした動きをどう受けとめているのか伺ひます。

否決から1年がたちました。町民の意識、議会の動向は変わったのか、今回の予算要望は、町民要求の反映だと思ひます。町長はこれをどう受けとめているのか伺ひます。

今回の要望の中で、設置場所を、町有地及び公共施設に早期設置とあります。ソーラーシェアリングで公用地の活用の可能性は、果たしてあるのか伺ひます。

また、前回否決の理由とされた、公募をしないで用地が決められたことがありました。ソーラー発電は用地の選定が大事であります。公用地に適地がない場合、私有地を対象に公募の用意はあるのか伺います。

キロ当たり42円で始まった固定買い取り制度は、全国にメガソーラーの建設を後押ししました。これまで考えられなかった流れであります。買い取り価格の低下はありますが、これからですね、モジュール自体の性能が飛躍的に高まり、価格の低下を上回ると言われています。来年の消費税の増税が検討される中、設置のタイミングはそんなにはあると思いません。取り組みの考えがあるのかを伺います。

3.11以降、エネルギーのあり方に大きな関心が寄せられています。放射能汚染問題が毎日流れ、原発がいかに制御できないものかが明らかになる今、地域でエネルギーをつくること、社会的意義と責任があると思えます。再生エネの意義をここでも伺います。

新たな社会の要請の台頭を見誤ると、自治体も企業も生き残れなくなっていくと思えます。私は首長の資質の1つは、ほかに先駆け、社会の流れを読み取り、それを地域住民に活かすことと認識しています。オリンピックが東京に決まりました。そのとき、安倍総理の国際公約に、日本のエネルギー政策について、こう述べています。原子力比率は引き下げ、今後3年間の間に再生可能エネルギーの普及を最大限加速させていくと述べました。この方向性は、エネルギーの安定供給と経済性、温暖化対策を実現できる選択肢の1つと考えますが、地方自治体として、住民還元を視野に取り組む意思があるのか伺います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 飯野議員の太陽光発電についての御質問にお答えをいたします。

いろいろと何点も質問いただいたところですが、町の太陽光発電に対する考え方をもって答弁とさせていただきます。いろいろと何点も質問いただいたところですが、町の太陽光発電に対する考え方をもって答弁とさせていただきます。

再生可能エネルギーの推進については、原発事故以来、放射能汚染対策等の困難な状況を見ても、行政として率先して取り組む事業であると考えております。私は、その財源を確保するため、メガソーラーを設置し、その利益をもって、昨年、エネルギー施策を展開したいという昨年からの考え方は、今も変わってはおりません。しかし、残念ながら、議会の議決を得るには時間が足らなかったと思っております。

今後の取り組みとしては、CO<sub>2</sub>削減や再生可能エネルギーの普及のために、公共施設や公共用地を活用した太陽光発電施設の設置を、固定価格買い取り制度の価格にとられることな

く、計画的に継続して進めていきたいと考えております。

議会からの要望もいただきましたので、積極的に進めてまいります。まずは、太陽光発電施設に転用できる公共用地を中心に接してまいりたいと思っております。

やはり、公募による民有地活用についても、私たちは考えていかなければいけないのかなど、これは、民間活用の大きな柱にもなると私は思っております。

前々から、私の考え方は、やはり、この施設をつくって、その利益をやはり町民に還元していくんだという、それは、この事業は、なかなか雇用につながらないという、そういう事業でありますから、なるべくなら地方自治体が運営主体になってやっていくということは、非常に大事なのかなど。

御提案のソーラーシェアリングにつきましては、支柱を立ててその上に太陽光発電設備を設置するため、構造や経費に課題があることから、現時点では考えてはおりません。

先ほど、飯野議員からも言われたとおり、美浦村では、美浦村の中島村長は、前々から、国有地3.6ヘクタールを買収し、固定価格買い取り制度を活用した2メガワットのメガソーラー施設を村が設置すると先週発表されましたが、ここに来て積極的に取り組む自治体の姿が見えてきております。

中島村長とは、このメガソーラーについても、また企業の立地、そういう問題についても、いろいろな話し合いをさせていただいているところです。今日の新聞あたりも、つくば市ですか、つくば市がやっぱりメガソーラーで、これをまた、市は積極的に進めていくんだと、そういう談話が載っておりました。

当町においては、メガソーラーの実現は成りませんでした。行政の使命として、地球温暖化対策として、CO<sub>2</sub>削減に向けた再生可能エネルギーである太陽光発電については、積極的に導入し、推進していく考えであります。

議員各位にも、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、町長も言われましたけど、ここですね、9月の5日から9月の6日、9月の8日、9月の10日ですね、で、今日の9月の11日と、新聞で、ずっとね、メガソーラー、自然再生エネルギーに関する記事が新聞で大きく取り上げられています。喫緊の一番近いところで美浦が、今言われたように、国有地を取得して太陽光発電をする。これはですね、土地の有効利用とともに、再生可能エネルギーへの貢献も両立できるということで、非常にね、自治体が直接この事業に参入して、そこで得た収益を、やっぱり町民に還元していくということが、もう全国的にね、まあ、当たり前というか、多くの自治体が、こういう形で直接することは、もう常識となっています。これ、もしやらないと、民間だけがやっていると、その電気

料が、いわゆる消費する住民にかかって、値上がりばかりしてて、その恩恵は、民間の場合には、利益はね、自治体には還元しませんから、そのときには、やっぱり本当は自治体がね、まず手がけて、その得た収益を環境とか教育とかね、そういうものに充当していくと、そういう財源をつくっていくというのが、これからの流れになってくると思います。

1つ、美浦の村長の講演内容で、私もね、非常に、あ、こういうことが日本とドイツの違いなんだなということを感じてきたんですけども、ドイツと日本の違いというのはね、豊かさ、いわゆる、どうしたらね、豊かな生活ができるのかと、その受けとめ方のね、豊かさの定義の違いにあるって……。これをまあ、国民性という形であらわしている人もいるんですけども、日本はですね、目先の経済性を優先して、まあ、原発の輸出やね再稼働をします。いわゆるこれは、命よりもまずお金と。まあ、これだけ日本はね、豊かだと言いながら、経済の底は浅くて貧しいと、まあ、そういう見方をしました。ドイツはね、日本の事故を教訓に、いち早く脱原発に転換して、風力や太陽光、地域にある自然や資源を活かす取り組みを、いち早く国全体として行ったと。非常に具体的な事例として、パワーポイントを使ってやったんですけども、太陽光パネル設置のね、草取りなんかはね、羊をそこに放牧しているんですよ。羊にね、草を食わせてやった。人件費を使わない。これは非常にね、感心したし、これが知恵というもんだなということを思いました。1,000社がね、全体で存在してるんですけども、売電をして、うち大手は4社だと。あとはね、本当に中小の民間の方が、実際に地域でつくって、それを売電してる。それがね、ドイツの実情ということで、私も感心して聞いてきました。ドイツに行くと、実際、自分も見たいというふうには思ってますけども、なかなかそういう余裕がないんですね。

再質問で、もう1つね、聞きたいのは、自治体の役割として、一たん発電を始めれば安定した収益が見込めるため、地域活性化の手段と考える自治体が多くなったというのは、今話しましたが、そのときにですね、山林、遊休地で、それを活用することで、自治体収益が上がるのか、それとも減るのか。まあ、そういう単純な問題ではないんですけども、直接ね、民間が実施した場合と、町が直接実施した場合を想定してね、相対的にそういうエネルギーの問題を町でやった場合、収益、いわゆる税金が増えるのか減るのか、まずこれを1つ、最初にお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたしますけど、御質問は、町として太陽光を民間事業者が、例えば山林とか遊休農地でやった場合に収入が増えるのかどうかというようなこと……。ということであればですね、固定資産税というような考えで、山林、遊休農地につきましては、当然、固定資産税は山林それから農地ということで、大変低く抑えられており

ます。それが太陽光発電となりますと雑種地になりますので、場所によりましては、大体50倍とかそういったふうに固定資産税が上がりますので、当然、それだけ固定資産税は増額になるというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。固定資産税についてはですね、9月の6日付の新聞で、かすみがうら市がですね、太陽光発電の施設についてのね、条例案を今回の、今やってる、やっぱり議会、10日に開会して——阿見と同じですね、その議会で条例を提出すると。条例の内容は、固定資産税をですね、雑種地になって、普通、農地だつと1,000円なのを、雑種地にすると40倍から50倍、4万から5万ぐらいになると。それを2分の1にすると。まあ、2分の1にしても25倍ということなんで、非常にね、町にとっては固定資産税の面からすれば、それでも収益になる。しかも、やっぱり参入する人は、幾らかでもね、固定資産税が安くなって、参入しやすくなるような環境をつくってるということで、これはね、非常に参考になる。民間が、今ある山林や遊休地をね、活用して、やりたいんだけど、なかなかね、相続や固定資産税が上がるとね、貸すときにも困っちゃうということなんで、そういう疑問点も出てるんですね。自らやらないでも、そういう太陽光の発電の業者が来て、あそこ、7反歩とか1町歩まとまってるから、その土地を借りたいんだけどって言われたときに、もし貸した場合に、税金はね、どうなるんだろうということも疑問点としてあるんで、そのところを町がね、そういう措置がね、できるのであれば、非常にね、貸す人にとっても非常に貸しやすいと。そういうことがね、思われます。ぜひですね、阿見町でも、これからですね、近隣の市町村に学んで、いいものはどんどんね、取り上げていただきたいというふうに思います。

それとですね、次にですね、地域力を高めるために、売電収入をどう使い、地域振興につなげるか。住民を中心に地域による目で考える。そういうシンポジウムですね、集まり。一回ね、本当は……。今はね、ファンドを組んで、10名程度でそれやろうじゃないかという、ちっちゃい勉強会は幾つもやってると思うんですけども、本当に阿見町が、この地域再生エネルギーを本当に正面から組んで……。阿見町はそういう省エネもね、LEDを町が全部、地区の財産から町の財産にして、一挙にLED化を進めて省エネをやっていると。もう1つは片方でこういうエネルギーも、やっぱりつくって、これから売電してくんだという姿勢をするのに、そういう動きをね、全体化するのに、町のほうでもね、そういう情報をいっぱい提供して、できれば業者の方も、土地を持ってるいわゆる地主、いわゆる農家の人が多いと思うんですけど、山林とかね、そういうの。そういう人たちが一堂に集まって、いわゆる借りたい人と貸したい人、そういうマッチングをね、できる限り町で開いていただけないかなというふうに、私は思ってるんですけども、その点、お伺いします。



○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。確かに、ほかの自治体ではですね、そういうマッチングっていうことでやってるところがあるかと思います。今、町の状況としましては、必ず山林それから農地等が絡んでくるものですから、農地につきましては、農業委員会事務局のほうにですね、問い合わせがある状況です。大変、太陽光バブルではないんですけども、そういったブローカーの方がですね、いろいろと、毎日のようにですね、事務局に来てですね、いろんな問い合わせをしているところですので、そういう状況で、大変、変な意味で活性化されてますんで、あえて町がですね、マッチングというのもですね、もう進んでる状況ですので、まあ、いいのかなというふうには考えてます。その辺は、もう民活にしっかりお任せできるかと思っております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 個人的にね、勉強している人は、それなりに太陽光は20年間ですね、買入れ価格が法律で決まって、その収益は非常に安定したものだということをわかってるんですけども、まだやっぱりその辺で、途中で買入れ価格がね、もっと変わっちゃうんじゃないかと、この法律がね、変更されるんじゃないかと、そういうね、危惧をしたりなんかしてる人たちがいるんで、本当はね、公の中で、そういうこれから……。地域のエネルギーですから、地域で地域力を使ってですね、高めてくっていうことを、やっぱり自治体がしてないと、なかなかね、個別に対応してるっていうんではね、本当に一気にはいかないと思うんですね。私はLEDの事例がいい典型で、あれは個別にね各区がやってたら、本当に何十年も先になってしまいうんですけども、いいのわかってても。やっぱり今回ですね、町が率先してあれを実施するということになったんで、区のほうとしてもね、そのことが一気に進んだということになったと思います。ぜひね、そのことを要望しておきます。

次にですね、長野県飯田市は、新たな条例を施行しましたが、それ御存じでしょうかね。ちょっと町長に聞きたいんですけど、自治体やNPOなど多様な主体が企業と連携も含めて省エネ事業に取り組む取り組みを後押しする。そして、専門家らが助言をしつつ計画を審査し、発電開始までの費用は市の基金から無利子で融資する。事業主体には、地域住民への公益的な利益還元を求めるということで、条例を施行したんですね。飯田市は歴史的にもね、3.11前から10年くらい前から太陽光発電に取り組んでいる老舗っていうかね、地域的には本当に研究されて、先進地区なんで、こういうことが、まあ、こんなことやってたら、結局、ばらまきっていうかね、一定の人に利益を、町の税金を、ああってこうなるんですけども、これが実際にやられている地区もあるというんですね。これは、住民が望むものを住民自らが形にできる地域社会という目標を、飯田市はきちっとね、立ててやっている。その1つの形としてこの条例が出て

きたんですね。

私はね、町長がこれできるかどうかわかんないけども、阿見町でね、一気にこの阿見町で積み立てた基金をこれに使えっていうんじゃないで、個人で、もしね、そういう太陽光発電をやるときに、いわゆる銀行から融資を受けないと、なかなか手持ち資金がそんなにあるわけじゃないですから、皆さんね、借りられないと。法人でね、経営がうまくいってるところは、ほら、やれるかもしれないけども、個人ではなかなかね、それだけ億近い金を借りてやるっていうのはね、大変な、金融機関にとってもね、そこまでのまだ歴史もなく、太陽光自体を担保にするだけのあれもないということなんで、私はね、その借りやすい条件をつくるのに、阿見町が、そのやりたいっていう人の保証人になっていただいて、町がね、そして借りやすくすると、そういうことができないのかどうか、ちょっとそれを……。町は当然、その太陽光の施設を担保にすることで、それがもし返済不能になっても、その売電収入は町のほうに入る。そういうことができないのかどうか、ちょっとそれをね、お尋ねしときます。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 非常にアイデアはね、いいと思いますけど、なかなか町が保証するっていうことになるとね、非常に問題点が出てくるんじゃないですか。とても議会の中で、そんなものは通らないでしょ。通らないと思う。そして、やっぱり民間で、今50キロ以内で随分やってる人がいますよね。そうすると、まあ、億の金を使って売電事業をやるっていうことは、なかなか個人ではできないと思うんでね、そういう面で、50キロっていうことになれば、今相当、事業の価格が低くなっているんでね、そういう面では、農協とか、やはり今もうお金が有り余っているっていう、そういう状況だから、銀行とかとの相談で、十分相談に乗ってもらえるんじゃないかなと。50キロであっても、相当の金額が毎年入ってくるわけですから。そういうことを考えていけば、民間の人も十分できるのかなと思っているんですよ。今50キロで20カ所ぐらいやってるんでしょ、阿見町で。こう聞くと。20カ所以上やってるかどうかわかんないですけど。そういうこと。そしてまた、企業もね、50キロぐらいつくって、それを売るっていう、そういうことをもう始めてきたんだよね、企業自体が。だから、そういうことをやっぱり進めていくということかなと思います。何としてもね、阿見町で20メガぐらい、本当にやっていただきたいなど。民間を、行政も加えた中で民間の活力を、やっぱり使っていきたいなという思いはしています。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私も昨年ね、49キロですか、50キロ以下だっつうと低電圧で、非常に個人がやるのに一番いい規模だということで、資金的な面も含めて青写真をもらったんですけども、やっぱりあのころはね、1,800万しましたね。今は1,500万ぐらいで、多分できてるし、

ソーラーのモジュールも性能がよくなってるから、枚数もね、面積も少なくても、同じ電力を得られるっていう状況になってると思うんですけども、そういうことをね、これから本当にね、阿見町もいろんな形で、民間活力も含めてですね、土地の環境とか有効利用も含めて考えていく。今ね、これだけ阿見町には1,000町歩の山林があって、遊休農地もね、農業委員会の資料を開けばわかるけども、県で2番目くらいな耕作放棄地もあったりして、あれを全部ね、太陽光に使えるっていうことは言いませんけども、やっぱり、あのまま荒らしとくよりはね、そういう方向で使ったほうが、はるかに土地にとっても町にとっても住民にとってもね、いい方向だという方向性の合意が得られれば、やっぱり進めていくべきだというふうに思うんで、ぜひね、前向きな検討をよろしく願いいたします。

あと、美浦とかすみがうらについてはね、大体新聞を見て私もわかったんで、それはいいんですけども、今回ですね、オリンピック、先ほども言いましたけども、それが、世界はね、相当、日本人が思っている以上に、今日、永井さんの最初のね、福島原発の状況の制御されてる、コントロールされてるつつうのから、コントロールされていないんじゃないかということも含めてね、出されましたけども、世界のほうが、それに対して厳しい目を注いでいたつつうことが、逆にね、日本のね、オリンピック招致のプレゼンテーションでわかりましたね。首相もね、招致したいからこれを言ったちゅうわけにはいかないと思うんですね。招致の演説で、原発への思い、本当に国際公約って新聞では出てました。原発への思い、東京五輪がね。これはもう責任を持ってやっていくと、今後3年間で再生可能エネルギーの普及と省エネを最大限加速させることも言明したと。これはね、もうこれからやっていく方向性だと思っているんで、ぜひですね、首長はそういう世の中の流れを的確に捉えて……。この間も、去年の10月は、もう本当にね、俺は、あの時点でみんながいいからやろうなんつうんでは、もう遅いんだよ。当たり前。だって、昔はね、テレビのコマーシャルで言ってるけども、電話だって自動車だってね、最初は当たり前じゃなくて特別だったんだけど、今、当たり前になっちゃってるでしょ、みんな。だから、物事っていうのは、取り入れるっていうときにはね、最初やるときには、奇人変人じゃないけどもね、本当に、あ、変わった野郎だなんて言われるのが……。私、今、なぜこう言うかっていうと、木村さんと一緒にやって、木村さん8年間も無農薬の稲づくりをやって、奇人変人の扱いされたのが、今ではね、もう引っ張りだこですよ。実際にやってみたら、すごい稲になっちゃったっていうのを目の当たりにしてるんで、私はそういうね、世の中の流れとかいろんなものを、やっぱり首長の資質は、実務も大事ですけども、確実に正確にやるのも大事ですけども、やっぱり先を捉えて、それを事業に捉えていくと、それが必要だと。そのことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時22分と

いたします。

午後 3時12分休憩

---

午後 3時22分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飯野良治君の質問を続けます。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは、2点目に入ります。

町営住宅の問題点と阿見町公共賃貸住宅再生マスタープランの見直し状況について、昨年9月の第3回定例会でのやりとりを私も読みました。そして、この住宅が抱える問題点は何があるのか、町は何を目指すのかを明らかにし、解決の糸口を見つけるために質問をいたします。

昨年のやりとりから1年がたちました。進捗状況はどうなっているのか伺います。数値的な資料はいただいております。それを踏まえて、住んでいる人との対話がどの程度進んでいるか伺います。相手は人であります。条例や法律で簡単に解決するものではありません。

2つ目です。建物の老朽化と住人の高齢化が並行して進む中で、住民の要望は何かつかんでいますか。

3番目、受け皿として民間アパートの活用がありましたが、このときの公平性の確保をどのように進めているのか伺います。その際、アパート側との協定を結ぶ考えがあるのかを伺います。

その次です。住人が移動される場合、いわゆるそこから納得して移動される場合ですね、家賃の差額の捉え方、差額の補填は、町としてどの程度できるのか伺います。民間の最低家賃ですね、はどのくらいか教えてください。差額の金額、現在の戸数、差額の全体で概算は幾らか、この数値的なもの、これはちょっとね、前回のやりとりで載ってなかったんで、想定金額なんですけども、大体これくらいになるというのがわかれば教えていただきたい。

そして、もう1つは、平成26年度からマスタープランづくりのために、昨年の答弁では、来年度ですね、これ24年度だから25年度に調査準備を行い、平成26年度から地元の代表や議員の代表にも参加をしていただけるような検討委員会を立ち上げ、御意見をいただきながらよりよいまちづくりを目指していきたいと考えておりますという町長答弁があったんですけども、25年度中、今年度中に調査準備がどの程度できてるのか。これがもとになって、26年度の検討委員会の立ち上げにつながると思うので、その進捗状況はどのくらい進んでいるのか伺います。

また、コンサルを、この場合、マスタープランをつくるときにね、入れる必要があるのか。この点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町営住宅の問題点とマスタープランの見直し状況ということで、昨年9月の第3回定例会のやりとりから1年の進捗状況はについてですが、雑駁な答弁で、数字等は再質問でもう一度やっていただきたいと思います。数字等、ちょっとこちらに書いてないんです。

まあ、私の考えとしてはね、やはりマスタープランをきちんとつくって、やはり、今の町営住宅をどうしていくかっていうのは、町にとっても大事な視点だと思うのでね、その点は、非常に、問題提起をしていただいていることに、私としても真正面から取り組んでいきたいなど、そういう思いはしております。

昨年9月から第3回定例会で答弁したとおり、マスタープラン見直しは平成26年度予定事業であることから現時点では、次年度実施に向けた予算を確保するための、今、手続を進めているところです。

2点目の、老朽化と高齢化が進む中で住民の要望は何か、3点目の、住んでいる人と話し合いを持たれたのか、本音でということですね。4点目の、公平性の確保と民間アパートの活用をどのように進めていくのか、5点目の、アパートオーナーと町との協定を結ぶ考えはについて、これもやはりマスタープランの中で、見直し事業の中で、やはり地域や住民の意向、先ほど、9月に答弁したような状況ですけど、やはり新しいマスタープランに反映させて、やっぱりつくっていくということが大事かなと。

そういう面では、6点目の現状と構想を語り住民の立場でマスタープランをについては、やはりこの検討委員会等を立ち上げるに当たっては、住民の方々の意向を十分に把握するとともに、やはり地元の代表や議員の代表にも参加していただけるような検討委員会を立ち上げ、やはりこれにも住宅ということになればね、また民間の建物をやはり借りたり、そういう状況をつくるためには、やっぱりその専門的な知識を持った人をこの委員会に入れてくということが大事なのかなと。そういうことで、やはり委員会をきちんとした——当たり前ですけど、検討委員会を立ち上げて、そこできちんとしたマスタープランを練っていただきたいというのが、私の考え方であります。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私もこの質問をするに当たって、何軒かの、吉原の西ですね、西のほうの人と話し合っ、中も見せていただいたりしたんですけども、震災でね、随分屋根が傷んだり、壁が落ちたりして、自分でね、壁なんかを直してる人もいたりして、まあ、随分ね、頑張ってるなっつうことはないですけど、きれいにして住んでおりました。

私はね、平成7年につくられたマスタープランに従ってここまでやってきたんだけど、も

ちろんプランどおりにいかないから、現状は、まだああいう虫食い状態であるんですね。その間、いわゆる15万8,000円ですか、それから最高額が21万何千円かっていう、その枠を超えた人には、超過した人は、当然退去していただくという手続についても、なかなかね、そういう決め事があったとしても、結局相手が人間だから、それがこう動かないつつうか、相手が出てってもらわなければどうしようもない。裁判も何件かやったんだけど、裁判をやって判例が出ても、強制的にね、相手をそこから、だめですってこう言うわけには、もちろん居住権もあるし、基本的人権もあるわけだから、そのところはね、そんなに条例とか法律で人をね、規制していくということではできないつつうことは十分なんですね。それからすると、今、町長が答弁した、26年度にそういう準備会つつうか会議を立ち上げて、検討委員会を立ち上げてマスタープランをつくるということなんだけど、つくることが目的じゃなくて、やっぱりつくって、それを住んでる人に理解してもらって、町の思いとそこに住んでる人の思いが一致するというかね——ま、ぴたっと一致することはないんだけど、最大公約数をとれて、住民が、よし、それなら移りましょうという形にならない限りはね、いくら立派なコンサルを入れてね、青写真をつくっても、また平成7年と同じようになっちゃう。だから、これね、私も思ったんですけども、絵に描いた餅にならんで、有効な手段はですね、先ほど久保谷議員の質問の中にあっただけど、調査をするというか、準備をするというか、相手との話をする、やっぱりそういう専任のね、職員の人が1人いないと、これはね、通常業務の中で、柳生課長ともちょっとそのことを話したんですけども、なかなか時間をとって、あれだけの戸数の住民と一人ひとり話し合うことはできないわけですよ。だから、ぜひね、私はアイデアとしては、コンサルを入れないで、コンサルの料を、マスタープランは現場の人でつくって、そうやって現場を歩いていく中で、1人専任の職員を、雇って、その人が土日でもいいからね、住宅を訪ねて、話をして、どういう思いを持ってるのか、家賃が上がったとき——大概ね、家賃の問題にぶち当たるんですよ。家賃が今よりも高くなったときに、それを町はどうしてくれるんだという話なんかも、本当に町はこう考えてるんだよと、ここまでは町は出せるけど、それ以上は出せないから自助努力をしてくれとかね、いろいろ話はそこでいかないと、型どおりの話では進まないと思いましたね。

高齢化は確かに進んでいるし、虫食い状態なので、隣同士の意思疎通つつうかね、いろんな困ったときに貸し借りもできないし、ぼろぼろだから、個別に分かれてて、本当に極端に言えば、自然死なんかあってもね、わからないで発見されないなんていう状況が起きてからでは遅いんで、できればその前に、ある程度まとまったそういうところに移動していただいて、コミュニティをつくってそこで生活をするというのが、住民にとっても、今よりもいい環境だと思うんですね。そういうことを語る人をね、やっぱり設けないといけないと思っています。

7年につくったときのコンサル料っていうのは幾らだか、ちょっと教えてください。どのく

らいかかって、そのマスタープランをつくったのか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。1,000万程度ということで聞いております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） いやあ、さすがにね、いやあ、びっくりしましたな。いや、そんなにかけてつくったマスタープランがね、やっぱり、ほんとに立派なこういう冊子はできて、皆さん、このとおりにいけばっていうことも思うんだけど、それがね、前に進まない現実を見ると、この1,000万がね、やっぱり違った使い方をしたほうが良いということね、確信持てましたね。やっぱりそれは、専任の職員の人を1人置いて、もういつでもね、時間の限りなく、住民と話し合ってもらおう。このこと以外にね、ないと思うんですね。

この問題はね、本当に住民と町双方の利害が一致しなければ、前には進まないわけですね。それには、現状と構想を真摯に語って理解をすることと、曙、上郷、上郷第二、吉原、吉原西、5カ所の面積を含めるとね、8万4,229.65平米なんですね。約8.4ヘクタール。これはね、非常に広大な土地ですよ、町有地としては。この町有地がね、本当に有効に活用できれば、町にとって、大きなね、利益っていうか、なると思うんですね。ぜひね、このことを話し合いをするということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

次に、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） 皆さん、こんにちは。申しわけないですけど、少し風邪引いてるんで、声が聞きづらいかと思えますんで、私の不摂生の……。

私のおじが、息子に嫁さんをもらったときに、その嫁さんに最初に言ったことが、もうすぐ家の前に道路ができるんだよでした。それから40年以上がたち、今はもう、そのおじも亡くなり、息子も孫ができ、おじいさんと呼ばれています。それでもまだ道路はできません。

そこで質問しますが、現在の計画路線図は昭和40年代のもので、約半世紀がたっているものです。その中で幾ら都市計画決定した道路とはいえ、一度も見直さずにいるのはどんなものかと思えます。例えば、廻戸若栗線及び西郷大室線はいつごろつくのですか。予定があるのですか。また、立ノ越大室線は予定があるのですか。大室の町中を通るようになっていますが、周りにはほかの道路ができているのに必要なのですか。50年近くなって、地権者も代替わりになっているところがあります。規制のかかった土地では、53条を使えばいいかと思えますが、

その53条にも厳しい規制があります。そういう土地では有効利用もできないと思いますが、なるべく早く見直し等をして、県にかけ合うべきだと思いますが、町としては、どう考えていますか。教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 都市計画道路についての御質問にお答えをいたします。

町の都市計画決定された道路の整備状況について御説明をします。内訳として、国道が3路線で16.53キロメートル、県道が9路線、28.63キロメートル、町道が16路線で29.37キロメートルです。合計で28路線、総計画延長74.53キロメートルの路線が都市計画決定されており、延長ベースで63.8%が整備されております。

このような現状の中、未整備の国県道につきましては、町の発展に不可欠な幹線道路でありますので、国県に対し、早期の整備を継続して要望しているところであります。

町の道路整備計画につきましては、交通状況やまちづくりの進展、町民ニーズ、財政状況等を勘案した上で進めているところであり、議員御質問の廻戸若栗線や西郷大室線の未整備区間につきましては、現在のところ整備計画は立っておりません。

町の都市計画道路には、昭和40年代に計画されたものもあり、社会経済情勢の変化や宅地化の進展、企業立地など、周辺環境が急激に変化したことにより、計画当時と交通体系の相違が生じてきている路線もあると認識しているところであります。

また、都市計画道路区域内に土地をお持ちの所有者に対しては、建築物を建てる際や土地利用を図ろうとしたときに、都市計画法第53条第1項の規定により制限がかけられており、土地所有者には少なからず不利益が生じている現状があります。

このようなことから、事業化していない都市計画道路については、現状の交通量の確認や将来交通量の推計検証を改めて実施するとともに、代替路線や支障要因等についても検証を行った上で、将来都市像を見据えた都市計画道路の再編検討を行う必要があると考えております。

現在、手法や実施時期について、関係機関と調整を図っているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） これ、平成18年3月なんですけど、茨城県の都市計画道路再検討指針というのが出ているんですけども、まあ、18年から、今もう25年になって、それでもまだ改定はされていないみたいなんですけども、こちらも古いんですけども、18年3月現在、40年以上の——県全体ですね、未着手区間が11%を占めていると。20年以上経過している区間が全体の21%にも上るそうですが、阿見町では40年以上たっている区間は、全体の何%くらい、今残っているんで



しょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 現在の町道の未着手部分ということでよろしいですか。町道の未着手部分、これは町が施工すべき道路で、40.1%が未着手となっております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それは40年以上たっているってということですか。40年以上たっているものです。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 古いもので未着手になっている路線、パーセントは別にしまして、立ノ越大室線、それから西郷若栗線、こういうところが全く手つかずになっているという状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それはそれぞれに理由があると思うんですけど、阿見町では、未着手の原因ですね、なぜやってないかというのの理由は、主な理由を教えてくださいんですけど。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。要因はいろいろ、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、費用が膨大にかかるということもございまして。それで、125号バイパス、こういうところは、61年に計画決定されていると。逆に言えば、40年ころに計画決定した後に、そういうものが国県の事業でどんどん整備されてきて、代替路線、そういうものがあるので、必要性が当初計画決定したときに比べれば低くなってきていると、そういう状況かなと思います。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それでね、これの中に基本的姿勢ということで、計画を再検討に取り組む基本的姿勢っていうのがあるんですけども、その中をちょっと見ますと、1つには、対象とする路線は全ての都市計画道路とする。2つには、基本的な考え方としては、「再検討においては、当該市町村における社会経済情勢等の変化を踏まえ、茨城県や当該都市の目指すべき将来都市像に整合した計画となっているか、交通機能、空間機能、市街地形成機能等のさまざまな観点から定量的、定性的に検証し、必要性を総合的に評価することによって存続、変更、廃止の方向性を判断する。」

それで、再検討の対象する単位が、「基本的には市町村の区域とし」ということになっていて、市町村が、まずは出してくださいというような形になっているんですね、これ。ですから、

基本的に町が動かないと、県に変えてくれという姿勢を出さないと、変わるんじゃないというように感じなんですけど、その辺はどう思っていますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。議員おっしゃるように、その県の指針が出されております。そういった中で、じゃあ、県に変更の説明できるような資料、要するに、そういう代替路線ができたので、この路線はもういらないですよ、それから、幅員はここまでいらないですよ。それには事前の交通量、それから交通体系等の調査を検討して、きちんとした資料をもって県のほうと調整を図っていかなければならないんだろと考えております。そういうことで、まず調査をしまして、廃止を含めた中で、路線をどうするかというのを検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今、考えてるところって出たんで、お聞きしますが、いつごろから、これはやる予定でいるんですかね。はっきり言いますと、これもうすぐにやってもおかしくはないことだと思うんですよね。それをまだやらないという、まあ、いつごろやるかは決まっていないとか、そういう話じゃなく、もうすぐにでも考えるということから始まらないと、これは、県でやった見直しが18年から全然直ってないのと一緒で、全然やらなければ、もう始まらないということだけは間違いないと思うんですけど、その辺はどうお思いですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。昨年の道路の形でも、都市計画マスタープラン、これが26、7でしたか、その時期にマスタープランを見直しするということをお話ししたかと思えます。まず、その道路、基軸になる道路のことですから、マスタープランの中にも盛り込んでいかなければならないと。そうなってくると、その前にですね、道路の調査をしないと、この道路が本当に必要なのか、それとも幅員がどうなのか。ですから、その都市計画マスタープランの中で見直す前に、まずこの道路の調査等も必要かと思っております。

そういう中で、まず予算どりのこともございますが、26、7年ごろにはやっていきたいなということで、何年ということで、まず予算もとってない中で、何年にやりますと、なかなかお答えづらいんですが、まずそういう中で整理していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それでは、もう基本的には、26、7年にはやり始めるということになってるみたいなので、それはそれで、もう本当に、うちの近くなんで、全部、年代かわっちゃってるんでね、代替わりしてるところがほとんどなんで、その辺を考えてもらって、ほんとになるべく早く、それは決定してもらいたいということで、私は質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、3番野口雅弘君の質問を終わります。

---

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時51分散会

第 3 号

[ 9 月 12 日 ]

## 平成25年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月12日（第3日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	武井浩君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
障害福祉課長	柴山義一君
健康づくり課長	篠山勝弘君
廃棄物対策課長	野口恭男君
都市計画課長	大塚芳夫君
指 導 室 長	根本正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹久

平成25年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成25年9月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成25年第3回定例会

一般質問2日目（平成25年9月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 防災について 2. 生命を守る施策について 3. 循環型社会の推進について 4. 支え合う社会・地域コミュニティについて	町長・教育長 町長・教育長 町 長 町 長
2. 紙井 和美	1. 認知症予防及び改善を地域全体で支援する取り組みを 2. 心の病, 精神疾患の患者と家族のメンタルケアについて	町 長 町 長
3. 藤平 竜也	1. スーペリア市との交流事業について	教育長・町長
4. 吉田 憲市	1. 阿見町西部地域に位置する中根地区の今後の開発計画について	町 長
5. 浅野 栄子	1. 教育の現状を問う 2. 食物アレルギーの対応は 3. 男女共同参画の拡大にむけて 4. 防災士の必要性を問う	教 育 長 教 育 長 町 長 町 長



午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。通告によりまして、防災について一般質問させていただきます。

一昨年の東日本大震災を受け、防災体制にさまざまな課題が浮き彫りとなり、最近の地震のみならず台風や集中豪雨、竜巻等の風水害への対策を含めた地域防災計画の策定が必要であり、担当部局の御努力は敬意を表するものであります。引き続き、最善の対策をお願いするものでございます。

国は8月、災害時要援護者の避難支援と避難所の整備運営に関して市町村が取り組むべき具体策を示した指針を公表し、6月の災害対策基本法の改正によって新たに規制された避難行動要支援者の避難所の生活環境改善の考え方などを示したものであります。

また、個別計画策定も推奨しており、NPO、障害者団体などが連携した防災訓練や避難所運営のシミュレーションを実施すべきとしたほか、避難情報の伝達では緊急速報メールやSNS——ソーシャルネットワーキングサービスの活用を提示しております。

一方、避難所の整備運営に関する指針では、避難所生活の改善へふだんから準備しておくべき対策と災害発生後の対応を記しており、事前の備えでは市町村による避難所運営準備会議の設置や、高齢者、障害者らに配慮した福祉避難所の整備や備蓄品などを検討すべきとしております。

また、避難所運営手引の作成や、地域住民に指定避難所の周知徹底する際は、障害者らにもわかりやすい配慮をするよう指摘しております。災害発生後の対応では、在宅被害者に対する情報・食料・物資の提供や、多様な被災者ニーズに応える相談窓口の設置を明記し、保健師や看護師を巡回させ、避難者の健康管理を行うほか、感染症予防のために避難所の衛生管理の必要性にも触れた指針となっております。

町では、先月さわやかセンターで地域防災力パワーアップ研修会が実施されております。また議員には、先週は交通防災課から地域防災計画の修正の進捗状況の御説明がございましたが、被害の拡大を防ぐためには公助だけでは限界があり、平時からの自助、共助の取り組みも極めて大事であります。

そこで5点御質問いたします。

1点目、防災意識を平時から高めるためにも緊急速報メール配信訓練、災害図上訓練——DIGや避難所運営ゲーム——HUGの実施の拡充はどうか。避難所の整備拡充とあわせて各家庭の安全確保のためにも、我が家の防災ハンドブックへの反映も視野に家庭内DIGの作成配布はできないか。また事前に告知した日時に一斉に職場や家庭など、居合わせた場所で防災訓練を行う自主参加型一斉防災訓練——シェイクアウト訓練の実施はどうか。また、最近大きな被害をもたらしている竜巻等に対応した学校での防災訓練の実施はできているのかどうかお伺いいたします。

2点目、福祉避難所の拡充について。民間施設との協定締結の進捗状況についてお聞きします。

3点目、飲料水の確保対策について。井戸水の利用等の進捗状況と消火栓を活用する方法は考えられないか。スタンドパイプ、給水・消火用資機材を自主防災組織等への貸与はどうか。

4点目、災害ボランティアについて。立ち上げ、運営、訓練・災害ボランティアセンターの開設はどのようになっているのか。

5点目、通信手段の確保について。災害現場の地域からの情報伝達方法はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

難波議員の防災について、5点ほど質問がございます。

まず、1点目の緊急速報メール配信訓練、災害図上訓練や避難所運営ゲームの拡充及び防災

ハンドブックへの家庭内災害図上訓練の掲載と自主参加型一斉防災訓練の実施についてです。議員御指摘の各種訓練については、従来まで町で行ってきた総合防災訓練で取り入れていなかったものであり、実働的な訓練であると把握しております。

しかし、既に緊急速報メール配信訓練は平成24年5月17日に、災害図上訓練は住吉区、中央北区及び阿見中地区行政区で、避難所運営ゲームについては、阿見第一小学校地区行政区でそれぞれ実施した経緯があります。参加された町民から好評を得ておりますので、引き続き推進していきたいと考えております。

また、防災ハンドブックへの家庭内災害図上訓練掲載と自主参加型一斉防災訓練の実施につきましては、今後、地域防災計画の修正に伴い、防災ハンドブックの発行も考えていきますので、その中に家庭内災害図上訓練の掲載も取り入れていきたいと考えております。

シェイクアウト訓練につきましては、最近全国各地で取り入れ始めている訓練であり、手軽で多数の参加が見込まれる訓練であることは承知しておりますが、来年度実施予定の、総合防災訓練に取り入れていくことが可能か、検討していきたいと思っております。

今後地域の防災力を向上させるため、地域の実情に合った訓練メニューを提供していきたいと考えております。

竜巻等に対応した学校での防災訓練の実施につきましては、教育長から答弁をしていただきます。

2点目の福祉避難所の拡充と民間施設との協定についてであります。現在災害発生時に公共の福祉避難所として総合保健福祉会館を指定し、民間の福祉避難所として、町内にある特別養護老人ホーム2カ所と介護老人保健施設2カ所と協定を結んでおります。これらの施設とは、大災害時に要援護者等を可能な範囲で受け入れてもらう旨、協定を締結しており、災害時要援護者の避難生活を支援していきたいと考えております。

3点目の、飲料水の確保対策について、井戸水の利用の進捗状況と消火栓を活用する方法は考えられないか。また、スタンドパイプを自主防災組織等に貸与についてであります。

町では、今年度災害時に飲料水を確保するため、一時避難所である町内各小中学校に災害井戸の整備を進めており、災害時に水源を確保できる給水体制を整えていく考えであります。

また、消火栓の活用につきましては、現時点では想定しておりませんが、非常時の備えとして、地域と町との共助を推進するために消火栓の整備環境等を調査し、検討していきたいと考えております。

さらに、スタンドパイプを自主防災組織等に貸与についてであります。災害時の水源として、学校に配備する井戸を第一に考えておりますので、スタンドパイプにつきましては次の段階として検討してまいります。

4点目の災害ボランティア立ち上げ、訓練・災害ボランティアセンターの開設につきましては、有事の際に災害ボランティアセンターが機能するように、運営主体になる町社会福祉協議会に対し、関係各課が連携しその設置、運営に対しサポートしていきたいと考えております。

最後に5点目の、地域からの情報伝達方法はにつきましては、議員御存じのとおり現在町では、防災行政無線の整備を進めており、その内容は、同報無線、移動無線及び無線LAN等の整備に加え、無線が使えない場合を想定して、二重三重の住民への情報通信網を検討中であり、その中で、行政側から情報を伝えるだけでなく、地域からの情報を受けることも必要であり、どのような整備体制が適しているか、鋭意検討してまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 竜巻等に対応した学校での避難訓練の実施について、お答えします。

昨年の5月6日午後1時頃、茨城県南西部において大規模な竜巻被害が発生しました。それを受けて、児童生徒や保護者、教職員に対し「竜巻からの身の守り方」という印刷物を配付し、竜巻や雷が発生したときの対応について、指導しました。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。御答弁。

それでは1点目からお聞きしたいところがございますので、よろしく願い申し上げます。

まず、緊急速報メールということで、エリアメールはしっかりと我が町にも入りましたけれども、他市町村では既に取り組んでおります、何回か御質問しておりますけれども、我が町の災害情報メールマガジン——俗に言うメルマガでございますけれども、そういったものは実際つくっているのかどうか、またつくる意思があるのかどうか、その辺を。配信訓練にも使えると思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、難波議員お話されましたとおり、緊急速報メールですね、エリアメールは昨年から使えるようになったということでございます。それで御質問のメールマガジンのほうなんですけれども、災害も含めましていろんな行政のメールの発信、情報の発信については、現在まだ整備が整っておりませんので、来年サービスを始めるように今準備を進めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 済みません。その内容等はこういったことまで今検討されているのでしょうか。来年。わかる範囲でお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。詳しい、詳細についてはまだ詰めて、決まっておりませんので、私も把握していないんですけども、いろんな行政のですね、情報発信にこのメールマガジンを使おうというようなことで、各課の調整を進めていると。その中で防災の情報も発信していこうということで検討しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひそのときに災害時の家族の安否確認ってことで、ほかの携帯電話でもありますけれども、そういったことまで、またぜひ載せていただければなど、これは御要望したいと思います。

そして次に、訓練ですけども、少しずつ訓練をしておられる状況はわかりましたけれども、やはり、こないだ8月30日にやった避難所運営ゲームでございますけれども、これも今年は阿見中学校、これ3年かけてやっていくということで、3年というと最後のところは来年、再来年、もう本当にそういう日程でいいのかどうか。そのときにはつくば防災科学技術研究所の方がみえて御指導くださっているということはお伺いしておりますけれども、やはりその辺はもっと危機意識を持って、各中学校区ぜひ来年当りに全て終わるというくらいにできないものかどうかということを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、難波議員が申されたことは、2つ実施している内容がございます。まず地域防災力パワーアップ研修というのが今年から始まったものでして、各行政区の代表の方——3名程度なんですけども、参加していただいて、3回の研修をして地域の防災リーダーになっていただくという研修でございます。これが申されたように、まず阿見中学校地区ということで24地区で今年始まった研修でございます。

これが来年が朝日中学校地区、再来年が竹来中学校地区ということで計画しているんですけども、もっと早くやってくれという要望もございますので、これもできるかどうか検討中でございます。

それと、もう1つですね、8月17日に防災講演会というのを実施いたしました。これが防災科学研究所の長谷川先生に講師をしていただいて研修してございます。これは先ほどの防災パワーアップ研修がですね、3年間かかるというようなことでして、まず区長を中心にもっと違う研修をしてほしいという要望に応じて実施したものでございまして、約2時間、1時間半ぐらいにわたって本郷ふれあいセンターで長谷川先生に、防災の災害に強い地域づくりということで全行政区の方、各地区5名程度参加していただきまして——区長さんを中心に参加していただきましたけども、行政区の方に研修を受けていただいたということでございます。

こういったこと二通り実施しながら地域の防災力をつけていただきたいということで実施をしてございます。

それで、先ほどの地域防災力パワーアップ研修、3年当初予定してましたけども、これも今年阿見中学校地区実施をいたしまして、その状況を見ながら、また来年度計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） そこに参加した方から多々御要望が寄せられまして、その後の実務ですね、ぜひそういうのも取り入れていただきたいということで、図上でしたのでそういう御意見も数多く、実際に運営を、そういうのもぜひにという御意見もいただいております。

そしてまた、せっかくそこで受けていただいた地区代表3名なり、区長さん初め、その先をぜひね、地域に戻って、また地域の防災訓練に活かしていただけるための当然訓練をされてると思いますので、ぜひその辺はまた重ねる中で、ぜひ御支援とまたその辺は言っていたきたいと思うんですけれども、地域によって大分差があります。温度差が。その辺は地域によっていろんな方向でね、やっていただくのがベストかなと思いますけれども。

あとはですね、そういうことをぜひいかして、しっかりやっていただきたいと思うんですけれども、ただ一番気になるのは防災のできておりますけれども、推進ということで、自主防災組織が実質行動してないということで、23%ということですので、その辺は地域避難誘導訓練なり、そういったこともどのようにその辺まで広げていかれるようなお考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。難波議員も冒頭でお話されましたとおり、災害は自助・共助・公助だというようなことで対応しなければ、災害には対応できないということでございますので、町としましては、まず地域の自主防災組織がございまして、そこがフルに活動していただければ災害で大分防災力がつくのではないかというふうに考えておりました、そのために防災力パワーアップ研修という地区の防災のリーダーの方を育成していただきたいということでやったものでございます。

このパワーアップ研修を受けていただきまして、この後は地区で自主防災組織の中でそれぞれ訓練を積んでいただいて地域として防災力向上を図っていただきたいということでございまして、それで、その地域の防災力の向上に当たりましては、町のほうも自主防災組織に支援——資機材の補助とかもやっておりますし、防災訓練の補助もしておりますし、そういった現場を点検して——歩きながら点検する、危険な場所とかですね、避難の仕方とか、防災まち歩き事業というふうなものも御要望にお答えしてやっておりますので、こういったことで地区の防災の

力をつけていただくということで進めております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。防災はとにかく1にも2にも訓練だと思いますので、広く皆様にも訓練させていただけるような、またそういった拡充の施策、また周知徹底をお願い申し上げたいと思います。

ちょっと気になったんですけど、防災ハンドブックで、そしてまた阿見町には……。防災ハンドブックは来年の3月ごろ出ると考えてよろしいのでしょうか。そのことと、あそこにも載っているんですけども、これはとても各家庭に暮らしの便利帳ということで、とてもわかりやすく出てます。

これは1年に1回出てると思うんですけども、この辺のところも大分改正されるのかどうか。ちょっと随分防災の気象庁の警報の出し方も違ってますし、またいろんな意味で非常に問題になっているハザードマップのこの黄色と全然わかりにくい——そういうどこが危ないのかもわかりにくい、全て黄色一色になっているものが、しっかりまだまだ今回は改正で載っておりますので、当然このほうもしっかりと改正してやっていただけるのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず防災ハンドブックのほうなんですけども、このハンドブックの各家庭の発行については、今年度末ということではなくてですね、まず地域の防災計画をつくってその後で考えていきたいということで、まだ時期的には決まってございません。

それと暮らしの便利帳のほうなんですけども、これは2年に1度発行しております、その便利帳は総合的に行政の情報を伝えるものですから、どうしても防災のことのページがですね、そんなに詳しくですね、掲載できるわけではございませんけども、今度——今年発行したのかな、ですから1年後、再来年になるかと思っておりますけども、それを発行する際はもっと強化をしていきたいというふうには考えております。

それとはまた別に、防災ハンドブックというのも考えていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

そして、あと学校の竜巻の訓練を行ったということですけども、今、運動会が盛んに、盛んというか、こないだ中学校終わりました、これから小学校が始まりますけども、運動会するときによくテレビ等、またいろんなところでも竜巻が発生して逃げる場所にとこののを、そういうのをよく目にしているんですけども、今の御答弁だとお話だけということのような伺ったんですけど、実際にそういった行動までの訓練はされたんでしょうか。

もしされてなければ、ぜひそういう運動会とかそういったときに、ぜひ目に見える形でやられたほうがより子供のやはり訓練にはなるのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ありがとうございます。学校ではですね、防災教育っちことで日ごろから地震とか台風について——自然災害ですね、竜巻も入るかと思いますが、十分な知識を身につけ、日ごろから災害時にとるべき基本的な行動を教えてると考えております。

それで、各学校ごとに——これ地域によって違いますね、霞ヶ浦べりにあるとかですね、向こうのほうの市街地にあるとかちゅうことで、各学校ごとに防災マニュアルがありましてですね、それによって防災訓練を実施しております、今回先ほど教育長が答弁しましたけど、竜巻については当然起こったときにはカーテンを引いて机に入るとか、運動場に起こった場合には避難所はここですよちゅうような。で、ある学校では竜巻のマークをして、ここが避難場所ですよちゅうような形で置いてありまして、今後それらも十分に徹底するように図っていきたいと思います。

だから、実際には竜巻であろうが地震であろうが、前から言ってますけど、「お・か・し・も」っちことで合言葉がありますけれど、「押さない・駆けない・しゃべらない・戻らない」ちゅう形で、基本的には学校の防災マニュアルのどおりに行動しておりますんで、それが屋内であろうが屋外であろうが、これは同じです。

例えばですね、今回もこういうチラシ、これはカラー版でやりましたけれども、保護者用と児童者用なんですけど、基本的には屋外になった場合には頑丈な建物——当然倉庫とかそういう部分は吹っ飛ばされますので、当然頑丈な建物っちゅうのは校舎ですから、校舎に避難しなさいよ。それからくぼみに身を伏せなさいよ。それから電柱や樹木に近寄らないようにちゅうことで、これで各学校では指導しております。

以上でございます。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） あと、こないだの竜巻は9月のくしくも最初の登校日で、そして道路——皆さんが部活外の方は道路で、かなり竜巻で飛ばされて道路にたたきつけられたっていう、そういうこともあったっていうことで、その管理者は、どこまで学校は責任があるのか。そこだけお教え願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。学校管理内というのは、登下校の最中も学校



管理の中に入っておりますので、当然登下校中であれば管理内ということになると思います。  
以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。ぜひ、子供たちが一人になっている場合もあるかと思っておりますので、ぜひ丁寧なる、また繰り返し繰り返し、ぜひ訓練を。大切な大切な命でございますので、切にお願い申し上げます。

それでは、2点目の福祉避難所ということで、全部で——総合会館が1つ、さわやかセンター、それから介護施設が2つ、そして老健が2つということで、5つということで承りました。そして、特にですね、仙台で実際にそういった締結を結んでおりましたけれども、2,000人をお願いしたいと。でも実際はその10分の1も受けていただけなかったという、そういう、随所でそういうお話を伺っておりますので、やはりそういった連携、協定内容、また人数は何人ぐらいなのか、そういった細かいところまで果たしてやっていられるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。お聞きしたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。現在、先ほど町長のほうからも御答弁させていただきましたが、福祉避難所につきましては総合保健福祉会館と。それから民間施設としまして特養ホームが2カ所、そして介護老人ホームが2カ所ということでございます。

で、現在進めている新防災計画の中では、公共の避難所としましてこれに加え県立霞ヶ浦豊学校を指定をするということで、動きを今進めてございます。議員御指摘のですね、詳細に何名というような、その受け入れ態勢につきましては、当然施設そのものにも、当然通所施設であるとか入院をされている方がいらっしゃいますので、こちらから何名というのは非常に困難な状況でございます。

ただ、1つの基準としましては、一人当たり2平米というのが避難所の規定になります。例えば総合保健福祉会館でいきますとおおむね6,000平米——5,898平米があるわけですが、この建屋を割れば当然おおむね3,000人ということになるんですが、ただこれは全ての建屋施設になりますから、私どものほうで試算をするとその5割程度の人数が、まず許容の範囲だろうと。

ただ、要援護の方々につきましては、当然その方々で移動をするということではございませんので、それに御家族の方プラス介護の方ということが、当然引率もしくはそういう形でお越しになるということが想定できますので、必ず、要援護今1,300人ほどですか、今現在社会福祉課さんのほうで進めているところで、把握の人数としてはそういうことだと思いますけれど

も、その方がダイレクトで入るということではございませんので、そういうことを想定しながら協定のほうは結んで行かなければいけないということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願い申し上げたいと思います。いろんな市町村調べましたところ、やはり通所、入所、そこまで考えて、そういう施設は可能な限り締結を結んでいるということが事実でありますので、また今後そういったことも考えてぜひ検討、課題に挙げていただければなと思えます。

また、障害福祉課に関しましては、また個別な精神的、知的、またそういった方が非常に…。一緒になった場合、2階いろんなお部屋用意していただける場合もあるかもしれませんが、非常にそういった面で大変に皆さんいる中で、大変、大変な思いをして、結局避難所から出たという、そういうお話も本当に涙ながらに、そういった情報も聞いておりますので、その辺の特に手厚い、そういう弱者の方に対しての、そういう手厚い個別指導、また入れる場所、そういうのはぜひしっかりやっていただきたいなど、これは御要望申し上げたいと思えます。

あと最後に、災害ボランティアの開設を総合福祉会館ということで今御答弁いただきましたけれども、果たして今現在、今すぐに被災者を受け入れなければならないという、そういう状況は果たして運営できるのかどうか。その辺なんですけれども、コーディネーターとかそういった養成講座、ぜひそういうのが必要ではないかなと思うんですけど、その辺は何か考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。ボランティアセンターの運営というようなことになるとかと思えますが、ボランティアセンターについては今、防災計画を見直しておりますが、その前の今、現計画においても、社会福祉協議会が設置をして運営していくというようなことでもございます。さきの東日本大震災においても、福島のようにそういう災害物資を送るとか、そういうものの窓口とか、あるいはそちらにボランティアとして災害復旧に行きたいとか、そういう人たちの取りまとめとか、あるいは、援護金そういう受付とかそういうものも社協のほうでやっていただいております。

ただ、当町の災害における外からの本当の防災ボランティアの受け入れとか、どういう物資が足りないとか、実際そういう有事に向けた訓練、そういうものを実際社協のほうで現在のところはやってないというところでもございまして、今後はそういう先ほど難波議員がおっしゃったような、そういう災害のボランティアのコーディネーター、そういうものとか、そういう実

務に向けた訓練をやっぱりしていく必要があるだろうというふうに考えておりました、これは町と、先ほど町長が答弁したように町の防災訓練と連携をしながら、そういうボランティアセンターの設置運営についての訓練をあわせてやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、よろしくお願い申し上げます。また、平時から災害ボランティアをしっかりと……。災害が来て突然に指導というのはなかなか厳しいものがあると思いますので、その辺のところもまたぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

命を守る施策について御質問させていただきます。

2点についてでございますけれども、まず1点目。児童生徒緊急時対応についてでございます。食物アレルギーに伴う急性病症アナフラキシーショックの疑いで調布市の女児が亡くなるという痛ましい事故を受け……。

〔「そんなに近づかなくても大丈夫」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） あ、大丈夫です。済みません。今度変わったんですね。性能よくなって。

今年3月には質問いたしました、養護教員を中心に緊急時の対応マニュアルづくりを進め、全職員のエピペン等の講習を進めていくという御答弁がございましたが、今回は緊急搬送時の学校と消防署などの連携についての御質問をさせていただきます。

アレルギー対応は時間との勝負で、正確な情報の伝達が大事。しかし、学校に救急隊が駆けつけると現場はパニック状態で情報の伝達がなかなか難しい。群馬県渋川市では、阿見町でも始まっておりますけれども、高齢者・障害者向けに実現した緊急医療情報キッドの子供版——引き渡しに利用するカードとして「子ども安心カード」を独自のものをつくって提示しております。

アレルギーに限らず緊急搬送の初動スピードを上げるためにも、全児童生徒を対象に運用を始めております。現場の救命士にとっては、口頭で情報収集する時間が短縮できたことは画期的な改善だとお伺いいたしております。学校と消防署との連携に「子ども安心カード」の導入はどうかお伺いいたします。

2点目、健康マイレージについてでございます。阿見町における介護保険給付費は、平成24年度は前年度より7.1%増の1億4,800万円増であります。今後も高齢者の進展に伴い増加することが予想され、その対策として阿見町では積極的に事業に取り組んでいると理解していると

ころであります。新たな仕組みを検討する段階であると考えます。

商工業、医療、歯科、NPO等、健康づくり応援団を創設し連携協働し、一体となつての仕組みづくりでございます。各地では健康づくりに取り組む住民に得点を与える健康マイレージ事業が注目を集めております。いろんな仕組みを展開してございます。県内ではつくば市、神栖市、また坂東市でも12月の事業開始を目指しております。健康診断の受診や運動教室への参加を促し、楽しみながら健康への関心を高めてもらい、膨らみ続ける医療費や介護費について、住民一人ひとりに身近な問題として啓発しております。

阿見町では、健康づくりプラン21の第2次策定が始まっておりますが、健康マイレージの取り組みを通じて健康受診率を上げ、健康づくりに励む住民の意識改革の施策に加えられないか、お伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 生命を守る施策についての御質問にお答えします。1点目の児童生徒緊急時対応については、教育長より答弁していただきます。

2点目の健康マイレージの取り組みについて、お答えいたします。

このような取り組みについては、先ほど難波議員が言われたとおり、茨城県内ではつくば市と神栖市が平成24年度から事業を行っております。事業内容は、自治体で健康づくりに関する目標を設定し、住民がその中から自分でできそうな目標を選んで実践し、その成果をポイントなどに換算し、健康づくりグッズの抽選会をするなど、付加価値をつけ住民が健康づくりを楽しんで取り組めるよう支援するというものであります。

町民が楽しみながら、健康づくりができる環境づくりは重要なことだと思います。当町の健康づくりにつきましては、平成16年度から10年計画で、あみ健康づくりプラン21により行ってまいりました。今年度でそのプランの最終年度を迎え、これまでの計画の評価を踏まえ、平成26年度からの第2次計画について策定しているところです。町民が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、健康マイレージも含め、検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 生命を守る施策について、児童生徒緊急時対応について。

学校と消防署の連携に「子ども安心カード」の導入はできないかについてお答えします。

現在、町内の小中学校においては、児童生徒の健康状態や緊急連絡先についての情報を健康管理カードや緊急連絡カードに記入してもらい、学校に保管して緊急時に備えております。

万が一、児童生徒が怪我や体調不良で病院に搬送されるような事態が発生した場合、養護教諭が健康管理カードを持って病院まで同行しています。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。健康マイレージについてでございますけれども、阿見町ではこのたび、また復活させていただいたプレミアム付商品券というものがございます。ぜひそういったものを、また結びつける、そういう仕組みづくりとして商工会、また企業が喜ぶ、そういったみんなで手をつなぎ合わせて健康づくりをする、そういったこともぜひいろんな面から検討していただいて、考えていただければありがたいかなと思います。

よそのほうでは商品云々というものは、全てというわけではないんですけれども、ほとんど提供していただいたものが非常に多いと。歯科医からは電動歯ブラシ、また医師会からはヘルスメーターとか、総合検診協会からはLEDの電池とか。そういった協定を結んでいる中からみんなでつくり上げているということをお聞きしていますので、またすばらしいものをぜひつくっていただければかなと思います。また、名前も皆さんつけて楽しんでやっておられますので、その辺もよろしく願い申し上げます。

あと、生命を守る安全カードということで、御答弁は私もそういう御答弁だと思っておりました。それで、その健康管理票そういったものは、救急救命士、救急隊が来た場合には、掲示ということは、個人情報に関係があくまでも教師が持っているという、それを口頭で御説明するという、そういうことでよろしいんでしょうか。それはどこまで救急隊員に……。

本当に焦って……。そういういろんな状況がね、あるとは思いますが、そういういつかときに両方で……。管理は当然学校でございますけれども、そのときに救急隊員にはお渡しして病院に持って、目で見てそれをしっかりとわかって、そして病院に行ってまたしっかりと学校に持ち帰るといって、そういう本当にここまでかという安全策をとっておりますけれども、そういったことも今、今という御答弁は難しいと思いますので、そういうことも頭の中に入れて、御検討の中に入れていただければいいのかなと思ひまして、この質問は以上で終わらせていただきます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

循環型社会の推進について御質問させていただきます。

1点目、阿見町は、ごみの総量と資源化率の推移と今後の対応についてお伺いいたします。

2点目、ごみの分別方法について。分別回収時の、特に生ごみの水切りの周知徹底がしにくいのが現状であります。モデル地区から生ごみを分別回収し、実施できないか。土浦市では昨年6月に操業いたしました神立資源リサイクルセンターに委託が始まっております。阿見町としても学校給食から排出される食べ残しや家庭の生ごみ等を堆肥にする事業を考えていく必要があるかと考えます。生ごみ再生利用についてお伺いいたします。

3点目、多くの要望がございますが、家庭のごみ袋を使いやすく改善できないか。

4点目、昨年12月に御質問もいたしました。小型家電リサイクルの進捗状況についてお伺いいたします。また、今後障害者の就労支援の場としての考え方についてもお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、循環型社会の推進について。

当町でも循環型社会を推進すべく、これまで資源ごみのステーション方式によるリサイクル化や生ごみ処理容器購入補助による減量化等取り組んできたところでございます。

1点目の、ごみの総量と資源化率の推移と今後の対応についてですが、ごみの総量は年間1万8,000トンから1万9,000トン。資源化率は10%前後。ここ数年において大きな変動はなく、横ばいが続いている状況です。

今後の対応としましては、議員御質問の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律——いわゆる小型家電リサイクル法が本年4月1日より施行されたことから、当町でもこの事業に本格的に取り組む、資源化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

答弁の順序は前後しますが、関連しますので4点目の小型家電リサイクルの進捗状況についてお答えをしたいと思います。

当町として、小型家電リサイクルの回収を、来年1月から試行実施する計画で作業を進めております。現在は具体的内容について関係機関等と協議中であり、詳細が決まり次第、議員初め町民の皆様方に、報告並びに周知をしてまいります。

障害者の就労支援の場という考え方については、大変良い機会と捉えております。試行実施を進めながら回収量等の把握や先進自治体の取り組み等を研究した上で、可能性について障害者福祉施設等と相談し、ぜひ実現できるようにしていきたいと考えています。

次に、2点目の生ごみの分別回収によるリサイクル事業についてです。

資源化率の向上と同様に、ごみの総量自体を減らすごみ減量化についても重要視されているところであり、着目する事業であることは認識しております。

当町の生ごみの排出量は可燃ごみのおよそ6%であり、紙・布類が可燃ごみの大半を占めている状況にあります。この数値を踏まえた上で、増額となる生ごみの収集運搬費や処理費用等と、減量化に伴う焼却施設の長寿命化等の事業効果を、十分検討する必要があると考えます。

よい事業であっても、費用対効果が伴わなければ事業化はできませんので、当町の条件に照らし合わせ検討してまいります。

最後に、3点目の家庭ごみ袋の改善についてです。これまでも、取っ手をつけてほしいや、もっと丈夫にできないか等々、さまざまな御意見をいただいております。

そのいただいた御意見をもとに、最終的にコスト面を抑えた現在の指定ごみ袋の型ができ上がっていることを、まず御理解をいただきたいと思っております。

しかし、近年では指定ごみ袋にごみ処理費用を上乗せしたごみの有料化の取り組みや、その有料化をもってごみの減量化に取り組む自治体も見られるようになりましたので、他自治体の事例を参考にし、コスト高になっても機能性を重視したごみ袋について検討してまいりたいと考えます。

循環型社会の推進については、これからの社会において注視される問題であり、現在各自治体においてもさまざまな事業を展開しています。そうした中で、本町でもリサイクル先進市町村を目指し、今後、本町の実情や市場の動向を踏まえた上で、本町にとって最善の体制を進めていく考えであります。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これは大変な問題だと思っております。ぜひここでお聞きしたいんですけれども、最終処分場となるさくらクリーンセンターはあと何年くらいもつと酌んでいるのでしょうか。そしてまた、霞クリーンセンターの焼却炉、寿命年数は残り、診断等どのくらいなのかお教え願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。まず最終処分場のさくらクリーンセンターの状況でございますけども、埋め立て容量が6万6,200立米に対しまして、まだその半分も行っていないような状況でございます。ですので、まだまだ余裕があるということでございます。

それから霞クリーンセンターの施設の寿命でございますが、これはですね、これまで平成30年を目途に改修計画等を進めておりまして、本年度についてまたさらに長寿命化の診断を実施中でございます。その診断後どういった改修をしてどれくらいまで延ばせるかっていう、また目標を決めてですね、そういった修繕計画を立てていきたいと思っております。なるべく長くもたせるようなことで、今定期的に進めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 修繕しながらということを進めていただくわけでございますけれども、まだまだ大丈夫って、まだまだっていうのはどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。まだまだっていうのは、あと10年とか20年とか……。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。最終処分場のさくらクリーンセンターにつきましては、まだ多く見積もりましても10年は可能だということでございます。

それから霞クリーンセンターにつきましても、これは平成30年までは今の改修計画で大丈夫だということ、それに基づいてやっております、これから、今実施しております改修計

画につきましては、さらに10年——平成40年あたりをめぐって、そういった改修計画を立てられるということで今検討しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。10年ってあつという間ですよ。はっきり申し上げて。まだまだというか、あつという間だと思いますので、やはり今からその先はどうするのかという、埋立地が必要なわけですので、その辺は非常に考えていただいて、費用対効果もあると思いますけれども、ぜひ神立の資源サイクルの、このバイオプラント、ぜひ見ていただいて。向こうはもうウェルカムでいらっしゃいますので、ぜひ勉強に行ってください、また……。それは要望いたします。

あと、家庭ごみはぜひコスト高になってしまった場合には、いろんなところで広告等もね、やってるところもありますので、そういったことも考えていけば、コスト高を下げられるのではないかなと、すばらしい、また持ちやすいものができた場合、その辺もぜひ検討課題でどうかと思います。

最後にお答え、その1点で。お願いしたいと思います。コスト高が気になりますので。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ごみ袋の件でございますね。

○10番（難波千香子君） そうです。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 確かに今まで皆さんからですね、取っ手をつけてほしいとかっていう、町長の答弁にもありました、そういった要望がございました。今の物——大体容量45リットルで取っ手をつけると、材料が多少取っ手分増えます。それと、取っ手をつけると重みが——加重が加わるということで、さらに厚くするしかないっていうような、そういったメーカーからの指摘もございますので、そうしますと大体20%前後が増額になるというような、そういった見積もりが出てます。

これは、毎日使うものですので、今後はですね、消費者団体等に協力をお願いしまして、消費者の皆さん等のアンケートをとりながらですね、その辺は検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。45リットルは今90円ですね。そうすると108円ということで、10円、20円近くということで、その辺もこれから高齢化社会で手のこの……。皆さん苦勞されていますので、1回しばると次入れるのが大変だというお声がありますので、ぜひアンケートをとっていただいて進めたいと思います。

以上で質問は終了いたします。



次の質問に入らせていただきます。

最後ですけれども、支え合う社会・地域コミュニティについて、御質問させていただきます。

社会的に孤立状態に陥る高齢者の実態が明らかになっており、特にひとり暮らしをする65歳以上の男性のうち会話の頻度が2週間に1日以下の人が6人に1人に上るとの調査結果が出ております。社会から孤立する人が増えれば、相次ぐ孤立死につながりかねません。つい先ごろ阿見町でも、何日もわからず孤立死していた現状をお聞きしたところでございます。

そこで、介護保険と公的サービスでカバーできない部分を補うためにも、見守りなどを通じて互いに支え合う地域コミュニティに有効な対策が必要であり、ここで3点御質問させていただきます。

1点目、国の社会保障制度改革の中で、介護保険の改革が平成27年度をめどに実施する運びとなりつつあります。要支援向けのサービスを介護保険から市町村が独自に手がける事業に移すことが示されていますが、移行になった場合、現在のサービス事業者と自治体の関係はどのように変化するのか、保険料、利用料の変化は考えられるのか。

2点目、70歳以上の高齢者所帯及び障害者所帯に30分程度の、ちょっと困り事サービスについて、進捗状況をお伺いいたします。

3点目、ふれあいサロンについて。以前御質問させていただいておりますが、今年3月で社会福祉協議会で推進しておりましたサロン事業は中止となっておりますが、町との役割分担を踏まえ、推進方法を定めて進めていくということとなっておりますが、住民からの要望も強く、支援の再開を望むものであり、地域の高齢者が集うふれあいサロン開設及び拡充と助成制度についての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 支え合う社会・地域コミュニティについて。

まず1点目の、要支援向けサービスの市町村事業への移行についてであります。先ほど難波議員が言われたとおり、ここ新聞紙上でにぎわしているのが要支援、これを市町村に移行するというような、そういう話がありますね。

新聞テレビ等で、今言ったとおり国の社会保障制度改革構想の中で、介護保険制度の要支援サービスを介護給付から切り離し、市町村の独自事業に移すことが検討されているとの報道がされております。

去る8月30日に開催された県内介護保険担当者会議における、厚生労働省の担当からの説明によりますと、現在、検討段階であり、現状で制度改革の具体的な内容について、公表できることはないとのことでありました。

現在利用中のサービスが継続できるのか、利用者本人の負担及び町の負担がどのように変化

するのにかんしても、お答えができる材料がないのが現状であります。

第5期介護保険事業計画が、平成26年度に計画見直しの時期を迎えます。介護保険制度改正の内容は、この事業計画の中に見込んでいくことになるかと思いますが、何分、情報等がなく想定もできない状況であります。

2点目の、70歳以上の高齢者世帯及び障害者にちょっと困り事サービスについての進捗状況についてお答えいたします。

平成25年第1回定例会一般質問でありました、水戸市シルバー人材センターでの取り組み――電球の交換やごみ出しや買い物など、軽微な家事をワンコイン100円や500円で手伝うサービス。これも地域福祉計画等で筑見がやっておりますよね。阿見町でも取り組みができないかとの御質問に関してであります。当町のシルバー人材センターにおいても、町民のニーズに合った事業を展開しているところではありますが、現在のところ、水戸市のような取り組みについては検討していないようであります。

シルバー人材センター自らが新たに企画提案する事業については、町行政とも協議しながら進めていきたいとの意向を示しておりますので、町も積極的に協力してまいりたいと考えております。今のところシルバー人材センターの会員がなかなか伸びないという状況、そういう面で非常に今難しいかなという感じがしています。

3点目の地域の高齢者が集うふれあいサロン開設の拡充と助成制度の進捗状況についてお答えいたします。

平成25年第1回定例会一般質問でお答えしましたように、地域の交流サロンの取り組みは、高齢者等の引きこもり防止や健康の維持管理、介護予防にもつながるとともに、地域福祉を推進する上で有効的な事業であると考えております。

現在、町社会福祉協議会と推進方針を検討中であり、町の第6次総合計画の中に盛り込み、事業を推進していく考えであります。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。1点目でございますけれども、これはまだ不確実というか、そういう報道が多面されているということで、当然御存じだとは思いますが、そうなった場合でも少なくとも要支援の、要介護にならないための、そういう手厚い、当然やってくべき事業だと思いますので、その部分は家事等、そして一番多いのがお掃除とか、あとはそこに貢献してらっしゃる……。

その以前の介護を受けていない、阿見町ではすばらしい在宅介護有床サービス事業という、そういった生活サポート事業もありますよね。1時間600円で。そういったボランティアで、本当にやっていますけれども。そういった人材なんかも、ボランティア・NPO、そういった部

分をやはり地域で強くしていくっていう、そういう願いがあるのかなと思いますので、そういう部分も、ぜひ当然また人材確保ということで、ぜひぜひお願いしたいなと思います。

そして2点目なんですけれども、このシルバー人材センター、私も幾度となく事務局長さんともお会いしたりしております。働いている方。確かに言われたとおりなかなか人材ということをおっしゃっておりました。ただ、やりたいものはすごくあるということで、そのあいた……。毎日は無理でも1週間2日とかそういう形で、できるものならそういう方で何とか前向きにというお話は何ってありますけれども、何せ一番トップは天田町長の理事長だということで、その辺はゴーサインが出ない限り考えてても、というお話はありましたけれども、やるのはあくまでもシルバー人材センターの皆様でございますので、本当にその方たちが無理なく楽しんでできる、そういう土壌づくりをつくられるようなシーンをぜひお願いして、そういうとてもいいね、事業ですので、お願いしたいなと、それは思います。

また最後の、3点目のこのふれあいサロンですけれども、これできる限り間を置かないでお願いしたいと思うんですけれども、阿見町には——他市もそうですけれども小学校区に、阿見町は社協に1つ、そういった生きがい活動支援通所事業ミニデイということで、1つきちんと毎日やっているものと、当然自主運営ということで地域でも勝手にというように、1カ月に1回いろんな形でやっているところもあるということで、両方いいところがありますので、ぜひどちらをとるということではなく、本当ニーズが多様でございますので、中学校区に1つぐらい、そういったずっといられる場所と、また近くに行けば1週間に1回でも安否確認・見守りという、そういった触れ合える、そういうのも当然これからは必要だと思いますので、2者択一することなく、やはり両方とも必要かなと思いますので、ぜひその辺は切り捨てることなく進めていただきたいなと思います。

最後にその辺、どうお考えなのかお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。サロン活動につきましては、今までも町のほうでは介護予防事業として健康づくり課とか、いろいろな部署と連携しながら進めてきているところでございます。御存じのように高齢化が進む中で、そういう介護予防をしなきゃならない人もどんどん増えてきております。そういう費用が増えるものに対応するためには、今のスタッフとかのやり方では、今後そういう増える事業に対応できないという現状がどうしても出てくるわけございまして、その辺をやはり見直していかなければならない。

先ほど議員がおっしゃったように、やはり高齢者が自宅に閉じこもりきりにならないように、気軽に——近くのそういうサロンとかそういうものがあれば気軽に参加できるとか、そういう

場所をやはりつくっていく必要があるだろうというふうには当然考えておきまして、そのためにはやはり町でも地域福祉計画をつくって、筑見区がそういう形で実際されているようなものを各行政区にやはりどんどんつくっていく必要があるだろうというふうに考えておきまして、そういう活動をやはり……。

まだまだそういう地域福祉に関するそういう理解とか普及が足りないというようなところもありますので、今後座談会とかそういうものを通じて、地区にそういう活動を広められるようなことを今後続けていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。思索中ということで、ぜひいいものを、前向きないいものをつくっていただきたいと思います。また、ぜひ地域でやる場合には、当然そういうサロン窓口なるものがあるって、出前講座とか今までどおり、やはりノウハウを、やはり十分にやっていただいて、今日はどんなメニューがあるんだよという、楽しみながら……。それはぜひお願いしたいと思います。

ぜひ、完璧なサロンじゃなくて、つくり上げていくサロンもあっていいと思いますので、筑見は本当すばらしいですけれども、いろんな形を認めてあげられる、またそういったサロンもいいのかと思いますので、その辺をぜひ御理解していただいて、いろんな空き家でやる場合もよし、そういうのを考えていただければ、余り間を置かない程度に。やめてしまうというところも出てきてますので、やはりその辺ぜひお気遣いになっていただいて、やる気をそがずに少しでも応援するような……。完璧は難しいと思いますので、その辺はぜひ切にお願い申し上げて、御支援とまたそういった助成をお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時25分からといたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして認知症予防及び改善を地域全体で支援する取り組みについて、質問させていただきます。

認知症は、今や特別な人がかかる疾患ではありません。病気等が原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりして、記憶や判断力が低下し、生活に支障を来します。WHO世界保健機関では、2050年には世界の患者数は現在の3倍の1億1,500万人に達すると推計し、今後の対策について各国へ要請をしています。

日本の高齢化率は24%と世界一高い数値です。厚生労働省研究班の推計によりますと、2012年時点で65歳以上の高齢者3,079万人のうち認知症の人は462万人、認知症になる可能性があるMCIといわれる軽度認知障害の人を合わせると862万人にも及ぶとされています。長寿社会日本では、団塊の世代が75歳になる2025年でさらに増えると予想されています。

今まで認知症対策は主に厚生労働省が医療・介護の側面から担ってまいりました。しかし、高齢者が住みなれた地域で暮らしていくには、交通手段の確保・買い物支援・振り込め詐欺などの犯罪や、悪徳商法への対応など問題が山積し、1つの省庁だけでは対応し実施するには限界があります。

そこで、政府の府省庁の垣根を取り払い、情報共有を進める必要があると判断し、先月8月27日認知症高齢者を社会全体で支える体制をつくるため、関係11府省庁で情報を共有する連絡会議の設置を発表しました。9月下旬に初会合を開き議論を始めます。

また、これまでの認知症対策は症状が悪化してから医療機関を受診しておりました。当然症状が進んでいるため自宅での生活は難しく、施設入所や精神科に入院するのが通常でありました。しかし、国ではこの考えを一変させ、早期診断に重点を置き、例え認知症になっても住みなれた地域の中で暮らす社会を目指し始めたのであります。その縦割り行政を越えた取り組みは大変に重要であり、評価しております。

そこで、我が阿見町でも医療機関を初め町内各課、関係団体、NPOやボランティアグループが連携を強化し、先進的な取り組みを行ってほしいと考えます。

それを踏まえ、以下の4点についてお伺いをいたします。

- 1、認知症支援の現状と計画について。
- 2、行政と地域の連携について。
- 3、プロジェクトチームをつくり対策を進めてほしい。

4、アルツハイマー型認知症を見つけるのに最も重要な質問を用いた簡単なクリーニングテストプログラムで初期の発症に気づいてもらうため、対話式タッチパネルパソコンを導入してはどうか。患者の半数を占めるといふアルツハイマー型であります。これについては事前にNHKで放送したDVDを見ていただきました。

以上4点について、お伺いをいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願

います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 認知症予防及び改善を地域全体で支援する取り組みについての質問にお答えをいたします。

まず1点目の、認知症支援の現状と計画についてであります。

町では、介護予防事業に関連して3カ年計画にて、要介護認定を受けていない全高齢者を対象に、介護予防のためのチェックシートにより、認知症の疑いがあると判定された方についても、健康づくり課で実施している通所型介護予防事業への参加勧奨活動を強化しております。

次に、2点目の行政と地域の連携につきましては、現在、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターにおいて、広く町民を対象に認知症サポーター養成講座を開催しており、認知症に関する正しい知識の普及と、認知症高齢者やその家族を温かく見守り、地域で支える体制づくりを進めております。

届ける生涯学習として、ふれあい地区館事業の中でも認知症予防に関する講話や体操などを地区の集会施設で実施しているところです。また、県立医療大学の協力を得て、今年度11月の開講を目指して、認知症サポーター養成講座をステップアップさせた内容の町独自の講座を予定しております。

このように、専門機関にも協力を仰ぎながら、認知症予防と見守りの体制づくりの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

3点目のプロジェクトチームをつくり研究していくことについては、現在、社会福祉課と健康づくり課及び地域包括支援センターの3部署の協働で介護予防事業を実施しております。今後は、各課の連携を強化し、課題を持ち寄りながら認知症対策につながるよう研究してまいりたいと思います。

4点目のタッチパネルを導入し身近な検査で発症を予防するにつきましては——私も昨日見させていただきました、鳥取県の琴浦町で鳥取大学医学部の浦上教授らが開発したタッチパネル式コンピュータによる「もの忘れスクリーニング検査」機器を利用して認知症予防対策に取り組んで成果を上げているようです。

認知症予防につきましては、県立医療大学などの専門機関や関係各課等の連携のもとに取り組んでまいりたいと思います。

やはり特に認知症においてはですね、やはり認知症になることによって医療費が非常に大きな、町自身も負担になってくるということで、これは積極的な形でね、県立医療大もそうですし、やはり東京医科大の茨城センターもそうですしね、やっぱりあと倉科先生という、非常にそういう面での専門家も町にはおいでになるんで、そういう人たちでやっぱり連携しながら、

どうしたら健康寿命を長くするかっていうね、それにはやっぱり認知症をどうやって防いでいくかっていうことは、非常に大事な観点かなと思います。

これは健康づくり課にも強く、この問題に対しては積極的にやっぱりやっていかないとまずいよということで指示をしているところです。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。国では昨年、平成25年から29年の5年間に総合的認知症対策の5カ年計画を策定しまして、初期の集中支援チームというのを全国の地域包括支援センターに順次配置をしていくというような流れになっております。

そういったことから阿見町の平成23年10月1日現在ですけれども、高齢化率は21.4%でありまして、国を下回っているものの高齢者人口は増加しておりまして、平成17年の18.4%から平成23年の21.1%に上昇しております。

現在の当町の認知症の人数と今後の予想についてお尋ねをいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。認知症と判断された人ということでございますが、要介護認定を受けた方の中で認知症という診断を受けた方につきましては、これは24年の10月末現在ですが、508人ということでございます。

また、介護予防に関しまして、健康状況のチェックリストを65歳以上の方に配布して、認知症の質問がありまして、そこで認知症になるおそれがあるというような方に該当する方が、24年度の実績では275人というようなことで把握してございます。

以上です。

失礼しました。今後の予想ということでございますが、これはチェックリストのシートにつきましては、24年度につきましては、65歳以上74歳までの方に対して全員に対象にやったわけではありませんので、約3分の1の方に対して実施したということでございます。ですから、概算で申しますと、これが3分の1——275人が大体3分の1ぐらいだろうと。これはちょっと雑駁な集計になってしまいますが、これの約3倍ぐらいはそういう可能性があるだろうというような状況があります。

ですから、町としてはやはり1,000人以上認知症になる方がいるであろうというふうに、今後予想はできるところであります。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございました。3分の1ということでしたけれども、3分の2の方は受けに来られなかったということでしょうか。それとも促したけれども、受けに来なかったということでしょうか。その辺をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁の中でも、そのチェックシートの診断につきましては3カ年計画で実施しております。で、24年度については、その3分の1の対象者に配布して約3,300人ぐらいを対象に実施したということで、25、26年というようなことで年齢を区切って調査をして、3カ年で全体を把握していくというようなことで取り組むということをございまして、実績としては今24年度の実績ということで、先ほど申し上げた数字ということをございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。3年間で全部把握していくということですね。

それで、昨年3月に長寿福祉計画というのが策定されましたけれども、今2年目になります。で、今おっしゃった3年計画ということですね。先ほどの、認知症の疑いのある方は健康づくり課へというふうに御答弁がありましたけれども、認知症の予備軍はどのように発見されたんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど申しました介護予防のためのチェックシート、ここに認知症に関する質問が3問ほどございます。その中で該当するという——そういう質問に該当するというようなことに答えた人が、275名ほどおったというようなことをございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） わかりました。健康づくり課の通所介護予防っていうのは、どういったような内容なのか具体的に教えていただきたいことと、通うことによって改善されていたのかどうか、その辺の回答もお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。健康づくり課で行っております通所型の介護予防につきましては、いわゆる2次予防というようなことをございまして、チェックリストでこのリスクが高いと判断された方、この方については運動機能向上のための教室、あるいは口くう機能向上のための教室、また栄養改善のための教室というようなことで、3つの教室を開催して実施しております。

以上です。

○11番（紙井和美君） 改善。

○議長（倉持松雄君） 横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 質問答弁漏れまして……。この教室を今、実際実施している



わけですが、機能評価のほうでリスクが高いと判断された方に対して、実際この教室に参加される人数、参加されている方が約1割程度だというようなことで、参加率が低いというような現状がございます。

それをいかに広げていくかというのが課題になってくるかと思えます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） せっかく取り組んでるそういった事業ですので、どうか参加率が多くなるように働きかけていただきたいと思います。例えば広報で出したり、回覧板で出しても、やっぱりなかなかそういうのでは見ませんので、例えば民生委員さんに行っていただくとか、そういった保健師さんが回って、そういった呼びかけをすとか、そういったことでどうかせっかく取り組んでいるものはしっかりと活用していただきたいと思いますので、その辺要望して、お願いいたします。

先ほどの、長寿福祉計画申しあげましたけれども、ここの29ページに「高齢者のニーズに応じて介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守りといったさまざまな生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供して、24時間365日を通じて対応が可能な地域包括ケアシステムの構築を目指しています。それに向け、本町においても地域特性などに応じ、見守りに重点を置いた地域包括ケアシステムを推進します」と、このように記されております。

これ、どこまで進んでいるのか——1年間ですけれども、お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、この計画が第5期になっておりまして、国のほうでもこういう地域包括支援センター・地域包括ケアシステムを構築をしていくんだというような、これは国の方針もございます。そういう中で5期の計画の中に今、町としても位置づけて24時間体制の見守り、そういう支援をしていくような位置づけをしております。

現在においては、地域ケアシステムとかそういうものは現在も支援体制が整っておりますが、ただ24時間体制で介護・医療そういうものが支援できるっていうシステムにはまだ至ってないというような状況でございます。そういう施設を今後3年間、この計画の3年間の中で対応できる施設の整備をしていく計画というものをこの中に盛り込んでいるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。この29ページの、この絵を見ましたら、非常に素晴らしい内容の高齢者1人に対して地域包括支援センターが行き来をして状況を把握する。で、家族とかケアマネジャーさんとか、民生委員さんとか、近隣住民とか、あと社協とかボランティア、自治会の町会、あと宅配業者とか、新聞店とか、そういうところも入ってます

ね。あと医療機関なんかも入っていますけれども、これが全部網羅されてしっかりと把握できるようになれば、本当に素晴らしいものになると思うんですね。

今のお答えの中で、3年間でしっかりとそれを24時間見守り体制、365日というふうにおっしゃっていただきましたので、少しでもそこに近づくように進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それとあと、ふれあい地区館の事業の中で実施している認知症予防っていうのが、先ほどの答弁の中でありましたけれども、具体的な活動状況、活動内容についてお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。ふれあい地区館8つありまして、今一生懸命各地区へ届ける学習っちことでやっております。

それで今、質問でございますが、先ほど町長が答弁したように各施設です、講話をしたり研修をしたり、ちょこっとした体操ですか、こういうのをやってまして、今現在把握してまゐるのは24年度君原小学校区で実施回数14回、延べ参加人数はこれ79名、それから第一小学校区、これ実施回数同じく14回で、こちらは延べ参加者数403名、それから第二小学校区においては6回、延べ参加人数が28名となっております、結果的に510名が実績として載っております。

それから25年でございますが、上半期で吉原小学校区の大砂地区、こちら20名参加。それから下吉原地区では9月——今月予定しております。それから、本郷小学校地区、こちらは58名。それから君原小学校区で、追原地区で9月——今月予定しております。それから舟島小学校区、下島津地区でございます、こちらは18名参加しております。それから第一小学校区、これ大室地区になりまして、こちらが13名。それから白鷺団地地区におきましては、やっぱり今月開催する予定になっております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。ほかに地域のサポートの方々を養成するというような取り組みはなさっていないでしょうか。お願いします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。地域の認知症のサポーター養成講座というようなことで、先ほど答弁申しましたとおり平成20年から実施しておりまして、累計延べ受講者数が1,004人というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） これは、ふれあい地区館ではそういう活動はなさっていないですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（筈留一美君） あくまでもですね、うちらほうは包括支援センターから、それから医療機関から講師を来ていただきまして、各地区へ届けるんであって、それを教える——講師を養成するっちゃうのは、ちょっと指示が違うんで、あくまでもそれは保健福祉部のほうで養成して、その養成された方を講師として各地区へ届けていただくつつうような形をとっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。そうすると、その連携はうまくとれてるんですね。社会福祉課と。お答えください。

○議長（倉持松雄君） 教育次長筈留一美君。

○教育次長（筈留一美君） はい、お答えいたします。やっぱり同じ対象者ちゃうか同じ人、こっちはこっちというわけにはいかないんで、当然関係部署と連携しながらお互いやっていると。だから、縦割りじゃなくて、これは当然連携しながら、当然やっていっております。

以上です。やっております、はい。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 了解いたしました。せっかく養成していただいた方、どんどん派遣していただいて、一人でも多く裾野を広げていただきたいと思うので、ふれあい地区館の皆さんもすごく頑張っていらっしゃるんですね。6月議会でも藤平議員がしっかりお話をなさいましたけれども、やっぱりそういった頑張っているところを、町はそこにお任せしながらやっていく部分も必要なんではないかなっていうふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

先ほどのサポーター養成講座ですけれども、これも6月議会で藤平議員が質問されたことに答えていりましたけれども、このメンバー構成、これはどのようになっていますでしょうか。募集する方々の内容ですかね。お答えください。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。募集する対象者としましては、地域の住民あるいは職域、学校、団体、企業の従事者等から募集をしております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） じゃあ年齢層も、どういったいろんな経験があるなし、そういうのは関係なく全部こう、やるわけですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。年齢とかそういう制限はございません。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） より深くサポーターの養成をしていくには、各年齢層に応じてみてもいいのではないかなというふうに思っているんですね。若い方には若い方のサポーターの仕方ですとか、いろんな内容も少し違って来るかと思しますので、より一層充実させたものにするには、そういったグループ分けなんかも必要なんではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい。このサポーターの養成講座としましては、その認知症に対する正しい理解、それと、その家族——実際認知症を患っている家族の温かい見守りを応援できるような要請をするというようなことをごさしまして、特に年齢制限等、そういう地域住民とかそういうものには関係なく、そういうことに興味があるというか、そういうことをぜひ受けたいという人を対象にやっているところでございまして、先ほど町長の答弁にありましたように、今後11月からですね、県立医療大学等そちらの専門の専門の先生にプログラムをつくっていただく講座を開設して実施する予定です。

そちらにつきましても、今まで認知症サポーター養成講座を受講された方、そういう方を対象にした講座を開設していくというようなことで、内容的には認知症とはというようなことで、正しく認知症について理解していただくと。あるいは、認知症を予防するための運動。あとは栄養のとり方とか食事、あるいは生活習慣。また、そういう認知症が起きるための原因と考えられる閉じこもりとか、そういうための予防の仕方とか、地域と自分がどういうふうにかかわるか、認知症に対して地域と自分どういふふうにかかわっていったらいいのかとかいうような内容につきまして、6回の講座——1回当たり90分程度で実施を考えているところでございます。

今後は、まずはこれを35名の定員で実施していきたいというようなことで、これを2グループ、2クールですか、こういうことで実施していきたいということで今、計画を立てて医療大のほうと詳細について詰めているというところでございまして、これを実施しまして検討して、次年度にまた活かしていければというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 了解いたしました。70名の方がサポーターになれるということで、そういった裾野をどんどん広げていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

では次に、プロジェクトチームをつくってもらいたいというところの質問なんですけれども、先ほど通告の中で、関係11省庁情報を共有する連絡会議の設置について申し上げました。国で

は今まで認知症について省庁が連携して議論する場はありませんでした。そして、ようやく縦割り行政に風穴をあけて、確かに温度差はございますが、連携しようと国のほうが動き出しました。したがって、これを町で先進的に実現することは不可能ではなくなったということで、今回質問をさせていただいております。

この会議に参加する11省庁の内容と今までの役割について、お伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいま紙井議員がおっしゃった11省庁に及ぶ連携のあり方、そういう情報については、現在町のほうでは得ていないので、把握してございません。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） これ通告のほうに載せておりましたのでね、新聞にどんどん載っているんですよ。日経新聞にも読売にも朝日にも全部載っておりますから、当然御存じかなと思ったんですけども、あとホームページにも載っておりますし、こういったことで9月下旬にスタートをしますということで、11省庁連携していくということなんですが……。わかりました。じゃあ、結構です。

11省庁は、内閣府が各省庁の高齢者対策の全部の調整をやっていくんですね。で、警察庁が交番での見守り活動とか、運転免許の更新時の認知機能の検査ですとかそういうことをやっています。これ、今現在やってることなんですけども、今現在やってること。

金融庁が銀行の振り込め詐欺の対策をやっている、消費者庁が悪徳商法の対策を行っている、総務省が郵便局の振り込め詐欺対策とか自治体のまちづくりを支援している。認知症でも動きやすい町をつくっていきこうということで動いております。法務省では財産管理とか生活支援を行う成年後見人制度の運用ということで行っております。文部科学省では学校なので子供たちの認知症の学習をするということが行われているんですけども、これが上からおりてきますと正式に学習していきましょうという打ち出しがあるんじゃないかというふうに推測しております。

厚生労働省では認知症の先ほど申し上げた医療とか介護、農林水産省及び経済産業省では買い物困難な高齢者に対して支援をしていくということになっております。国土交通省に関しては認知症の人も利用しやすい公共交通の整備をするということで、今現在個々に、それぞれが認知症対策として個々に動いているんですけども、そうではなくって、この11省庁、先ほど教育次長おっしゃった、連携してやっていますというふうにおっしゃっていただけですけども、これを11省庁が、11府省庁がやっていくということで、より一層認知症対策の隅々まで光が行くんじゃないかなという対策であります。これ後でしっかりと見ていただきたいんですけど

も、よろしく申し上げます。

認知症が、1省だけでは本当に推進することができない今の状況になっておりますので、認知症が疑われる高齢者の自動車運転の事故とかありますし、運転せずに暮らせる公共交通機関の整備をしていくことも課題になっているんですね。で、悪質な訪問販売による消費者の被害からの保護をしてさしあげる。財産保護をするための成年後見制度、これも必要であると。学校での生涯学習としての認知症への取り組み。また、厚生労働省と高齢者施策を全般して担当する内閣府が中心となって意見を交換しながら、これを議論していく。

これまで国として総合的に議論する場合は、本当に先ほど申し上げたようになかったんですけども、これからはそれがしっかりと縦割り行政の枠が少しずつ、風穴があいていくのではないかなと思います。もうこれからは、防災にせよ、いろんなことに対して縦割り行政が少しずつなくなり、子供に関することは子供、防災に関することは防災ということで、全部の課が連携していかないといけないなというふうに思っているんですが、私、当然これ御存じだと思ったので、これを我が町に当てはめた場合何課がどのように担当するのかっていうのをお聞きしたかったんですけども、今のお話だけで大丈夫でしょうか。お答え願います。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず、最初にちょっと先ほど私答弁しました認知症のサポーター養成講座——県立医療大と連携してやる講座を2クール行うというようなことで申しましたが、当初は2クールで予定しておりましたが、実施が11月ごろ予定ということで1クールしか今年度は実施できないと——1回しか、1グループしかできないというようなことで今、考えていると、検討しているということで訂正したいと思います。

ただいまの11省庁で国のほうでそういう連絡会議の設置があったということで、これ9月下旬に、これから初めての会合があるというようなことだと思います。そういうことについて、ちょっと私のほうで詳しい内容を把握してなかったのは申しわけないと思います。

それで、町としましては、こういう国がそういう協議会なり設置して、新たな対策なりを講ずる場合は、まず県のほうの担当者のほうに国がその会議の結果について通達なりそういう文書についての説明があって、県の担当者のほうから町のほうに、改めてまたその内容について担当者会議というようなことがありますので、町のほうにもこういうことで各省庁のそういう連携に関する枠組みが決まれば、それは当然市町村にもその内容について文書なりそういう形で通知が来るというふうに理解しておりまして、そういうものを見ないと、町としては今のところ、こういうふうなことでやるっていうふうにはちょっと申し上げられないところではございますが、仮にそういう連携をとって国がやっていくということになれば、当然町もそれに準じた……。

これは各省庁がそれぞれの――役場でいうと消費者関係とか、あるいは学校関係とか、いろんな部門にそれぞれの省庁から縦割りでこれが連絡が行くのか、あるいはそれを所管するところの1カ所のところがそれぞれの関係部署のところに行くのか、その辺についてもこれはまだちょっと内容がわかりませんので、その辺については確認……。今後9月下旬にですか、開催されるその内容についてやはりちょっと注視していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） これはもう、まさに始まるものですし、国のほうからこのように必ずしなさいねとおりにくるものではないと私は認識しているんですね。これは町の中でも独自で、国が進めなくてもやっていけるものだと言ってきたら私には考えていたんですけども、これがようやく国のほう動き出したので、町のほうに認識していただきやすいなと思ってお聞きしたわけなんですけれどもね。

国から県、で、県から通達があつて、ここの課はこういうふうにしましょう、ああいうふうにしましょうって、それは国と県の考え方であつて、阿見町独自としてどういうふうにしていくかっていうことを私は聞きたくて今回質問したんですね。

そういったことから、県からおりました、はい、ではよっこらしよとなると、新年度、何カ月かかっちゃいますよね。そうではなくって、こうやって投げかけているわけですから、まずは11省庁、通告にあるなって、どこだろうって調べていただければ大変ありがたかったですね。

ちなみに我が町に当てはめれば、何課はここだな。例えば「あみまるくん」なんて走ってまわすけれども、そういうのもやっぱり高齢者対策なんですね。そういったこと考えると……。えーっとあとはですね、郵便局ですか、そこに見守りをしてもらってる、これは決してひとり暮らしの高齢者の方だけではなく、認知症も全て網羅されているので、認知症だけのことを考えるのではなくって、そういった高齢者対策ということでしっかりとサポートしていただきたいんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。もう一度答弁お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今の現段階では、先ほど町長答弁申し上げましたとおり、社会福祉課と健康づくり課、社協の地域包括支援センター、この3つの部署で連携をとってやっているというのが現状でございます。ですから先ほど、まあ今もおっしゃったような国の11省が関係する部署、町に関連する、そういう置きかえたときの部署について、これは当然想定はできることでございますので、こういうことも今後、どういうことが認知症に対して支援できる、町として取り組めることなのか、そういうことも今後26年度に第6次の介護保険事業計画の策定ということがありますので、そういう部分も含めて今の段階

からそういうものも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひよろしくお願ひします。先へ先へって、ちょっと情報をアンテナ張って収集しておいて、自分の町でのシミュレーションをその前に一応立てておくということを、ぜひともね、お願ひしたいんです。でないと、これは時間がなく、どんどんどんどん皆さん1年追うごとに年をとっていきますので、そういったことで喫緊の課題でありますから、このようにお願ひ申し上げるんです。そういったことで、今後とも早急な対策をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

あと、認知症支援は早期発見と家族支援、そして何よりも周りの人たちがきちんと認識をすることが大切であるということですから、認知症に関する教育は大変重要になってまいります。各課が連携して上げていくという今申し上げた内容ではありますけれども、子供たちに向けた認知症の学習というのを、家族に発症したときの対応だけではなく、地域のお年寄りに対してもかかわることができて、人間が病気になってあんなふうに変化をしてしまうんだと。変化をしたときにはどのような対応をしたらいいんだということ、きっちりと認識して思いやりの心を育ててもらいたいというふうに願っているところなんですけれども、既に全国では始まっているところも増えてきております。

鳥取県の米子市で小学生に使われている、認知症の学習するために使われている絵本があります。昨日は教育委員会のほうにその絵本お渡ししましたけれども、内容読んでいただいたと思いますが、とっても優しい文体でわかりやすく、それで気負うことなく自然な形で書いてあると思うんですね。そういったことで1セットお渡ししましたが、そのほか3市町村でも鳥取県のほうでは、実は高齢化比率が高いということがあって、危機感を覚えてそういうふうに強力に取り組んでいるわけなんですけれども、そういったことでマニュアルですけど、認知症の教育のマニュアルも、またそれとは別につくっています。

そういったことで、認知症に対する教育っていうのは、授業でなくてもどういった形でもやっていただけるのではないかなというふうに考えているんですけども、その辺当町ではどのような対策、また今後どのように考えていらっしゃるかお尋ねいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。素晴らしい資料のほう、ありがとうございます。現時点では、各小中学校の教科の中でその授業ということは難しいかもしれませんが、道徳とか総合的な学習の時間の中で、先ほどおっしゃったように家族愛であったり、あるいは優しい心を育てる、そういったことで活用できればなというふうに、各学校に紹介させていた



だきたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時15分です。

午後 0時13分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君、8番久保谷充君が退席しました。したがってただいまの出席議員は16名です。

それでは引き続き、紙井和美君の質問を続けます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、午前中に引き続きよろしくお願ひします。

これは鳥取大学の浦上教授のお話なんですけれども、一番なりたくない病気は何ですかというアンケートをとりました。40代以上の方にアンケートをとると1位のがん、2位が認知症だそうです。65歳以上の方に伺うと、断トツトップで認知症ということで、これは時代とともに絶対認知症にだけはなりたくないという気持ちが物すごく強くなってきているということだとおっしゃっています。

認知症には、脳血管性の脳血管障害がもとで起こる認知症、またレビー小体系という脳の神経細胞の中にレビー小体という特別な物質ができて起きるもの。ここでは、アルツハイマー型の話をしてということで、アルツハイマーの認知症の方が亡くなった後に、脳を顕微鏡で観察したら茶色のしみがいっぱい脳の中にできていたと。アミロイドベータたんぱくという物質が沈着したもので、アルツハイマー型認知症の原因は実際にははっきりとはしていないんですけれども、こういった沈着が原因ではないかというふうに言われているというお話でした。

ということで、唯一の治療法はアリセプトというお薬を使うということ。これは早期に使うと非常に大きな効果が出るというふうになっています。完治はいたしませんけれども、減った脳内のアセチルコリンという物質が神経の信号伝達をよくして物忘れを改善していくという効果があるということだそうです。

薬を使わずに何もしないまま経過を見た場合は、認知症はどんどん悪くなる。で、その薬を服用すると、1年間改善期というのがあって、その後緩やかに悪くなっていく。でもその後薬をやめたらあつという間に悪くなるという結果が出ているところから見ても、やはり薬で早期に治療した場合、治ることはないけれどもずっと緩やかな線で、そのまま横ばいの状態で保つ

ことができるという結果が出ているということでした。

で、先ほど申し上げたように、認知症はアルツハイマー型が半数以上だということがありましたので、このアルツハイマー型の認知症についていろいろ調査が進められているところでもあります。

先ほど申しました認知症の中でも最も多く占めるのがアルツハイマー。それを早期に見つける重要な質問を用いたスクリーニングテストプログラムというので、初期の発症に気づいてももらうために対話式のタッチパネルのパソコンを導入してはどうかというお話をしました。DVDでも見ていただいたように、鳥取県の琴浦町というところで導入をし、非常に反響を呼んでNHKでもたびたび放送されておりました。

鳥取大学の医学部の教授の浦上克哉教授監修のパソコンなんですけれども、琴浦町に直接お電話で聞いてみました。そしたら、1台50万円でノートパソコンのような形ですから持ち運びがいろんなところできると。

琴浦町は1万8,000人ぐらいの人口ですので、4台購入して、それを各いきいき教室ですとか、そういった高齢者の認知症教室のときに持って行って、ついでに皆さんに、元気な方にそれを使ってもらおうというようなことを月に2回ずっと続けているそうです。で、地域包括支援センターの人が少人数が集まって、いつも二、三人でそういうふうに回っているということで、非常に大きな効果を上げている。

これはコンピューターを使ったタッチパネル式の機械なんですけれども、画面を指でぽんぽんとさわって、この図形はひっくり返すとどういう形になりますかとか、何月何日ですかとか、そういったようなことが応答式で出てくるんですけれども、これ人間がやった場合、全然自分は大丈夫と思っている人に、これは何色ですかとか、丸ですか三角ですかって聞かれた場合に、非常に嫌な思いをするというのを皆さんが体験してらっしゃるんで、それが機械であれば、ヘッドホンつけますから声も聞こえないんですね。

そういったことで、密かに自分で調べることができる。非常に効果……。皆さん喜んで使ってもらってる。これは全部で3分程度で、遅い人でも5分くらいでできるということなんです。こういったことから、こういうものの導入もどうかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。私もNHKで放送された内容はビデオ録画したのを見させていただきまして、やはり確かに効果が上がっているというようなことと、そういうふうに心配されてる方が気軽にそういうもので参加できるというようなことで、先進的に取り組まれているということでございますので、町では先ほど申しましたように、そ

ういうサポーター養成講座とか、そういうものやっっていくものにあわせて、そういう予防について先進事例を参考にさせていただいて、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。どうか研究調査して、前向きに取り組んでいただければありがたいと思っております。

それで、先ほど申し上げたやっぱり高齢者の方、これは全て非常に孤独から来ることが多く、どんどんどんどんひどくなってきます。認知症からうつ病になるということもありますので、そういったことで、この阿見町の協働の指針という中に、協働の担い手の現状と望まれる姿ということで、これ11ページからずっと載ってるんですけども、NPO法人、あとボランティア団体、行政区——地域のコミュニティですね、あとふれあい地区館、それと事業主、あと行政——町です、その個々の団体が一体となって連携をとっていくということで、NPO法人のこれから望まれる課題というのは、町民個人が市民活動に参加できる機会を積極的に創出していけるということで、NPOの認知度もそれと同時に上げていく。

また、ボランティア団体の方が入ることによって、門を広く広げることができて、広く会員を求めて組織の活性化を図ることができる。また積極的に情報を発信して活動の場を個々が広げていける、そういったメリットもあります。

また、行政区——地域のコミュニティがやった場合は、交流の場を設けながら多くの人が活動に参加できる機会をとっていく。先ほどもお話ありましたが、地域コミュニティというのは非常に大事で、高齢者の集まりというのはその中で会話をしていく上で脳の活性化が図られるというのも十分認証されておりますけれども、前回の6月の一般質問の中で、私も回想法というのを提案させていただきました。

田舎のたまり場って、これは若栗のほうですけど、ゆのはらっていう——湯原さん夫婦っていう方が行っているんですけども、食事をしながらフリーマーケットを開催したり出前講座をしたり、手品をやったり、展示品をいろいろつくったものを見せたり、回想法をやったり、そういったことを地域の人が独自で喜んでもらいたいためにやっているということがあります。

恐らく、もしかしたらほかにもそういう思いでやってらっしゃる方が個々にいらっしゃるかと思うので、そういったネットワークを広げながら、しっかりとみんなで連携をとって一人でも多くの目で見守りをしていければなというふうに考えております。

先ほども、これからも連携——3年間でしっかりと連携をとっていきますというお答えをいただきましたので、そういったことからぜひともこれから3年間、2年間ですね、しっかりとその部分を踏まえていただきながら進めていただきたいというふうに思っております。

で、最後になりますけれども、認知症を予防することと受け入れることということで、これは大阪大学の医学部の研究科医の榎本直樹さんという方の研究論文の中からもなんですけれども、認知症の社会とのかかわりということで、2つの方向性があると。1つは認知症にならないために早期に先手を打つ、1つは認知症に対する理解を深めるということで、出前講座は非常に大きな効果を得るんですけれども、現在認知症サポーターの数は小学生から高齢者まで全て入れて全国で300万人を超えているんですけれども、これは平成23年12月の現在です。

そして、例えば認知症になったとしても安心して暮らすことのできる社会をどのようにつくっていくかという課題を考えていくために必要とされるのは、認知症になったら困るということ、そういったような発想から、認知症になっても困らないっていう、そういった社会をつくるにはどうしたらいいかっていう、この発想の転換をやっていかないといけないなっていうふうに、ここには書いてあります。

どうしても、認知症になったら怖いな、どうしようって、そう思ってしまいますけど、そうではない発想の転換をやっていく。あと、問題への対処というよりは問題でなくすることの工夫。徘徊をしたら、それが地域の人たちが見守って、徘徊が終わった後また元気に家に帰ってこれるような体制をつくるですとか、そういった地域の取り組み方の工夫をしていくということも非常に大事だと。

で、認知症の予防に向けた取り組みっていうのは、認知症を抱えた人とその家族を受け入れる社会の側にまず目を向けるべきではないかなというふうに書いてあります。

それで、私が今回いろいろ認知症のことを、ふれあい地区館の方から、また地域のボランティアの方から、また個人——認知症の親御さんを抱えていらっしゃる家族の方から、また御本人から、いろいろ調査させていただいて勉強させていただきました。その中から私が感じたことは、認知症という言葉の中に知らず知らずのうちに持っているネガティブなイメージを払拭していかなくちゃいけないんじゃないかなということと、あと認知症介護は全部家族がしなくちゃいけないんだっていう、その発想もやはり転換していかなくちゃいけない。

で、早期発見っていうのは、実際医学的には難しいかもしれないんですけれども、でも潜在的に認知症になるかもしれない人を拾い上げていくには、やはり人の声かけではないのかなというふうに実感したところであります。

そういったことから、認知症ということをぜひとも他人事と捉えずに、これからも全町挙げて元気で長生きしていけるような社会にしていきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

心の病、精神疾患の患者と家族のメンタルケアについて。うつ病など心の病といわれる精神疾患に苦しむ方が年々増え続けております。原因の1つと考えられるのは、情報化社会の中で新しい変化についていけないことや、人間関係が希薄になりさまざまな悩みを一人で抱え込む風潮がごく当たり前になってきていることにも起因しているのではないかと思います。

核家族からひとり暮らしが増え、人のきずなが断ち切れてしまっている現状から何とか脱しなければ、さらに深刻な状態になるのではないのでしょうか。誰もがその人らしく生きていくことができるようになるためには、心の病気を経験した人もそうでない人も、地域で助け合うことが大切であります。

そこで当町の精神疾患の現状について伺いいたします。

- 1、本人及び家族の相談窓口は充実しているか。
- 2、精神障害に関するセミナー等の研修を充実させること。
- 3、当町の各種団体の活動状況。

この3点について、伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、心の病、精神疾患の患者と家族のメンタルケアについての質問にお答えいたします。

町における精神疾患の現状につきましては、平成25年3月31日現在の自立支援医療——精神通院ですけど、受給者数は512名、平成24年は490名、平成23年が380人となっており増加傾向となっています。症状の種別では、主に統合失調症圏及び躁うつ病を含む気分障害の2症状が占めています。

1点目の本人、及び家族の相談窓口は充実しているのかについてであります。

町では、うつ病等のメンタル面での不安や問題等について、専門医と保健師による「こころの健康相談」や携帯電話やパソコンを利用してメンタルセルフチェックができる「こころの体温計」を実施しております。

また、本人や家族から相談等があった場合、まずは窓口で対応することとなりますが、町内には病院に付帯している専門員が常駐している事業所及び町外相談事業所の計2カ所があり、障害に係る総合的な相談を行っているところであります。平成24年度に相談事業を利用した障害者が185名、延べ859件で、主に不安の解消・情緒安定に関する支援及び福祉サービスの利用等に関する支援が占めており、近年は件数が増加傾向にあり決して十分と言えない状況であります。

2点目の、精神障害に関するセミナー等の研修を充実させることについてですが、近年は精

神関係事案が多くなってきている状況でありますので、セミナー等の研修の必要性を認識していますので、今後実施していく方向で検討してまいりたいと思います。

3点目の、当町の各種団体の活動状況についてであります。把握しているのは精神障害支援ボランティア団体ひだまりの会のみで、地域で暮らす精神障害者の社会生活支援を主として福祉活動をおこなっている団体であります。町とのかかわりについては、この数年さわやかフェアに参加している状況であり、昨年は本郷ふれあいセンターで障害者を対象としたひだまりコンサートを開催しております。私もこのひだまりコンサートに参加しましたが、非常にすばらしいコンサートだったと皆さん喜んでいただいております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。2カ所で185名の延べ人数が859件ということで、やはり非常に数が多いのと、あと23年、24年、25年とどんどん増えていっているというのも、これは非常に懸念するところかなというふうに思っています。そういったことから、やはり患者数が増え相談件数が間に合わないため、じっくり話を聞いてもらえないなどの不満感も出てきたりします。

なかなか民生委員さんなんか近いので言いにくかったりしますよね。で、認知症の方と少し違いまして、うつ病の方は誰かにとにかく自分の症状を聞いてもらいたいというのがありますから、「こころの体温計」でメンテナンスすることも大事なんですけれども、やはり人と会話をしながらやるっていう、この両輪でやっていくことが非常に重要ではないかなというふうに思うんですね。

あとは、本人はもとより家族のメンタルケアがまず大事だと。家族もともに倒れてしまうということがよくありまして、ここ最近、数年本当に精神疾患の方からの相談が直接、全然知らない方ですけど、おうちに来て、相談したいんですって見えたりですとか、家族の話ですとか御本人の話ですとか。で、御本人はちょっと今家の中に人がいるのですぐ来てくださいっていうようなことから、初めてのお宅なんですけど行ってみるとやっぱり病気であったということ、病院を紹介したというケースもあったり、やはりでも、誰かに聞いてもらいたいけど聞いてもらおうところがないということが問題のようでありました。

そこでメンタルケアに関してボランティアとか、またNPO法人の力をかりるということになりますけれども、先ほど町長おっしゃいましたひだまりの会、この代表をなさっている鑑谷代表にお会いいたしました。この会は平成11年から精神障害のサポートを本当に地道にかかわっておられまして、時には少々命に及ぶような怖い思いをすることもあったり、でもすごく相手に教えられる心安らぐこともあったり、いろんなことが長年のうちにはあったんではないかと大変に頭が下がる思いでいっぱいでありました。

そこから紹介していただいた——精神科の訪問認定看護師をしておられる先生を紹介していただいたんですけれども、先生とお会いさせていただきまして、ぜひとも阿見町の中でそういう声があるのであれば、協力させていただきたいというお申し出がありまして、大変にありがたいなというふうに思いました。私もほかにNPO法人とかいろいろ団体当たりでしたが、ちょっと場所が遠かったり少しお金がかかったり、そういうこと……。まあ、お金はかかるんですよ。ちょっと高かったり、そういうものがありまして、なかなか前に踏み出せずにいたような状況の中のお話でしたので、非常にありがたいなと。

この方は、精神科の看護師長も12年間携わっておられまして、超ベテランの方で、現在は精神看護学校の担当教員を現役でしておられるんですけれども、そこから派遣ということになります。相談だけでなく、あわせて心の健康出前講座ということで、今その方いろんなところに行って出前講座をしてらっしゃるんですけれども、精神障害だけじゃなくって認知症なんかもそういった講座の中でお話をさせていただきますということで、派遣する講師の謝礼、交通費等はいただきませんということで、学校から出るというようなお話もお聞きしまして、こういったチラシを持ちながら各市町村、もし要望があればということでお話をいただきましたので、ぜひにお願いしたいなというふうに思っております。

本人及び予備軍の方に大変な手助けになるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。その点起用させていただいて、力をかしていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。精神疾患——うつ病に対する相談窓口というものについては、先ほど町長が答弁したとおり健康づくり課とか委託してる恵和会とか、そういうところで実施はしておりますが、なかなか気軽に相談できるってようなことじゃないってというような状況かと思えます。

今、紙井議員から御紹介ありましたようなボランティア、NPO法人等の、しかも無料で相談に乗ってくれるというような御紹介でしたら、ぜひ町のほうでもですね、実施に向けて考えていきたいというふうに考えておりますので、今後ですね、そういう方と、できればお会いして、実際ですね、そういうふうな、実施できるような体制に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 今、完全無料と言ったのは出前講座のことなんですけれども、相談に関してはその部分の金額わかりませんが、でも専門家の方ですし、学校から派遣されますので、そんな法外な金額では全くないと思っております。そのあたり、相談に乗っていただければ

ばというふうに思っております。

そういったことで、相談窓口のその先生が、そのまま講演をするっていうのが、やはり相談を受けに来る方にとっても非常に安心感があるということもありますので、そういったことで今ある2カ所をやっている、委託しているところも同時に進行しながら、少しでもそういう窓口を増やしていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

で、先ほどひだまりの会というところのお話出ましたけれども、こういった梨狩りですとか、こういった広報を出しながら頑張ってもらってるんですけどね、これ町でホームページに載ってるのは、こういったちょっと表のようななかなか見てもよくわからない内容——内容はよくわかるんですけど、目にぱっと入るものではないので、できればこういうふうにつくっていただいたものもホームページに載せていただければ、見た方が会員の方だけではなく、これに関係する人も行ってみようかなっていうふうに思うと思いますので、その辺も長年頑張ってもらってるそういった団体に対する支援のような形ですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） そうですね。これまでそういう相談に来られた方とか、これまでいろいろ町の支援を受けてる方とか、そういう方にもそういう事業の案内をさせていただいたり、町のホームページ等でも紹介できるように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。本当に陰で一生懸命頑張ってもらってる、こつこつと頑張ってもらってるグループ、団体、個人、ほかにもたくさんいらっしゃるかもしれないので、そういったところに根を張りながら、先ほどの質問のときにも申し上げましたが、連携をとりながらしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

それで、これは精神疾患——主立ってうつ病と発達障害なんですけれども、まずそういった精神疾患に関しては、まず最初にその人自身を理解していく。発達障害ってどういうものなんだろう、躁うつ病ってどういうものなんだろうっていうことを理解する。その次に、気になる行動、反応はありませんでしたかって、その人が動いてる状況によって気づいていく。で、配慮をして相談と一緒にいくと。

こういうサイクルでその人が孤立しないようにしてあげないと、例えばアスペルガー症候群なんていうのは、知能は非常に高いですし学校の成績もいいんですけれども、非常に協調性の部分で欠けていたりします。ところが本人は特にわがままなわけではなく、それがどうしてだめなのかというところの認識が欠けているところが病気であつたりするんですね。そういったことから、周りから変わり者だとか、わがままだとか、自分勝手だとか、そういうふうに言わ



れて本人は非常に傷ついて、そこからうつ病になっていくっていうケースが非常に多いということをよくその患者さん、また家族の方から相談されるんですけども。

そういったことで、いろんな障害がありますけれども、本当に我々がどういう状況になっても——さっきの認知症ではないですけども、どういう状況になっても、今いるこの場所で生きていけるようにするために、そういった気づきの部分、また発達障害とかそういった余り皆さんが接することがない部分、あとは統合失調症とか躁うつ病っていうのは、やはりこれは普通のうつ病とは違って治療の仕方も少し違ったりしますから、そういったことなんかも本人も家族も周りも勉強しながらやっていきたいと思うんですけども、そういった出前講座をまた頻繁にやっていただきたいんですけども、その部分もあわせて再度お尋ねします。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほども申しましたとおり、セミナーとかそういう……。やはり認知症もそうですけれど、やはりそういう精神疾患に対する、病気に対する正しい知識をやっぴりみんなが、周りも理解しないと、その人にどういうふうに接したらいいかとか、どういう対応ができるのかっていうのはやはりわからないので、やっぴりそういうセミナーを通じて皆さんが正しい病気に対する理解をしてサポートできるような体制をとっていくということは非常に大切なことだと思いますので、そういうセミナーなり講演会とかそういうものには、そういう団体の活動に協力していただいて、積極的に町も参加していただくように体制をとっていききたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 本当にどのような状況になっても、町の中で安心して生活できるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、こんにちは。絶好の稲刈り日和。田んぼの状況も多少気になりますけれども、そのことはすっぱり忘れて質問のほうをさせていただきたいと思います。

今回私は、スーペリア市との交流事業について質問させていただきます。

去る8月19日から26日までの8日間、姉妹都市親善訪問団の一員としてスーペリア市を訪問してまいりました。昨年行われた事業仕分けにより、今回は12名の中学生親善大使、引率の先

生2名を含めた総勢21名での訪問となりました。アメリカ5大湖の1つスーペリアル湖のほとりに位置するその町は、水と木々に囲まれた自然豊かなとても美しい町でした。

出迎え、そして行程中案内をしていただいた方々、また、それぞれの訪問先で出会った方々も皆さんとても親切で、こちらから投げかける質問にもとても丁寧に対応していただきました。夕食も個人のお宅に御招待いただきごちそうしていただくなど、スーペリアの方々から本当のおもてなしを受け、私自身機会があればぜひもう一度行きたいと思うと同時に、もっと多くの方にスーペリアの方々との交流を経験していただきたいと感じました。

また、今回は12名の中学生とホームステイ中の行動以外は行動をともにいたしました。出発前は多少の不安もありましたが、結果的にはとてもよかったと思います。ふだんはなかなか話す機会のない中学生のいろいろな話を聞くことができ、交流できた点もあります。中学生がいることによる適度な緊張感、そして何より元気な笑顔により、我々大人もとても楽しませてもらうことができました。

受け入れるスーペリア側のことを考えても、今後も一緒のほうがよいのではないかと感じました。また、引率の先生についても生徒12名に対してならば2名で十分だと思いました。

ここまで訪問の感想を述べさせていただきましたが、疑問点、改善したほうがいいのかと思った点もありますので、5点質問させていただきます。

まずは、中学生の親善大使について。今回12名の参加がありましたが、申し込みの人数と選考方法について教えていただきたいということ。

2つ目、もっと参加人数を増やすことはできないかという点です。

そして3点目は、行程についてです。移動に費やす時間を減らし、もっと多くの体験をさせてあげることができないかという点です。今回の行程は、カナダで2泊し、その後スーペリアに入るという行程でした。カナダでの観光もすばらしかったのですが、飛行機での移動や乗り継ぎ、出入国の手続きに係る時間を省くことができれば、もっと多くの体験をさせることができ、体力的にももっと余裕があったのではないかと感じました。

以上の3点については、教育長に考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、姉妹都市親善訪問事業についてですが、今回町長も初めてスーペリアを訪問され、交流を図り、特別な思いもあると思いますけれども、来年度の受け入れも含めた今後の交流のあり方について考えを伺いたいという点。

もう1点は、スーペリアという都市名についてです。出発前、私ちょっと町のことを調べようと思ひまして、インターネットでスーペリア市と打ち込んで入力したところ、出てきたのは阿見町のホームページだけでした。その後、スペルをちょっと調べてみたら、隣に位置するスーペリアル湖と同じスペルです。その後自分の持っている地図帳やインターネットの地図などを

見てみましたが、表記は全てスペリオル市という表記になっておりました。

以上の点からも、スペリオルが正しい表記、読み方ではないかと思われませんが、どういった経緯でスーペリアという表記になったのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 中学生親善大使について、12名の参加がありましたが、申し込みの人数と選考方法についてお答えします。

申し込みの総数は、25人です。選考方法は、今までにホストファミリーとしての受け入れがあるか、親善大使を希望した動機は何か、簡単な英語でのコミュニケーションがとれるかなどについて、面接や作文審査を学校ごとに行い、その結果をもとに指導室で選考しました。

もっと参加人数を増やすことは可能なのかについてお答えします。

相互の受け入れ態勢等の課題があり、現時点では、毎年継続的に12人の中学生親善大使を派遣していく考えでおります。

最後に、行程について。移動に費やす時間を減らし、もっと多くの体験をさせることはできないかについてお答えします。

これまでは、カナダ観光をしてからスーペリア市を訪問するようになっております。今後は、藤平議員がおっしゃるとおり、移動に費やす時間を減らし、もっと多くの体験をさせることができるよう、秘書課や国際交流協会と協議し、検討していきたいと考えます。

○議長（倉持松雄君） 次に、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） スーペリア市との交流事業について、先ほど随分藤平議員も一緒に行かれたんで、本当におもてなすという相手の気持ちが非常にひしひしとわかって、すばらしい交流ができたなって、そういう思いをしております。

1点目の来年度の受け入れも含めた、今後の交流のあり方についてお答えいたします。

阿見町における国際交流の経緯や意義・役割などについて少し触れたいと思います。

当町の国際交流事業につきましては、平成9年に阿見町国際交流協会を設立し、町民主体の草の根活動を推進しているところであります。姉妹都市交流は、自治体が行う国際交流を推進する典型的な手法の1つであり、その意義や役割としては国境を越えた相互理解や国際親善の推進、国際感覚豊かな子供たちの育成、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待されます。

そのような中、当町は、姉妹都市スーペリア市と、主に親善訪問団及び中学生国際親善大使の相互訪問を行っており、そのほかにもウィスコンシン州立大学と茨城大学の大学間交流協定の締結やライオンズクラブ・ロータリークラブの交流、ふれあいの森地内にスーペリアの森建設、スーペリア市においては、友好庭園が整備され、市民の結婚式にも使われるなど、一歩ずつ交流の輪が広がっております。非常に友好庭園は、素晴らしい景観の場所でありました。

さて、このたび、私は8月19日から26日の日程で、中学生国際親善大使とともに総勢21人の訪問団団長として多くのスーペリア市民と交流をしてみたいと思っております。本当に中学生と一緒に行ったということが、自分自身も元気が出たなと思っております。

昨年度の事業仕分けを踏まえ、今回から中学生親善大使と同一日程での訪問とし、さらに公費で旅費を負担する親善訪問団員の人数を従来の4名から3名とし、中学生を引率する先生も4名から2名にすることで、合理化と節減を図っております。

今回の親善訪問では、その目的として経済交流に重点を置きましたので、商工会議所の役員の人たちとの懇談や企業などの視察を行いました。また、ロータリークラブのメンバーとの交流、ウィスコンシン州立大学のスペリオル校やWITC——ダブリュー・アイ・ティー・シーという2年制の専門の大学を視察し、自動車整備や理容・美容などの専門教育の現場を見させていただきました。

中学生親善大使の皆さんはホームステイを経験し、短い期間ではありましたが米国の家庭での生活をされたことは大変貴重な経験になったことと思っております。

今回の訪問で、私が強く感じましたのは、国境を越えた人と人との交流のすばらしさであります。先ほど、藤平議員も御一緒させていただきましたので、御承知のとおり、大変心温まる歓迎をしていただきました。これは、これまで両市町の交流を地道に続けてきた成果であり、国際交流の基礎を築いていただいた前町長の川田弘二氏を初め、関係者各位に改めて感謝を申し上げます。

来年度は、スーペリア市市長御夫妻が当町に訪問したいというお話もございました。来年度のことを今の段階で私が言うのははばかれるところもありますが、町国際交流協会を中心に、心温まる歓迎の計画をしたいと思っております。人と人とのつながりは、非常に大切にしなければならない。そのことを強く感じたからであります。雪印メグミルクなどの工場見学や県立医療大学などの視察のほか、日本文化に触れる機会を設けたいと考えています。

今後の交流のあり方につきましては、このたびの訪問でわかったことやこれまでの交流経過を踏まえながら、文化・教育及び経済発展のための交流を積極的に進めてまいりたいと考えております。特に音楽は世界共通で楽しめるもので、スーペリア市の意向を確認しながら、音楽分野での交流も進めていければと思います。

私たちが行ったときに、ドラゴン競争ということで、200の船を出し競走しておりました。非常に、一そうを10人で2,000人という人の参加を得てすばらしい競技をなされ、また別の舞台では音楽を子供たちが一生懸命奏でていた。そのことを思い出します。

次に、2点目のスーペリアという都市名について、スペリオルが正しい表記・読み方ではないか、についてであります。

スーペリア市とは、平成9年4月に姉妹都市締結をいたしました。これに先立ち、一年ほど前から交流候補地としての相互連絡を開始しております。片仮名でのスーペリアという表記につきましても、その当時、スーペリア市を交流候補地として御紹介いただいたウィスコンシン州政府駐日事務所からの文書の表記がスーペリアであったこと、また、スーペリア市のアメリカ人、カナダ人や日本人の現地日本語通訳スタッフなどとも相談した結果、英語での発音に近いということで用いるようになり、現在に至っております。

隣接する湖が日本では一般的にスペリオル湖とされており、インターネットで検索されてもスペリオルが正しい表記・読み方ではないかと感じることもあろうと思いますが、阿見町では、これまでの経緯を踏まえ、引き続きスーペリアという表記・読み方で交流をしてみたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。それでは幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず申し込み人数と選考方法という点について、25名の申し込みがあり、結果的には12名ですんで半分弱の方が実際には行けてるということ。それと、前に受け入れているかどうかは選考の基準の中で多分大きなところを占めるということだと思っておりますけれども、実際今回行った12名のうちホストファミリーとして今まで受け入れをされてた方というのは何人いらっしゃったのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。今回12名中9名がホストファミリーとして受け入れをしていたということです。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。そうすると残りの3名の方はそのほかの選考基準——語学力であったりとかというのを面接で決められたということによろしいですね。はい。

で、受け入れるほう——阿見が今度はスーペリアのほう受け入れるときということなんですけれども、多分バランス的に難しい部分があるんじゃないかと思うんですね。要するに向こうで

来たいといった人数を受け入れられているかどうかというのもあると思うんですけども、実際昨年は何人の方がスーパーアからは来て、ホームステイされているんですか。そちらのほうで。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。昨年度は14名の予定でしたが、1名キャンセルということで、13名そのホストファミリーを探したということです。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。なかなか受け入れをするところを探すのって、多分大変だと思うんですね。で、私ちょっと稲敷市のほうでちょっとお話聞いたんですけども、稲敷のほうでもやはりこういった交流事業やっていて、やっぱり参加したいという方は、お子さんはいっぱいいる。ところがやっぱり受け入れてくれと言ったときには、実際ホストファミリーとして受け入れる人はやっぱり大分少なくて苦労されるという話を聞きました。

何か稲敷ですと、今度は何か受け入れをした人にしか、今度は参加をさせないみたいなことも言われてるようなんですけども、実際受け入れて行くっていうのと、そうじゃなく行くっていうのでは、どうなんでしょう。多少何か、不公平とは違うんですけど、何かそういうのはないでしょうかね。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。答えになるかどうかわからないんですが、今回9名ホストファミリーとして受け入れた学生さんが行かれましたけども、その9名の方もそのほか選考されたお子さんと一緒に同じ作文を書いたり、あるいは英語でのコミュニケーションがとれるかどうか、そういった、各学校によるんですが、簡単なテスト等しまして、素晴らしい成績を収めているので行かれているということです。

ホストファミリーを本当に探すのは大変な苦労でありまして、12名で行くというのも、もっと本当は行かしたいところもあるんですが、そうすると恐らくスーパーアのほうでも受け入れ先を見つけるのが大変ではないかなということもありまして、適度な人数なのかなというふうに思っております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） やっぱりそうですよね。やっぱり受け入れを探すということがやっぱり大変だと思うんですね。次の、参加者を増やせないかということにもつながってくるんですけども、確かにスーパーアのほうでも多分受け入れ先を探すというのは大変な作業だというふうに思いますし、実際案内していただいた方にも聞いたんですけども、やっぱり大変な作

業だったという説明はされていました。

ただ、やっぱりこの事業、中学生と一緒にいったから余計感じる部分はあるんですけども、本当にすばらしい事業だと思うんですね。まず、出発のときの不安な表情とやっぱ帰ってきたときの中学生の表情——やっぱこの自信に満ちあふれた表情というか、全く違うなと感じました。で、帰りの飛行機やバスの中でも一応話したんですけども、添乗員になりたいであったりとか、将来は通訳になりたいとか、将来の夢を語るような子もいたりして、本当に子供たちのためにはなってるすばらしいことだと思いました。

私も実際高校生のとき韓国に修学旅行行ったんですけども、そのときの添乗員さんを見て、私も旅行会社に就職しようと思って、実際就職した経緯があるので、やっぱりこういった若いうちに、やっぱり海外の経験をするっていうことは重要なことだと思いますので、ここは難しい部分はあると思うんですけども、何とか枠増やせるように努力していただきたいなというふうに思います。

それと、行程についてなんですけれども、検討していただくということだったので、ぜひともお願いしたいと思います。出入国の手続をするというのも勉強の1つかもしれないですけども、やっぱり乗り継ぎで空港にいる時間というのも結構長い時間あったんですね。やっぱりもったいないなって思ったのが、やっぱり正直な感想で、この間、例えばですけども、アメリカの大自然に触れるとか、人々と交流するとか、そういうことが1つでも2つでもできれば、そのほうが子供たちのためにも、まあ我々大人にとってもよかったと思います。ぜひとも検討していただきたいと思います。

続きまして、今後の交流のあり方という点なんですけども……。ごめんなさい、教育委員会のほう、もう1個だけお願いします。

参加者とつながるところなんですけども、事業仕分けもあって、今回引率の先生2名という形になりました。で、私先ほど述べたように、私は十分だなというふうに感じたんですけども、実際帰ってこられた先生方の意見としてはいかがだったのか、聞いておられましたら教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。12名に対して2名の引率ということで、私自身も今回本当は不安があったんですが、やはり市民団の方、一緒に行かれたということもありまして、全く不安は、行かれた引率の先生方はないというお話を聞いております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございました。

じゃ、済みません。今後の交流のあり方についてお伺いします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今回は地元の企業とか商工会を訪問したりとかということで、テーマがあったと思うんですけども、毎回スーペリアに行く際は、こうしたテーマというのは、今までもあったのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。秘書課長武井浩君。

○秘書課長（武井浩君） はい、お答えいたします。スーペリア市と阿見町の間にはですね、平成9年の姉妹都市締結以降ですね、5年ごとに議定書を交わしておりまして、それに基づいて交流をしております。特にですね、今回は経済交流ということに重点を置いたんですが、特にそういった形で1つに絞ったようなですね、テーマで交流したということは今回が初めてでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 今回テーマがあったんで、参加する側としても非常に行程のほうもわかりやすかったですし、今後もやっぱ1つテーマを決めて、交流をしていくっていいと思うんですね。先ほど町長のほうから音楽ってということもありましたけれども、例えば次回のときは、例えば音楽をテーマにするとか、そういった交流の仕方をすれば、例えばそれによって参加したいというような方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。

その点いかがでしょう。今後の。

○議長（倉持松雄君） 秘書課長武井浩君。

○秘書課長（武井浩君） はい。議員御指摘のとおりかと思えます。で、相手のですね、スーペリア市の方々とも話をしまして、向こう行ったときもですね、確かに今回、経済交流ということでテーマがあったのでよかったというお話を伺っております。

で、実際ですね、相互に、例えば阿見町にスーペリアの方が来られたときは、阿見町のほうでどういったところにですね、先ほど町長は来年来られたときは雪印の工場であるとか県立医療大学であるとかってことを答弁しておりますが、そういったメニューは町のほうで設定するんですね。今回行ったときも、スーペリアのほうでメニューは全て向こうで設定しております。

今まではですね、特にそういった絞ったテーマというのを持ってなかったものですから、全体的な議定書の中では教育、文化及び経済交流ということが大枠では入っておりますが、絞ったテーマがございましたので、今後はですね——やはり交流を重ねてもうかなりの年数もたっておりますので、今後はですね、やはりテーマを絞って交流を続けていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。ぜひとも、そういう方向に行くのがよ



ろしいのじゃないかと思えます。

それと、先ほど町長の答弁の中で、日本庭園を訪問したということで、当然私も一緒に行ってるんですけども、本当にきれいに整備されてて、すばらしい景色だったと思います。阿見にもスーペリアの森あると思うんですけども、何か多少寂しいような気もするんですが、その点はいかがでしょう。今後、例えばちょっと手入れをすとか、そういうことは考えていらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。スーペリアの森は町民の森と隣接しているところがございますので、町民の森は例年ある程度整備はしておりますので、スーペリア市の方がこちらに訪問する際ですね、そういった町民の森の整備とあわせてきれいにはしていきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、ありがとうございます。まあ、あわせるというか、常にきれいにさせていただいたほうがいいのかなというふうな気はしますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それと、これも町長の答弁の中にありました。ドラゴンボートレースのお話あったと思うんですけども、すごい活気があってすばらしい企画だったと思います。ああいった企画というのは、今後阿見町の中でも、例えば参考になるような話だと思うんですね。人を集めてやる中で。どうでしょう、ああいう……。まあ、今の段階で霞ヶ浦を使ってというのは難しいとは思いますが、今後参考になる部分もあると思うので、ぜひ参考にして今後進めていただきたいと思えます。

それと、続いて都市名についての部分なんですけれども、実際交流が始まった平成9年の4月、その1年前から協議して紹介していただいたところがスーペリア、発音も近いということだったんですけども、私は向こうでずっとガイドでつかれていたキムさんという方も都市名のこととちょっと話をしたんですけども、実際あちらの方もどう呼ばれているかについてはそれほど気にしている様子もないんですね。本当におおらかな方々なんで。

お互いがわかった上でやってるなら、それで私は全然構わないと思うんですけども、ただやっぱり日本中、やっぱり地図を見てスペリオールと言ってる中で、何か阿見の人だけがスーペリアっていうのは、ちょっと何か不自然な感じもするんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。ちょっとなかなか難しい微妙なことなんですけども、先ほど町長の答弁にありましてとおり、当初からこの交流をつないでいただい

た駐日事務所の方のスタートがですね、スーペリアというふうにしてきてなじんでいるものですから、この場ですぐ変えますよということもなかなかお答えできませんので、特に英語のオーとエーですか、の発音が日本人はちょっと英語の表記とはちょっと違う受け止め方しますんで、その辺微妙なこともあろうかと思しますので、それは御意見としてお伺いして、今後検討したいと思います。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） はい、わかりました。ここは今までの流れというのもあるんで、スーペリアということで、私もそう呼ぶようにいたします。

以上で質問のほう終わりますけれども、最後にスーペリアで会った全ての方に感謝の意を表さしていただきまして質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、2番藤平竜也君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時25分といたします。

午後 2時15分休憩

---

午後 2時25分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番吉田憲市君の一般質問を行います。

○16番（吉田憲市君） 大竹さん、その前に、傍聴席のね、マイク聞こえないんだって。だから、処置をしてください。傍聴席に声が聞こえない。

〔「福祉部長、福祉部長……。近くにあると大丈夫だよ。マイクの……」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ただいま、8番久保谷充君が出席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

○16番（吉田憲市君） いいですか。

○議長（倉持松雄君） はい、16番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔16番吉田憲市君登壇〕

○16番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆さん、午後から大変御苦労さまです。それでは、私は事前に通告をしておきました次の1点について質問をいたします。

阿見町西部地域に位置する中根地区の今後の開発計画についてであります。

平成3年発行の阿見町市街地整備基本計画において、牛久市北部開発と一体となり、将来の業務核都市の一翼を担えるように、中根地区の約330ヘクタールの整備を進め、業務施設用地と住宅用地を確保する。さらに、近隣商業地域及び都市型住宅地の整備、そして住・工のバラ

ンスのよい市街地整備を行うとあります。そして、その実現を見ることができたならば、すばらしい都市づくりとなったものと思います。が、しかし平成9年に住都公団の事情により、開発の断念をせざるを得なかったと聞いております。

一方、牛久市は着実に牛久市北部特定土地区画整理事業、並びに当町中根地区と隣接する牛久市東下根特定土地区画整理事業が進み、現在当地区内では店舗及び住宅建設が活発に行われております。阿見町中根地区はJRひたち野うしく駅から距離的にも割合近く、また、学園西大通り線の延伸線にも接しております。今後の阿見町の玄関口となる可能性は大であると思われれます。

平成9年に中根地区の事業を検討するに当たり、中根開発4地区連絡協議会が発足し、今後代表者会議を継続していきたいという要望があると聞いておりますが、町としては第6次総合計画において当地区の計画の見直しを図ってはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町西部地域に位置する中根地区の今後の開発計画についての御質問にお答えをいたします。

中根地区のこれまでの経緯について御説明をいたします。先ほど少し吉田議員のほうからもありました。

中根地区は、牛久北部地区との連携を図りながら開発を進める地区として、当時の住宅・都市整備公団から申し入れがあったものであり、平成2年度に阿見町第4次総合計画において、住宅・都市整備公団施行、全体面積330ヘクタールの土地区画整理事業として位置づけるとともに、市街地整備基本計画においても、牛久北部開発に隣接し、業務核都市の一翼を担うことが期待されている地区として、荒川本郷地区とあわせた西部新市街地として位置づけを行いました。

町は、平成2年4月に阿見町西部開発事務所を設置し、全地権者を対象に開発に関するアンケート調査を行い、市街地整備基本計画において中根地区の開発を位置づけし、平成7年10月に全地権者を対象に開発エリアの絞り込みを目的とした説明会の開催、アンケート調査を行ったところであります。平成8年3月に、町と公団でアンケート調査の結果に基づき、中根行政区を中心とする約100ヘクタールについて先行着手するとし、地権者に対し説明会を行い、その後、事業化を検討していくに当たり、代表地権者・公団・町とで中根土地区画整理事業の概要、事業の進め方、土地利用等について協議を重ねてまいりました。

しかし、平成9年10月に公団より社会経済情勢の変動並びに行政改革による公団組織の再編

等に伴う事業の見直しの中で、中根地区の開発を進めていくという意思決定ができない旨の説明があり、平成10年3月に町全員協議会において、公団施行が非常に厳しい旨の説明をし、あわせて、中根・実穀・上本郷・下本郷の地権者代表による中根開発4地区連絡協議会においても同様の説明をし、事実上開発は断念することとなった経緯がございます。

その後、中根地区まちづくり懇談会を開催し、地元地権者の協力のもと町とともに予測される乱開発を抑制し、地域として望ましい開発のあり方を検討するなど、今後も代表者会議は継続していきたいとの要望がありました。

現在、同会議としての活動は特段ない状況でございます。

以上、中根地区についての経緯について説明しましたが、現在までの経緯を踏まえた中で、まず、荒川本郷地区の整備を早期に推進していくことが町としては先決であり、新たな市街地開発の計画は考えておりません。

よって、第6次総合計画において、中根地区の計画の見直しを図るという予定はございません。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 答弁のほうは、ありがとうございました。

私が想像したとおりのね、答弁でした。ですから、今町長のね、答弁の中で荒本地区のね、整備推進を図っていくと。それがまず終わらなければ——ある程度めどがつかなければとかね、ほかのですね、地域の開発、これは今考えられないと。できないっていうんじゃなくて考えられないということだというふうに理解をいたしました。

そこで、西部地域の中に中根地区と荒本地区と、今あるんですが、中根地区のですね、ことについて、非常に深いですね、関係を持っているのが、荒本地区でございますので、ひとつ荒本地区のですね、今の現状についてどうなってるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

質問がね、中根地区だけでしょうよという御不満があるかと思うんですが、中根地区は西部地区の中のね、荒本地区と中根地区というのは切っても切り離せない、今の町長の答弁の中でも荒本地区の整備を充実して、それからという答弁がございましたので、大変深い関係にあると、因果関係にあるということで、質問をしたいと思います。

地区面積がね、荒本はですね、187.5ヘクタール。その中にですね、URの所有地が45ヘクタール、これまとまってんじゃなくて点在してんですよ。ですから、そういう状況の中でね、非常に複雑な地域だというふうに思っております。そしてまたですね、その上に地区計画がですね、されているんですね。地区計画がされてるっていうことは、当然に都市計画法12条5、建築基準法68条の2以降のですね、規制がかけられてるんだよということです。

一般の市街化区域よりはですね、住宅の建設その他のね、条件において非常に厳しい条件に

なるのかなというふうに思います。例えばですね、建物の用途変更、土地の区画の形と質のね、変更など。それから工作物の設置、あと垣根・柵の設置、建築物の用途変更言いましたね、それから敷地の面積、それから建物を建てるにあってもですね、制限——要するに沿道サービス地区Aではですね、こういうものは立ち上げないよと、それから沿道サービス地区Bではですね、これも立ち上げないよというようなですね、規制がかけられるわけでございます。

そうでなくてもですね、今なかなか建物……。今はですね、消費税の関係で駆け込みっていうことですね、一時今、盛んに建物建っているようではありますが、同じ市街化区域の中にあつてですよ、それで、なかなかその地区はですね、URの土地があり、それとまた187ヘクタールも広い。その現状はですね、どうなのかわからないというような、その中で、そこに住宅を求めていくということはですね、非常に困難なのかなというふうに思っております。

この地区計画をするに当たってはね、地域住民、地権者の説明会を設け、この地域のね、計画の案の段階から地域住民の意見を聞きなさいよ、求めなさいよという、その規約があるんですよ。21年にこれ、策定されちゃってますので、その経緯の中でね、説明会はいつどこで行われたかのと、それをお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今後のまちづくりということで、地区で何回も説明会は開催しているところでございます。まず平成16年、今後のまちづくり、地区計画に係る関係5行政区代表者説明会というのを平成16年の1月ですね。続いて2月に地元の地区計画に係る説明会というものを実施しております。それから16年の5月に今後の対応についての説明会ということで、地区計画原案提示というものをそれぞれ開催いたしまして、17年の2月に地区計画の決定、告示というような状況で、何回か説明会をした中で告示したという経緯がございます。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 説明会はそうすると案の前の段階で3回ですか。ということかな。ちょっと私のほうで調べたら21年にも2回してるということなんですが、いずれにしてもね、いずれにしても、この3回という回数がですね、これほかの地区計画、ほかの町のね、地区計画において、これが適正な数字なんですかね。平均的な数字なのか。またその内容も知りたいんですけども、まあ、これはいいですよ。21年に策定されたってことは地域住民が納得したということだったと思いますんでね。これ、適正な回数なのか、平均的な回数なのか教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。回数、適正かっていうことでござ

いますが、町のほうとしては適正ではないかということで、17年に……。それで、議員おっしゃってる21年は、これ変更の告示をやっておりますので、変更の前にも当然議会のほうの全員協議会等でも説明しておりますし、前の時も当然全員協議会のほうで御説明した中で地元の説明会を開いて決定してるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 適正っていうことがね、いろいろ理解によって、皆さんのそれぞれの考えによって、これ適正だって、1回でも適正なんですけど、これはいいといたしまして、この荒川本郷地区のですね、地区決定が策定された、これですよね。いただいたんですけどね、枠組みガイドラインってのがあるんですけど、これはですね、21年の12月に策定されてるんですが、これちょっと荒本のですね、人に見せたらね、見たことないって言ってんですよ。

たまたまその人が見たことないのかもしれないけども、これはですね、町民にですね、いつどのような広報また周知をしたのか。これ勉強不足で申しわけないんですが、お答え願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。毎度その広報については、いつも同じような形になるかと思いますが、広報紙それからホームページにも現在も載せてございます。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） よくホームページ載せた、広報紙に載せたということで、全てこれに限らずね、ほかのものもそういう形で周知したんだという答えがよく出るんですけども、このことに対して町民からの問い合わせ、その荒本地区の人はこれ納得してるんだから、これいいと思いますけども、ほかの地域のですね、人からの、町民からの問い合わせとかですね、そういうものはあったでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） この荒本地区の地区計画についての問い合わせというのは、特段、現在のところございません。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ないということはね、納得しあってないのと、知らなくてないのと二通りあるんですけど、荒本地区の私の知り合いのところこれ持ってったら、初めて見たと。まあ、その人は不勉強なのかもしれませんが、これ、ないっていうのはね、やっぱりホームページに掲載してもらってもなかなかね、インターネットでホームページ開いてね、するっていうのは、私ぐらいの年齢になるとね、非常におっくうなんですよね。

ですから、そういう意味で、この地域の土地を買って、それで家を建てようという、その関心のある方はね、当然に設計事務所なり不動産屋さんなりね、その方に言われるでしょうから確認はするかと思うんですが、これですね、非常に知らない人が多いと思うんだよね。ですから、何らかの方法でまた再度ですね、周知をしたらいかがと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。同じになってしまいますが、今後とも総務のほうと調整しまして広報紙等に掲載したいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） しっかりですね、町民の皆さんに周知できるような方法、広報紙でもいいですしね、または持って歩いてもらっても結構です。これはですね、広く知らしめてあげてください。知らないでここを買い求めたということだね、こういう制約があったのかと。何だこれ、確認申請のほかにもう1個届け出が必要じゃないかと。これに合っていなかったらね、これ勧告受けるんだぞなんて重要な法律ですから、これひとつね、周知するように、徹底周知するようにですね、お願いしたいと思います。

で、町長はですね、前にもですね、お伺いしたんですが、現場主義だと前にも言われてんですね。非常にいいことだと思うんです。荒川本郷地区のね、現地っていうのはですね、当然見ておられると思うんですが、今の現状を見てね、どのように思われますか。町長。荒川本郷地区を見て。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 町長ね、現場主義でね、こういうものまで出ちゃってるんだから、これは現場ですね、ごらんになってください。187.5ヘクタールってかなり広いですよ。それを住宅に今しようと思ってる。ね。で、こういう景気の中でね、果たしてあの場所が住宅になるのかどうか。早急にですよ。で、これが片づかないと、次移れないと。こういう状況なんですから、これぜひともですね、ごらんになって再度認識を深めていただきたいと思います。

それからですね、この187.5ヘクタールの中にはですね、住宅ゾーンっていうのがあるんですね。沿道と一般とあわせてね。実際には172.5ヘクタール。これが住宅を建てようという場所ですよ。現在の進捗状況というかですね、21年に制定されて約3年8カ月の間がたったんですが、この間にですね、何件の申請があつてね、建物建てますよって何件の申請があつて、また地区計画に沿わないで勧告した件があれば、その件数を教えてください。

○議長（倉持松雄君） 都市計画課長大塚芳夫君。

○都市計画課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。地区計画につきましてはですね、平成17年2月1日から策定しておりまして、先ほど言いましたけども、平成21年7月に地区計

画の変更をしております。あわせてですね、平成17年度からですと地区計画で上がってきておりますのが72件ということでございます。

以上です。

それに対しての、勧告とかそういったものは今のところありません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 17年から現在だね、24年度までね、72件しかない。1つの建物がね、1ヘクタールも2ヘクタールもね、大きいような開発をするってことはあり得ないですから、当然この地区整備計画もあることですね、そうすつとせいぜい100坪とか坪単位ですね、ものであると思うんですよ。この72件というのは。

そうしますとね、172.5ヘクタール、これを埋めるのにはですね、気の遠くなるような——今の進捗状況ではね、気の遠くなるような年数がかかるんじゃないかと思うんですが、町長ですね……。現場見てないっていうんでしょうがないな。

町長も不動産業やってますんでね、その辺は見て、どういう土地なのかとか、プロですから、ですから、どのぐらいのね、期間がかかってここが完成するののかというのはおおよそ見当はつかれると思います。その数字は膨大なもの。ま、現場見てないからね、答えらんないと思いますが、かなりのですね、期間がかかんじゃないかなというふうに私は思います。

それとですね、この地域は一般の市街化区域と同じようにですね、色塗りされてますんでね、都市計画法の中の管理ですから、当然に都市計画税というのがですね、かかってんじゃないかと思いますが、その点はどうですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。議員おっしゃるとおり市街化区域ということですので、都市計画税はかかっております。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 町長は一部は見てんでしょうけど、通ってっからね。その中でね、一般の市街化地域と同じように都市計画税を払ってと、お支払いしてんだよということなんです。そうすつと、中央地区とですね、この西部地区——要するに、この今ですね、荒本ですね、土地が、同じですね、都市計画税を払ってですよ、片方は便利な生活してなんですけど、非常に都会の中に住んでると、それで片方が、失礼ですけど、未開の地にあるというところですよ、同じ税金を払うと。

それに対して、まあ税金ですからね、行政不服審査法でもかけなけりゃ、行服でもかけなけりゃ文句は言えないんでしょうけども、これ町長ね、現場ごらんになってね、同じこれ税金課



していいのかなと思いますよ。ですから、これ町長はね、さっきおっしゃったように荒川本郷地区のね、充実を図ろうとしてるでしょう。ですから、その期間、これ税の猶予とかね、何かのね、措置は考えるおつもりはありますか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは皆さんもかかわってきてるわけですよ。あそこ187.5ヘクタール、これを市街化区域でいいんだよって、地域の人もそう言って容認したわけでしょう。そういう地区ですよ。そういう地区ですよ。

そういう地区を何とか町としては早く土地利用をさしてあげたいっていう、これは当たり前の話で、そりゃいろいろもんもんはあるかわかんないけど、やっぱり地域の人の立場に立って言えば、それはいろんなことが考えられるけど、皆さんが容認して、あそこは市街化区域でいいですよっていう場所にしたわけですから、それを町は本当に市街化区域としてどう使っていくか、どう開発をしてもらうかと——民間等にね、やはりやっていただけるような状況を、やっぱりつくるためには、どういう政策をしていくか。また、6次総合計画等でいろいろ土地利用に関しても、非常に大事な点かなと思う。

私は、吉田議員と違って玄関口はあの地域だと、阿見町の玄関口はあの地域だと思ってます。今からの中根開発は、とても町としてやれる状況ではないし、その点やはり今市街化区域である187.5ヘクタール、これを英知をね、皆さんで英知をやはり出し合って、それこそ何かいい提案を、そういうマイナス思考じゃなくて、いい提案をしながらいい方向に持っていくのが、やはり、議員としてもそういう意見が欲しいです。そういう提案をしてもらえないと、そう私は思います。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 私が聞いたのは、今の現況のね、荒本地区、これからは町長はあそこが玄関口だと思ってる。まあ、1丁目1番地だという話も聞いてますんでね、これよく言ってるからね。その現実ですよ。今、どういう状況になって、1丁目1番地になるのは、じゃあいつですか。ということになっちゃうんですよ。

そしたら、今あの地区の人とね、中央地区の人と同じ市街化区域の中で恩恵の受け方が違うでしょう。ですから、その辺は税の公平性っていうのを……。私はこれ前の町長にも質問したことあるんですよ。前の町長は、あんた考え方おかしいねって言った。なぜだと。都市計画税ってのは、みんな広く集めてね、それで優先順位で使うんだから、これは平等なんだと。そうじゃないでしょう。荒本地区行ってみてくださいよ。よく私、都市計画税なんて払ってると思いますよ。あそこは。

ですから、そういうことも加味してね、1回ごらんになって、それでまあ何らかのね、ある

程度中央地区と似たり寄ったりの状況が来るまでは何らかの措置をとるといような形をですね、考えないつつうんならしょうがない。お願いするしかないけど、これは考えていただきたいなっていうふうに思います。

いよいよですね、中根地区に入ります。私よくですね、実穀から中根地区を抜けてね、牛久・東下根特定区画整理事業区内を通ってね、今名称ひたち野東3丁目、4丁目というんですけども、中根地区と接しているところでしょうね、実穀から行ってね、ぶつかって。あそこ通ってよく学園のほう行ったりですね、取手の方面行ったりするんですよ。まあ、阿見町の中根地区とね、牛久地区、これはですね、見たらね、本当にですね、都市と農村部——農村部って言っちゃあ失礼で、ごめんなさいね、農村部とではっきり分かれた、こうゆうにね、私はそう感じるんですよ。恐らく阿見のほうから行った人もね、向こうからきた人もね、そう感じてんじゃないかと思う。

この地域はね、意外にひたち野うしく駅に近いんですよ。それで牛久のほうはね、どんどんどんどん開発されてるの。マンションは建ちね、店舗は建ち、住宅なんか前の牛久の中央運動公園、あの辺までびっしり建っちゃってますよ。その中で、阿見はね、阿見地区へ入ると本当に街灯1つないから、本当に寂しいところなんですね。

ですから、当初ですね、計画では牛久市北部と、それから東下根地区と阿見の中根地区、これは住都公団のね、薦めもありまして、一体を図ってですね、開発していこうじゃないかという計画があったわけですよ。すばらしい計画、ここにありますがね。すばらしい計画があったんですよ。ですから、これね、町長は玄関口そこじゃないって言ってっけども、玄関口じゃなかったって勝手口だっていいですよ。とにかく入り口には違いないんですから、これから将来ね。ですから、これ荒本地区をですね、今から整備して、それが終わってからと言ってますとね、あそこは本当に手おくれになる。

これから重要な、私は地域じゃないかというふうに思います。ですから、何としてもね、これ、将来のことを考えますとね、どうぞ地区の見直しをして、事業計画を検討していただきたい。検討する余地はありますかって質問を書いたんだけど、ないって言うからいいです。

まあ、第6次総合計画、こないだね、内示の案が出ました。その中ではですね、いろいろこう書いてあんですよ。人口のことについて書いてある。将来人口の見通しっていうことで。書いてあるでしょう。まあ、将来人口の見通しが示されておりますが、我が国は少子高齢化が進んでます。

本町は20歳から30歳を初めとした若年層の割合が減少しないようしっかりとの方針、施策を展開して、これをもってこれが必要だというふうに書いてあります。で、社会を支える若者たちの減少を食い止め、町全体の活力を保ち、持続可能な町を形成するんだと。安心して子育て

てができる環境整備を行い、若者世代や子育て世代の流失を食い止める——食い止めるってのがすごい表現ですけども、とともに、町外からも人を呼び込める魅力のある宅地住宅の供給を図りますよと。そして平成35年には5万人を目指していくんだよってということで書いてあるんですよ。

具体的な施策、しっかりとした施策ってのは、方針・施策って書いてありますが、具体的に何をやるってことは書いてないですがね。要はですね、若年層や子育て世代の流失を防ぐ、1番ね。安心して居住できる。そして町外から人を呼べる魅力ある宅地住宅を供給すると。この3点が主なる趣旨かなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在、第6次総合計画策定中でございます。今吉田議員が言われたところは基本構想——ほぼ固まっていますけども、基本構想の部分でございます。それで、10年後の将来人口の見通しが5万人というふうに設定しまして、なかなか5万人達するのは厳しいような見込みなんですけども、今吉田議員が申されたような施策を打ってですね、何とかその目標に近づけていこうというようなことで、今言われたとおりのことでございます。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） それじゃ、5万人に向けてね、要するに地域を……。私が言ってるのはね、魅力ある宅地住宅の供給と、これがなかったら人なんか来ませんよ。あとね、活気が必要なんですよね。それは、まさにね、今これ、こないだ何ですか、内示でね、基本構想の中で打ち出したのはですね、ここが牛久市との違いだなというふうに私思っています。

昨日永井議員のね、放射能の除染の件もありましたが、やらないよという話でした。ところが牛久市ではね、牛久市ではですよ、個人の家庭の除染はおろかね、今はやってないんですけども、子供たちへの体内被ばくの測定——これは東海村のほうまで引率、連れてね、または、自分の車で行く場合は補助を出して、これやってたんですよ。まさに子育て世代への安心を与えてるんですよ。隣の町はね。ですから、要するに建物だって何だってどんどん建ってるじゃないですか。

このようにですね、きめの細かいね、市民に対する住民サービスってのがですね、これが必要じゃないかなというふうに思います。その辺どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何か中根から荒川本郷から、今度は総合計画ってということで、ちょっと飛び過ぎちゃってんじゃないですか。特に、私聞きたいのは、中根開発は今からやって何十年後にできる。だから、やっぱり総合計画の話じゃないわけだから、中根開発に対して

どうのこうのって言って、荒本に来てね、またどうのこうのでは、全然議論がかみ合わないじゃないですか。中根開発をどうしてやらないんだとか、どうだっていう話ならわかりますけど、何かそれでは、全然こちらにね、提出した一般質問と変わってしまうっていうね、そういう感じを受けますけど。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ですから、一番最初にね、中根地区と荒本地区っていうのは深い関係にあるから質問しますよって言ったでしょう。それで、私は何を言いたいかっていうとね、この基本計画の中で人口増やしてくって言ってますよね。

だから、町長と意見がかみ合うわけじゃないじゃないですか。だって玄関先も違うんだもん。玄関口が違うんですよ。私は玄関口は、町長は勝手口だと思ってる。だから、だからそれをね、私に対して、じゃあ何年にできるんですかと。私は荒本地区何年にできるんですかと聞かなかったでしょ。それは答えがないから聞けないんですよ。私が質問してるのに、なぜ私に質問を投げかけるんですか。それがよく私にはわからない。私に中根地区は何年にできるんですか、その質問する根拠は何ですか。

○議長（倉持松雄君） 吉田議員に申し上げます。

○町長（天田富司男君） 全然違う。

○議長（倉持松雄君） 吉田議員、この通告書、通告書には「今後阿見町の玄関口となる可能性は大であると思われまます。平成9年に中根地区の事業を検討するに当たり中根開発4地区連絡協議会が発足し、今後も代表者会議を継続していきたいとの要望があると聞いておりますが、町としては第6次総合計画において当地区の計画を見直しを図ってはいかがですか。お尋ねします」と書いてあります。

〔「そのとおり。吉田さんの質問のとおりだよ」「見直し」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） 議長。

○議長（倉持松雄君） はい、吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） その件に対してね、あんたの聞いているのは西部地区の中根地区だけでしょうよと、何関係ないとか聞くんだよという話をね、思うかもしれませんが、一番最初に言ったでしょ。西部地区の中根地区に至るには荒本の質問しないといけないから、これは非常に深い関係にあるんで、質問しますといったときに、議長じゃあなぜ注意しないんですか。

〔「いやいや、議長に質問したら……」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） いやいや、議長がそうやって言ってるから議長に説明をもらおうじゃないか。

〔「議長が許したんですよ」と呼ぶ者あり〕

○16番(吉田憲市君)　　そこでそのとき議長許したんだよね。そうでしょう。まあ、町長がね、荒本の現場をまず見てない。見てないでね、じゃあいつごろできるのかって私は聞かなかったですよ。答えできないから。ところが逆にね、中根地区いつできんだっていう質問、これはもう私はわかんないね。そういう神経がわからない。ね。

〔「最初から質問やり直したらいい」と呼ぶ者あり〕

○16番(吉田憲市君)　　そうじゃなくて、荒本地区はこういうふうにできるんですよと。ちゃんと経過、ビジョン示してくださいや。現場見てきて。ね。

まあ、私が言いたいのは、中根地区はね、これから放っというたんでは手おくれになりますよと。1日も早くですね、あそこを見直して、そして玄関口じゃなくていいですよ。勝手口で十分ですから、そういうふうな明かりを見せないと、若い人がね、集まらないと。これ基本計画書いてあんじゃないですか。安心を与えるって。安心を与えてないじゃないですか、皆さん。

ですから、ひたち野うしくをね、中心に本当は延びたわけですから、ですから、たまたま住都公団の事情によってね、計画を断念しました。今はですね、考えられないって言うんじゃないで、将来的に考えていってほしいというふうに思います。ひたち野うしく駅を中心としたね、近代的な建物が建ち並んで、著しい発展を遂げている牛久地区の現状とね、まさに牛久地区は活力があふれてますよ。幸か不幸か隣接する阿見町とはね、どちらが若い者、若者・子供世代を引きつけることができるか、こんなのは一目瞭然でしょう。今すごい活気があるじゃないですか。

〔「そうすると答弁まで違う」と呼ぶ者あり〕

○16番(吉田憲市君)　　そうでしょう。だから、そういうふうに思うんです、私は。ちなみにね、今の若い者はですよ、若年層は、荒川沖周辺よりもね、ひたち野うしく駅周辺、特にですね、北部が新しい小学校ができたらしいですよ。大変魅力があるという話も聞いてます。ですから、誰が見てもですね、牛久のすさまじい発展。それと比べてですね、阿見町の中根地区の本当にですね、おくれた地域、これを見たらですね、ほかの地域からね、牛久の地域から、じゃあ中根——阿見町へ住みましょうって人はね、よほどの事情がなければ来ませんよ、これ。もっと活力あるね、何かやってください。あと半年あんでしょう、任期が。そん中で頑張ってくださいよ。

というふうに……。とにかくやらないって言うんだから、やれないやらないって言うんだから、これね、ひたすら私は一議員ですから町長さんをお願いし続けるということしかないと思います。ね、答弁つつつてもやらないつつつ答弁ですから結構ですけどね。まあ、この中根地区をですね、真剣に考えて取り組んでいっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 吉田議員，まだ終わっていないんですね。

〔「少し早かった」と呼ぶ者あり〕

○16番（吉田憲市君） いや，終わった。

○議長（倉持松雄君） いや，ああ，そうですか。

それでは，これで16番吉田憲市君の質問を終わります。退場して結構です。

次に，13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆様，こんにちは。本日の最後ですので，しばらく御辛抱をいただきたいと思います。

それでは，通告に従いまして質問させていただきます。

阿見町の教育について，4点質問いたします。

まず1点目，学力テストの分析結果について。まちづくりは人づくり，人づくりは教育にあり。教育がテーマのときは，このフレーズを必ず言わせていただきます。まちづくりにとって教育は最重要課題であり，最優先の領域でありますから。

昔から子供は宝と言われますが，この少子化の時代においては貴重な宝であり，ダイヤモンドの原石と同様無限の可能性を持ち，光り輝く将来があります。もちろん磨かざれば光なし，ただの石ころに過ぎません。少子化は深刻です。今年のごどもの日，総務省がまとめた人口推計によると，15歳未満の子供の比は前年度より15万人減の1,649万人。1982年以降32年連続で減少という驚くべき結果で，総人口に占める子供の割合は12.9%。これは過去最低の記録を更新したといえます。

茨城県はというと，38万4,102人で県総人口に占める割合は13.2%となります。こちらも過去最低を更新したということですから，現実に子供一人ひとりには本当に貴重であるということが確信できます。一つ一つの貴重な子を磨き，将来の町や国，世界で活躍できる子供を育てる，まさに教育に託された使命であります。

義務教育時代は，学習においても人間形成においても一番重要な基礎基本の力を養う大切な年月です。昔は——私の時代では，中学校を終了後就職し社会に出て生活しました。そんな同級生でも今では会社を経営する人もいますし，大きなお店を切り盛りしている人もいます。生きる力も持ちました。この9年間の義務教育の基礎をしっかりと身につければ，それを応用しつつ人生は生きていけるのです。基礎基本が学習面・生活面で身につけているかどうかを判定するための貴重な資料となるこの全国学力テスト——正確に申しますと全国学力・学習状況調査です，今年は何年ぶりの悉皆調査で実施されました。

その目的には、こう書いてあります。義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てる。以上のような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することです。端的にすると、児童生徒の学力や学習状況を把握すること、継続的な課題の分析を行い検証と改善を図るとなります。

平成19年度から実施している調査で、小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象として、国語、算数・数学の教科で調査しています。A・Bの領域がありますが、Aの領域は知識に関する調査、B領域は応用・活用に関する調査です。それと学習意欲、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査です。

昨年の報道タイトルは、「漢字を書く力が衰えた、66%」という見出しでした。今年は「学力テスト基礎力改善」とか「基礎力の定着進む。読解や記述に課題」という見出しでした。今年の県平均の結果は、小学6年の国語Aの領域では、全国平均62.7、茨城県平均63.7、プラス1.0。これは全国47都道府県中順位は20位でした。国語B、全国49.4、県49.7、プラス0.3、順位20位。算数A、全国77.2、県77.2、23位。算数B、全国58.4、県58.9、プラス0.5、18位。中学3年、国語A、全国76.4、県77.2、プラス0.8、14位。国語B、全国67.4、県69.5、プラス2.1、6位。数学A、全国63.7、県62.9、マイナス0.8、30位。数学B、全国41.5、県42.1、プラス0.6、21位。と、8分野中7分野が全国平均を上回り、中学3年の国語Bの順位は初めて一桁台となりました。

全国ベスト3は秋田県、福井県、石川県。最下位は沖縄、北海道でした。本県は昨年と比較しても、今回の全国平均と比較しても向上が見られたことがわかります。大変喜ばしいことでもあります。しかし阿見町の状況はいかがであったのでしょうか。どのような課題が見えたのでしょうか。悉皆調査に戻り、さらに抽出調査では初めて保護者の生活状況と学力の相互関係を見る調査なども行われると聞いております。

結果の分析から見えてきた、阿見町の児童生徒の基礎基本における弱点と課題は。そして、それを克服するための対応策、取り組みはどのようになされているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目、幼小、小中、中高の一貫教育について。先ごろ6・3・3制を見直すという安倍総理の発言があり、小学校、中学校、高等学校の教育を見直す方向も出てきたような空気があるようですが、幼稚園・保育所の幼児から小学校1年生になるときに陥るジェネレーションギャップ、小学校から中学校へ移行時の中1ギャップ、それぞれ進学時期の児童生徒の精神的不安が心身に不調を来し、学習意欲の低下を招き不登校になっていく。このような児童生徒の出

現をなくすためにもこの教育のあり方を検討する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、幼小・小中・中高の一貫教育の導入はどのようなのでしょうか。幼児期教育から小学校教育への継続、小学校教育から中学校教育、そして高等学校教育、各学校間の円滑な接続、教育が連続性、一貫性であることが望ましいのではないのでしょうか。各学校の先生方が学校段階にわたって教育を見直し、円滑に継続・接続することによって、進級・進学する児童生徒から精神的不安、負担を取り除き、学ぶことの楽しさを持続してもらいたいと思うわけであります。

導入され、実施しているところもあります。一貫性の教育についてのお考えをお伺いいたします。

3点目、小学校の専科教員の導入状況について。先生方の超多忙な毎日は御存じと思いますが、現在の学校は週5日制で月曜から土曜ではなく金曜日までですから、5日間の中にぎゅっと押し込めた時数は、朝から夕方までゆとり教育という名のもとで休む時間もなく超多忙な日々を児童生徒、先生が過ごしているわけです。先生方にとって特に準備・予備・実験を含む理科、家庭科などは休み時間なく追われています。

ここに専科の先生がおれば、楽しく興味を抱かせゆとりを持ってできましょう。何より技術を要する科目は、やはり引きつける力が違います。普通に私がぼろぼろっと弾くピアノよりもぼろーんとすてきな音になれば感受性の豊かな小学校の児童は飛びつくでしょう。感性を磨く上にも専科の先生の導入は当然有効であります。

この件につきまして、前にも質問いたしました。専科担任モデル事業として阿見第一小で理科の専科をとおっしゃいましたが、その後1校ずつ増やしていくとおっしゃいました。その後の進捗はいかがでしょうか。お伺いいたします。

4点目、土曜日授業復活説の真意について。ゆとり教育は一部から学力の低下につながったと批判されております。文部科学省では、小中高生の学力向上に向け土曜日の授業を行う公立学校への補助制度を設ける方針だということです。土曜日の復活はあるのか。これについての状況と今後の方向性をお伺いいたします。

以上4点をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学力テストの分析結果にお答えします。

学校では、全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、授業の改善に活かしたり、職員研修を充実させたりしてきたことにより、平成21年度の調査に比べ平成25年度は国語科、算数・数学科の平均正答率が全国平均を上回る学校が増えてきました。



平成21年度の調査では、算数科や数学科における知識や活用に関する問題に課題がありました。学校では基礎・基本の確実な定着を図るための授業や、数学的な思考力・表現力を高めるような授業の工夫改善に力を入れてきました。このような取り組みが平均正答率の向上に要因したと考えております。国語科においても同様に平均正答率が向上しております。

また、学習状況調査からは、1日当たりの家庭での勉強時間が増加し、自分で計画を立てて勉強している児童生徒も増えてきたことがわかりました。学校では、家庭学習の手引などを作成し、家庭での学習にも力を入れてきたことも要因といえます。このように児童生徒の意欲の向上もあり、阿見町の児童生徒の学力は着実に向上しています。

第2番目に、幼小一貫・小中一貫・中高一貫教育についてこれからの方向性は、についてお答えします。

小中一貫教育については、全国各地でさまざまな形で行われておりますが、それぞれの成果と課題等を調査し、検討しながら見極めていきたいと考えております。

次に、小学校の専科教員の導入状況についてお答えします。

阿見町では少人数加配教員を理科の専科教員として配置しております。また、音楽の専科教員を配置している学校もあり、専門性を活かした教育を行っております。

最後に、土曜日授業の復活説の真意は、についてお答えします。

新学習指導要領の全面実施で、授業時数が増加し、平日の時間割が過密になり、児童生徒や教員の負担の増加が懸念されております。授業時数は増えましたが、土曜日休業の現行の時間割でも授業時数は確保されております。阿見町としては、国や県の動向を踏まえ判断していく考えです。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時37分といたします。

午後 3時27分休憩

---

午後 3時37分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の質問を続けます。

○13番（浅野栄子君） ただいま教育長さんから阿見の教育は着実に向上しているというお話を聞きまして、教育委員会の皆様、そして先生方に敬意を表します。ありがとうございます。特に国語では全国6位という快挙でありまして、これからも国語教育に力を入れていただきたいと思っております。

しかして、その要因として家庭学習をよくやっていると。それから意欲が向上したと。そう

いうお話がありましたが、そのほかにですね、学力が向上した要因というのは何だったのでしょうか。もう少し具体的にありましたらお願いします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 先ほど教育長の答弁にもありましたが、1日の平均当たりの学習時間が伸びているというようなことがありました。それ以外に、土日の勉強時間——土曜・日曜は学校は基本的にないわけですけども、要は自分で自主的に学習する土日の勉強時間が増えているということがあります。

それと関連しまして、生活のほうの状況のほうも調査しておりまして、家の手伝いをしていると。そういう手伝いをしている子供たちの数も前回の調査に比べて増えております。それともう1つ、自分で計画を立てて学習を進める、そういったことができるようになった子供たちも前回の調査に比べて阿見町は増えていると。そういった状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。それを継続する方向でよろしくお願いいたします。

その中でですね、中学3年生の数学A、これは全国平均をちょっと63.7と悪いんですが、こちらは62.9ですね、この茨城県は。マイナスポイントはこれだけなんですね。この30位というのはね。この点はどのような要因があるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 当町におきましても、算数・数学の知識を問うAの問題につきましては全国平均というものに若干届かないというようなところがございます。各学校におきましては、ドリル形式で、あるいは計算検定をやったりとかいろいろ努力をしております、かなり前回よりも平均に近づきつつあると。各学校の努力には本当に敬意を表するところなんです、浅野議員かなり御心配だと思うんですけども、かなり平均に限りなく近づいてきている、そういう状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。向上しているというその言葉を聞いただけです、大変安心いたしました。それが継続できるようにこれからもよろしくお願いいたします。

さてですね、やはり子供の向上——学力向上には、先生方のかかわりが大変重要だと思われ、ます。教員の指導力、そういうのを高めるための研修体制というのはどのように行われているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 各学校におきましては、研修体制がかなり以前よりも充実してきております。研究主任を中心に毎年何について研究するかというのを前年度に研究をしまして、そして、次年度その研究主題をもとに研修を進めていく。現在は、ほぼ11校全てが学力向上についての研修を中心に進めているというところでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 上位の県である福井ではですね、県独自の学級編成を、基準を決めてですね、少人数教育を進めているそうなんです。阿見町の、もう小学校はですね、少人数ということで、もううちのほうも随分少人数になっておりますけれども、中学校の1クラスの人数というのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 中学1年生に関しましては35人学級を実現しております。2年生・3年生につきましては40人ということなんです。35人を越えている学級は、ほぼ阿見町ではございません。少人数指導を充実させるということは、やっぱり人的な配置も必要です。これは、県にも相談しないといけなくて、どの市町村でもたくさんの先生が欲しいというところなんです。予算との絡みもありますので、なかなか実現していないというのが現状です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり成績がよいというところは少人数学級というのがですね、基本になっているようなんですね。でも今お聞きしましたら、中学校でも35人からということですので、やはり少人数というのは心が届く、目が届く、そして顔が見えると。で、一番少人数学級で必要なのは、小学校はもちろんなんですけど、私は中学校だと思うんですね。ですから、できれば中学校1クラス30人ぐらいの学級で一人ひとりがきちんとわかるような教育が必要ではないかと思うんですね。予算の関係でできないとおっしゃいますけども、加配とかそういうのを考えていただいて、少人数学級、中学校で落ちこぼれがないようにお願いしたいと思えます。

それから、5年間ずっと1位を守り続けた秋田県。全国から先生方が研修に訪れているそうですが、阿見町ではいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 阿見町のほうで現在秋田県のほうに先生を派遣すると、研修してきなさいというような計画はございませんけれども、身近なところで、例えば中学校の先生が本当に丁寧に指導をする小学校の先生の授業を見ると。そういった授業を見る会というのを中心に——ほかの先生の授業を見るというのは本当に勉強になりますので、また見られる先生も一生懸命勉強すると、そういうふうにしてお互いに勉強しながら町内で、あるいは身近なところ

でいうと、近隣の研究会・発表会などに出向いて、そういった先進の教育を見てくると。そういったことはやってございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。やはり先進校または……。数年前ですかね、十何年前ですね、自分が在職していたときにはですね、長野教育というのをね、1年に1度研修にね、各学校から四、五人代表してですね、研修しに行ったという経験があります。やはりそれを見てくるとですね、あっ、素晴らしいという感じがするんですね。

で、行ったときは夏休みが終わったときの——長野はちょっと夏休みが少なく冬休みが長いんですね。で、夏休み明けの次のときに、だから音楽をやってたんですね。音楽が30人ぐらいでば一っと素晴らしい音色でやっていて、でも先生はじーっと聞いていて、そして終わりましたら先生がですね、何小節の何番、誰々そこ間違った、それからここはちょっと出だしが遅かったと、こんなふうにおっしゃったんですね。はあ、さすがプロだな。私たちは、いや、素晴らしいって聞いただけなんですけど、間違ってる、おくれてる、何とかってきちんと指示をできるという素晴らしい先生だったんですね。

やはり、素晴らしいっていう、皆さん感動してきました。やはり聞くのと実際に体験するのは違うんですね。ですから、素晴らしいと思った先生、それから学校は、ぜひぜひ視察研修をしていただきたいと思いますが、旅費の関係もあると思いますが、なるべくですね、行っていただきたいと思います。

それからですね、学力テストを受けた児童生徒は、小中学校を対象にアンケート調査が行われました。その中に、小学生は英語が好きだっていうのが76%、中学生になるとちょっと53%ということで、2011年から小学校の五、六年生、週1回の、これ外国語活動が今は入ってきて、必修化しておりますけれども、独自に低学年から始める小学校が増えているといえます。この阿見町はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 確かに小さいうちにですね、英語に触れてなれていくというのは大事かと思います。ただ、やはり一、二年生——低学年のうちはまず日本語をしっかり勉強して、基礎の部分を勉強してもらおうというのが大事かなというふうに考えております。ですので、阿見町では現在のところ低学年からの導入は考えておりません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、次に小中一貫教育ということで質問させていただきます。先ほど小中一貫校ってというのは見きわめてから検討するというお話がありましたが、取手市

ではですね、もう平成23年度から施設分離型の小中一貫教育を進めていると。龍ヶ崎でもですね、連携型の教育を各中学校区単位で実施していると。このような状態です。小中学校の先生が、やっぱり授業を相互参観したり合同研究会を実施するというこれは、指導内容とか方法について、共通理解をして指導方法の改善に役立てられるということですね、同じ学校に小中入れるのではなくて連携という形で、小学校の先生が中学校に行ってみる、中学校の先生が小学校に行ってみる、そういう交流を図るとい、こういう点ではいかがですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 以前にも同じような答弁をさせていただいたことがあるかと思うんですが、先ほども話しましたが、阿見町には3つの中学校がありまして、その中学校の傘下の小学校あわせたそれぞれの中学校区ごとに、教育推進委員会という組織がございます。そこでは、研究テーマを決めまして、各学校ごとにそのテーマをおろして研究を進めていると。

最近——ここ二、三年の中で、そこに付け加えられたものとしまして総合的な学習の時間とか、それから英語活動、それからキャリア教育、そういった9年間を見通しての学習が必要であるというようなものについては、各学校の教育計画を持ち寄りまして、教育計画のほうの見直しを行うということを行っています。

それから、学習上あるいは生活上の決まりを共通理解を図って、小学校から中学校に行ったときに、いろんな小学校から中学校集まりますので、自分の学校ではこういうことは許されていたけどこっちの学校では許されていない、そういったことが起こらないように学習上・生活上の決まりを決めて、中学校に入っても共通の決まりで生活ができると。子供たちも安心して生活ができる。そういった取り組みもここ二、三年の間で行ってきております。そのせいかどうか分かりませんが、中学校での不登校率の出現も右肩下がりといえますか、徐々に減ってきているというような状況です。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、中学校の先生が小学校へ異動したり、小学校の先生が中学校に異動するという、そういう事例はありますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 傘下の小学校におられる先生もおられますし、町外から来られるという方もいますけれども、小中の交流というのは茨城県は積極的に進めている、阿見町もそのとおりでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり共通理解に立つということはですね、そこに行ってみないと

わかりませんので、交流を密にさせていただいてですね、人事交流、それから普通の研究会はもちろんですけれども、人事交流がきちんとでき、気軽にお話し合える、全然関係ないというんですね、中学校と小学校がとても冷たいんじゃないんですけど、小学校のときはとってもいい子だったのに中学校のときにはね、暴走族になってしまった、中学校の先生は何を指導しているのかなと、そういう不信感があらわれるという、そういうことがないとも言えませんね。ですから、やはり交流は密にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、専科の教員のことなんですけれども、児童の豊かな感受性の高いときこそ専科の先生が必要であると、そのように私も思います。ここの阿見町教育振興基本計画と、こういうのがあります。これはすばらしい、本当に皆さんの努力の結晶というかですね、すばらしい基本計画ができたと思います。でも、できたというのはこれがスタートで、これから実践をすると、それが一番だと思うんですね。

この中の41ページの学習意欲の向上というところに、その専科の先生のことについて書いてあります「小学校高学年における教科担任制の導入。教員の専門性を活かした学習指導を行うことで児童生徒にとってよりわかりやすい学習効果の上がる学習指導をすることができ、学校内の教員の学習指導に対する研修の機会ともなることから、小学校高学年における教科担任制の導入を図ります」と記されております。

この教科担任制の導入は、いつどのように、どこの学校に導入していくのか、その計画性、方向性をお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 現在のところ、具体的にどこの学校にいつごろ導入するということは計画はございませんけれども、各学校ごとに例えば3クラスある学校であれば、国語はこの先生が見ますよ——1組も2組も3組も国語はこの先生が見ます。じゃあ、そのかわり2組の先生は、私はじゃあ社会を見ますよと、そんなふうな授業交換という形で専門性を活かしての指導はしております。

それと、先ほど教育長が答弁したように、理科に関しては、阿見小学校、本郷小学校、阿見第一小学校で専科を導入しております。それと、町内1校だけなんですけど、音楽で専科ということでやっております。

先ほどもお話ししたように、人的な、最終的には財源費も関係してくる部分ですので、どこの市町村でももう、1人でも多くの先生が欲しいと要望はしていますが、やはり割り当てがありまして、なかなか思うようにいってないというのが現状でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今、国語とか社会とかっておっしゃいましたが、私は超多忙さまで

すね、解消するために、例えば、その理科です—準備それから実験の方法、それから体育—普通に走るんじゃなく、そのプロの人が何かをこうちょっと言うと、今までのろのろだったのがぴゅーっと走り……。まあ、そのぴゅーまでいきませんが、変わると。そういう専門的なもので、国語・社会だったら誰……。誰でもできるということはないですけども。これはですね、やはり先生方の超多忙さと、それからその感受性を高めるための、ね、それなので、国語・社会じゃなく音楽・理科・体育の方面だと思うんですけど、それはいかがですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 先ほどお話をいただいた国語は1組の先生が、社会は2組の先生がということでも、実は多忙が解消できるんです。というのは、中学校の先生は1年生の授業4クラス、2年生の授業3クラスというふうに持つ場合、1年生と2年生の授業の準備をしてればいい。で、小学校の先生は1回の授業の準備、やったらもうそれで1回で終わっちゃうんですね。ところが、その1回の準備を3クラス分使えれば時間的に余裕ができるということで、多忙感は若干解消できるかなというふうに思います。

それとやはり、体育・音楽そういった技能を要するようなものについては、そういった専門の先生の指導でかなり子供たち伸びが違うかなと思うんですが、小学校は全科という免許で配置されてますので、必ずしも音楽が専門の先生がその学校にいないという学校もあります。体育の専門の先生がいないという学校もありますので、その辺の免許の関係もありまして、難しい部分もあるのかなと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは教育長をお願いします。

今年の人事は地元のすばらしい校長先生が、各学校の校長先生になられて、すばらしい人事だったと。ありがとうございます。で、今おっしゃいましたように専科の先生がいないと。そういう先生をですね、人事でですね、目を光らせて、すばらしい先生を阿見町に導入するように、来ていただくようによろしく御提案お願い申し上げます。いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） ちょっとよく意味がわからないんですけど。

○13番（浅野栄子君） すばらしい先生の人事をね、お願いしますと。

○教育長（青山壽々子君） もうそれほどこの市町村でもすばらしい先生を自分のところということで頑張っているところで、私も全くそのとおりで精いっぱい頑張らせていただいておりますが、具申権しか私は持っておりませんで、決定権は県の教育委員会が持っておりますので、なかなか阿見町にだけ全部すばらしい指導力のある先生をとというようなことには、ちょっと難しいところがあります。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） では、教育長の腕力でよろしくお願ひいたします。

では、土曜日ですね、授業についてお伺ひします。先ほどですね、土曜日は県の動向を見てというお話がありましたが、文部科学省は来年度からですね、小中高生らの学力向上に向け——文部省もね、学力が低下したと認めてるんですよ、学力向上に向け、土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を決めた。もう決めたんですね。

で、地域の人材を講師にするなど月1回以上実施することを想定し、地域と学校のつながりをより強めることも狙って、講師への謝礼や教材費など土曜授業に必要な費用は補助をします。実施自治体を後押しして、来年度から3年間で全公立校での土曜授業実施を目指す、文科省がこう言っていますね。来年度は、全公立校の約2割に当たる6,700校に対する補助などを行う予定で、2014年度予算の概算要求を20億円盛り込んだと、このように文科省が言いました。

これに対していかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 文科省のほうで決めているやらなければならない授業時数というのがありまして、年間35週ということで、それはカウントされています。ですので35時間であれば週1回授業をなささい、70時間であれば週2時間ですというふうな計算なんです。ところが実際は、42週から43週あります。ということで考えますと、土曜日に無理に学校に来て勉強しなくても、今のところ、教育長が答弁したように、授業時数は十分足りております。

ただ、インフルエンザがはやったり何だりして学校が閉鎖になるとか、学級閉鎖になるといふときに、若干心配になるときがありますが、現在のところやることは考えてないかなと。

あわせて、講師を何か費用をもらってということがありましたが、今講師の先生を探すのは本当に大変で、1人お休みに入るといふことがわかると、そのかわりの先生を探すのに、もういろんな市町村に電話をかけ……。昨日も実は2つの市町村から小学校の先生いないかっというのでお電話いただいたぐらい、本当に講師の先生がどこに行っちゃったのかなっというぐらい見つけるのが大変なんです。ということで、予算をいただいて人は探さないっというふうに言われても、なかなかそれが探せないっというのが現状です。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 私のこの、曲解かもしれませんがね、私は、あのほら、普通の先生が普通の授業をやるのではないんじゃないかなとは思っていますね。例えばほら、地域の人材を講師にというんですから、きっと地域ですね、何かが得意なものをやるとか。だって月1回以上で、月1回でもいいわけですよ。ですから、そういう得意な何かを持っている人や、



それから何か研究している人や、そういう方に来ていただいて、生徒にお話をさせていただいたり、指導していただいたりするのではないかなと想定しますが、じゃあ、この件につきまして、後でお調べしていただいてよろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 授業ということで考えますと、教員免許を持ってないと子供に単独で授業をするということではできませんので……。

○13番（浅野栄子君） そんなことないですよ。

○指導室長（根本正君） 教員免許を持ってるってということで縛りがありますので、一般の方で専門性のある方が来てもらって何かするというのは、やっぱり教員立ち会いのもとに講師というような形でお話をしてもらうとか、何か実技を見せてもらうとかいうことだと思うんです。ですので、それを土曜日の授業としてその先生に振り替えてやってもらうっていう、単独でっていうのは、難しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、後で文科省に聞いてみましょう。じゃあ、もう少し煮詰めてみたいと思います。

それでは第1問目を終了させていただきます。ありがとうございました。

第2問目に移らせていただきます。

第2問目はですね、食物のアレルギーの対応についてであります。私がこの質問をする動機は、テレビの映像から流れてきた生々しい現場の状況でした。児童がけいれんを起こして倒れている。先生は慌てている。子供たちは周りできゃーきゃー騒いでいる。そのとき何かこう注射器のようなものを誰かが渡されて、それをその先生が使用しようとするんですけども、その生徒がすごいけいれんでですね、注射をしようにもできない。みんなすごい慌てている。隣の先生が来て、生徒を抑えて処置をしたと、そういう映像がありました。

あれは何だ、そういう感じですね、調べましたら、食物アレルギー——アナフィラキシーショックだということなんですね。アナフィラキシーショックというのを、それを静めるためにエピペンというものを使うらしいんですが、ね、アナフィラキシーというこの食物アレルギーを持っている人、このある児童生徒は0.14%。およそ2校に1人ほど存在しているらしいんですね。そして、それを比較してみると、それをこう調べてみるとね、そのエピペンというのは高価なものかどうかわかんないんですけど、持っている子は少ないと、こう言うんですね。ですから、これは問題かなと。

で、阿見町ではこういう食物アレルギーのね、子はいろのか、そういう現況はどうか、

ということをね、お話しただけだと。それについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育長……。ちょっと……。

ただいま15番久保谷実君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、答弁をお願いします。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 食物アレルギーの対応は、についてお答えします。

7月11日に、阿見町いきいき学校保健委員会を開催し、その際に日本アレルギー学会の専門医を招いて「食物アレルギーと緊急時の対応」という演題で講話をしていただきました。

この委員会には、町内の全ての学校の保健主事と養護教諭、校長会・教頭会の代表者、町の関係職員などが参加しています。さらに、町内の保育所、保育園からも参加者がありました。講話の後には、トレーニング用のエピペンを使って、実際にエピペンの使い方を全員が体験しました。

各学校では、毎年4月に、保護者に健康管理カードに児童生徒の健康状況について、記入していただきます。その際に食物アレルギーの有無についても確認しております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ちょうどですね、大変有意義な講習会が開かれたこと、ありがとうございました。

じゃあ、阿見町にですね、この食物持つアレルギーを持っている子はどのぐらいいるのでしょうか。そして、どんなアレルギーが多いんでしょうか。お願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。給食センターのほうに各学校からアレルギーのですね、調査票が上がっておりまして、小学校それから中学校あわせて現在120人のアレルギーの方がいらっしゃいます。それで、一番多いのはですね、卵——鶏卵ですね、これが49。それから牛乳ですか、14。それからソバが15人。落花生——ピーナツ類ですけど14人。そのほかにエビとかカニ等。

案外あの、小麦が多いかなと思ったんですけど、6人ということで、議員がおっしゃられるアナフィラ何とかですか、これはやっぱり小麦が一番多いちゅうようなことで考えてるんですけど、一応阿見町としてはアレルギーで、給食についてはそのアレルギー対策の食事っちはつくりませんで、毎月1回献立表を学校に配りまして、この120人のアレルギーの保護者に対しては、食べ物の成分表——今回はこういう成分が入ってますよっちゅうものを、逐次漏れなく担任から渡している状況であります。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） このアレルギーはですね、ニュースにもありましたようにソバアレルギーとかでね、生命を落とす危険もあるわけですよね。ですから、もしもですね、現場でですね、誤って食してしまう。生徒はわかると思うんですが、小学校1年生、幼児、誤って飲んでしまって何か起きた。そういうときの関係、連携機関はどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 先ほど次長がですね、答弁したように、120名のアレルギーのお子さんがあるわけですが、それを誤って食して何か起きたというような場合には、これは、そのほかの病気、あるいはけがもそうですけれども、もう即、救急車を呼んで対応しなさいという指導はしております。

それと、町内には1人だけ——これ本物のエピペンなんですけども、こういったエピペンを常に持っているお子さんが1人だけ中学生でおります。そのお子さんについては、そういうものを食べないようにという、保護者それから先生の指導はもちろん、自分も気をつけてますけど、万が一というときのために持っている。1万円ちょっとぐらいということでした。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 前にですね、チーズでしたっけ、チーズか何かでですね、普通にきちんと食べていたんですけど、おかわりをしたときにそれを食べて——普通のを食べてしまったと。担任の先生もわからなかった。で、やはりその講習会で……。講習会をしたというんですけれども、やはり全職員が共通理解になっていないとだめだと思うんですね。その教師全職員の理解を深めるための方針というか、そういう計画っていうのはあるんですか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 毎年年度初めに、各学校で配慮を要するお子さんについて、共通理解を図る時間を必ず持っております。これは病気関係もそうですし、行動面そういったもので注意が必要だというようなですね、配慮をしなきゃっていうようなお子さんについての共通理解をする時間を持っております。転入生なんかについては随時、入ってきたそういうお子さんにつきましては、全職員に情報を流すことで対応しております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり児童生徒の生命にかかわることですので、共通理解を持って、大事に至らないようによろしく御指導をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

男女共同参画についてです。私は前回の定例会において男女共同参画に対して、まだ町民の

理解が薄くて啓発も不十分なので、宣言都市を宣言するのは時期尚早ではないかと疑問を呈しました。答弁では、男女共同参画に対する基本条例を制定し、参画プランを策定し、実現に向けて発展させていこうとしているところであるということでした。宣言後、意識を高めるために出前講座やミニ集会などの実施もしていくということが含まれておりました。

私はその後ですね、男女共同参画にかかわる講演会に参加させていただきました。7月1日は「新しい老いを粋に生きる、老い支度講座」を茨大教授の長谷川幸介先生から受けました。7月22日には同じく茨城大学の金本節子先生から「輝く命を生きるために世界の知恵に学ぶこと」という講演をお聞きしました。どちらもともに人生の生き方、人間の歴史をひもとき、優しくユーモアを込め、わかりやすいお話でした。

しかし、ここで気づくことは、この内容の深いすばらしい講演を聞く方々を見渡すと、初老のいや、熟年女性が大半で男性が1人か2人。全体人数も20名弱、あ、20名強でしたね。これでは大変にもったいないことだと思いました。

啓発の浸透、男性参加の意識拡大、若い男女への知識導入を考えると、より多くの町民の方が参加し、この講演を聞いてほしかったと思いました。これを強く感じましたので、再度お伺いするわけです。

男女共同参画宣言都市として——まあ、一番最初を飾ったのは茨城県では平成8年の水戸市だそうです。これを皮切りに美浦村も潮来市も、結城市、つくば市とずっとずっと……。土浦市が24年、昨年ですね。で、10市町村が掲げ、阿見町は11番目、11月に名乗りを挙げることになっているわけです。

町の活力を盛り上げ、男性も女性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて邁進していただきたい。そのためには、各地域ですね、各地区のリーダーとなる人材の育成セミナーを開催してはいかがなものでしょうか。企画または事業はいかがなものでしょうか。

先ほど出前講座とかがあってこうありましたけれども、その実際に男女共同参画を行う人材の育成、このことについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 男女共同参画の拡大に向けて、についてお答えいたします。

男女共同参画の意識を高めるためにどのような企画を考えていますか、についてですが、現在阿見町男女共同参画社会推進会議検討委員会委員により、男女共同参画社会、防災、子育て、老い支度、DV・虐待をテーマとした5つの班を編成し、各地区で出前講座を始めたところで

す。こないだの9月1日には、中央北で出前講座を開いていたようです。その後、私が皆さんとお話し合いをするっていうことで出席させていただいたんですけど、非常に関心を持って出前講座が実行されているなど、そう思いました。

今後、全ての行政区、地域女性団体、シルバークラブで実施できるよう取り組んでいくとともに、町内各団体にも呼びかけてまいります。

また、今年度茨城大学の協力により30人程度のミニ講演会を2回実施し、さらに3回の実施を予定しております。こうした講演会を継続して実施していくとともに、商工観光課等の庁内各課と連携し、男女共同参画の意識啓発、制度普及のための講演会や各種講座の実施を考えております。

さらに、今年度男女共同参画都市宣言を実行するわけですが、この都市宣言を記念した講演会を毎年実施したいと考えております。

次に、宣言した後の共同参画の方向性は、についてですが、男女共同参画は男女共同参画都市宣言も含め第2次男女共同参画プランに基づき進めております。

今後も引き続き第2次男女共同参画プランを着実に進めてまいります。特に重点課題となっている男女共同参画の啓発、相談体制の充実、男女共同参画を意識した職場づくり、活動拠点の整備などについて重点的に取り組みたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町長さんの男女共同参画宣言に向けてですね、強い御意志が感じられましたので、ありがとうございました。

大体ですね、講演だとですね、女性が多いんですね。本当は男性にちゃんと聞いてほしいと。ですから、男性のセミナー授業、この啓発活動は何か用意してありますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。先日というか、区長会ですね、研修会の中で、茨城大学の長谷川幸介先生の話をやってもらったんですね。で、まあちょっと、大変区長さんの方々に対しては失礼なんですけど、どんな反響があるのかっていうのをちょっと心配を、ちょっとしてたんです。そうしたら、その話の後にですね、すごく反響がありまして、各区長さんですね、こういう話は……。そのとき区長さん60人くらいいたと思いますけど、自分たちだけで聞くんじゃないというような話もありましたし、かなり区のほうの行事、事業としてですね、ぜひ取り組んでみたいというような意欲的な話も大分あったんですね。

ですので、そういったところをどんどん広げていく、発展させていくと男性の参加っていうか、男性に向けての啓発事業っていうのが進められるのではないかなというふうに、こないだの区長会の研修会の状況を見て思いました。ですので、そういったところをちょっと力を入れ

ていけたらいいかなというふうに考えています。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） はい、ありがとうございました。

やはり、浸透させるためにはいろいろな集会、いろいろなところでお話していただくのが一番だと思います。また、女性ですね、やはり女性でも啓発しなければならないと。で、県やそれから国などで、いろいろそれに対して開催されるセミナーがあるんですね。そういう情報というのは、広報紙とかチラシなどで周知していると思うんですが、例えばですね、県の女性海外派遣事業——ハーモニーフライトですか、そういうところの派遣の有無、あと県主催のリーダーの研修会の参加、そういうところにはどのように企画……。ハーモニーフライトに行っているかどうかですね。お願いします。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。要望があればですね、出るときに助成の制度がありますので、予算の確保という点では1名程度の予算はとってるんですが、ここ数年参加者はいないのが実態です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり意識を高めるためにはですね、そういう県や国の主催している、そういう青年の船とか、女性のそういうものもありますよね、そういうところにどんどんですね……。誰かが来るのを待ってるんじゃなくて、いかがですかって言っていただいでですね、ぜひぜひ拡大をお願いしたいと思います。

それから、町長さんをお願いしますが、宣言11月ですよ。ほかのところ見るとですね、宣言記念モニュメントっていうのが結構あるんですね。宣言記念モニュメントをつくる。それから11月ですから、やはり11月の記念として、11月に宣言記念のですね、男女共同参画月間、そういうのを設定してはいかがでしょう。どうでしょう。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） まず月間のほうからお話しますと、今既に11月というのは月間になっています。で、今回宣言都市の記念式典も11月にやるような状況です。それから、今モニュメントのお話がありましたが、それに関しては、今のところは白紙の状態というか、特にいつやりましょうというふうなことは、現段階では……。記念碑みたいなものをつくるっていう話ですよ。

○13番（浅野栄子君） いつやりましょうということじゃなくて、つくりましょう。モニュメントじゃないんです。ぜひつくっていただきたい。

○町民部長（篠原尚彦君） ちょっと考えさせていただきたいと。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 男女共同参画っていうとですね、これがまず一番だと思うんですね。これは、2番目のところなんですけど、平成20年1月施行で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法令ということですね、配偶者暴力防止法の改正を行って、生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象として、市町村に対して基本計画——これは基本計画ができましたよね、配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務としたと。努力義務ですから、これは強制ではないんですけど、努力義務に対してですね、どのようなお考えでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 現在ですね、そういったことも含めて相談事業というものは町のほうで取り組んでいます。相談があった場合には、相談に応じています。基本的には、一度は町民活動推進課でお受けします。その内容によってはいろいろな課に関係しますね、事案によって。そういった場合には、連携をするということで、関係するところの職員が共同して対応するという取り組みを今現在もしています。

かなりそういった面では、阿見町の場合でいいますと、かなり積極的に取り組んでいるほうだと私は思っています。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） この議場にいらっしゃる男性の方は、皆さん殿方ですので、女性に暴力を振るうなんていうことはしないと思いますけれどもですね、やはり今おっしゃいましたように、女性相談窓口、それから専門の相談員、これがないとだめなんですね。やっぱり消費者センターもですね、消費者センターに相談しに来る人だって顔を見られたくないと、そういう人がいるんですよ。で、女性のね、この辺青くなってる人が何でみんなのところへね、町民センターのところに相談に行きますか、行かないですよ。やっぱりそれはそれ。ね。

女性がこんなぶん殴られて、こんなになってるところね、やはり相談するには、きちんとした部屋で専門の相談員がいて、それで安心して相談できる、そういう部屋がなくちゃおかしいんじゃないですか。もう一度、部屋の設置、それから女性センターはどうなってんですか。女性センターについてもお願いします。今どのぐらいの進捗状況か。女性センターです。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） まず相談の窓口のお話からさせていただきます。さっきちょっと口が重かって何かすっきりしないなって感じたと思うんですけど、これ、はっきりどこでやっていますっていうの伏せたいんですよ。というのは、相談者の人がどこに相談に来るっていうのが公になってしまいますといろいろ不都合もありますので……。

○13番（浅野栄子君） 女性センターがないとだめですよ。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。そういうことで、いろいろ相談は受けるということについては広くPRしてますし、実際に相談もあります。現実としてありますから、かなり積極的に阿見町は取り組んでいる現状かなというふうなことをさっき申し上げました。

それから、女性センターの話ですけれども、これやっぱりに新たに新築っていうことは考えにくいということで、既存の施設の中で、あるいは一番私いいかなと思うのは役場の中でスペースがとれるといいかなとは思ってるんですけども、なかなか今日明日というわけにはいかず、いろいろ幅広く検討させていただいています。少し時間をください。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今の女性のね、センターについては、もう2年も前から検討します検討しますって言って今日になってんですね。ですから、本当に検討していると思うんですけども、やはり宣言をすると、宣言都市をしていて女性センターがないっていうのはちょっとね、アンバランスですので、やはり前向きに検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。はい。済みません、よろしくお願いします。

それでは最後の最後の質問に、お願いします。

防災なんですけれども、阿見町は平穏な町です。地理的にも津波が起こる確率はほとんどなく、台風も九州や四国地方に比べると大きな損害が起こることもありません。しかし、のんびりしてはられない状況が起きています。このごろの気候の激変に対し、今まで発生しなかった竜巻が突然現れ津波のような被害を、災害を引き起こしたり、ゲリラ豪雨で床下浸水、停電、断水、それに加え、南海トラフの大地震が想定されています。これはいつ発生するかわからない、大変な状況下に置かれることが必至です。

そういう中でやはり、3.11、2年目を迎えるけれども、年をとるごとに防災意識が低下していってしまう。こういう中で、防災意識の向上の観点から、やはり各地区に1名ぐらいの防災士をつくっていくことが、町の安心安全を確保していく上で最も重要なことではないかと思われれます。大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいほど公的支援の機能を発生するまでの時間、その時間を要することがあって、その間地域のリーダー的存在がいなくてですね、地域のリーダー的存在として共助の一端を担っていただくこの防災士は、大変貴重な存在として、そしてまた有効な手段の1つだと思われれますので、ぜひ検討をお願いしたいのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 防災士の必要性を問うについて、まずお答えいたします。

町は、防災対策として、議員御存じのとおり自主防災組織の育成に取り組んでおり、その一



環として、組織のリーダーを育てるための防災士の養成についても、その資格取得に対して促進をしてきているところです。

このように、防災士の資格を取得し、組織のリーダーとして活躍することが自主防災組織の発展へとつながるわけですが、現実では防災士の認知度が低く、資格取得のための費用負担、受講時間等課題があり、取得者が伸び悩んでいるのが現状です。

こうした状況を受け、町では、防災力の向上につなげるために、防災士の養成講座にかわるものとして、今年度から、自主防災組織のリーダーを養成する目的で、地域防災力パワーアップ事業と題して、各行政区から3名程度参加していただき、年3回の研修を実施しております。内容としまして、講師に日本防災士会の方をお招きし、災害の基礎知識や災害図上訓練、避難所運営図上訓練等の研修を行っております。

今後もこのような研修を継続して行うことで、防災リーダーを育成し、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。防災リーダーとして、それでは地域で活躍していただきたいと思います。やはり阿見町の安心安全は、そういう災害のときにですね、どこに避難していいか、どのようにしていいか、もうそのときは本当に大変まごまごしてしまいます。そういうときに地域のリーダーがこちらだ、これだって、そのような指導、リーダーシップをしていただくことによって町民の安心安全が守られるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、13番浅野栄子君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時35分散会

第 4 号

[ 9 月 13 日 ]

## 平成25年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成25年9月13日（第4日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	武井浩君
管財課長	朝日良一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
健康づくり課長	篠山勝弘君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野栄君
廃棄物対策課長	野口恭男君
学校教育課長	黒井寛君
学校給食センター 所長	石神和喜君
指導室長	根本正君

○議会事務局出席者

事務局長代理	小口勝美
書記	大竹久

平成25年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成25年9月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成25年第3回定例会

一般質問3日目（平成25年9月13日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 新給食センター建設の総括について 2. 入札について 3. 天田町長の政治姿勢について	町 長 町 長 町 長
2. 海野 隆	1. 残土処分問題について 2. 国際交流事業について 3. 阿見町子ども議会について 4. 民間太陽光発電事業所の開所式について 5. 子ども被災者支援法基本方針について	町 長 町 長 町長・教育長 教 育 長 町 長
3. 柴原 成一	1. 市制施行について（第6次総合計画策定に関し）	町 長
4. 久保谷 充	1. 脳梗塞予防と周囲のサポートについて 2. 介護予防と周囲のサポートについて	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。会議に先立ち、議長より申し上げます。このたび、議会事務局長が体調不良により、本日の本会議に出席できません。議会書記が本会議の職務を遂行するところではありますが、システム操作等により職務に遂行できないので、執行部職員の中から本会議の事務取り扱いを行わせることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それでは、執行部職員より、小口勝美君にお願いしたいと思います。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、質問をいたします。

本日の質問は、新給食センターが稼働いたしました。ここに至るまでには紆余曲折がありました。事業方式の変更が、運営面、経費面にどれだけ変化したのか。これから、どのように変化するのかを検証する必要があります。

前町長そして担当者が2年も費やしてPFI方式、つまり民間活力の導入で、民設民営で給食センターの運営を研究し、経費も数千万円費やしています。それが、天田町長が就任して、突然、公設民営に切り替えました。役場担当職員も、民設民営が経費的にも運営内容も唯一正しい方法だと、経費と労力を費やして我々に説明をいたしました。これを我々も納得しました。ところが、一転して、今度は、公設民営がすばらしいという理屈の変更を余儀なくされたわけでございます。職員は、さぞ戸惑ったのではないかと推察をいたします。我々も啞然としました。天田町長も、議員時代はPFI——民設民営の運営を全く批判、反対もしませんでした。

容認をしてきたわけですから。突然の変更の裏には何が合ったのか。その急変した理由、裏事情を知りたくて、私は、本日の質問に立ったわけでございます。変更するには、それなりの理由があったのだと思います。それが町民のための変更だったのか、我々議員として知るべき当然の義務だというふうに思っております。

以下のような質問は、全協でも定例会でも、数度、質問や議論がなされましたが、新給食センターが完成した今、現実的に比較対象が可能となりましたので、お尋ねいたします。

私は、できたものに対してとやかく言うつもりは全くありません。だが、我々が一応納得した民設民営を変更したのでありますから、変更したものに対して、どうなったのか、これは検証する必要があると思います。

質問の中で再確認、重複する部分もありますが、丁寧な御答弁をお願いいたします。

以下、質問です。

1つ目、なぜ民設民営を公設民営に切り替えたのか。

2番目、変更理由の1つであります米飯を行うということのうちに、この米飯はPFIではできなかったのか。

なぜ建築の入札が1社のみになったのか。

経費について、PFIの方式との比較についてでございますが、このことは、PFIがすばらしいと言っていたときは、PFIのほうが公設民営よりもコストが安いという説明をしてきました。が、それがどのように変化したのか。

まず、その中の1つ。建築工事の総額の比較。

2番、電気工事の総額の比較。

機械工事の総額の比較。

その他、備品など。

5番目、給食センター建設費の総額の比較と中長期的にかかる経費の比較。

6番目、PFI方式で3年も調査、基礎設計を経費を使ってやりました。その経費が無駄にはならないというふうに答弁をしました。どこに、その使った経費が活用されたのかをお伺いします。

7番目、これからの給食センターの維持管理方法についてお尋ねをいたします。

まず、その1つ、人事配置で役場職員はどのようなポスト、権限があるのか。

従業員の身分はどのようになったのか。

3番目、食材の仕入先、特に主食、副食はどのようになっているのか。

この席での質問は以上でございますが、回答に、多分、数字がたくさん出てくると思いますので、メモができない場合は、何度か聞き返しますのでよろしくお願いをいたします。



○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

藤井議員の、新給食センターの建設の総括についてで、1点目の、なぜ民設民営方式を公設民営に急に切り替えたかについてお答えします。

平成23年6月議会で柴原成一議員の質問でお答えしましたが、平成22年3月時点で、新給食センターに米飯施設と太陽光発電を導入するという内容の事業計画見直しに着手しました。このため、施設面積が増えることから、既にも買収してある敷地で建設が可能であるか、必要な経費の額などを検討するため、PFI事業実施方針の公表を中止しました。

PFI方式の採用を決定した時点では、経済性が最優先され、PFI方式のデメリットが過小評価されていたと思います。PFI方式での財務効果はわずかなものと試算されていますし、競争者も数社しか見込まれないと検討されています。また、契約期間が17年間という長期になります。長期契約は癒着やなれ合いの懸念があり、また、将来の変化や新たな住民ニーズに対応するためにも、好ましいものではないと考えます。

PFIは1契約ですが、従来の手法なら、建設工事、調理業務、運搬業務、施設維持管理業務など、いろいろな業務単位での多数の契約となり、地元業者も参入しやすくなります。

PFI方式を一たん中断したことや、PFI方式のデメリットを考え、従来の事業手法を進めることといたしました。

2点目の、変更理由であります。変更内容はPFIではできなかったのかについてです。

PFI方式は事業手法のことですから、PFIだからできるとかできないということはありませんが、進行中のPFI事業を一たん中止したことで、再度、変更した内容でPFI事業を進めた場合には、事業者側もやり直しとなるので、応募者が少なくなると思われました。

3点目の、なぜ建築の入札が1社となったのか。その経緯について詳細の説明を求めるとお答えいたします。

新給食センター工事は、平成24年4月23日に一般競争入札の公告を行い、5月23日に入札を行いました。建設工事に応募した5者全てが入札を辞退し不調となりました。また、電気設備工事及び機械設備工事については入札を中止しております。

その後、工事内容を見直し、工事名称も変更し、6月11日に一般競争入札の公告を行い、6月28日に入札を行っております。建築工事については2者の応募がありましたが、1者辞退ということで、応札者は1者となりました。

次に、4点目の、経費についてPFI方式との比較にお答えいたします。

施設建設については、PFI方式でも従来の方式でも、概算費用の平米単価は変わりませんので、予算段階では同一となります。

平成24年度の工事で、実際に要した費用について、建築工事費の総額は7億6,597万5,000円で、電気工事の総額は9,560万2,500円で、機械工事の総額は2億2,730万4,000円です。その他備品等については、今年度予算で、現在までに備品購入は約9,569万円となっています。

総合計の額ですが、その比較と中長期的な必要経費の比較についてですが、建設工事でPFI事業のときに想定した工事費の範囲内で事業を進めており、今年度に既存施設の解体撤去と外構工事を行い、建設工事全体の完了となります。

運営経費については、これまでの調理直営から調理民営委託としましたので、契約期間は異なりますが、PFI方式で想定した運営と同様のものとなっています。

次に、PFI方式で3年も調査、基礎設計費を支出した。この経費は無駄にならないと答弁した。どこにどのようにPFIの使用経費が活用されたかについてですが、平成20年度にPFI事業化調査を委託しております。施設の基本構想をつくり、必要な敷地規模や工事費を積算して、給食センターをPFIで実施した場合の経済効果等について検討しました。そのときの基本構想で、用地取得のための測量等を実施しております。平成21年度にPFIアドバイザー委託契約を結び、実施方針や要求水準書の作成を行っております。これは従来の手法での基本設計の一部を含んだものとなっておりますので、事業手法を変更した後も、引き続き建物の設計に活用しました。また、要求水準書は、運営委託についての仕様もありますので、調理委託の検討にも活用しました。

最後の質問の、これからのセンター維持管理方法について、人事配置で役場職員がどのような地位・ポストにあるのかについてお答えいたします。

新給食センターには、町職員で所長・所長補佐・栄養士、臨時職員の栄養士、県職員で栄養教諭・栄養士の、全員で6名の職員を配置しております。これは、これまでの職員配置と同じであります。

次に、従業員の身分はどのようになったのかについて。

給食センターの正職の調理員は、学校用務員に配置換えといたしました。また、臨時職の調理員は、契約期限である3月末で雇用を終了としております。

食材の仕入れはどのようになっているかについてですが、食材の購入については、これまでと同様に給食センターの職員が責任を持って購入しております。

また、米飯施設を整備しましたので、米を購入することによりJA茨城かすみから阿見産米を購入して調理をしております。野菜や肉、魚類、その他食材については、従来どおり、町に指名参加願を提出した業者から購入しております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まずですね、公約で、町長は、民間活力導入で財源を確保するというような公約をしておりますが、これ、公設民営は、この考えとは逆行しませんかどうか、そこをお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 質問にお答えいたします。PFIというのがですね、民設民営なんです。今度うちらほうで従来どおりでやっているのが、公設であって民営なんです。公設で民営。当然、PFIであっても、調理あたりは民間に委託するっちゃうことなんで。

以上でございます、はい。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 全然答えになってねえ。

〔「だから、次長じゃだめなんだよ。町長がメインに答えなきゃいけないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 第三者は口を慎んでください。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 町長が……。あんたに聞いているわけじゃないんだけど、手挙げたから議長が指さざるを得ねえんだ。要は、民間活力の導入で町の財源を確保するというお話をされてるわけですね。だから、民設民営だったら民間活力ですよ。公設民営になると、その民間活力導入とは逆な——逆とは言わないけども、その民間活力の導入とはそぐわないんじゃないかという質問なんです。逆行してるんじゃないかという質問。それはどうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。逆行してるとかそういう問題じゃなくてですね、全協で何回も何回もですね、説明してるかと思うんですけど、PFIは、先ほど町長が答弁しましたが、17年間ちゅうことで、財務シミュレーションという部分をやりましたよね。で、17年後には、要するにPFIでやった場合には、1億以上PFIのが高いんです、金額が。で、要するに、この間も言いましたよね、大正時代の10円と今の10円では価値が違うから、今の現在に直すとPFIのほうが8,800万安いですよ。でも、それは過小評価しましたよっちゃうことで、先ほど町長が述べましたように、失礼ですけど、今そこでどうなのか。どのくらいの財源のメリットがあったのが、そういうことは、向こうは契約してませんから、もう。既に今契約して、さらに今、ぱくぱくセンターっちゃうことで稼働しているわけで、そのPFIと今の公設民営を比較する自体が、今の時点ではできないんです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、あんた町長じゃないから、俺の質問には全然答えてないんだけど、要は、17年とか何とか言うけども、今ある、今できたやつと、それから、PFIで計算したやつね、あなたたちが——だって、17年間で35億とかなんとかちってきてるんだもん。その額と比較するために、私は言ったんだけども、それはまた後で言うけども、要は、経費が、いいものつくれば、それは経費は高くなりますよね、当然。だけど、民活をするということを唱えていながら公設でいいのかということを知りたいんです。これはもう議論になってもしょうがない。あんたと議論してもしょうがないもん。

要は、いずれにしても、経費がね、どれだけ膨らんだかちゅうのは知りたいわけ。比較。できたんだから、今。だから、経費がどういうふうに変化したかちゅうのを知りたいわけです。まあ、これはもう議論してもしょうがない。もうできたんだから。

いずれにしても、私の試算では、PFIよりも——あなたたちの説明では、PFIとそれから公設民営を比べてみたら、はるかにPFIのほうがコストも安くなる、運営もしやすいと、こういうふうの説明してるんですよ、我々議員には。だからね、そういうところで矛盾はないのかを知りたいだけです。

あとの時間が迫るんでね……。

要はいずれにしても、PFIよりも規模が大きくなったような感じがしますね。どうですか、その点は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど町長が答弁したように、3年何カ月前に新体制になって、今まで皆さんに時系列をいただいて、今こういう流れで、時代に沿った流れでやっております。当然、米飯施設ちゅう形で新たなものが入りました。ただ、太陽光発電については、これは屋根ですから、それは変わりますが、一番大きなのは、米飯ラインが動いたということでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、高かったのか安かったのかということだけはね、米飯ラインが動いたから高くなったということでしょう。違いますか。だから、それはPFIでもできたんじゃないのちゅう質問をただけです。けども、それはできるでしょう。そこはまあ……。議長ね、私は次長と討論するつもりはないんですよ。細かいところは次長とか担当者でいいんですけど、町長の存念を聞きたい部分もあるわけですよ。だから、私が町長ちゅうたら、やっぱり議長は町長を指名してくれないと。

○議長（倉持松雄君） 担当部長は町長と同じなんです。

○14番（藤井孝幸君） 代理か、そうか。わかりました。町長の分身みたいなもんだからね。わかりました。

じゃあですね、私、この給食センターの入札関係で、いろんな疑問が出てきたわけですよ。それでね、以下、質問するんですけども、これ、過去の質問とダブるから、先ほども言いましたけども、ここは容赦してください、済いませんけども。何回も同じこと言わせるなどは言わないで、私も頭の整理をしたいんでね、あります。それで、本日の質疑でですね、私、ずっと過去、入札の関係で、いろいろ、パソコンとかいろいろね、質問しました。で、やはり疑念が払拭できないところがあるんですね、今回のやつも。だから、この質疑で、ぜひ私の疑念を払拭していただけるような内容になると、大変ありがたいですよ。だから、ぜひ、総力を挙げて私の疑念を払拭してください。お願いします。

まずですね、まず1番目に、町長は入札業務における立場というのは、どういう立場なんですかね。前の町長はね、川田町長はね、入札にはほとんど——まあ、副町長がおったからね、入札には全く関係しなかったというふうに私は認識してますが、現町長の入札業務における立場というのかね、介入できるのか、全くしてないのか、そこを教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。町の入札に絡む工事等の執行は、全て阿見町長が行うということでございます。ただ、入札の細かい事務等につきましては、それぞれ事務分担が分かれておりますし、まず起工起案から担当が行いまして、それから業者の選定等を行って、その選定についての入札の細かいところ、選定業者等については入札資格審査会で検討して決めて、最終的に執行の調書の決裁を受けて執行するというような流れになってございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 入札資格審査会って、前も私も言いましたけどね、これは私の感覚では、あるだけで、そんなに審査をしているという……。そういう機能を持ってないからね。各課から上がってきたものを見て、字にするだけで、それぞれの業者が、ここはいいとか悪いとかっちゃう、そういう判断は、各部長なんかは持ってないからね。そこはそれでいいでしょう。その流れを踏んだというんだからね。

いずれにしても町長がかかわるということですか。そこをもう一度、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） その1つの事業に関しては、当然、町長が最高の責任者ということですが。ただ、業者の選定の協議等については審査会が決定をすると、協議して決定をすると

いうことになっております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、ちょっと視点変えましょう。入札がね、先ほども言いましたけども、不調になりましたですよ、1回目の入札が。不調になった原因はですね、業者にあるのか、町にあるのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） どちらに責任があるのかと聞かれても、私どもは白黒こっちだというんでは、答えることができません。ただ、当時、1回目の入札で、参加したいと希望をされた業者さんがいて、それが辞退したということで、それはいろんな原因があるかと思いますが、これは町のほうの周辺の仕事の状況、量とかですね、それから、費用——当時は東日本大震災の工事が重なってまして、全体的に人件費とか資材が高くなって、そういったところの調査不足、調査が徹底してなかったというようなことは、町のほうにも調査不足があったというふうには認識しております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、別の角度から。この議場の答弁か、私も、常務委員会の答弁か、ちょっと覚えてないんですけども、1回目の入札を延期して調査をするというふうに言いましたよね。答弁してるんですよ、調査をしますと。まあ、それで延期したんでしょうけども、その調査をして、何がわかって中止したのか。そこを教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 調査すると、もし答えたとしますと、町のほうに投書がありました。その投書の内容について、談合情報がないかと、云々かということについて、調査——町の公正入札調査委員会で調査をしたということで、その時点で、調査の時点で入札を延期したということで、入札に関する投書に対して調査をしたということです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 談合の疑いがあるという投書が来たから、調査をしたら、そのような疑いがあったわけですか。それは匿名で多分来てるんでしょう、ねえ。だから、町が調査したら、あ、談合の疑いがあるからやめたという形になったのか、もう、そういう危険な、そんなうわさのあるような入札はやめたというふうにしたのか。疑いがあったかどうか。そこを聞いて……。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。その投書があった時点では、その投書の内容で談合かどうかということがはっきりしませんでしたので、まあ、疑いがあったということ

で調査をした。関係者の事情聴取なんかもしました。その結果、入札談合等の疑いがないというようなことで、入札を執行したものでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、それもほら、私の質問で、1回目の入札を調査して中止をした。その中止をしたのが談合だというふうにちらっと言ったんだけど、調査をしたら談合があったか、なかったかち聞いているんですよ。談合があったから、あったということを認めたから、認めたから中止した。どうですか、もう一度、ちょっと確認してください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えします。中止をしたのはですね、辞退が、建設工事のほうで辞退があって、その後、電気、設備関係を中止したということでございます。投書があった時点では、中止じゃなくて延期をしました。それで、談合の疑いがないので、入札を執行したところ、そういった結果になって中止をしたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、別の質問行きます。

1回目の予定価格は幾らだったのか。

それと、予定価格を決定するのは、誰がするのか。

それを知り得るのは、誰と誰なのか。

漏れる可能性はあるのか、ないのか。

これをお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい、お答えします。5月23日、1回目の執行なんですけども、税抜きで6億5,800万円でございます、予定価格が。

それから、これが当日に決めておりますので、漏れるおそれはないと思っております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 予定価格を決定するのは。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君、質問しますか。

○14番（藤井孝幸君） いやいやいや、俺の質問に答えてねえから、ちょっと。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 予定価格の決定については、事務決裁規定で決まっております。金額で決裁専決権者が決まっているんですけども、この金額ですと、町長ということになります。3,000万円以上が町長なんですけども、3,000万円までの副町長いませんで、1,000万円以上が、今、町長の決裁になっております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それを知り得る、予定価格を知り得るといのは、担当者もわかるんですかね。町長だけしかわからないのかな。ちょっとそれを教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、その予定価格は公表しておりますので、皆さんがわかっている。

○議長（倉持松雄君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 済みません、訂正いたします。この当時、一般競争入札は、予定価格事前公表でございました。で、入札公告の段階で、この金額は公表されております。済みません、今年度、制度ちょっと変えたんですけど、混同いたしました。申しわけございません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。まあ、事前公表だからね、皆さん知ってるわけですね、業者もね。

それですね、第1回目の公告で、総合の審査評定ちゅうのか、各事業所の点数があるでしょ、500点とか800点とか、この事業所は何点ちゅう。その審査評点は何点だったか。

それと、もう1つはですね、あ、それだけ、聞かしてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 第1回目の公告なんですけれども、建築工事は建築工事一式で1,000点以上ということです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私の知るところではですね、1,000点以上の業者が阿見町にいるのか、いないのか、その当時ね、いたのか、いないのか。それで、多分、私の知る範囲ではないと思う。いないというふうに思いますが、間違っていたら言ってくださいね。いないのであれば、なぜ、その阿見町の業者を、初め排除したのか。教えてください。

○議長（倉持松雄君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 1,000点の決定の場合、これまでの県内の給食センターの事例等から可能な1,000点ということでやっておりましたので、この1,000点を採用いたしました。

○14番（藤井孝幸君） いないんですか、当時は。

○学校教育課長（黒井寛君） 阿見の業者が1,000点で入るかということですか。阿見の業者は残念ながら入らないです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。



○14番（藤井孝幸君） では、阿見の業者がいないと、1,000点の人がいないとわかって発注をしたということだと思うんですけども、2回目ですね、町長は、阿見町の業者の育成を図ると——途中、育成を図る時期は終わったとかいう話もしましたがけれども、阿見町の業者は育成するという事は当然のことだと思うんですけども、阿見町の業者を初めから排除したと、阿見町の給食センターを建てるのには、1,000点以上の者がいないから、阿見町の業者は排除したというのが、これは結果だと思うんですけども、2回目の、じゃあ、予定価格は幾らでしたか。それと、総合審査評定、これは幾らですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 2回目ですね、予定価格7億3,000万円でございます。これ、消費税抜きですね。それから、審査評定なんですけども、建築工事一式で900点以上ということですよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 今わかるようにね、6億5,800万から7億3,000万という、それで審査評定が1,000点から900点になったという。これ、金額が上がって、なぜ点が下がるのかっちゃうの、そこがよくわからなくて、そこを教えてください。なぜ低くしたのかね、予定価格が上がって、評点を低くしたのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あっちこちで済いませんけど、私のほうからお答えします。まず、1回目の予定価格は、私はわかりませんが、建設の評定が1,000点だということにつきましては、担当課のほうから、先ほど説明があったとおり、同質工事の他市町村の例から、かなり大きな大規模な工事なので、技術力の高い業者ということで1,000点という説明がありまして、それでいいだろうということで決めました。2回目はですね、1,000点の業者さんで、やはり手持ち工事が多かったとか、いろんな事情があったと思うんですけども、辞退されて、参加者がいなかったというようなことで、これは実施してもらわなければいけませんので、担当課のほうで工夫をして900点という、評点、下げてきたんですけども、それでもできるかできないかということなんですけども、まあ、やってもらえるだろうというような判断で、それと、県内の業者だったんですけども、900点に下げますと、業者数がかなり増えます。三十数者だったと思いますけども、1,000点では10者程度だったんですけども、その10者で応札が辞退されたので、もっと広げてですね、さらに参加していただきたいということで、技術力も大丈夫だろうということで判断したものでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） あのね、1,000点の業者を選定するためには、今まで一般競争入札

でも、随意でも何でも、入札に関してはね、阿見町以外の業者たくさんおるのよ。で、落札してるんですよ。何も阿見町だけじゃなくてもよかったじゃないですか。わざわざ点数を下げて、金額は上がってるのに点数を下げて、で、阿見町の業者を指定——指定ちゅうのか、したことでしょ。そこの点が、ちょっと私なんか意味がよくわからない。

それで、この入札は一般競争入札ですよ。一般競争入札でね、まあ、これ、応札者が少なかった、辞退したということで、1者のみが——2回目、2者出て1者が辞退した。1者のみなんです、応札、札入れしたのが。これって、先ほどちょっと言っていましたけども、もう一度聞かせてくれませんか、なぜ1者になったのか。ここの点がね、ここの点が、皆さん方がしっかりとわからないと、また同じことやるんですよ。なぜ1者になった。競争入札といいながら1者しかいなかったという、そこの点をしっかりと、まあ、反省なりね、しないと、競争入札にならないんですよ。そこの点はどうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 結果なんですけども、1者になったという理由は、私どもではわかりません。評点を、2回目、900点に下げたということで、条件つきで県内の建築業者ということで、対象が三十数者ありましたので、できるだけ多くの業者に参加していただきたいという条件をつくりましたので、それで参加していただいて、競争の中で決めていただければというようなことで実施したもので、結果として1者になったという理由はわかりません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあね、あなたたちはその中に入ってるからね、いろんな事情を知っているでしょう、1者になった事由はね。誰も来なかったとかね、あるんだろうけども、我々は外から見るとね、1者が入札して、これ競争入札じゃねえじゃないのちゅって思うのは普通ですよ。これ誰が考えても。競争じゃあんめえよと。ということなんです。だから、そういう状況をつくった町側にね、やはり、なぜこういうことになったのか、三十数者もあるのに、なぜこういうことになったのかは、しっかりとやっぱり反省してもらわないと、また同じことやるよ。1者が来たからいいじゃねえかと、こういう話になるとね、競争じゃないんですよ、それは。そこら辺をしっかりと反省してくださいね。

で、この入札の落札率はどうですかね。何パーセントでしたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 町長答弁でもお答えしましたが、予定価格7億3,000万円に対して、税抜きなんですけども、落札が7億2,950万ということで、これは99.9%になります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これ、落札率がね、1者で99.9%ちゅうのは、ちょっと考えにく

いんだよね。こういう入札があつていいのかどうかですよ。これ、高いと思うか、低いと思いますか。単純な質問で、落札率。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。24年度ですね、一般競争入札の、建設工事の入札の平均落札率が89.84%ですので、それと比較すると高いというふうに判断されます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 99.98だから、いずれにしても100%に近い数字なのね。この数字が、我々町民が見て、どう感じるかですよ。これっておかしいんじゃないのという話になりますよ。こういう入札ちゅうのはね、本当に、はたから見てもおかしいし、私なんかは、本当に納得がいかないというのかね、これは競争じゃないものね。そういうことで、しっかりと……。非常に、これね、疑問の多い入札であつたし、公平性、透明性が、やはり確保されてないというふうに、私は思えてなりません。

一般競争入札と指名競争入札、随意契約と3つありますけどもね、過去3年間を調べてみますと、一般競争入札の件数——これは工事の質にもよるんで、質ちゅうか、その金額にも当然よることはわかっているんですけども、一般競争入札の件数がずっと減って、それから指名競争入札の件数は増えて、もちろん随意契約も増えていると、ここ3年ね。だから、そういう状態であるちゅうことは、一般競争入札が……。普通なら一般競争入札のほうが安く、落札率は低くできるんですよ。それは競争相手が多いから。今みたいに1者でやったら、当然99点何ぼになるちゅう、おかしいんだけど。過去の見てみても、6者とか7者ちゅうたらね、少ないんですよ。八十数%台です。85%台、平均がね、6者も7者も来ると。だからですね、一般競争入札を多くしたほうが、私はいいと思うんですけども、その点、縛りがあつたら教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○14番（藤井孝幸君） 一般競争入札がいいのか、指名競争入札がいいのか、どちらが安く上がるのか。一般競争入札、指名競争入札ついたら、金額もあるわけでしょ。一般競争入札では2,000万円以上とか、それを縛りがあるでしょうから、その点をお聞かせくださいちゅうてるんですよ。どちらがいいか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 落札率が高いか低いかということではなくてですね、競争性——結果的に高い低いになってくるんですけども、競争性が発揮されるという意味では、一般競争入札が競争性が発揮されるということで、導入されて、町のほうでも、当初1億円とか——建

設工事は1億円とかありましたけども、今、2,000万円まで下げて、競争性を高めるということでやってきております。

それとですね、ちょっと先ほどのお話で、随意契約とか指名競争入札の話が出ましたけれども、随意契約の場合は建設工事ばかりじゃなくてですね、物品とかですね、役務とかありまして、さらに小さい金額のものが多くいもんですから、これは一般競争入札はほとんど建設工事ですので、これを同等に、ちょっと比較は、一概にはできないということは御了承願いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども、一般競争入札で1者ほかいなかったっていうことでありますけど、一般競争入札はね、20者とか二十何者ってあるんですよ、点数で。しかし、本当にそこに参入してくる業者ってというのは3者とか——今度のあれは、本郷小学校のね、プレハブの校舎も3者ですよ、実際。一般競争入札ってというのは、会社が自分で参入してこなければ、阿見町が参入しろ、参入しろっていうことじゃないですよ。やっぱりこれがどうだということになるわけだから、やっぱり一般競争入札というのは、その対象の会社がいかにどうやるかっていうことですから、その参入が多いとか少ないというのは、これは私たちが決められることじゃないってということだけは理解してもらいたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、町長の持論はわかりましたよ。けどもね、入札ちゅうのはね、やっぱり条件があるからね。そりゃあ、1億のものを5,000万でっちってしたら、誰も入ってきませんよ、ほんなもの。ある程度業者ももうからないかん。だから、少ないことそのものに問題があることもありますよ。それは我々の、執行部の関知するところじゃないとね、応札するのは、各自。けども、やっぱり、条件を悪くすれば、それは業者だってもうかりたいから集まりませんよ。集まらないから、ひいては落札率が高くなると、結局悪循環なんですよ。集まれるような条件をつくってあげればいいじゃないですか。だから、その点がね、うまくいかないから、応札する人が集まらないということだと、私は思ってます。

それでもね、町長はね、公約で、随意契約、財源確保のために、随意契約を一般競争入札にするちって書いてるんですよ。一般競争入札ちゅうのは、全然増えてないんですよ、ここ3年間。だからね、やっぱり公約は、随意契約を——そのときにはわかって言ったのかどうかわかりませんが、随意契約を一般競争入札ちゅうのは、なかなか難しいんですよ。金額があるから。だから……。

○議長（倉持松雄君） 町長。

○14番（藤井孝幸君） 議長。

○議長（倉持松雄君） 町長，ちょっと発言を……。

○14番（藤井孝幸君） 議長，はっきり言わないとだめだ。発言を慎んでくださいと大きな声で言わないとだめだ。

○議長（倉持松雄君） 町長に申し上げます。無駄な発言はしないでください。これでいいですか。

○14番（藤井孝幸君） はい。

そこで，私ね，この入札についてね，ちょっと提案をしますよ，提案。これは現実にどっかもやってることだから。私もこれまで疑念が払拭できないもんだからね。こうしたらいいんじゃないかという提案をしますよ。

まず1つはね，原則的にですよ，原則的に，全ての入札を——まあ，条件のあるのは別ですけども，一般競争入札にする。

〔「無理だ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いや，そんなことゆうな。

〔「原則的じゃまずい」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 原則的にだよ。原則的に。

それで，2番目にね，これはみんな関連性があるから，ばらばらの提案じゃないよ。2番目は，原則として，阿見町に本社がある業者に参加資格を認めるような内容の一般競争入札にする。

3番目はね，細かいランク性にするんですよ。細かいランク性。面倒くさいですよ，それは職員は。原則として一般競争入札にするということはね，官製談合がなくなるのよ，官製談合が。それと，原則で阿見町に本社がある会社に参入が認めれるような条件で入札をする。これはね，多くの方が参入できて，阿見町の業者も当然参加できる。細かいランク性を導入するということはね，役場の職員は面倒くさいかもしれないけども，零細企業や小さな下請企業ね，こういう方々が直接応札できるんですよ。それはね，弱肉強食にしないとか，中間搾取がなくなるわけです，そういうことをすると。あなたたちが面倒くさいけども，そういう細かいランクをつくってやると，阿見の業者もできる。

この提案は，急に言われたからわかりませんが，総務部長，感覚的にはどうですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい，御提案ありがとうございました。ちょっと全て一般競争入札すると，町内の本社を全て参入させると，ちょっと矛盾があるかと思えますけども，よく後で勉強させていただきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。勉強してください。というのが、これね、つくばでやってんですよ、議員提案で、つくばが。その実態は私もまだ把握してないんだけど、議員提案で、今言ったことはね、つくばでやってるんですよ。そこをね、つくばに行って、ちょっと研修してくださいよ。その結果を、私また質問するなり、直接聞きますから。どうだったと、これは無理かと。土浦も似たようなことやってるんですよ。土浦は電子入札だからね。だから、そういうところをちょっとね、研究してみましようよ。やってるところあるんだから、阿見町できないちゅうことはないでしょう。よろしくお願いします。

私がね、なぜこんな質問をするかというのと、しつこく質問するかというね、ちょっとね、ここにね、私にね、手紙が4通ばかり来たんですよ。去年の4月から今年にかけて。これ怪文書。これ私全部信用しているわけじゃないですよ。信用してませんよ、全部は。ただ、こういう怪文書、一部町にも来たみたいですし、一部また、4通全部じゃなくて、一部議員のほうにも行ってるみたいですけどね。これね、やっぱり入札の関係ばかりなんですよ、これ。何とかしてくださいよと、おかしいんじゃないのと、こういうことがね、来てるんですよ。4通来てるんですよ、4通。だからね、私もこうやって手紙をもらった以上はね、やっぱりいろんな調査をしましたよ。いろんな人に聞きました。だけど、私なんかじゃ調査能力ないですよ。調査能力ないんですよ、意外と。なかなかね、本音を話してくれないですよ。そりゃそうだよね。だけど、本当にね、調査能力はないんで、私は、この怪文書、まあ、それでもね、昔から言うように、火のないところは煙は立たずでね、何らかの動きがあるからこそ、そういう投書が来るんですよ。と私は思っているから、私に調査能力はないから、これは警察に出しました。これコピーしてね。そのうちに何かこうひっかかることがあるかもしれませんけども。そういうことで、私がしつこく質問する理由はここにあるんですよ。そこは理解してくださいね。頼みますね。

それで、疑念は払拭はできませんので、また機会があったら、この点については、やりましよう。

ここでですね、今の給食センターの総括についての1、2、3は終わりますけども、4番目のね、経費、どっちが高いかという話なんですけど、先ほどちょっと話ししましたからね、これはまあ、これでいいや。で、この経費はね、数字をごちゃごちゃ言い合ってもしょうがないんで、私は希望としてはね、今のやつ、それは中長期的にね、それからPFIでやった場合の検証を、評価報告みたいなのは、いただきたいんですけど、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。藤井議員お持ちの全協の資料、平成21年の阿見町のね、財務シミュレーションのやつ。その財務シミュレーションと、今実際動いているや

つの比較とか、その検証っち部分は、だからさっきも言ったように、そういうのはちょっと無駄なんで、前向きで行かないとだめなんじゃないでしょうか。

以上、申しわけないんですけど。もう今、PFIはなくなって、今、公設民営で行ってんだから、もうちょっと動きをよくさせてくださいよ。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、あんたはいつもおもしろいこと言うね。大きな事業を比較してね、町が計画した、で、今やってる。これは比較して、検証するのは当たり前なんです。当たり前っちゅうか、普通、そうしませんか。いや、こっちは今、こっちで出てきたから、もう昔のことはいいじゃねえかちゅう、そんな問題じゃないよ。特に行政マンちゅうのは、本当にこっちがよかったのかどうかというのは検証するのが当たり前の話じゃないですか。

それとですね、給食センターのセンター長ね、センター長の役割というのがあると思うんですね、当然。公設民営だから、給食センターのセンター長というのは、人事権なんかはあるんですかね。例えば、職員、調理員というのは、多分パートだと思うんですけど、さっき話しましたが、人事権は当然ないよね、職員に対して。どこまで、どこの範囲まで介入できるのか、センター長としてね。そこの点だけ教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。おかげさまで、給食のですね、衛生基準表とか仕様書っちゅうことで、今、実績のある、東京本社あります「葉隠勇進」ちゅう形で調理を委託して、今、順調に進んでおりまして、給食センターは、後部に教育委員会がありまして、その中の教育委員会事務局っちゅうことで、前にもお話ししましたが、学校教育課それから生涯学習課と指導室が教育委員会事務局で、教育機関として給食センターつつうのがあるわけでございまして、当然、前と同じですか。先ほど町長が答弁したように、所長はですね、委託業者のその部分についてチェックをするちゅうことで、衛生基準とか、その仕様書に書いてありますけど、何か不都合があれば、これを報告しろよ、報告してないよちゅう、そういう指示で、人事権は、これはないです。調理委託ですから。これはPFIとなったと同じです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そこで次長が力説しているけどもね、要は私が言いたいのは、公設民営だから、民間の人とね、行政の人が一緒になってるから、センター長がやりにくいような、非常にやりにくいとか、ちゅうようなことにならないようにしてほしいということだけなんですよ。ぜひ、目を光らせて、センター長をしっかり守ってあげてくださいよね。よろしくお願

いします。

ではですね、2番目の質問に行きます。

今度が本当の入札なんだけど。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時13分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井孝幸君の質問を続けます。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ではですね、次に、入札について質問します。入札関連事業には、もう全国どこの自治体もですね、四苦八苦をして問題を抱えているようですが、卑近な例が、県の事業で、県庁のOBと土木業者の癒着、談合、それで、県の現職の職員も処分をされた、大量に処分をされたというようなことが、実際にありましたんで、阿見町では、こんなことあっちゃ、もう絶対なりませんのでね、次で質問します。

阿見町は、入札時に予定価格を決定する場合に、歩切りを行っているかどうか。

2番目に、歩切りのパーセントを決定するのは誰か。

3番目、歩切りの比率はどれぐらいか。まあ、工事等の金額にもよるでしょうが、比率決定の根拠は何か。

次に、歩切り幅は公表できないのか。

5番目に、国土交通省からの歩切りの指導指針はないのか。

6番目に、歩切りの功罪は何かということで、質問させていただきます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 入札についての御質問にお答えいたします。

阿見町は歩切りを行っているか。歩切りを決定するのは誰か。歩切りの比率はどれぐらいか。工事等の金額にもよるだろうが、比率決定の根拠は何か。歩切りは公表できないのかについてですが、予定価格を決定する際には、阿見町事務決裁規定及び阿見町契約規則に基づき、金額に応じた専決権者が——専決権者は私です。設計図書等により、取引の実例単価、需要の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に決定しておりますので、歩切りは行っておりません。

次に、国土交通省・総務省は歩切りについての指導・指針等はないのかですが、平成23年8



月25日付の国土交通大臣及び総務大臣通知の公共工事の入札及び契約の適正化の推進について及び同年8月31日告示の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、歩切りによる予定価格の切り下げは行わないこととの指導がされております。

次に、歩切りの功罪は何かですが、歩切りによる予定価格の切り下げは、公共工事の品質や工事等の適正履行の確保に支障を来すとともに、建設業等の健全な発達を阻害するおそれがあることなどのデメリットがあるものと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 歩切りがないということですが、じゃあ、おおむね設計価格と予定価格は同じということで理解していいですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まあ、そういうことに、おおむねなるんですけども、先ほど御説明しましたとおり、取引の実例単価とか需要の状況、履行の難易度、数量の多寡等を考慮して予定価格を決めるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ということは、設計価格イコール予定価格じゃないということですよ。イコールじゃないということでもいいですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） その設計価格の捉え方なんですけども、そういったいろんな状況を考慮して設計価格と。設計価格、数字で弾いた設計図書を参考にして決めてくということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） イコールじゃないということは当然そうなのでしょう。だから、設計価格は100万だったら、いろんな状況を加味しながら95万に予定価格を決めるということでしょう。だから、その間、当然イコールじゃないんだったら、差が出てくるちゅうことです。それを歩切りというかどうかはね、違うでしょうけども、いずれにしても、設計価格イコール予定価格じゃないということは、その設計価格は知ってて、予定価格を決める人が、それなりの値段を下げて——上げるちゅうことはないでしょうから、下げて決めるということなんでしょう。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 国なんかは特にそうなんですけども、予算を当初、計上するときに、設計を組んで計上しまして、それがまあ、設計価格といわれれば設計価格になるんでしょうけども、その後、事業の執行までには期間がありますので、その間のいろんな、実例単価と

か調査をして、その予算からいろいろ考慮をして予定価格を決めてくという流れになります。町のほうでも、予算を計上するときには、設計価格、設計を組んでその価格をもとに予算を決めてく。それが設計価格になるかと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 設計価格な。まあ、いずれにしても、部長がいろいろ言っつけど、要は、予定価格と設計価格は違うちゅうことなんですよね、現実よね。だから、何パーセントか、いろんなことを加味しながら切るということだと思っんですよ。それで予定価格を決めて、その予定価格を決めるのが町長だということから、町長にそういう専門的な能力はあるのかな。ちょっとそれは私もわかりませんけど。

それで、私ね、何でこんな質問してるかという、時々、最低制限価格というのが出ますよね。入札の書き取り調書なんか見ると、最低制限価格より下回ったから、これ失格とかって書いてるでしょ。その最低制限価格というのは、誰が決めるんですかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 最低制限価格は、一般競争入札に適用しておりますので、一般競争入札の金額ですね、これが2,000万以上ですので、町長ということになります。予定価格は、金額によって専決権者が違いますので、先ほども御説明しましたとおり、今は1,000万円以上が町長になっている。1,000万円以下では部長、課長で分かれています。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 最低制限価格を決めるのは、誰って言いましたっけ。町長ですね。その何パーセント以下、予定価格から、最低制限は幾らというのは、どういう——何か基準があるんですかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） おおむねの目安はつくっております。決めておりますけども、これは公表しておりませんので、おおむねのものはあるということで理解していただきたいと思っいます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） おおむねの基準がある。おおむねの基準っちゅったら、例えば、予定価格から何パーセント以下とかという、そういう基準かどうか、確認させてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 最初の考え方は予定価格になりますけども、そこから範囲があつて、その範囲の中で決めていくと。それはいろいろ調査した中で、資料を参考に決めていくかと思っいますけども、その範囲の中で決めていくと。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ということは、これ、町長の裁量……。やっぱり、町長がこれ一人ではできないから、誰かの、担当者とかですとね、相談しながら最低価格、こうやって決めるんでしょうけども、まあ、町長一人でやってるんだったら、問題もあるし……。こういう業者というのはね、一番知りたいのは最低制限価格なんですよ。予定価格、もちろん公表するやつもあって、事後公表も事前公表もあるけども、知りたいわけです。だからねえ、いろんな担当者なんかには誘惑が来るんですよ。ねえ。誘惑が来る。そのために、入札制度の改正で、要は、役場の担当職員に入札の情報を要求した者には処置をすとかちって書いてるわけでしょう。じゃあ、角度変えて、その処置はどんなもんか、聞きましょうか。いやいや部長じゃなくてもいいぞ。わかってる人で。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 予定価格を、従来は事前公表をしておりましたけれども、事前公表でもいろいろデメリットがあるということで、一般競争入札については、事後公表にしております。

それで、事後公表になりますと、事前公表になる前は事後公表だったんですけども、そのときにいろいろ、予定価格の探る、職員のほうに業者の方が探るといような状況もあって、事前公表にしたんだけど、いろいろ不都合があって事後公表にしたんですけども、そういった業者側の働きかけ等が懸念されますので、入札契約事務に関する不当な情報提供要求等の対応要領というものをつくっております。これは、そういった働きかけがあった場合は、一人の担当者で処理するのではなくて、課内でそれをちゃんと課長に報告をして、課長が部長と、そういった者とも協議して対応に当たるというような、おおむね——いろいろ細かく書いてあるんですけど、ちょっと今なかったもんで、そういった仕組みにしております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だから、その対応に当たるっちゃうけど、その対応っちゃうのはどういう……。業者に対してどう言うんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） その予定価格とかを聞き出すという明確な事実があった場合は、指名停止措置にするということを決めております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私はこういう設計価格と予定価格は歩切りがないっちゃうからね、ないって言うから、設計価格イコール予定価格かと思ったんだけど、そうでもないみたいです、予定価格は設計価格よりもプラスマイナス——プラスはないでしょうけども、あるという

ことなんですが、これね、私、25年の5月の22、今年の5月の22日の執行のね、一般競争入札で、これ事後に、事後評価っちゅうのか事後公表ということにもかかわらずね、100%の落札率が出たんですよ。100%。さっきは99.9だったけど、今度は100%なんですね。もう1つはですね、25年の8月2日にね、これも一般競争入札で、7件あるうちに、7件あるうちにですよ、6件が84%以下の落札率なんです。84%以下。で、そのあとの1件がですね、99.2%なのね、落札率が。その業者と100%の業者が同じなんです。同じ業者なんですよ。一般の人——一般っちゅうたらおかしいけども、他の業者は85%以下で落札している。しかし、その業者は99.2%と100%の落札率なんですね。でも、ほかにもまだありますよ。まあ、業者の名前、言いませんけども、23年の2月から25年の8月まででね、17件の事業を受注している業者があるんですよ。その受注業者が、17件のうちの15件がですね、落札率95%以上なんですよ。で、わずか1件が八十何%ちゅうのがあるんですけど、これもみんな同じ業者なんですよ。さっき言った業者とは違いますけどね。だから、私なんか指摘してるのは、特定の業者が落札率が非常に高いという、こういう現実もあるということなんですね。原因は何だという話を聞きたいんですけども、担当者なんかはね、こういう数字を見てですよ、やっぱり、まあ、いろいろ改正はしたけどね、改正はしたけども、その効果をしっかりと見つめてくださいよ。検証して。これイタチごっこだと思うんですけどね。この入札と落札っちゅうのはイタチごっこだと思うんだけども、現実に100%があったり99.2%、それから95%以上が17件中の15件もあるという——同じ業者がだよ。そういう現実というのがね、やっぱり、真剣に見つめ直す必要があると思いますよ。どこかで何か疑わしきものがあるような気がせんでもないですよ、私のところに投書が来てるから。そういうことは、やはり真剣に考えてくださいよ、ね、担当者は。

じゃあ、次の質問に行きますか。え、まだ……。

では、3問目に行きます。

天田町長の政治姿勢についてですね。

天田町長が就任して3年半が経過いたしました。この間、議会ともめることも多々ありましたが、天田町政も順風満帆な帆を上げてここまで来ました。そこで、最近の政治姿勢、まあ、大げさになりますけども、次の3点について、その考え方についてお伺いします。

まず、町長は多選禁止を公約をし、条例制定まで行おうとしましたが、これは賢明な議員が多くて、否決をされましたけれども、今、首長の多選禁止をどういうふうに思われますか。

2番目、町長の退職金。これは何回も前にもやりましたけども、いまいちちょっとね、しっくりしないところがあるので、もう一度。退職金はもらわないと、返納すると約束しましたが、この退職金を、いつ、どのような形で返納するのか、再度、確認します。

阿見町は、昭和61年3月10日に非核平和都市宣言をしました。そこで、小中学校の非核教育

はどのようにしているのか、一般町民に対しての啓蒙はどうしているのか。町長は、非核宣言についてどう思っているか、教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私の政治姿勢についての御質問ですが、1点目の、首長の多選禁止についてどう思うかについてお答えいたします。

私、町長の多選禁止条例案の議会提出を町長選挙の公約に掲げました。その理由は、町長職は幅広い権限を有する地位にあり、同一の者が長期在任することから生じる弊害を防止し、清新で活力に満ちた町政運営を確保する必要があると考えているからであります。

しかしながら、先ほども言われたとおり、平成22年の第2回定例会に、阿見町長の在任期間に関する条例の制定については否決をされました。

そこで、やはり私が思ったことはね、そのときに細田議員がね、「町長については4年ごとに町民の審判を受けます。私はこの4年ごとの審判を受けるということで、この多選条例を提案する理由はないのではないかというふうにも思います。結局、多選条例を提案することは、基本的に町民の選ぶ権利をです、それに対して不信を表明することではないか」と、こういうことを言っております。そのとき、やはり私が思ったのは、自分がね、1期目で、こういうことをやっぱり多選禁止条例をね、提案すること自体が、自分におごりがあつたのではないかと。それによって、今回、まあ、改選時期であつたならば、この提案も、もしかすると皆さんに可決されていたかなとは思うんですけど、そういう思いはしませんでした。やっぱり、自分のおごりが、やはりここに出たのかなと。私は、どんなに長くやっても3期までという気持ちは、これは変わりません。来年度も、この間、出馬表明をしましたし、うわさでは藤井議員もなんていう話もありますんで、そのときはよろしく願いいたします。

2点目の、退職金の返納についてお答えいたします。

私が町長就任時に公約したことの1つであります町長の退職金の廃止については、町を含め県内の全市町村は、市町村総合事務組合に加入し、常勤の職員に対する退職手当の支給について共同で事務処理を実施しております。町長退職金の廃止につきましては、同事務組合の規約改正が必要であり、組合を構成する県内全市町村の同意を要するため、その実施は困難な状況であります。

そのため、退職金相当額を任期中に町長給料から減額することで対応したいと考え、平成23年第1回定例会において、給料月額を減額する条例改正案を提案いたしましたが、残念ながら議員各位の賛同を得られず、断念した経緯がございます。

この退職金の返納方法でございますが、私が公職を退いた後、町に直接納入する方法で実施したいと考えております。

非常に心配ということであるならば、今回、再選はどうかのこののではないですけど、どれだけの退職金が出たかというものを、皆さんに明示をしたい。よろしく申し上げます。そういうことで、これだけの金額がこの1期で出ましたと。それに対して、私が公職をやめたときに、この金額を町のほうで使っていただく。その使い方は、またね、これはそのときに考えるということだと思えますよ。そういうことで考えております。

3点目の、阿見町は非核平和都市を宣言しているについてお答えいたします。

非核平和都市宣言については、日本非核宣言自治体協議会の調査によりますと、平成25年4月現在で、全国の自治体の約90%に相当する1,566の自治体が行っており、茨城県内では、県を初め39の自治体が行っております。

当町においては、昭和61年3月10日の3月定例会において決議され、宣言を行っております。

まず、小中学校の非核教育はどのようにしているのかですが、児童・生徒は、小学校6年生の社会科及び中学校3年生の社会科・公民の中で、非核三原則等の平和の大切さについて学習をしています。

次に、一般町民に対してどのような啓蒙をしているかについてお答えをいたします。

非核平和都市宣言に関する施策については、阿見町第5次総合計画後期基本計画第1章第2節の平和行政の推進の中の個別施策の1つとして位置づけており、これまで、霞ヶ浦平和記念公園の整備や、予科練平和記念館を建設し展示物や貴重な資料を通して平和の大切さや平和を守る必要性について町民意識の高揚を図っているところでございます。

また、「核兵器を廃絶させよう 非核平和都市宣言の町、阿見町」のスローガンを掲示した看板の設置や、日本原水爆被害団体協議会が製作した「ヒロシマとナガサキ 原爆と人間」のポスターを町民に対し無償で貸し出す取り組みを行っております。

さらに、核兵器のない平和な世界の実現を目的に、世界の自治体が加盟する組織である平和市長会議への加盟や、茨城県平和友好祭実行委員会が主催する広島平和公園の「平和の火」を掲げて県内全44市町村をつなぐ「反核平和の火リレー」を支援するなどの取り組みを行っております。

次に、非核宣言についてどう考えるかについてお答えいたします。

当町の宣言文にうたわれているとおり、核兵器を廃絶し、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 多選禁止で条例をつくろうとしたんですけど議会が否決をしたということは、これは事実ですけども、町長は今回ね、県知事——もう6選ですからね、あの人、6選を推薦をしたという形になるから、何で意地を通して、俺は一人でもいいから44市町村で

……。推薦しないのかなと思って、それぐらい骨があるかと思ったんだけど、まあ、一緒になっちゃって、44市町村と一緒に推薦をしたんです。それが悪いということは思いませんが、まあ、考え方が変わったんだなというふうに思ったわけです。初志貫徹しないとだめです。まあ、今言ったようにね、細田さんの事例を取り上げて、町民が選ぶんだから、私も考え変わりましたということですから、それはもう、いいことだと思いますよ。まあね、だけど、公約に掲げたやつですからね、そこはやっぱり、俺は初志貫徹してほしかったですね。何、はいはいはい。

○議長（倉持松雄君） まだ……。答弁か。指名してから。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ただいまのね、多選禁止条例ってのは、私自身に課したものであって、ほかの首長さんに課したものではありませんよ。そうでしょ。だって、他の市町村の、今言ったとおり有権者が決めることで、私が、それやめろって、そういうことじゃないんですよ。それはだから、初志貫徹とかそういう問題じゃないですよ。私は自分の思いで、今、3選はやりませんよ。3選って、まだ2選まで決まってないのに、そんなおこがましいこと言ったら、これ藤井さんに負けちゃうかわかんないんだから、これはもう本当に、これはもう、出てもらうほうが、あんまいと思うんですけど、ね、やはり、それはね、やっぱり、そういう揚げ足じゃなくて、実際にやはり、町にとってね、重要なことなんですから、そういうことで話して、もうちょっと謙虚な気持ちでやってくださいよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いや、私は決心を変更して悪いとは言いませんよ。ただね、町長はとうとうと、多選はこういう弊害があるということを述べているから、弊害があるんだったら、私、別にやめても、何も変えなくてもいいんですよ、弊害を認めているんだったら。だけど、じゃあ、変えたっちゃうことは、弊害を、自分自身が、多選禁止の自分が言った弊害というのは、なくなったんだなというふうに、私は思っただけなんです。いやいや、そういうことにとられますよ。多選禁止をうたいながら、6選もする県知事を推薦なんかすると、あれ、あの弊害、とうとうと言った弊害はどうなったんだろうと、ないのかという話になりますもんね。その点は、やっぱり、ちょっと疑問を抱いたわけですので、存念を確かめたかったんです。まあ、方針変更ということでいったと思いますのでね。わかりました。

次にですね、退職金。これ、実施困難……。当初はね、自分の在職中に、町長の月額を――退職金1,600万ですか、大体ね、それぐらいを月々に割って返納すると、こういう話でしたけども……。これ、議会が否決したっちゃうのは、理由が違うでしょ。何で否決したかっちゃうと、前の川田さんの基本給を、川田さんの報酬をベースにして、4年で割って、月々幾ら返納するっちゃうけど、それは、自分の今もらってるやつでやらないで、それは議会だって否決し

ますよ。おかしいんじゃないかっち言うよ。自分の今のもらってる給料を減額するという約束だったんだから。これを川田さんの……。それはね、俺は事務方も悪いと思う。何で川田さんの月額をもってきて計算したのかっちゅうのがわからないんですけども、町長、そういうことですよ、議会が否決した理由は。

○議長（倉持松雄君） 町長、ちょっと口を慎んでください。

○14番（藤井孝幸君） 俺、まだ質問してねえから。だから、そういうことで、議会は否決をしたわけですよ。あなたのもらってる月額を案分してやるんだったら、それは俺は大賛成しますよ。公約だから。そこは勘違いしないでくださいよ。

あと、やめてから支払うということですよ。それは町長をやめてもね、実際払えないんですよ。何でかっちゅうと、政治の看板、講演会連絡所とかね、政治団体を持っている以上は返納できないんですよ。まだ、政治家だから。ということは、町長をやめるということは、2期挑戦するから、合格したら、またその返納金、返納できないわけですよ。しないわけですね。そこはね、やっぱりちょっと4年間のうちに約束したんだったら、やっぱり何らかの形で正しくぴしゃっとこう返納しないと、ね、約束だもん。それを人の給料を案分して議会が否決したなんちゅう、それはまずいよ。だから、そういうことじゃなくて、しっかりとしたベースで案分して返納するという立場をとらないと、町長約束違反になるもん。議会が否決したから、俺は返納できねえなんていう、そんなことじゃだめ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最初の72万2,000円というのは、これは川田町長が15%カットしたものをずっと私は履行してたんですよ。私がトップになったとき、そのやつはもうそのまま受け継いでしまったということなんで、最初から85万というのが、町のね、トップの給料なんです。もういろいろ、もうわかっててね、そういう何だかわからないような話をしないでください。やっぱり、最初からね、72万2,000円というのは、もう15%カットしてあるんですよ。わかってんでしょ、それ。わかって言ってるんでしょ。85万から、それをわかってないって言ったら、おかしいですよ。最初の給料自体が、もう72万2,000円で、これはもう85万から15%カットしてあるんです。私はそれをそのまま受け入れてやってるだけなんです。それでまあ、今はね、あと10%カットして、まあ、このね、来年の3月31日まで、本当にね、職員がみんな一生懸命ね、町民のサービスを低下させないために、自分たちも血を流す。それであるならば、私も教育長も血を流すと、そういう意識の中で、みんなやってるんですよ。だから、もう少しね、何かいつも質問がつまらないねえ。もう人間がつまらないちゅうのは、本当にわかる。それだけは言っときたい。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。



○14番（藤井孝幸君） はいはい。まあ、町長は俺の質問がつまらないとか言うのはね、これね、まあ、いいけど、それだけあなたがせっぱ詰ってね、窮してると思うのね。だからそのつまらないという質問はないんですよ。ね。議員がする質問はどんなんでもつまらないということはないの。いいかい。だから真摯に答えなければならないわけですよ、町長はね。だから、自分の都合の悪いことを言われたら、今度は、つまらん質問をしてっちゅう。そういうものじゃだめ。いずれにしても、そんなことはどうでもいいけど、要は、15%カットとかね、何とか言うけど、あなたは、自分の月額報酬を退職金分に換算して返納するっちゅうんだよ。自分の月額だよ。人の月額じゃないでしょうもう。人の月額じゃダメよ。まあいいや。そういうところで……。

○議長（倉持松雄君） 町長。

○14番（藤井孝幸君） だから、町長。

〔「そこでやらないで」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 議長、ちょっと、この人、19人目の議員になってっからだめなのよ。ちゃんと18人と1人の町長だもの。

○議長（倉持松雄君） 町長、ですから、どうぞ、お好きなだけしゃべってください。

○14番（藤井孝幸君） まあ、そういうことで、町長は……。町長だから、ね、19人目になっちゃだめだよ。まあ、何の説明するか忘れちゃったけども……。いずれにしても、私は、月額、自分のもらってる月額を換算して、任期中に返納するというのが、俺は約束だというふうに思う。そういうことで、比較とかそんなのは、いいですわ、もうね。しっかりと協力してるしね。しっかりとした、町長も、考え方を持ってるみたいだから。ただ、あんまり啓蒙もしてないけどね、町民には。まあ、それはそれでいいでしょう。

以上で私の質問を終わりますが、それで、要は、私も今日は疑惑を、1問目の質問でね、疑惑を払拭したかったんだけど、今日の質疑では、どうもね、私の調べた関係ではね、特定の業者が落札率が、があつと高いとかね、100%があつたりとか……。それは事情もあるでしょう、100%になる事情も。だけど、外から見た目はね、100%なんてあり得ませんよ。これは、新聞紙上で言ってるようにもう、95%を超えたら必ず談合があるか漏れてるかということですからね。だから、その点は、やっぱり特定の業者に偏らないように、阿見町の業者に……。頼みます。まあ、総括、総括。

○議長（倉持松雄君） 町長、黙ってください。

○14番（藤井孝幸君） また、いつもそこでごちよごちよごちよごちよ言うから、だめよ、そんなの。そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） まだ10分残ってますけど、よろしいですか。

○14番（藤井孝幸君） はい、大丈夫です。

○議長（倉持松雄君） これで14番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） みんなの党の海野隆でございます。前回の議会から3カ月たちまして、この間ですね、参議院選挙があったり、県知事選挙があったりですね、国政への民意ですね、それから県政への民意、こういうことが示されたということになります。

私たち阿見町あるいは阿見町民、阿見町議会にとってもですね、国政の行方とか県政の行方というのは密接に関連しておりますので、選良——正しく選ばれて、素晴らしい人ということのようすけども、選良がですね、じっくりと腰を落ちつけて、日本が直面する課題、県政が直面する課題に果敢に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、私は5つの質問事項を通告しております。1つは残土処分の問題について、2つは国際交流事業について、3番は子供議会についてですね。この3点についてはですね、初日それから昨日と、同僚議員がですね、質疑をしておりますので、私はそれぞれ観点を変えてですね、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初にですね、残土処分の問題について質問をさせていただきます。

これも初日にですね、久保谷実議員から、特に農地農業にかかわってですね、条例改正の必要性について、実情に照らした御提案がありました。町民の声にですね、真摯に応えようとする姿勢というのは、議員としてですね、素晴らしいと思いましたが、聞いてて。

私も、今年の初めにですね、無許可盛り土の山を見てほしいという連絡がありましてですね、同僚議員とともに、その現状を見てまいりました。その際にですね、茨城県の担当者、それから町の担当者からもですね、詳細な御説明をいただきました。また、現地を見ましてですね、これ本当に残土の山、山脈になっちゃっているという、ひどい状態だなというふうに思っております。それがなかなか解消しないということで、一たん、あのような状況になってしまうとですね、それを解消するためには、大変な努力が必要だということを肝に銘じてまいりました。

また、最近ですね、また、町内における無許可の残土処分の問題があるという連絡を——まあ、連絡って、お聞きしておりました。それで、今回はですね、第1番目に、この残土処分をめぐるですね、問題を質問事項に入れましたらですね、久保谷議員もですね、同じような問題意識があったようですね、同じ質問項目になってしまったんですが、この残土処分の問題について、3点。

1つは、その残土処分をめぐる新たな指導や問題の発生について、どうなったのかと。

2番目は、無許可、不法処分の現状とですね、先ほども申し上げました、一たん築き上がった山をですね、解消するのは大変です。これをどうするかというですね、防止の現状と課題について伺いたいと思います。

最後の3点目は、現在、その条例があるわけですがけれども、これも昨日、改正の有無についてやりとりがありました。改めて、条例改正の必要性はあるか、この3点について伺います。

私が質問しておりますけれども、同じ答弁であれば、同じ答弁であるというふうにおっしゃっていただいても結構でございます。

以上、3点お聞きしたいと思います。残りは自席からやりとりをしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 残土処分問題についての質問にお答えいたします。本当に残土問題は、平成17年ですか、非常に厳しい状況だったと思います。もう阿見町のあちこちにね、どんどん残土が捨てられて、本当にそういう中でね、区長さん初めいろんな人が問題提起をして、それで、条例が非常に厳しくならないと阿見町はごみ捨て場になってしまうという、そういう観点だったのかなと思います。

まず、1点目の、残土処分をめぐる新たな指導や問題の発生についてですが、残土処分問題につきましては、近年、圏央道の開通など、首都圏との物流が容易になるに伴い、不法盛り土など悪質な事案が発生しており、対応には危険が伴うことから、職員以外に、現在、警察官OBを環境保全監視員として2名雇用し、監視・指導体制を強化して対応しております。

また、新たな問題として、現条例の適用除外面積である500平方メートル以内と称して拡大するケースが問題となっています。

2点目の、無許可、不法処分防止の現状と課題についてですが、以前からの無許可、不法盛り土の現場については、随時現場に出向いて撤去指示・指導をしながら監視体制を続けている状況です。

しかし、今年6月には、突発的に不法盛り土の事案が発生したため、阿見町不法盛土等対策本部の関係各課が一丸となり、牛久警察署との連携により、搬入を阻止しております。

3点目の、条例改正の必要性はあるのかですが、1日目の久保谷議員の質問にもお答えしたように、条例の盲点をついた行為に対して、現状に即した条例の見直しが必要と考え、今年度中に条例の改正をしたいと思いますと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。6月にですね、新たな事案が発生しそうになったと。これを水際でいいですかね、初期対応を非常によくやっていただいて防いだということで、大変よかったなというふうに思っております。

まずね、確認しておきたいのはね、初日ね、久保谷実議員の、農地にかかわるといふか農業にかかわってですね、条例改正の必要性についてですね、提案をされております。除外規定を設けたらいいのではないかと提案をされておましてですね、つくば市の例を出されましてけれども、町長はそのときにですね、条例があるのだから、そのとおりにやればいいんじゃないですかと、周辺関係者から同意をとればできるんじゃないんですかと、こう答弁をされたように記憶してます。正確かどうかはわかりませんが。町長にお伺いしたいんですけども、現行の条例の中でですね、事業の許可を得るためにはですね、事前協議が必要とされておりますけども、その際に、どのような書類を提出しなければならないか御存じですか。

いやいや、町長に聞いてるんだよ。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。現在の条例でございますけども、平成17年に改正したものでございまして、そのほかに、条例のほかに施行規則というものがございます。施行規則の中に、第6条に事前協議という条項がございまして、約16項目による書類を提出していただくということになってございます。その後ですね、その事前協議書に基づきまして、役場内で関係各課も含めて協議をして、問題ないという判断をした場合にはですね、許可申請を出していただくと。許可申請についてはですね、11項目のですね、書類等を出していただくということになってございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうなんですよ。その事前協議でね、1からね15までが、その特定された書類ね。16は、その他、町長が必要とされる書類と。1から15の書類をこれあのそろえるのは大変ですよ。大変だと思いますよ。このね、15種類の書類をね、整えた上で、つまりそのことをわかっていて、初日、つまり、その条例があるのだから、条例どおりにやればいいんじゃないかと、周囲の100メートルの同意もらえばいいんじゃないかと、こういう発言をされたのか。それとも、この事前協議に出される書類、これについてはわからないで言ったのか。ここだけ、ちょっと町長に確認したいと思うんですね。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに事務的な細かいことを私に聞くのではなくてね、事務屋さんに聞いていただいて、よく理解していただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） だから、町長が久保谷議員の質問に対してね、答弁をしているわけですよ。私はね、いやあ、こんなにね、15種類、16種類のね、書類をそろえなければ、事前協議にも行けないと、こういうね事情、状況があるのにもかかわらず、まあ、要するに条例どおりにやれとね、農地をやるにしてもね。それから、周囲の100メートルのをとってきたらいいじゃないかと、そしたらできるじゃないかと、こういう発言をしたものだからね、本当にこの内容を知って答弁をしたのか、それとも、内容は知らなかったと、こういう状況なのか聞きたい。これね、町長のね、誠実性にかかわる話なのよね。やっぱりそこら辺はね、僕はね、内容知らなくて言ったんだとしたらね、まあ、しゃあないな、まあ、許してあげると、こういう感じなんだけども、内容を知っていてね、その話をしたとすると、余りにも乱暴なね、答弁ではないかと、こういうことなんですよ、町長。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） お答え申し上げます。この事務等についてはですね、私ども生活産業部の部長及び次長のほうで全て町長がお任せされておりますので、私たちの責任で事務をとり行ってきたと思うし、今後というか、今までの17年に条例改正をしなければならぬ背景が当時ございましたので、そういうことも含めて、私のほうで整理をさせていただいて、町長のほうに報告を申し上げるということだと思っております。それが私どもの責任かなと思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 大野次長にね、回答もらってもしょうがないんですよ。大野次長はよく知ってますよね。だって、これが担当者が、もし大野次長がね、この事前協議にこんな書類が必要じゃないというふうに思ったと言ったらね、これはもう本当に役場の職員としてふさわしくないわけだから。しかしね、初日のやりとりの中ではね、町長が余りにも議員に対してね、改正の必要性を求めているのにね、この条例を知らないかのごとく答弁をしていたので、そのことを今、確認しているんですよ。町長に確認してるんですよ。大野次長がね、何のこれ、私どもの責任でやりますって言ったって、それ答弁にならないわけですよ。これ、町長に答弁を求めているんですよ。

○議長（倉持松雄君） それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時3分いたします。

午後 0時02分休憩

---

午後 1時03分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君、16番吉田憲市君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、海野隆君の質問を続けます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、条例を守ってやるのは、私が久保谷議員のとき、これはもう当たり前のように、これは条例案を守ってやるべきだという話をしたら、それはちょっと冷たいとか雑駁とか、そういう話がありました。確かに、条例等は、全て私が知ってるわけではありません。しかし、私は阿見町の執行者という立場に立たさせていただいてるわけですから、どこでどう決断するかというのは、私の決断がやはり大事になると私は思っております。特に条例を守るというのは、これ、私の立場としたら当たり前の話をしております。それが16の事前協議があろうが、それが30の事前協議があろうが、それを守って、やはり町民はやっていただかなければならない。この条例案ができたのは、阿見町民の、やはり利益につながるという形の中でできてるわけでありますから、やはり一部のね、人たちの、町民の利益をここで代弁するわけではないんで、阿見町民の利益が一番だということを前々から私は言っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、あんまりこんなやりとりしてもしょうがないんだけども、率直に言えばいいんですよ。ね。私が聞いているのは、そんなこと聞いてないんですよ。あの答弁をしたときに、あの15項目プラス1項目の中身を知っていたかっていう話をしているわけね。そのことについては、知ってたのか、十分認識して発言をしたのか、それとも、十分に認識してなかったのか、そのことを聞いてるだけなんですよ。

次に移ります。

初日でね、久保谷実議員がですね、つくば市の適用除外の事例を挙げてね、つくば市では、こういう適用除外の方法でやっていますよと、こういうことでやっておりますけども、内容についてはね、十分にやりとりはなかったんじゃないかと思うんですけども、このつくば市の適用除外、この項目について、ちょっと御説明ください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。現在あの、条例の改正に向けてですね、作業を進めている最中でございますので、つくば市のほうにも、まだ電話連絡という形でしか問い合わせしてございませんので、電話連絡での結果をですね、担当者が変わってしまつてわかんないとかいうこともありますので、これについては、訪問をしてですね、調査をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） つくば市ではですね、やっぱり施行規則でね、その除外規定を決めてます。これ阿見も一緒ですけどね、つくばの場合は条例の第3条第2項第3号、阿見でもそうじゃなかったかな。そうですね。第3条第2項第3号のね、規則で定める事業については除外するよと。そこにですね、1番から4番まであるんですけども、3番、4番がね、昨日、久保谷実議員が、ここはぜひともですね、適用除外をして、農地や農業のためにやるべきではないかという該当の文章が載っています。1番、2番は除くとしてですね、3番は、農地を改良するための客土を行う事業で、事業区域の面積が2,000平米未満のもの。それから、4番、野菜、芝——昨日、久保谷実議員は、芝の話をしておりましたけども、その他の畑作物を耕作するために耕作時で不足した土砂を補うため客土を行う事業で隣接地の地盤より高くないもの、こういうことでね、つくばでは条例改正をされているようですね。ですから、ぜひね、昨日のやりとりを聞きましてですね、一方でね、初期対応とか条例を厳しくする。一方ではね、必要と思われるところに除外がやっぱり必要だと思われるところは、やっぱりきちんと除外をせよと。何年かもうやってですね、その問題も大分明らかになってきたと思うんですね。ですから、それを取り入れていただいてやっていただくということを希望して、この項を終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次はですね、国際交流事業についてお伺いしたいと思います。

この質問事項もですね、昨日、藤平議員が姉妹都市を訪れたということでね、町長と。親善を深めてきたこと、その体験に基づいてね、さまざまな提言がありました。私も聞いていてね、ああ、やっぱり行ってですね、体験するという事は、素晴らしいなと思って聞いておりました。私からはですね、質問が重複しないようにしながらですね、国際交流事業について3点ほど伺いたいと思います。

今回のですね、スーペリア市の——スペリオールとかスーペリアって話がありましたけど、外国人の英語の発音を聞くと、スーペリアって言ってるようですね。そのスーペリア市訪問についてはですね、町の公式ホームページの町長日記にですね、報告が書いてありました。その市議会議員たちとの再会を果たしたり、国際交流の重要性を再認識したり、これからも継続していかなければならないと、昨日ね、お話しになったようなことが書いてありました。

質問項目ですが、まず第1点は、今回のですね、改めてですよ、スーペリア訪問の目的、これは一体何だったのかと。昨日も、今回は目的を定めて行きましたって話ですから、もう一度改めて言ってください。

それから、2番目にですね、国際交流事業の意味や役割について、改めてね、町長から見解を伺いたいと思います。昨日と同じだって言えば、それで結構です。

最後に、3点目ですけども、参加費用のですね、自己負担について伺いたいと思います。

以上3点お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点目のスーペリア訪問の目的というのは、昨日も言っておりますよね。それと、2点目の国際交流の意味、役割についても言っておりますので、3点目の、参加費用の自己負担についてですが、今回から中学生親善大使派遣と同一日程での訪問とし、さらに私を含め公費で旅費を負担する親善訪問団員の人数を従来の4名から3名にして節減を図っております。

今回の親善訪問団の7名のうち、一般町民から参加された4名につきましては、概算額ですが、約29万円の旅費が自己負担となりますが、初めて親善訪問団に参加される人を対象に、国際交流協会から5万円を上限として補助しております。初めて参加された3名の自己負担は約24万円となります。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。実は私もですね、御案内をいただいてですね、行ってみようかなと思ったんですけども、日程の都合もありますし、非常に高そうなんでね、ちょっと二の足を踏んでしまって、残念だったなと思っているんですけど、町長日記によりますとですね、あるいは昨日の答弁によりますとですね、今回の親善訪問ではですね、経済交流に重点を置いたと、昨日の答弁でも申されていきましたね。町長日記でも書いていました。通常ですね、私たちが、行政トップがですね、経済交流というときにはですね、カウンターパートナーになるですね、向こうの、会ったり向こうを訪問しようとするカウンターパートナーとなるですね、経済人を引き連れていくと、こういうイメージがね、あるんですね。総理大臣なんかね、ある国、訪問するときには、経済界からずっと連れていきます。今回はね、どうも……。同行者何人で行った——7名で行ったんですか。7名でしたか。どういうメンバーだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。藤平さんはわかっていますよ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。秘書課長武井浩君。

○秘書課長（武井浩君） はい、お答えいたします。7名の内訳といたしましては、まず町長でございます。それから藤平議員さんですね。それから、町内の一般町民の方で会社経営されてる社長さん。それからですね、国際交流協会の専門委員の委員長さんをされている方、それから会員の方、それから私、秘書課長と国際交流協会事務局長、以上7名でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。



○5番（海野隆君） 町長日記を読みますとですよ、ロータリークラブとかですね、商工会議所、このメンバーとね、懇親をしたり、企業団地も訪問したりとか、そういうことが書いてありました。昨日も答弁にありましたけども、ロータリークラブというのは我が町にもあるのではないかなと思うんですよ。今、誰が会長をやっているのかわかりませんが。商工会議所のカウンターパートナーになるのは、これは商工会だと思うんですね。本来ですね、せっかく目的を定めて訪問をするということであれば、その目的がなるべく成果を上げると、こういう準備とか、交友をしなければいけないと思うんですね。これ、国際交流協会のお金とはいえですね、その大半はといいますかね、相当の部分は税金——町からの助成金になってますね。ですからですね、今のメンバーを聞いてもですね、本当にカウンターパートナーになる人たちが行ってないんですよ。

それでね、次の質問に行く前に、一体、今ね、国際交流協会というのは、何人いて、どういうメンバーが役員になっているかわかりますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。会長、副会長と理事がおります。会長が町長ですけども、あと副会長が2人、それと、理事がですね、15人ですね、15名おります。どういった人ということでしょうかね。議会の代表の方、区長会の代表の方、商工会の代表の方、農協と、それから学校校長会の代表の方、企業の代表の方、それからライオンズクラブ、ロータリークラブの会長などがメンバーになっております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうなんですよ。会員数はね、個人会員238名で賛助会員85名。僕も賛助会員になってますけどね。全部で総数326名と役員全体で23名。そこにそうそうたるメンバーが入っているんですよ。カウンターパートナーなるべきね。この人たちにですね、今回の国際交流の目的を明示してですね、同行しないかと。今回の国際交流の目的は経済交流という目的があるので、なおかつこれは、向こうでロータリーとか商工会議所というのは設定がされたのかどうか、それはよくわかりませんよ。もし最初からわかっているのであれば、そのカウンターパートナーを連れていくと、これは当たり前なことなんですよ。これやったんですか、これを。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず、相手方のスーペリア市には、経済交流につながる行事を入れていただきたいというふうをお願いをしておりました。それで、大分、後になって連絡が入ったんですけども、商工会、あちらの商工会との懇談を予定に入れていただきました。こちらからですね、商工会と、それからロータリークラブ、ライオンズクラブのほうには、参加のお

願いをしたんですけども、残念ながら今回は参加をされなかったというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 例年ね、その会員——理事も含めてですね、会員には、参加しないかと、こういうね、案内は出していると思うんですよ。私のところにも来ているわけですから。だけれども、今回は目的を明示したわけですよ。経済交流を今回やりたいと。何か、来年は音楽をやりたいとかって話ですけども、音楽をやるのに経済人連れていってもだめでしょう。音楽の交流の目的だったら、やっぱり音楽をやってる人たちとか、そういう人たちを連れていきますよね。そうすると、今回はね、その経済交流に重点を置いたっていったらね、その人たちに目的を明示して行かないかと、こういう誘いをしなかったらね、どういう目的でやるのか……。僕は知らなかったですよ、少なくとも。初めて僕は町長日記を見てね、あ、今年はそんな目的があってやったんだと、こういうふうには、私はわかったんですけども、私の、少なくとも、その案内を見た感じでは、そこには何も書いてなかったはずなんですよ。だから、これはそういうことは必要なかったんですか。それとも、必要はあったんだけど、やらないんっちゃったんですか。どっちなんですか、これは。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。当初からというのは、やっぱり総会の時点——4月が総会ですから、その時点から、今回は経済交流をメインにやって進めていこうというはっきりした目的をですね、皆さんに御説明して進めていけばよかったんだろうと思えますけども、その時点では、それほど明確には決まらなかったということで、このスーパー市に行く計画を協議している段階で、こういった内容で決まってきたということで、当初からきちんと決めてやればよかったということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 総務部長は率直で、ありがとうございます。私はそう思います。やっぱりね、その目的を定めたならですね、その目的を達成するための準備をしっかりとすると。それで、多分、今回もですね、ロータリークラブの会員とか商工会あるいは企業のほうからですね、向こうに行ったら、もっと多くのね、実りある成果があらわれたのではないかなと思えます。ですから、今後、そういうふうにしていただきたいなと思えます。

次の質問ですけども、スーパー市っていうところの自治制度というのは、シティ・マネジャー制をとってらっしゃるんですか。わかりますか、誰か。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。秘書課長武井浩君。

○秘書課長（武井浩君） はい、お答えいたします。スーパー市はですね、シティ・マネジ

ヤー制度をとっておりません。おりません。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町長の、またこれもね、日記を読みますとですね、その議員と再会を果たしたと、こういうことが書いてありました。阿見町を、やっぱり代表するというのかな、阿見町を——行政と議会という二代表制でなっています。もちろん町民が主人公ですよ。しかし、その議会にですね、議会を代表する議長には同行の要請というのはしてるんですか。

○議長（倉持松雄君） 秘書課長武井浩君。

○秘書課長（武井浩君） はい、お答えいたします。先ほどですね、るる町長ともですね、御説明してますように、今回、昨年実施された事業仕分けによりまして、公費負担のですね、訪問団員を4名から3名ということで削減をさせていただきました。そういった形ですね、今回は町長に団長になっていただきました。ただですね、町長が毎回行くということは、当然ございませんので、町長が行けないときは、当然、議会の代表の方、議長さん、あるいは同等のですね、議会代表の方に団長になっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。ただ、そのね、議会の議長が行く場合に、議会にも予算あるわけですから、どういう形にするかわかりませんが、やっぱり議会にもね、声をかけると、改めてね。その中で、議会の中でいろいろ協議をするということは、今後もね、これに限らずですね、やっていただきたいと思います。

これ最後の質問でね、これは、ちょっとお聞きするのはどうかなと思ってもいるんですが、先ほどね、PFI方式のときのですね、町長、議員だったわけですけども、そのときのPFI方式に町長は明確に反対してなかったじゃないかと、こんなやりとりがありました。この国際交流ということについてですね、天田町長は議員時代にはですね、余り関心を示さずにですね、国際交流協会にも加入しなかったと聞いていますけれども、町長日記ではね、今回の訪問で改めて国際交流の重要性を再認識云々と書いてあるんですけども、議員時代の国際交流に関する認識というのはね、どういう認識だったのか。その認識はね、誤っていたのか。誤っていたとしたらね、今回ね、いつから、このように、つまり地方自治体同士が行うですね、草の根交流ですね、この国際交流の意義や役割を高く評価するようになったのか。これについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 国際交流協会には、私も入っていませんでした、議員時代はですね。

それでまあ、こういう立場に立つってということで、やはり、国際交流協会の会員という、そういう立場に立って、まず、スーペリアの人たちが来たり、柳州市の人が来たりして、いろんな形で国際交流が進められました。そういう中で、やはり人と人とのつながりというのは、本当に大事なんだなと……。私もこのスーペリアは初めて——外国訪問、初めてです。そういうことなんでね、本当に、ああ、こういうことであつたならば、本当早く入ってたらよかつた、早くやつてたらよかつたなって……。まあ、議員時代もね、やはり、私はあの時代は、私らの時代は、結構、議員間の海外研修というのはあつたんですよ。でも、私はそれは、町の補助をもらつては行かないということで、ずっと行かなかつた。これも失敗したなって、長いこと考えると、失敗したなと。やっぱり行って、見聞を広げるべきだつたなという、そういう思いをしました。特に今回ね、スーペリアに行って、ああ、こんなに人と人とのつながりというのは大事なんだなと、人の、やっぱり、この心のあつたかさつていうものを、本当に感じてきたんでね、今後は、自分自身、もう少しやはり、門戸を広げて、やはり、スーペリアにしても、柳州市にしても、その人たちとの関係を密にして、やはり今度は、来年は来るわけですから、まあ、私がどうのこうのじゃないですけど、皆さんにも、おもてなしの気持ちを持ってね、本当にすばらしい訪問をさせていただいたんで、今度は私たちが何ができるかってことを、本当に考えて、おもてなしをしていきたいなという考えが、今の考えです。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私も若くしてね、議員になりました。まあ、この町ではありませんでしたけれども。非常に国際交流には熱心に取り組んで、ちょうどそのときに姉妹都市を提携してですね、提携式にも行きました。まあ、やっぱり、過ちはね、改めるに遅過ぎるということではございませんので、これからしっかりとですね、取り組んでいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次にですね、阿見町子ども議会について質問をしたいと思います。この質問もですね、初日に永井義一議員からですね、詳細に質疑がありました。私はね、子ども議会については、4つの質問項目を用意しておりました。1つは子ども議会開催準備の経緯について、2番目は学校での準備と指導について、3番目は質疑時間、往復2分、再質問なしというルールは誰が起案したのかと、4番、今後は継続する考えはあるのかと、用意しておりましたけれども、質問項目、問題意識ともに、ほとんど同一ですので、今の質問項目はやめましてですね、新たに質問をさせていただきたいと思います。

私からですね、子ども議会の目的、その目的を実現する手段としてですね、子ども議会という形式がふさわしかったのかと、こういうことをお聞きしたいと思います。私たち議員にですね、案内状が配付されました。今回の子ども議会を開催する目的というものは、ここに書かれ

ておりましたけれども、まず、その目的については、どのように書かれていたのか、教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。秘書課長武井浩君。

○秘書課長（武井浩君） はい、お答えいたします。次代を担う子供たちに阿見町の将来について考えていただきまして、町への関心を深めていただくとともに、地方自治や議会制民主主義の仕組みなどを理解していただくため、子ども議会を開催することといたしました。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 目的というかね、その主要な目的は、子供たちにですね、作文を書かせたんでしょうか、発言をするために、いろんなことを考えて、この町のことを考えるから、その次代を担う子供たちに、阿見町の将来について考えると。同時に、町への関心を深めると。こういうことが目的だったのではないかなと思うんですね。先日の永井議員とのやりとりの中ではね、実際の議会のね、あり方や役割ということについてね、どうも誤解を与えるんじゃないですかと、懸念の表明がありました。私たち議員にはですね、傍聴席に入っちゃいけないということだったんですから、永井議員と一緒にですね、議会事務局前のモニターで傍聴しておりました。ちょっと調子が悪いということも言っておりましたけども、議場外からでしたけれどもね、モニターを通してでしたけども、実際に私もですね、子ども議会を傍聴してね、やっぱりそういう、本当にこれで議会というものの役割とか意義、そういうものをしっかり学べるのかなと疑問に感じておりました。この目的をね、達するというのであればですね、ほかの形式が逆によかったんじゃないかなと……。まあ、いろんな意味で準備も大変だったろうと思いますし、例えばですよ、町政懇談会イン何々小学校とか、あるいは、タウンミーティング——町長もやられているようですけど、僕もタウンミーティング方式やっています。これ非常におもしろいんですね。子供たちの意見や要望を聞いてね、執行部にね、答弁をもらう——執行部って、まあ、町長、教育長ということでしょうかね、ふさわしかったんじゃないかなあと思いましたが、この子ども議会方式というのは、やっぱりその目的を果たす手段としてはふさわしかったというふうに考えてらっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。当初の目的をもって開催したわけなんですけども、実際、今、海野議員が言われましたとおり、ちょっとモニターの具合が悪かったりですね、それから、傍聴席には父兄の方を優先して、なかなか席の数の限りもございますので、議員の方は入ることは遠慮していただいというようなことでございます。

それで、この方法で目的を達成できるかというようなことでございますけども、何分1回目

の議会でしたので、再質問ができなかったとかいうような課題がありましたけれども、一応、参加された子供さんには、議会の仕組み、役割等は、ある程度、一定の理解はしていただきたらろうというふうに思います。

今後、こういったやり方についても、いろいろ御意見をお伺いして、さらに当初の目的を達成できるように、工夫しながら——来年もやるというような考えを持っておりますので、工夫しながら改善しながらやっていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） とともにという目的でね、議会の役割をという話があったと思うんですね、地方自治の。それで、やっぱりね、議会の役割というのは、非常に大きいものがあります。この議会の役割をね、やっぱり学んでいかないとね、ああいう子ども議会をやったってね、形式だけあそこでね、やったからといって、事前にですよ、議会の役割とはこういうものであるとか、議会ではこういうことを決定するんだとか、そういうことをですね、教えなかったらね、これ誤解しますよ。それで、教育長にお伺いしたいんですが、昨日ね、私は、あ、昨日、おとといだったかな、6年生の教科書と中学校3年生の教科書、これをね、見させてもらったんですよ。で、そこにはですね——まあ、僕は6年生の教科書のほうがすばらしいと思うぐらいですよ、みんなの願いはどうして実現していったのでしょうかと。で、取材をするって書いてありますね。これ、見せられないのが残念ですけど、皆さんにね。その上にですね、一番上に議会があるんですよ。その下にですね、市役所があるんですよ。で、市役所から案の提出をして、議決をして、動く。こういう形になっています。それで、さらにですね、この口絵というか写真ですね、これもきちっと議会の様子が描かれています。これを見ると、議会を見学してもらいましたって書いてあります。まあね、永井さんと、どうも教育長のやりとりではね、余り6年生ではね、詳しく学ばないというようなやりとりがあったのではないかなと思ったんですが、この6年生では、もう十分にですね、この議会の役割とか、そういうものをですね…。これ教えなかったらおかしいですよ、教科書に入ってるんだから。そのことについて、ちょっと教育長、前回の永井さんの答弁も含めて、ちょっと答弁、コメントいただけますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 議会のことにつきましては、社会科は上と下に教科書が分かれておりまして、これから学習する内容になっております。したがって、夏休みに開催された子ども議会の前には、まだ未習の状態ということでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） であるならば、子ども議会はね、これを学んだ上でやらずと、そういう

ことの配慮というのは必要じゃないですか。教育課程に合わせてね、子ども議会の開会時期を決定すると。私はね、今回ね、いつだったっけ、あれ、9月だったっけ、永井さんと教育長の間で、教育長が子ども議会を実施しますと言ったんですよ。教育長が言ったんですよ。去年の9月。そしたら、教育長がね、実施しますって言う以上はね、教育長は、これ、教育課程に責任持っているんですから、その開催の時期、そういうこともですね、しっかりとやらなくちゃいけないんじゃないですか。教育課程でやってないのにやっちゃって、そんで、反省反省反省じゃ、どうしようもないじゃないですか。やっぱりしっかりと、学校の中で学んだ上で出てくると。だから、時期のね、選定も、結局秘書課が何かやったような……。僕はね、どうもね、教育委員会がね、独立行政委員会ですよ、教育委員会は。もっとしっかりしなくちゃいけません。執行部のほうも、あんまりね、独立行政委員会にね、ちょっかい出さないで。僕はそういうことが必要じゃないかと思えますけど、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 開催時期につきましては、やはりいろんな前後指導が必要ですので、そういったことを考えまして、夏休みと。この学習をした後ですと、長期休業が冬休みになりますけれども、冬休み期間中は、何かと開催は難しいかなということもありまして、今回は夏休みに開催させていただきました。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君）僕はね、9月にですね、子ども議会っていうよりはね、議会の役割とか、それを学ぶためには、議会を傍聴させたらいかがですかと。僕はそのとき、中学生と言ったんですよ、中学3年生。中学3年生の教科書は、もう僕でもわからないぐらい、本当に詳しくきっちり書いてますね。そういうふうに書いてある。だから、私はね、形式にとらわれない。格好つけない。やっぱり、その教育課程の中でしっかりと位置づけてね、議会を傍聴をさせる。いいじゃないですか、全員やらなくたって、手上げ方式でいいんですよ。先生方がメニューを出して、先生方が、やっぱりそれ必要だと思ったらね、それを見させると。僕はそういうことをやっていただきたいと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ただいまの御質問にお答えします。これ、阿見町議会会議録のですね、平成24年第3回かと思えます。海野議員さんの一般質問で、この中で海野議員さんのほうから、教育の一環として議会の傍聴の機会をつくるべきであるというような貴重な質問をいただきまして、教育長の答弁で、児童生徒の発達段階を鑑み、現時点においては、教育課程の中では実施は難しいと考えておりますということで答弁しておりまして、現在もそのように考

えておるところでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いや、終わりにしようかなと思ったら、そういう話。僕もね、それ全く同じもの持ってるんですよ。それ言おうかなと思ったの。いいですか、そのときに教育長何て言ったかというね、児童生徒の発達段階を鑑み、現時点では教育課程の中では実施は難しいと言っているわけね。この6年生の教科書と中学校3年生の教科書を見たらね、何でこれ、教育課程の中で難しいんですか、発達段階。6年生だって、もう十分にこれ、みんなの願いはどのようにして実現していったのでしょうかと、取材をする。きっちりこれ、教えてるんでしょう、これ、教科書の中なんだもの。ましてやね、中学校3年生になったらね、本当にこれ、私たちと地方自治ということで、非常に細かく載っております。だからね、次長がそういうふうにするから、僕もこのお話をしたんですけども、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 教育長はそういうことを言ったんじゃないと思うんですよ。実際に思いはですね……。条例、議会の開催の条例があるかと思うんですけど、定例議会っていうのは、3月、6月、9月、12月。で、あの中には、繰り上げてもいいです、それから繰り下げてもいいですよ。ちゅうこと、条例の中には載ってるかと思うんですが、学校のほうでは、議会の傍聴ちゅうのは、例えば夏休みとか、そういう部分に合わせれるなら可能なんだかわかんないけど、実際には、9月の議会は、お仕事ちゅうか、勉強をやってるんですよ。そこらを踏まえて、議員さんが、8月のお盆のときでもやるちゅうんだったら——お盆ちゅうことはねえですけど、繰り上げてちゅうことであれば、どうなのかなって、希望で行けますよ。ちゅうような形をとろうかと思うんですが、よろしいですか、これで。そういう考えなんです。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 公民教育の一環でやられたらいかがですかという話をしました。ですから、手上げ方式って言うてるでしょ。全部一斉にやる必要はないんですよ。こちらでメニューを出して、公民教育の一環の中で、手を挙げてきた人は、ここで見せていくと、そういうことをやられたらいかがですかって、最初からそういうふうになってますよ。

以上でいいです。もうこの問題、終わりにしたいと思います。

はい、いいですか、議長。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次の質問に入りたいと思います。



次はですね、民間太陽光発電所の開所式について伺いたいと思います。

4月12日の金曜日ね、阿見町香澄の里工業団地の太陽光発電所の開所式にですね、町長、教育長、副議長初め地元区の役員の方々、そして地元君原小学校の6年生16名が参加して行われたと。これは翌日の産経新聞その他、新聞の報道もされておりました。当日はですね、新学期が始まってすぐという時期だったと思うんですよ。多分、学校も忙しかったろうし、授業のね、計画もあったんじゃないかなと思うんですけれども、平日の午前中、しかも新学期が始まってすぐという時期にですね、君原小学校6年生の子供たちがね、民間のオープンセレモニーにですね、民間の企業のオープンセレモニーに出席するというので、私は少しね、どうしてなのかなと思ったんですね。で、3点ほど伺いたいと思います。

1つ、地元小学生が開所式に参加するに至った経緯についてお伺いします。

2つ目は、当日は平日だと思われそうですが、参加を判断した権限者は一体誰なのか。

3番目は、民間事業所の開所式に小学生を参加させるということに、どのような教育的効果があるのか。

この3点について伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） まず、1点目の、地元小学6年生が開所式に参加した経緯についてお答えします。

この施設は、町がプロポーザル方式により民間事業者の提案を募集し誘致したものです。特徴は、気象観測施設を備え異なる種類の太陽光パネルの発電量を比較する実証実験施設を兼ねていること、災害時の非常用電源として利用できること、環境学習の場として地元の児童生徒を受け入れる施設になっていることです。

開所式のときなら、環境に関する専門家や技術者、ビオトープ管理士から説明を受けることができるとのことでありましたので、児童の環境についての理解と関心を深めるよい機会であると考え参加させたと報告を受けています。

次に、2点目の、当日は平日だと思われるが、参加を判断した権限者は誰かについて、権限者は地元小学校の校長です。

3点目の、民間事業所の開所式に小学生を参加させることに、どのような教育的効果があるのかについてお答えします。

阿見町環境基本計画の基本方針の中に、町ぐるみで環境教育に取り組み、子供たちに環境の大切さを伝えますとあります。小学6年生の理科「生物と地球のかんきょう」という単元では、

太陽光発電について学習します。

今回、開所式に参加し、その後、太陽光発電について説明を受けたり、施設の見学を行ったことで、児童の太陽光発電に対する興味関心が高まり、学習意欲の向上が感じられたとの報告を受けております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今、教育長がですね、御答弁いただいたんですけども、報告を受けているとか、感想だったようだ。どうも何か教育長は直接かかわらなかったようなね、話で、2番目に聞いてみると、校長先生が判断したということだったようなんですけど、そうすると、一体全体ですね、この民間の事業所の開所式に参加しませんかと、参加してくださいと、参加したらこんないいことがありますよということなんでしょうけども、これって、誰が校長先生におっしゃっているんですか。教育長は関与してないんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。環境政策課のほうで学校のほうにお願いいたしました。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、通常ですね、学校に、まあ、直接お願いすることもあるかもしれませんがね、教育委員会はね。でもですよ、独立行政委員会である教育委員会、そこが管轄するですね、学校に、町長部局からですね、直接そういった要請をするというのは、異例ではないんですか。今までにそういう例、あったんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 私のこれまでの経験の中でですね、直接やりとりをした経緯はございます。例えば、いろいろな絵画コンクールの依頼ですとか、それから、そういった今のはですね、何というんですか、施設への……。

○5番（海野隆君） もっとはっきり言って。聞こえない。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。今までの私の経験の中で、直接学校に依頼したことはございます。具体的には、絵画コンクールの依頼ですとか、それから施設へのそういった訪問ですとか、そういったことはございます。あとは、細かな話は、ちょっと委員会のほうでお願いできればと思います。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長兼放射能対策室長岡野栄君。

○環境政策課長兼放射能対策室長（岡野栄君） 直接学校へお願いするというケースの中には、学校の近くで観察できる自然観察会とか、神田池の調査とか、霞ヶ浦の自然観察会とか、いろいろ、学校の近くでできるということを環境基本計画の中でうたっておりますので、直接――

全体の学校に関するものであれば、教育委員会を通しますけれども、学校単独で行う授業については、単独でお話をしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、これは岡野課長がですね、起案をして、それで直接、君原小学校にですね、依頼をしたと。どういう経過なんですか、だって。岡野課長、自分でこんな話を自ら起案してですね——民間の事業所ですよ、それで、各学校に頼むんですか。ちょっと確認したいな。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長兼放射能対策室長岡野栄君。

○環境政策課長兼放射能対策室長（岡野栄君） 環境基本計画の中で、各学校にですね、依頼をして、学校周辺の環境を学習するというのでやっております。民間の施設ということなんですけれども、この施設は、町が調整池という行政財産の上に使用を許可して誘致した施設ということで、先ほど、教育長からも話がありましたけれども、環境教育施設という役割もありますので、その中の1つの事業ということで、子供たちにも環境の学習をしていただくということで、お話をしました。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 各校長先生はね、確かに最終的にはね、校長先生はオッケーされたと、もちろんね、その権限の中でね、職務権限の中でね。しかし、町からね、頼まれたと思うんですよ、私は。頼まれた中でね、断ることはできません、これ、はっきり言って。しかも教育委員会が言ったんじゃないんですよ。直接言ってるんですよ。だから、僕はね、少なくとも、そういった類いの話は、教育委員会をしっかりと通して、それでもって、依頼をします。そういうね、きちんとした——これ独立行政委員会ですよ、しっかりとしたシステムをね、守っていただきたいと思うんですよ。いかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） これからですね、教育委員会と連絡をとり合いまして、そういった、議員がおっしゃるような形をとらせていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） さっきね、あんまり教育委員会にちょっかい出すなというのは、ちょっかいとは非常に言葉悪いですよ。だけど、やっぱりね、独立行政委員会であるね、教育委員会に通さないでね、直接やっぱりこう、頼んでいくと。それはね、いや、そんな強制してませんというふうに言うかもしれません。しかし、町から直接——だって、町は町長部局ですよ。町

長から頼まれてるってことでしょう。これね、多分ですね——多分ていうのおかしいな、なかなかね、断れないのではないかなど。だって、依頼はね、相当早くしたのかもしれないよ。3月なのか、2月なのか、1月なのかわかりませんが、新学期が始まってね、すぐ、そういう時期って非常に忙しい時期じゃないかと思うんですね。それをわざわざね、その時期に合わせて行くという、そういうことじゃなくて、環境教育が必要ならば、しっかりその時期——さっきも教育課程とか言ってたじゃないですか。それを学ぶ時期ってあるわけじゃないですか。そういう時期に行ったらいいんじゃないんですか。さっきの答弁と大分矛盾している感じがしますが、ま、わかりました。部長はね、そのようにおっしゃっていただいていますので、今後ね、そういうふうにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後の質問になります。最後の質問はですね、子ども被災者支援基本方針について伺います。

子ども被災者支援法、これ正式な名称は非常に長い法律です。「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」というものなんですね。この法律はですね、2012年、平成24年になりますね、去年ですね、6月の21日に、国会内の全ての党派が共同で提案をして成立をしております。子ども被災者の暮らしとか体ですね、心を守るための画期的な法律というふうに期待されてきました。しかし、この法律は制定されましたけれども、その最も基本となる方針、これがなかなか定まらないですね、参議院選挙が終わった後、8月30日にですね、復興庁から基本方針の案が公示をされて、現在、パブリックコメントを受け付けているという段階に至っています。そこで、3点ほどお伺いしたいと思います。

第1点は、子ども被災者支援法基本方針について、どう受けとめているのか。今回はね、公示になりましたから。

2番目、準支援対象地域というのが設定されましたけれども、その準支援対象地域については、どう受けとめているのか。

3番目、対象地域に指定されるよう働きかけるような意思是、そもそも町にあるのかと、この3点について、阿見町の対応を伺いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、初めに、子ども被災者支援法基本方針についてにお答えをいたします。

子ども被災者支援法基本方針とは、子ども被災者支援法第5条により、政府は被災者生活支

援施策の推進に関する基本的な方針を定めなければならないとされているものであります。定める項目としては、被災者生活支援と施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項、被災者生活支援等施策に関する基本的な事項、そのほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項となっております。

次に、準支援対象地域についてお答えをいたします。

準支援対象地域とは、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて、福島県会津地方や福島近隣県において市町村単位で指定される予定であります。なお、準支援対象地域に対する施策案のうち、当町に該当する新たな施策としては、個人線量計による外部被ばく状況の把握、健康管理に関する支援のあり方を検討する有識者会議の開催が上げられます。

次に、対象地域に指定されるよう働きかける意思があるのかについてお答えいたします。

このことについては、平成25年2月に県市長会及び県町村会から、原発事故子ども・被害者支援法に基づく支援対象地域の指定を求める要望書を、県内44市町村の総意として国に提出しております。また、現在、復興庁では、基本法新案に対して、先ほど海野議員が言われたとおり、意見募集をしておりますが、県市長会及び県町村会では、前回と同様の要望書を提出する予定であります。ただし、基本方針の決定後の具体的施策については未定となっておりますので、国の動向を注視し、町村会、稲敷地区6市町村放射能対策協議会等において協議、検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） パブリックコメントはね、今日が締め切りなんですよ。今日締め切り。9月の13日じゃないの。延びたの。ああ、そう。ま、いいや。それでね、僕が最初にね、8月30日に、意見情報の受け付けの開始がありましたね、公示。そのときには、受け付け締め切りは9月の13日ということで、既に多くのね、自治体がです、そのパブリックコメントにね、応じて、パブリックコメントを発しています。いつ、これ延びたのか、後で教えてほしいんですけども、私は出しときました。パブリックコメント出しとききましたけど、阿見町はどういうパブリックコメントを提出する予定ですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。昨日ですけども、昨日、おとついでですね、市町村会、市長会及び町村会の事務局のほうからですね、今回の計画に基づいた提案がございました。その内容を精査しましてですね、その内容がですね、県内44市町村全部に連絡が行きました。その内容を町としても精査しましてですね、汚染状況対象重点調査地域——阿見町も含まれておりますけども、県内23市町村に対してはですね、支援地域に指定して

いただくような内容で要望してございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） さっき、8月の30日時点では9月の13日までに受け付けるよと。それはいつ変わったのかということも含めて内容を聞いたはずなんですけど。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） 昨日のですね、朝の新聞とですね、それから、ネット上の復興庁のページを開きましてですね、当初、8月の30日から9月の13日までだったものですね、9月の23日まで延びてございます。現在、先ほど調査部会のほうからの案について町としても同意したということと、それから、県内44市町村も、内容について、それでいいだろうということになってございますので、今、文面についてですね、市長会、町村会のほうで整備をしております。それについては、また送られてくると思いますので、また内容を見た上で、また連絡をとっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はそれ知りませんでした。ありがとうございます。ただね、11日に44市町村会ですね、9月の11日に、まさかこの9月13日のね、締め切りが延びるということが、既にわかってたのかどうかわかりませんが、わからなかったはずですよ。そうすると、いやあ、だって、9月の13日に締め切りがあるっていったら、普通はね、その前の日とかね、そのぐらいに、このパブリックコメントにね、応ずるのではないかなというふうに、普通は思いますね。僕は7日に出したんですけど。そうすると、町村会で統一して出すという話なんですけども、県内の44市町村はですね、それぞれ線量も違うし、抱えている問題も異なるわけですね。当然、その除染の方針も違うし、全く除染計画なんか立ってないところもありますよね。そうすると、特に阿見町は、当時のね、文科省の航空モニターの中で1ミリシーベルトを超えたということでね、対象になったわけですよ。そうすると、大野次長が中心になるんだろうと思うんですけども、このパブリックコメントに対してどう対応しようかということが、まあ、通常は検討されます。当然、先ほどの答弁にありましたけれども、県内6市町村ですね、その中で、どうするかと。実はね、この県内6市町村がですね、その除染の方針については大きく異なっています。阿見は民間の住宅についてはやらないと、除染計画ないわけですよ。しかし、守谷とか取手、土浦もやってるかな、牛久もやってるかな、いわゆるそのホットスポットも含めてね、民間の住宅地ね、これについても、その除染計画を持って、今やってるわけですよ。ですから、そういう中で、私はね、この6市町村でまとまらないというのは、阿見

町が、まあ唯一っていうわけじゃないけど、阿見町が非常にですね、除染計画に後ろ向きという態度があるので、まとまらないのではないかというふうに思っていたんですけど、そうとは違うんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。この間ですね、私どもも、つくば市、土浦市を中心とした県内の市町村との連絡を、もちろんとりまして、それから、6市町村の協議会の中でも連絡をとり合いました。で、やはりその市町村によって、放射線量が違うし、放射能対策方針も違うし、除染実施計画も、もちろん違うしで、なかなかまとまらなかったということでございます。

最終的にですね、新聞にもありましたように、取手、守谷、つくばみらい市、常総市についてはですね、常総広域組合のほうは、その組合としてパブコメを出したということでございますけれども、昨日の新聞のですね、ごらんになっていただければわかるんですけども、読売新聞の茨城版でございますけども、各市町村の放射線量、これが載ってございます。取手市がですね0.115、守谷市が0.132、つくばみらい市が0.103ということで、常総のほうはですね、かなり、今のところ県内で一番高い地域に至ってございます。ちなみに、現在の阿見町役場の駐車場にございます文部科学省が設置した放射線モニタリングの結果はですね、9月の11日段階で0.084マイクロシーベルトでございます。そのようなことから、町といたしましてはですね、大分放射線量が下がってきたということで考えてございまして、基本計画の中でも、福島県内ほとんどがですね、支援区域、その周辺の県が準支援区域ということでございましたので、準支援区域に該当するならばですね、どのようなものが阿見町として取り組んでいけるのかということを検討した結果ですね、先ほど町長から申しあげましたように、新たな施策としては、個人線量計による外部被ばく把握等と、それから健康管理に関する支援のあり方を検討する有識者会議が該当してくるのかなと思っております。

ただですね、まあ、2年ぐらい前にさかのぼるんですけども、放射能対策の特措法が生まれ、それから数カ月たって除染ガイドラインが出たわけなんですけども、その説明会の中で、各市町村から、さまざま状況が違いますので、さまざま質問が出たんですけども、環境省のほうからは、その答えがすぐ出てこない。そういうような迷走を繰り返しておりましたので、今回の内容についてもですね、今後、各省庁から公表される地域指定とかですね、それから、その施策の内容をですね、もう少し深くわかって——説明会とかあると思うんですけども、そういうことを確認精査した上で、阿見町にとって、どこまで実施できるかについて協議をしたいということで思っていたので、その間に町村会のほうから、そういうような打診がございましたので、じゃあ、統一して支援地域に入れていただくということで、決断というか

判断をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、低くなっているといっても、なくなるわけではありませんね。半減期が過ぎて、ぐっと低くなっていくのはヨウ素ぐらいの話ですね、除染するといっても、どっかにためているだけでしょ、今。阿見町から持ち出していない状況だと思いますよね。それから、そこの役場の前ね、多分、桜の木の下はもっと高いはずですね。高いです、明確に。そうすると、たまたま下をね、アスファルトで、毎日やってるのかどうかわかんないけども、やっぱり、たまたまあそこの位置がね、低いつていうことで、何か阿見全体がね、常総よりも低いんじゃないかとか、そういうイメージに、さっきのはね、受けとめられますけど、私は違うと思います。

それでね、私が何でこの話をしてるかっていうと、何で阿見町独自でそのパブリックコメントに応じないのかと。阿見町は、やっぱりその当時の測定値からするとですね、県内でも最も高い自治体のうちの1つであったことは間違いありません。ありませんね。それが、どっかに流れて消えてしまっているわけでもありません。今回はね、基本方針が決まりましたけども、そのそもその法律の中ではですね、2つの基本構成でこの法律はつくられています。2つの基本構成、わかりますか。この法律の。じゃあ、こっちから言いますね。

その1つはね、簡単に言えばですよ、第1は、低線量被ばくの健康影響は現段階では科学的にわからない。

第2は、したがって、予防原則に基づいて対策をとります。

この2つなんですよ。ですから、昨日ね、永井議員と町長あるいは執行部とね、いろいろとやりとりをされておりました。ホットスポットについても、これはやっぱりホットスポットはきちんと除染したほうがいいんじゃないかと、こんな話が出ておりましたけれども、昨日の私の理解では、1年間はかって、年間1ミリシーベルト以下にならなければ、そこは除染しないと、これ、町長は明確に申ししていましたね。こういうことになるわけですね。でも、それでは、この法律の2つの基本構成と矛盾するんじゃないですかと思うんですよ。だから、この阿見町はね、確かに44市町村で足並みをそろえていくことは大事かもしれません。しかし、いち早く、本来はですね、復興庁にですね、パブリックコメントを發して、我が阿見町をですね、準支援対象地域に少なくとも入れろと、こういうですね、意思をですね、表明すべきではなかったかなんと思っているんですけど、町長いかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、44市町村で、この問題を解決していきたい、



そう思っています。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、町長ね、確認するようで申しわけないんだけど、これはね、事務方については、ちょっと余りにもね、大事な問題なので、44市町村のですね、そのパブリックコメントを出そうとする内容については、わかっていますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○5番（海野隆君） 概要ぐらい、わかったって、当たり前じゃないか、そんなの。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部次長大野利明君。

○生活産業部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。ちょっと長いもんですから、最後のほうを少し朗読させてもらいますけども、子供初め住民の放射能の影響による健康や生活上の不安を解消するため、放射線による健康への影響に関する調査など、実効性のある施策が対象となるよう、本県内市町村、特に汚染状況重点調査地域を支援対象地域に含めることを要望するという内容でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そのぐらいの内容を、どうして町長言えないんですか。ええ。もう、県外の千葉のね、野田であれ柏であれ、本当にもう真剣になってですね、国にですね、情報を発信してますよ。だって、子供たちのことを考えなくちゃいけないんですよ。それで、なぜかというね、これね、農家の方は本当に被害を受けました。東電の原発事故では。いまだにですね、この阿見町は、露地栽培の原木、タケノコ、ずっと出荷制限のままなんですよ。そうすると、こういった部分も含めてですよ、除染、積極的に放射能対策に乗り出すと、こういうね、意思が全然感じられないんですよ。そこが私は悲しいつつてるわけ。いいですか、食べるものは、すぐ健康に入ってくるんですよ。だから、その辺が、まあ、見解の相違だから、やむを得ないといえばやむを得ないんだけども、まあ、あんまりね、感受性が鈍いっていうと、やっぱりね、その住民が不幸になるということを申し上げて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

次に、12番柴原成一君の質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔12番柴原成一君登壇〕

○12番（柴原成一君） 通告に従い、質問いたします。

市制施行についての問題です。

ここ数年、日本の人口が減少に転じているというニュースを見聞きします。人口統計では、実際に現象している事実とともに、将来の本格的な人口減少社会の到来ということが予測されています。

私、町の現在作業中の総合計画審議会の委員を務めさせていただいております。その審議の中で、この人口減少社会ということが気になって仕方がないんです。人口は、まちづくりの基盤であり、阿見町でも、これまでずっと右肩上がりの発展の青写真を描いてきました。高齢化社会が到来しても、阿見町における人口予測は、なお拡大基調にあったわけです。しかし、どうも違ってきてるんじゃないかというのが最近の感想です。阿見町でも、むしろ人口減少社会であることを前提に施策を打ち出していくべきではないか、政策議論の前提が変わってきているのではないかという思いが強くなります。

第6次総合計画案でも、将来の人口目標で5万人という数字を出しています。実際はどうかというと、阿見町の人口は、一時4万8,000人台に乘りましたが、現状は4万7,000人台に落ち、わずかながら減少傾向にあるのが実態です。

町は、あくまで町の持続的な発展のため努力していく必要があるという観点から5万人という数字を出していると思います。5万人にならない場合の総合計画を諮問する選択もあるのかと思います。その1つが、市制施行の問題です。

私は阿見町が大好きで、その名に愛着を持っていますが、これが阿見市になるのなら大歓迎です。これこそ人口増と人口定着を図るための大きな要素になると思っています。しかし、合併特例等によらない場合、地方自治法で市制施行の要件は人口5万人と定められています。何か、ニワトリが先か卵が先かの議論にも似ていますが、5万人に届かない場合の市制施行の方法論がないものか、今回は、そういう問題意識で質問をしたいのです。

そこで、まず、市制施行の条件は何かをお尋ねいたします。

人口といっても、5年ごとの国勢調査による、いわゆる国調人口のほかに、住民基本台帳人口というものがあります。毎月出る町の広報紙に掲載してある人口です。これが5万人に達すれば、市制施行の要件を満たすというのなら、外国人登録者数を増やすのは早道です。是非はあります。あくまで方法論です。可能性の話として質問しています。外国人にも門戸を広げ、人口5万人を目指すのか。あるいは、また、改めて市制施行の道を探るのか。阿見町の名が残らない広域合併には、余り積極的にはなれませんが、今、改めて市町村合併の方法を考えるのでしょうか。

また、5万人を諦め、市制施行も諦めるのでしょうか。私は、これもありかなと思っています。5万人を諦め、あくまで町として存在感を高める施策を講じる。そういうスタートラインに立つことのほうが現実的かもしれません。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 市制施行についての質問にお答えをいたします。

1点目の，市制施行の条件についてであります。

市制施行の要件については，地方自治法第8条第1項に4点定められております。

第1に，人口5万人以上を有すること。

第2に，中心市街地を形成している戸数が全戸数の6割以上であること。

第3に，商工業その他の都市的業態に従事する者と同一世帯に属する者の合計が全人口の6割以上であること。

第4は，当該都道府県の条例で定める都市的施設，その他都市としての要件を備えていることとなります。

第4については，茨城県条例で，市となるべき要件に関する条例に定められているものであり，学校，図書館，病院などを初めとする公共施設の設置状況等が要件として示されております。

次に，2点目の，今，改めて市町村合併の方法を考えるのかについてであります。

町では，かつて，市町村合併に向けた検討を進めておりました。しかしながら，平成17年3月に，美浦村との合併協議会が廃止されたことにより，その後は，単独による地域づくりを進めてきたところです。改めて市町村合併を進めることについて，現時点の考えはありません。

ただし，市町村合併の目的の1つでもあります効率的な行政運営の実現という観点からは，事務事業の広域的な連携を進めていく，このことは非常に必要ではないかな，広域行政というものが，やはり今からやられないといけないのかなと，そういう思いを私はしております。

次に，3点目の，外国人にも門戸を広げ人口5万人を目指すのかについてであります。

市制施行の要件にある人口の定義については，地方自治法第254条に定められており，官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とされています。したがって，要件となる人口には外国人も含まれると解釈できますが，人口5万人を目指すに当たり，外国人に特化した施策を実施する考えはございません。

最後に，4点目の，あくまでも町としての存在感を高める施策を講じるのかについてであります。

町としては，単に市制施行，その要件となる人口5万人を目指しているものではありません。あくまでも持続的かつ安定した発展を目指していきます。そのためには，定住促進を図ること，

特に若年層の転出超過を解消することにより、バランスのよい人口構成を実現していくことが必要だと考えます。

定住促進を図るためには、阿見町の魅力と存在感を高める施策を通じ、町民の方々に住み続けていただく。また、阿見町に住みたいと思う方々が増えることにつなげることが大切であると考えております。その結果として人口5万人が見えてくるものと考えております。

なお、このような考え方については、現在策定を進めております第6次総合計画にも反映されているものと認識しております。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。今、町長は、定住促進を促進するということがありました。私もそう思います。ただ、若者をとめておく、これは無理だと思います。というのは、あのね、北海道のクラーク博士ですか、ボーイズ・ビー・アンビシャスと。優秀な人、志のある人は、ほかへ出て行って勉強したり仕事をしたりという形で、若い人はなかなか定住しづらいと思います。じゃあ、どうしたらいいか。私が考えたのが、例えば、阿見吉原区画整理地区、あれに用途地域を変更して、一流商社とか一流企業を一流研究機関をこちらに持ってきて、雇用の場をつくる。そういうのが一番早いんじゃないかと。私は特に東京というのは、もう終わりだと思っています。結局、津波が一発来ても、地震来ても一発。ですから、そういう企業に、トップの企業をどんどん誘致して、吉原とかね、今のそういうところにどんどんいい企業を呼んでくるというのも1つの手であるというふうに思っています。

それと、何が一番大事かつつたら、人口増やす、定住促進もそうなんですけども、町民一人ひとりが幸せになること、これが一番大事なことだと思うんです。前にも言いましたけど、ブータン国王の国民総幸福量という観点からですね、みんなが一人ひとりが幸せかどうかというのが、一番大事だと思います。なおかつ、阿見町はいろんな政策を、町長とってきていただいて、まあ、一番最近では、待機児童ゼロ、これは他市町村から、阿見っていいなと、あそこはいいなっていうふうに思われる要点の一つだと思いますけれども、まず、今回の質問の、済みません、いろいろごちゃごちゃしますけども、町長の決意だけ、1つだけ聞きたいんです。それで終わりますけれども、阿見町は市制を目指すのかという観点を1つだけ、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども、もう答弁のほうで、やっぱりいろんな政策を加えていくことによって人口増を、それが結果として5万人になることが一番だということを話しました。特に、先ほど、定住促進ということで、やはり今回の東部工業団地の残った8.9ヘクタール、これもやはり5年間の固定資産税の免除というか補助という、これも早目に、やはりあそこに

企業を誘致していきたいということですね。それは、もう27年度には圏央道が全部つながってしまう。そこで競争するには、非常に厳しい面があるんじゃないかと。あと、やはり吉原の西南ですけど、この地域は、県のほうも考えているのは、やっぱり住宅団地ではないですね。やっぱり業務核っていうか、そういうことを考えて、非常に大きな区画で物をとってあります。何かやっぱりそれなりのものを持ってんじゃないかなと、県は。そういう企業が来るんじゃないかというものを持ってんじゃないかと。これはもう、神奈川にしても、埼玉の圏央道近辺にしてもね、非常に大きな土地が物流の会社を買われて、非常に物流がよくなるというようなことでね、そういうことも、今現実にありますから。あと、いろいろな定住促進ありますけど、やはり今、昨日も吉田議員とは、ちょっと話はおかしくなっていましたけど、やはり、荒川本郷、これが187.5ヘクタールということですね、これは私たちが、その地域の人がね、ここは市街化区域にしといてくれよ、そういう形の中で、あれできたもんですけど、それはやっぱり阿見町では、やっぱり責任がありますよね。あの土地をどうやって活かしていくか、それにはどういう政策を打っていくかということだと思います。昨日あたりは、本郷小学校の今までのあの土地の問題等もちょこっと出ましたよね。6次総合計画の中で、どのような位置づけにしていくか。これは皆さんがいろいろ決めていただくことですが、やはりそういう面での小学校の建設を踏まえた中での、あのまちづくりとか、そういうことを考えていったときに、土地利用は格段に私は進むのではないかと。まあ、町の執行部ではね、ミニ開発が増えて大変だというような話をしましたけど、いや、そのぐらい勢いのある、そういう状況になったら、町は十分5万人になるなっていうような、そういう思いをしています。そういう中で、やはり、あの地域のライフラインの、やっぱりね、早目のやはり施設整備っていうか、そういうことも考えたり、今、本当に、水道事業にしてもですね、どんどんどんどん積極的にやっております。84.7%という布設率になってきますからね。だから、そういう面で、いかにこの阿見町に住んでいただけるかという政策をいろいろ打っていくことが、やはり大事なのかな。それには、皆さんのお知恵を借りて、やはり、こういうことをやれば、こういうふうになるんじゃないかっていう、そういう建設的な話をしながら、一緒にやはりまちづくりをしていくということが、やはり議員と執行部の間としては一番いいんじゃないかなと。やっぱりネガティブキャンペーンではなくてね、もう少し明るい話の中で、町が町民が、こういうことになれば、本当にすばらしいねっていうようなね、そういう話にしていただきたいなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ありがとうございます。ここ1年でね、他の県から阿見町を視察に来ている中で、企業誘致が阿見町は成功している、そういう形の中で、他の議員連が来てますけども。だから、傍目には、阿見町はよく行ってるというふうに、まあ、見えているのかと。

私らは、それは当たり前だと思っけていますけど、今後とも天田町長には、阿見町の発展のために頑張っけていただきたいと思っけていますので、よろしくお願ひいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで12番柴原成一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は2時45分です。

午後 2時33分休憩

---

午後 2時45分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま17番佐藤幸明君が退席いたしました。したがっけて、ただいまの出席議員は15名です。

それでは、久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願ひます。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。今日はですね、実は朝、うちにいたら、うちの息子からね、電話入りました。一番最初ね、親父、誰かに恨まれてないかっていう話だったんです。これ、何かなと思っけて、一生懸命、会社にね、行っけたんです。そうしたら、会社のトラックのフロントガラスが割られてました。そういう意味でね、本当にこの3月に私、一般質問しましたが、いつそういうことがね、起こらないとも限らないんだなあというふうにおもいました。また、そういう意味では、皆さんも、車の盗難と、いろいろと気をつけていただきたいというふうにおもいます。私も、これは防犯カメラをつけなくちゃいけないなというふうにおもいました、本当に。これね、3月にもそういう話をしましたが、自分自身から、やっぱり率先してやらなければいけないというふうにおもいました。

それではですね、またあと、執行部の皆さん、議員の皆さん、私の質問をよく聞いていただきたいというふうにおもいます。なぜかっていうとね、本当にこれから私が話すことは、本当に身近でね、いつそういう時期に、こういういろいろな形で病気が早期に発見できるかというふうなことを話しますので、よく聞いていただきたいというふうにおもいます。

それでは、通告により、脳梗塞予防と周囲のサポートについて質問をいたします。

芸能人また私の周りでも、倒れたというふうな話が、よく耳にします。倒れた原因となっけて、ことも多い病気に脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血があります。中でも、脳の血管が詰まることで下半身の麻痺など、重い後遺症が残ったり、命を落としたりすることもある脳梗塞は、年間20万人の発症が推定されております。5年以内に亡くなる人は40%、寝たきりや介

助が必要な人は20%にも及ぶ脳梗塞ですが、実は特効薬があります。脳梗塞の特効薬、血栓溶解薬、つまりTPAです。脳血管に詰まった血栓を溶かし、血流を復活させる効果があります。特効薬のおかげで多くの方が助かるはずですが、実際には、使える人は発症者のうちの5%です。その原因の一つは時間制限です。TPAは脳梗塞を発症してから4時間半以内でなければ使用することができません。脳梗塞は死なない、後遺症を残さないために、発症の初期に発見し受診すれば、重い症状になることが妨げ、回復する確率も高いとされています。そのためには、家族や友人、職場など、周囲の人たちのサポートが極めて重要だと言われております。

イギリスで行われているFASTという、脳梗塞を早期に判断できるやり方があるようです。FASTのFはフェイス——顔の麻痺、顔の片側がゆがむ。Aはアームです。腕の麻痺、片方の腕が下がる。Sはスピーチ——ろれつが回らない、言葉がうまく出てこない。まあ、私みたいなもん。Tはタイム——発症時刻。発症時刻を確認して、すぐ110番をとという脳卒中对策キャンペーンは、いわゆる脳梗塞を発症したときに、自分自身では気づかないこともある症状を、早期に、身近にいる友人や家族をターゲットに、典型的な症状を啓蒙することで、特効薬の使用数を大幅に増やすことができたそうです。日本でも、試験的に、イギリスのキャンペーンのように啓蒙活動を小中学生に実施して、効果を上げている報告があります。阿見町でも、大学、医療機関等、行政や学校と共同して取り組むべきだというふうに思います。住民の健康を守るとともに、家族の見守り機能を高め、医療費の抑制に寄与することにつながるというふうに思います。

そこで、3点の質問をいたします。

阿見町における過去3年間の主な死亡原因を教えてください。

2番目、阿見町における現状の心疾患患者及び脳梗塞の予防対策と課題について。

3番、家族の見守り機能を高めるために、子供たちへの脳梗塞の発見方法、FASTを広めるべきではないかと思いますが、取り組む考えはあるのかどうか伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、脳梗塞予防と周囲のサポートについての御質問にお答えいたします。

1点目の、町の主な死亡原因につきましては、平成23年の統計によりますと、死因の第1位ががん、2位が心疾患、3位が脳血管疾患となっております。

2点目の、心疾患及び脳疾患の予防対策についてですが、当町の健康づくりににつきましては、あみ健康づくりプラン21の計画に基づいて事業を展開しております。プランの中で、循環器疾

患の減少を重点目標に掲げて取り組んでおり、健康診査の受診勧奨や肥満防止の情報提供など、7項目の施策を展開し、脳血管疾患や心疾患などの循環器疾患を予防するための健康教育や保健指導を実施しています。

課題としましては、健康づくりに関心のある人へはアプローチができるのですが、無関心の人への対策として、健康情報や健康診査、保健指導などの健康づくりサービスをうまく活用してもらえるよう、実施方法について検討する必要があります。

循環器疾患の減少については、平成26年度からのあみ健康づくりプラン21の第2次計画でも、重点目標として継続する予定です。事業を効果的に実施できるよう、内容の充実を図りたいと考えております。

3点目の、F A S Tに対する取り組みについてお答えいたします。

F A S Tは脳卒中の早期発見のために実施されているキャンペーンで、脳卒中の前ぶれに早目に気づくための3つのテストについて紹介し、脳血管障害が疑われる場合における早目の判断や行動を促しています。近年、脳卒中の中でも、脳梗塞が増え続けています。脳梗塞の治療については、できる限り早い病院受診が必要なため、脳梗塞を素早く簡単に判断できるF A S Tの取り組みは有効であると思われま。

子供たちには、学校と連携しながらF A S Tを周知し、家族の見守り機能を高め、脳梗塞の予防の取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） ただいま、17番佐藤幸明君が出席いたしました。したがって、出席議員は16名です。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 阿見町の主な死亡原因は、がん、心疾患、脳疾患というか、そういう形というふうに、今、話がありましたが、心疾患と脳疾患ですか、この大体、患者というか、1人の医療費は、1人平均どのくらいの医療費がかかっているのか、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これ、1人幾らっていう平均は出てないんですが、これ前に、健康づくりプラン21を策定しました、第1期の策定したときですね、2回目に改定はしてるんですが、そのとき平成20年度のときの医療費の疾病順で、一番医療費がかかっている病気、疾病分類からしますと、1位が循環器系で、月当たりの医療費、これ5月分診療ということになります、これが4,019万1,500円。新生物、これはがんです。2位のがんで3,821万5,140円。3位が消化器系、これが3,479万3,030円。そういうところが医療費で上位を占めている疾病分類というようなことになります。ですから、循環器系というと



ころに、そういう脳血管とか心疾患が含まれるというようなことだというふうに理解しております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） F A S Tですか、これを学校のほうで、今後取り入れていくということなんで、いろいろと、どこの学校でやっているのかというふうなことを聞きたいなというふうに思いましたが、大阪の吹田市の中学校なんかでやったとかね、あと、栃木県の公立の——脳疾患の脳卒中がね、一番多いのが栃木県らしくてね、そういう形で、そういう中学校でやっていますよというやつもありますんでね、いろいろな、あとまたグッズ等がありますので、そういうところを、やっぱりあれししながら、今後、今、医療費も聞きますと、やはりね、初日も話ししましたがね、国民健康保険、どうもかなりのね、やっぱり年々上がっていくということなんで、やっぱりその辺を、やっぱりみんなで早目にね……。先ほどね、ちょっと飯野議員の話も聞きましたが、私、早くね、自分でわかって行ったら脳梗塞だったんだけど、今、元気でやっただってという話ししてましたんでね、本当に早く、早期に発見すれば、全然、何も問題なくね、いいふうに行きますんでね、やっぱり小学校か中学校からね、みんな家族の人がやっぱり、周りの人が……。なかなかね、本人は気づかないっていうふうに話してますんで、やはり、私もちょっと口が回らないんだが、近いのかななんか思いながらね、話してますが、そういう形でね、本当にみんなで、そういう周りの人が気づいてあげれば、本当に4時間半以内っちゅうことなんでね、本当に、それがまた、さっきのメタボじゃないけど、そういうこととか、いろいろにつながっていくというふうに思いますので、ひとつ本当に早期にね、取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 2番目の、介護予防と周囲のサポートについて質問をいたします。

高齢化の進展に伴い、財源を含め、地方自治体の大きな課題として、介護予防がますます重要となっております。介護予防の先進的な取り組みを行うことが求められております。県内他市町村と比較して、阿見町は、医療費、介護の面で、極めて有利な医療資源、福祉資源を有しておりますが、このような資源を活用して、全国に誇れるような地域ぐるみの介護予防対策を打ち立てていく必要があると思います。助け合いや見守り機能を強化する必要があるのではないかと思います。また、特に、先ほどと同じように、家族の見守り機能を高めるためには、家族や子供たちにも介護力をつけることが不可欠だというふうに思います。

そこで、7点の質問をいたします。

1つ目、全国及び県内自治体と比較して、阿見町の介護認定率とその推移について。

2番目、介護認定の課題と今後の対策について。

3 番目、介護予防対策の現状と課題、サービスの利用率について。

4 番目、町内の高齢者施設とデイサービス等の利用率について。

地域の介護力を強化するための施策の現状と課題について。

6 番目、家族の介護力を強化するための現状と課題について。

7 番目、子供たちにホームヘルパー資格を取得させるべきではないかと思いますが、今後の取り組みについて伺います。

昨日も、難波議員とね、紙井議員の重複っていうかね、ほとんど重複することがあるとかいうふうに思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、1 点目の、全国及び県内自治体と比較し、阿見町の要介護認定率とその推移についてお答えいたします。

制度発足時の平成12年10月現在では、町の認定率は8.8%、茨城県平均が8.1%、全国平均では11.2%。県平均をやや上回っていましたが、平成23年度には、町の認定率は12.8%、茨城県が14%、全国で17.3%となり、国及び県の平均値を下回っている現状です。当町の認定率は、平成17年度より12%台で、大きな変動がなく推移しております。

次に、2 点目の、介護認定の課題と今後の対策についてお答えいたします。

認定申請から判定結果を通知するまでの期間を30日以内と目標設定しておりますが、主治医からの意見書提出のおくれなどから30日を過ぎてしまうケースがあります。迅速な判定のために、医師の方々に対し速やかな意見書の作成をお願いしているところです。

次に、3 点目の、介護予防策の現状と課題、サービスの利用率についてお答えいたします。

元気な高齢者向けの一時予防事業、また介護予防のためのチェックシートによる判定を実施し、要介護リスクが高いと判定された方に対し、二次予防事業として、運動、口腔、栄養に関する通所型介護予防事業を実施しております。

課題としましては、平成24年度の実績で申しますと、二次予防事業の対象者572人のうち各教室への参加者数が58人で、参加率が10.1%と低かったことが上げられます。このため、現在、3カ年計画で、65歳以上の全高齢者を対象にチェックシートによる判定を実施するとともに、個別訪問も含め、通所型介護予防事業への参加勧奨活動を強化しています。

次に、4 点目の、町内の高齢者施設とデイサービス等の利用率についてお答えいたします。

平成25年7月末のデータで、要介護認定者1,425名のうち、デイサービス等の居宅介護サービス利用率が57.2%、地域密着型サービスが6.9%、施設介護サービスが19.6%、合計で83.6%となっております。

次に、5 点目の、地域の介護力を強化するための施策の現状と課題について、6 点目の、家

族の介護力を強化するための現状と課題について、あわせてお答えをいたします。

現在、町地域包括支援センターへの委託事業として、家族介護教室及び介護者交流会事業を実施し、家族を介護されている方や、身近に介護を必要とする人がいる方に対して、介護についての知識の普及と技術の習得を図るとともに、同じ苦労や悩みを持つ同士の交流の場などを提供しております。また、認知症対策として、認知症サポーター養成講座を開催し、要介護者や認知症高齢者とその家族を温かく見守り、地域で支える体制づくりを進めております。

今後も、地域福祉計画の推進とあわせて、地域の介護力についても強化してまいりたいと考えております。

次に、7点目の、子供たちにホームヘルパー資格を取得させる取り組みについてであります。

町では、平成16年度から平成19年度まで、3級ヘルパー受講推進事業を実施してまいりましたが、受講者総数は129名で、そのうち中学生は107名、修了者数総数123名中、中学生は103名が資格を取得しました。しかし、3級課程の修了までには50時間もかかるなど、気軽に参加しにくいという実情もありました。

また、平成21年度からは、3級ヘルパーの資格が廃止され、さらに、平成25年度4月からは、介護の業務に従事する方を対象とする介護職員初任者研修に移行されました。研修内容は130時間の講義・演習と、必要に応じた実習が課せられ、筆記試験に合格しないと資格が取得できないことから、子供たちが資格を取得することは困難であります。

町では、独自に、介護の切り口から、思いやりの心を育てる目的で、平成20年度から、中学生を対象とした中学生いきいき介護教室として実施しております。教室は、夏休み期間を利用して、大学教授によるボランティア講座、県立医療大学や町内の民間施設での介護体験実習、それに認知症サポーター養成研修も取り入れ、4日間で合計20.5時間の研修内容となっております。これまでに119名が受講しております。

今後も、事業を継続して実施し、介護を通して福祉の心を育ててまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 一番最後のいきいき介護教室、これ、119名つつつてましたよね。これは何年間ちゅうか……。2年間、ああ、5年間。ということはですね、人数的には、これ、ちょっと少ないのかなあなんかいうふうに思いますが、この辺どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。一応、中学校のほうには、30名の定員ということで募集をしておりますが、実際、夏休み期間中を利用してやるということで、子供たちもいろいろ、部活とか、そういう絡みとかがあって、なかなか参加できないというよ

うな事情がありまして、10名前後の参加にとどまっているというのが現状です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これを、4日間のを終わってからの、何ですか、免許じゃないですけど、修了証とか何かっていうのはあるんですか、これ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。3級ヘルパーという資格制度があったときは、そういう50時間修了した者に対して、その修了証という、3級の合格というような証書を交付しておりましたが、そういう制度がなくなって、今は、介護教室ということで、修了した方については、修了証という形で渡しております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 本当に、何か修了証っていうか、受けてみたいっっちゃうか、受ける人がね、多くなるような、何かそういう形の、形あるものでもね、ちょっとね、阿見町の中でも通用するようなことでもいいんでね、何かそういう、修了証よりもちょっと上の何かのものを、ちょっと考えてもらいたいなというふうに思います。

そういう中で、さっきの要介護認定率ですが、大体どれもね、全国平均より下回っていますよという話でしたよね。そうですね。そういう中でね、やはり、先ほどの脳卒中と絡めて話しますが、やはり、脳卒中の中でね、やっぱり要介護の原因の疾患のやっぱり第1位がね、やっぱり脳疾患なんで、先ほどのやつがね、きちんとやっぱり機能していけば、本当に医療大学とかね、そういうところのやつと学校のほうとタイアップしながらね、そういうやつをあれすれば、やっぱり要介護のあれも、ちょっと上がっていくのかなというふうに思ったり、また、そういう人がだんだん少なくなってくるというふうに思いますんで、いずれにしても、これね、本当に子供を含め、両方とも、さっきの脳梗塞の予防に対してもそうだし、要介護にしてもそうなんで、やっぱり本当に家族の見守りが一番、またね、周囲の見守りとかそういうことが、やっぱり理解し合いながらね、やっていくのが一番かなというふうに思いますので、今後とも、皆さんでね、頑張って、またそういう形でね、医療費、また介護費が、幾らかでも少なくなるようにね、形あるものできちんと、やっぱり机上の話ばかりじゃなくて、やっぱりお金のかからないようなもので、そういうもので、やっぱり町では、やっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで8番久保谷充君の質問を終わります。

---

休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月14日から9月26日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時17分散会

第 5 号

[ 9 月 27 日 ]

## 平成25年第3回阿見町議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月27日（第5日）

### ○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	坪田匡弘君

町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
税務課長	吉田衛君
収納課長	小口勝美君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
国保年金課長	煙川栄君
商工観光課長	鹿志村浩行君
都市施設管理課長	柳生典昭君
水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久



平成25年第3回阿見町議会定例会

議事日程第5号

平成25年9月27日 午前10時開議

- 日程第1 議員提出議案第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する  
条例の一部改正について
- 日程第2 議案第74号 阿見町税条例の一部改正について  
議案第75号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部  
改正について  
議案第76号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第77号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第78号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第79号 阿見町工場誘致条例の一部改正について  
議案第80号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について  
議案第81号 阿見町営住宅建替基金条例の一部改正について
- 日程第3 議案第82号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）  
議案第83号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第84号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第85号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第86号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第87号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第88号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第89号 平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第90号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
議案第91号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
議案第92号 平成24年度阿見町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
議案第93号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

議案第94号 平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について

日程第6 請願第4号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願

日程第7 請願第5号 教育予算の拡充を求める請願

日程第8 意見書案第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

日程第9 意見書案第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

日程第10 意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

日程第11 議員派遣の件

日程第12 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

まず、議事に入る前に、去る9月10日の本会議における海野隆議員の質疑に対する答弁について、総務部長より訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 去る9月10日、第1日の本会議におきまして、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑の中で、海野隆議員の質問に対する私の答弁について、訂正をお願いいたします。

海野議員の質問は、草刈り委託料の経費について、平成24年度に直営で行って昨年できたのかという趣旨の内容の質問でした。これに対する私の答弁は、草刈りに関しましては1億1,200万円余りの支出がございまして、23年度と比較して約1,000万円ほどの削減は図れております。しかし、初期投資約1,200万円ほどかかっておりまして、その分をプラスマイナスすると削減には至っていないと、ただ、委託料に関しましては削減になっているというようなことでございますという答弁をいたしました。この答弁につきまして訂正をお願いいたします。

草刈りに関しましては9,700万円余りの支出がございまして、23年度と比較して約2,400万円の削減が図れております。初期投資は約1,200万円かかっていますが、その金額を差し引いても削減は図れておりますと訂正をお願いいたします。

大変失礼しました。よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

海野隆君、これでよろしいですか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 突然のね、その訂正の申し入れというかね、まあ、通常ですとですね、こういう訂正に関して、議会でね、いきなりどんと出すことがね、本当にいいのかどうか。事前に、その質問者である私にですね、何らかの話があつて当然だと、まず思いますね。

それを前提として、ちょっとそれじゃね、そうするとね、やりとりがまた続いちゃうんですよ。じゃあ、お聞きしますけれども、つまり、私はね、プラスマイナスすると削減には至っていないということで、私はそこでね、質疑を終えたわけですよ。しかし、ここで、削減が図れていますと、こういう話になると、私も、もし、この答弁がそのときにあれば、その後、質

疑は続きました。どういう質疑をしたかというところ……。ここで質疑をしていいですか、議長。

○議長（倉持松雄君）　そこで、海野隆君に申し上げます。議長の私も非常に手落ちがございまして、そのような手続に、部長に言われましたけど、海野隆君に伝えるのが不十分でございましたので、その点は議長としてお詫びいたします。

海野隆君。

○5番（海野隆君）　そうするとね、総務部長ね、聞きたくなるわけですよ、ね。そうするとね、委託した場合と直接に町がね、やった場合、大きな違いが、まずあります。それは、職員がどれだけかかわったかということなんですよ。職員の人件費というのはコストだと思いますか、部長。

○議長（倉持松雄君）　総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　コストだと思うかという御質問ですので、当然、コストだと思います。

○議長（倉持松雄君）　5番海野隆君。

○5番（海野隆君）　そうするとね、以前はというかね、直接やらない前はですね、その職員のその人件費というのは当然少なかったはずなんですよ。直接やれば、当然採用も含めてね、相当の職員のコストがかかったんじゃないかと思いますが、これ職員何人分ですか、0.何人分ですか、これ、コストがかかったのが。

○議長（倉持松雄君）　総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　こうした決算の話ですけども、事業費などについては、職員のコストを計算しないで、まあ、建設費ならば工事費とかですね、この場合は委託料、それに関する委託料の経費とかですね、機材を買った経費ということでお話をしております。ですので、このコストも正確には把握してないということでございます。23年度も委託をしておりますけれども、委託した限りは監督責任、それから竣工検査もございますので、そういった人件費もありますので、そこら辺も、把握は、正確に把握してないということでございます。

○議長（倉持松雄君）　海野隆君に申し上げます。

海野隆君。

○5番（海野隆君）　いやいや、ごめんなさい、これ大事なことから、ね。部長ね、そのコストの比較を言ってるんですよ。そこを私、聞いてるんだから、それに答えなかったら……。いや、23年度、その委託のときもコストかかっているんだと。かかっているでしょう、それね。しかし、直接やったほうがコストかかるに決まっているんじゃないですか、人件費かかるの。だから、その分のコストはどの程度膨らみましたかと。そうすると、削減が図れていますと言っても、本当にね、それだけの削減が図れていたかということの比較ができるんですよ。事業仕分けで

さんざんやってるでしょう。人件費がどれだけかかっている、0.5人分とか0.3人分とか。それを、だって、頭に入れなかったらね、どうしてコストの比較ができるんですか、こういう。当然でしょうよ。答えてください。町長が答えてもいいですよ、わかっているんなら。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 最初の質問の趣旨がですね、そういうふうには捉えておりませんでしたので、あくまで、いろんな質問の答弁に答えますとおり、決算の数字についてお答えをいたしました。コストがどのくらいかというお話ですので、これは23年度の人件費と、また24年度の人件費、これ、正確に計算しなければわかりませんので、計算して、後ほどお答えいたします。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君、ちょっとお待ちください。こうなる前に、部長からの申し入れに、海野隆君に連絡が不行き届きだったということは理解して質問してください。私も、その点についてはお詫びします。

○5番（海野隆君） 大体ね、今の天田執行部というのはね、こういうことが多過ぎるんですよ。だから申し上げているの。全く議会無視。そうじゃないですか。大体、こんな答弁の……。一番最初のね、部長の答弁。これ部長っていったって、町の答弁ですからね。町長の答弁と一緒にですよ。削減には至ってないと、プラスマイナスすると。この答弁と、削減が図れてますと、この答弁はね、これ天と地ほどの違いがありますよ。その答弁を前提にね、私は質疑をしたんですよ。そのことに関して、事前に全く連絡もなくですよ、いきなり、来たら、この答弁訂正の文書がある。こういうこと、普通、いいんですか、こういうことは。普通にやっていいことなんですか。

○議長（倉持松雄君） いや、済みません。先ほど申し上げましたように、私が海野隆君に連絡不行き届きだったということは、私からお詫びします。

○5番（海野隆君） これだけやってるわけにいかないんで。そういうことを私は申し上げたい。今の執行部の体質をね、本当にあらわしているものだと、私は思います。それでね、先ほど、人件費はコストなんですよ。全体の人件費がかかっていると、かかってないじゃありませんよ。このことに関する経費、0.何人分かわからないけれども、少なくとも1人の人が新たにそれにかかるということはないですよ。1人当たり平均して七、八百万かかっているんですよ。1日当たり3万5,000円ぐらい、職員の人件費というのはかかっているんですよ。これ0.5だったらば400万も500万もかかるんですよ。その分、ほかの仕事ができるんですよ。もっと町民になるようなことができたかもしれないんですよ。そのことのコストをしっかりと入れて答弁しなかったらばおかしいですよという話をして終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） これで、ただいまの件の海野隆君の質問を終わります。

それでは、これより、本日の本題の議事に入ります。

---

議員提出議案第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，議員提出議案第3号，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君，登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） どうも皆さん，おはようございます。

それでは，議員提出議案第3号，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由を朗読いたします。

提案理由。議員提出議案第3号，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は，地方自治法施行令第121条の2別表第3に記載されている町村5,000万円にすることにより，契約案件に関する議会の関与を高めるとともに，県内町村で制定されている金額に合わせるもの及び文言の整理と改正を行うものであります。

提出者，阿見町町議会議員久保谷実。賛成者，阿見町議会議員吉田憲市，同じく倉持松雄，同じく藤井孝幸，同じく浅野栄子，同じく川畑秀慈。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は，会議規則第39条第2項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第74号 阿見町税条例の一部改正について

議案第75号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正  
について

議案第76号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第77号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第78号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第79号 阿見町工場誘致条例の一部改正について

議案第80号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第81号 阿見町町営住宅建替基金条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、議案第74号、阿見町税条例の一部改正について、議案第75号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、議案第76号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第77号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第78号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第79号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、議案第80号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第81号、阿見町町営住宅建替基金条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月17日午前10時に開会し、午前11時48分まで、つまらない質問もなく慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員19名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第74号、阿見町税条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、特別徴収について、1月1日現在の住所が阿見町でなくなったときに、改正後はどのようなになるかとの質疑があり、今までですと、公的年金等からの特別徴収については、阿見町から1月1日以降に他市町村に転出した場合には特別徴収ができなくなります。これは法律で定められていまして、普通徴収になるわけです。これを改正しまして、他市町村に転出した場合も特別徴収は継続して続けられるという形にするものでありますとの答弁がありました。

次に、いつから実施するかとの質疑があり、平成28年の10月1日以降に発生する年金からの特別徴収に運用されますので、実質的には平成29年度からになると思えますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、阿見町税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とします。

続きまして、議案第75号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、税の納入がおくれた人に14.6%は高いのではないかと。特例基準割合は9.3%の話がありましたが、これは国で定められているのですか。町として、そのパーセントを下げるというのはできないのですかと。現在の市場原理に合わせて延滞金の割合が下げられるようになっていきます。本則は14.6%ですが、附則の2で特例基準割合を設けまして、現在の市場原理でいきますと納期期限後1カ月は3%となり、それ以降の14.6%の部分については9.3%となりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、



全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、9月18日午前10時に開会し、午後2時3分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第76号、阿見町介護保険条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第76号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第77号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第77号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第78号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第78号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は、9月19日午前10時から午後1時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め……。

○議長（倉持松雄君） ちょっと難波千香子君、発言をやめてください。後ろのお三方、大変雑音が……。これ性能がいいですから、大きい声で聞こえる。

はい、難波千香子君。

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 執行部より天田町長初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第79号、阿見町工場誘致条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、現在の地域に進出したいという企業があるのかという質問があり、雪印と関連企業が今建設しているところですが、ほかに有力なところはありませんという答弁がありました。

続きまして、各企業にアピールする方法を具体的に考えているのかという質問があり、この条例が10月1日施行ということになれば、10月になりましたら、町内企業や県と連携して、東京や大阪で予定している産業立地セミナーで町の優遇策をPRしていきたいという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、阿見町工場誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第80号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第80号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第81号、阿見町営住宅建替基金条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第81号、阿見町営住宅建替基金条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号から議案第81号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第74号から議案第81号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第82号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第83号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第84号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第85号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第87号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第88号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る9月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、臨時特例に関する条例の制定ということで、職員の給料7.8%が減になり、総額で8,470万はどこに計上されていますかとの質疑があり、人件費ですので、それぞ

れの項目で職員関係経費が減になっています。それを合計しますと八千何百万ということになります。7月からの削減ですので、7月から来年の3月までの分が、あの条例に基づいて全部載っているということですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、児童福祉事務費で公用車購入があるが、これについてお伺いしたいとの質疑があり、これについては、児童虐待の件数が増加傾向にあり、公用車もなかなかとれない状況でやりくりが大変であるため、県の児童虐待防止対策緊急強化事業で10分の10の補助により車を購入するものですとの答弁がありました。

次に、特別支援教育支援員賃金について、補正の理由を教えてくださいとの質疑があり、特別支援員が子供たちと接する中で、今まで見えなかったトラブル等も発生してくるということで、そういったものに対応できる支援員の増員要望があり、そのための補正ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第83号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第83号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成して、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第86号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第86号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）につい

ては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第87号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第87号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。議案第82号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、20ページ、プレミアム付商品券事業補助金ですが、反省点を毎回踏まえ変革をしていくが、9月の補正では補正が通らないと動けないので発注もできない。来年度としては3月の予算にのせてもらえないかという質問があり、予算編成が毎年11月から始まり、年内にはほぼ固まっていますので、新しい商品券が2カ月で判断せざるを得ないということになると難しい。今回については、大変いい改善点がありましたので、町民の方々に承知されれば、毎年、毎年、当初予算に要望していきたい。6月の補正になれば結果は見えると思いますので、その辺では対応は可能かと思えますという答弁がありました。

続いて21ページ、土木費の道路橋梁維持補修事業の工事請負費、維持補修工事5,240万円の補正についての説明をという質問があり、舗装、補修の工事の費用で、道路の破損や振動等により支障を来したところで7路線2,500メートルの舗装の打ち替えを予定していますという答弁がありました。

次に、19ページ、農業者戸別所得補償制度対策事業についての詳細をという質問があり、政権変更に伴い事業名が変更になり、経営所得安定対策事業に移行しています。米の生産調整に伴う転作や、転作の団地化に対しての補助金でありますという答弁がありました。

また、補償の条件は何かという質問があり、加工用米に転作できた場合、10アール当たり2万円、団地加算については、町の単独ですが、大豆10アール当たり3万5,000円、ソルガム10アール当たり2万円、ソバは10アール当たり3万円助成になりますという答弁がありました。

次に、22ページ、公園維持管理費の中の物品等製作委託料についての説明をとの質問があり、新規に公園里親になったグループに対しての看板の製作料ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、平成25年

度阿見町一般会計補正予算（第2号），うち産業建設常任委員会所管事項につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第84号，平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第84号，平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第85号，平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許したところ，4ページ，農業集落排水事業費60万円の補正は何かとの質問があり，24年度で実穀上長の工事は終わりましたが，使用料に消費税分を取っており，当初予算に消費税分が入っていなかったので補正ですという答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第85号，平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第88号，平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ，4ページ，時間外手当の76万3,000円の増額要因は何かという質問があり，残業増の要因としまして，平成26年度から地方公営企業法が改正になり，会計制度が変更になり，残業が増えているのと，はっきりしてないですが，消費税関係の8%と給水条例の変更箇所の作業と，土浦，かすみがうら，美浦，稲敷，阿見と5市町村で料金徴収の広域化ができないかという協議を進めており，また，下水道，農業集落排水もあわせて考えておりますが，その関係書類の作業製作等による残業ですという答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第88号，平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号から議案第88号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第82号から議案第88号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第89号 平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（倉持松雄君） 次に日程第4，議案第89号，平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、現在、公債残高が212億3,700万あり、これから公債が増えるだろうと監査意見で述べていますが、これからどのようになると予測していますか。また、長期的な見通しの表などはありますかとの質疑があり、公債残高は一般会計で120億余り、健全化比率では8.6%と下がっています。これから、給食センター、学校の耐震化も起債で借り受けています。全体ではどのくらいになるのか、ここでは把握していませんが、急激に公債比率が十何%になることは、まずないと考えております。ただ、これからの事業の推移によっては、やはり懸念材料はあると考えています。また、長期的な見通しの表などはありませんが、なるべく下げていくことは基本です。もう一方では、やはり税金を投入して資本的な社会整備を進めていき、住民に還元するという意味もあり、必要なものを整備するときでも、やはり公債残高を注視しながら、適正に資本を投入していく、このような考え方も必要なのだろうと考えていますとの答弁がありました。

次に、臨時職員雇用保険料489万2,011円について、雇用しているのは何人なのか。また、図

書館とか学校の臨時職員などは載っていませんが、どのようになっているかとの質疑があり、ここで言っています臨時職員労働雇用保険料の人数でいきますと、平成24年度では276人、平成23年度は302人です。23年までは臨時職員の賃金として載っていましたが、24年度からは、基本的にそれぞれの課で計上となっていますとの答弁がありました。

次に、弁護士委託料が、平成23年度で184万5,000円、24年度では24万円と随分差がありますが、どのような理由があったのかとの質疑があり、23年度は、霞クリーンセンターでごみの焼却炉建設工事談合問題がありまして、このようになっています。基本的には、24万円が通常の顧問弁護士料委託料ですとの答弁がありました。

次に、監査委員の意見書で、コスト削減の観点から、入札制度の透明性の改善をお願いしたいとありますが、具体的に、これ以上、何をどのように改善するのか。また、随意契約についても改善をお願いしたいとありますが、どのように改善するのかとの質疑があり、町では、入札制度の検討委員会がありますので、議題として進めていきたい。今、考えているのは、競争性をもっと高める。給食センターの一般競争入札では、一者しか入札がなかったということがありましたが、例えば、業者さんが顔を合わせなくて済む電子入札なども考えています。随意契約については、一者特命で高額なものをやっていることも見受けられますので、各担当課のほうにフィードバックするようなことも考えていますとの答弁がありました。

次に、草刈り委託料について、今年度の金額と事業の内容について、また機械の減価償却費について質疑があり、平成23年度までは業者に委託していましたが、24年度からは委託していないという状況です。内容につきましては、平成23年度の植栽管理業務の契約金が約1億2,000万であります。その中で、草刈り機で素人でもできるような場所の委託金額が2,300万、面積では35万平方メートルあります。これを町が直営でやることによって減額していくということを進めたわけです。そのために町が支出した金額は、24年度で675万です。その前の年に、軽トラックとかバロネスなどの草刈り資材のための購入した金額が512万、合わせて1,287万支出されています。24年度からは、町直営で草刈りをやったのですが、臨時職員が集まらず、どうしてもおくれを生じてしまったので、業者さんにやむなく緊急で事業をお願いしました。その金額は約500万です。25年度からはシルバー人材センターに800万円で委託をしています。また、減価償却については、町の予算は企業会計となっていないので、減価償却という考え方はとっていませんとの答弁がありました。

次に、シルバー人材センターに貸し出している機械の契約の内容と、壊れたときの修理について質疑があり、1年間の無償貸与。減価償却をやっていないために、金額はいただかないで使っていただくという契約です。また、壊れたときには、どのような状況で故障したかによりますが、シルバー人材さんのほうに非があるとすれば、向こうで考えていただく。そこは状況



を見ながら判断していきたいとの答弁がありました。

次に、自主防災組織育成事業の内容と、これからの方向性について質疑があり、自主防災組織が訓練をする場合には3万円を上限に補助を出しています。現在、66行政区のうち65行政区に自主防災組織があります。活動の度合いでいいますと、積極的に活動しているものが約3割ぐらいだろうと考えています。残りの組織も全く活動をしていないわけではありませんので、そのレベルを上げるために努力をしていきたいと考えています。去年は15組織が補助を受けて訓練をいたしました。高度なものを求めている地区と初歩的な訓練を求めている地区があり、なるべく細かい支援メニューをしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、公用車の維持管理費の中で、現在リースしている車の台数と町所有の車の台数と稼働率について、まだ以前にも何回も議論されていますが、リースと町保有の比較についてどのように考えていますかとの質疑があり、現在リース車はありません。全て町所有の車で消防のほうで使っている車を含め126台です。稼働率については、現在は調べていませんが、事業仕分けでも指摘がありましたので、今後詳しく調べていきますとの答弁がありました。

また、リースと町保有車の比較では、リースにするとリースに加算される金利相当分が含まれます。町保有にしますと、各種税金の減免とかそのようなサービスもありますので、現時点で、町はもうリースにしないで、町保有にして適正に管理をしていくという方向で考えていますとの答弁がありました。

次に、消防の団員教育訓練について、何人でどのような訓練をしているのかとの質疑があり、人数は延べ1,319人です。内容につきましては、消防団員教育訓練の入校、指導員養成課程、全団員を対象とした1日入校などです。町でやるものは出初め式、置き場点検、操法訓練や新入団員の機関操作訓練などですとの答弁がありました。

次に、霞ヶ浦導水事業建設促進協議会負担金、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟負担金について指摘があり、霞ヶ浦導水建設期成同盟は、県内37市町村が加盟して、那珂川と霞ヶ浦、利根川と霞ヶ浦の導水事業をやっています。年1回要望活動をしています。霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟は、霞ヶ浦に橋をかけ、茨城空港のほうまで道路整備をしようと計画しています。県内11市町村で構成され、県への要望活動をしていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、児童館費の地域活動育成事業の内容について質疑があり、学校区児童館と二区児童館の母親クラブへの補助金で、1クラブ当たり18万9,000円の補助で、全部で37万8,000円支出していますとの答弁がありました。

次に、ALT派遣委託料について、ALTの先生の授業数について質疑があり、平均して5時間から6時間ぐらいやっていますとの答弁がありました。

次に、高齢福祉費の高齢者虐待防止ネットワーク協議会委員報酬について質疑があり、協議会は、民生委員の代表と関係機関の代表10名で構成しており、年に1回全体会議を行っており、そのときの報酬ですとの答弁がありました。

次に、成年後見制度利用支援事業の利用状況について質疑があり、24年度は1件の利用者がありましたとの答弁がありました。

次に、中学生いきいき介護教室について、参加した中学生の感想はどうだったかという質疑があり、初めて高齢者の方の介護を体験したということで、高齢者に対する思いやりの心の大切さ、自分の家におじいちゃん、おばあちゃんがいるので、福祉に興味がわき、将来、進路として考えてみようとか、前向きな感想があると聞いていますとの答弁がありました。

次に、この介護教室に認知症対策についても盛り込んでほしいと思うがどうかとの質疑があり、現在、介護教室で認知症サポーター養成講座ということで1.5時間ほどの時間をとっており、受講者にはオレンジリングを授与していますとの答弁がありました。

次に、貸付金元利収入未済額と教育費雑入の不納欠損の収入未済額の理由についての質疑があり、国民健康保険被保険者高額貸付金、国民健康保険被保険者出産費資金貸付金については、貸し付けてから償還されるまでの年度をまたぐものがあるので未収金が発生するためですとの答弁がありました。

教育費雑入の不納欠損については、給食費で、要保護になってしまった方とか学校を卒業されて2年以上経過して徴収が不納な方の欠損処理ですとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計等に4億から繰出金を出しているが、ルールがあるのかとの質疑があり、原則的にルールはあります。国民健康保険特別会計繰出金については、職員の人件費、保険基盤安定繰出金、出産育児一時金等について一般会計から繰り出しています。後期高齢者医療特別会計繰出金については、職員の人件費、広域連合の事務に関するもの、療養給付費徴収事務に関する経費等を一般会計から繰り出していますとの答弁がありました。

次に、新しい給食センターの配送業務をシルバー人材センターに委託しているが、今までは

運送会社に委託して、運行管理者が飲酒運転等、毎日監督していたわけだが、シルバー人材センターの仕事としてふさわしい仕事なのかという質疑があり、県内では、銚田市、古河市、那珂市でも実施しており、他の事例等も視察研修し、シルバー人材センターのほうでも自主的に道路運送法等の調査研究を行っている。水戸のシルバー人材センター連合会にも、あらかじめ問題等について調査してもらい、問題ないという回答をもらっているとの答弁がありました。

次に、家庭的保育事業の現状と課題について教えてほしいとの質疑があり、当初1名でスタートしたが、現在は3名で行っている。10月には1名加わり4名になります。将来には、中学校単位で1カ所ぐらいはお願いしたいと思っている。子供に接する時間が長いので、人格等を十分判断して、素晴らしい人にやってもらえればよいと考えていますとの答弁がありました。

次に、地域ケアシステム推進事業と介護予防地域支え合い事業の違いについて質疑があり、地域ケアシステム推進事業は、茨城県独自の事業で、役所に対し、行政、民生委員等、関係機関が連携して、その個人、家族に支援を行い、きちんとした生活が送れるようにする事業で、社会福祉協議会に委託している。介護予防地域支え合い事業は、高齢者、障害のある方への行政サービス事業で、生活管理指導員派遣事業や生活管理指導短期宿泊事業、心配事相談事業、ふれあい電話事業というような具体的な個々のサービス事業を提供しているものですとの答弁がありました。

次に、保育所跡地管理事業で、跡地の利用をどう考えているのかとの質疑があり、吉原保育所だけが残っているが、町営住宅と一緒の地区なので、マスタープランの中できちんと位置づけをし、なるべく早く土地を利用していただきたいとの答弁がありました。

次に、不妊治療の補助金について、何人の申請があり、その成果はどうだったのかという質疑があり、資料が手元にないので確かなことは言えないが、出産していたと思う。治療のスタートが遅いと出産の確率も低くなるので、町では年齢の上限は決めていないが、最初の1年間に受けられる回数を増やし、若いうちに妊娠していただけるように進めていますとの答弁がありました。

次に、中学生海外派遣事業と平和記念式典派遣事業について、帰ってきても、ほかの生徒に伝えるため、どのような活動をしているのかと質疑があり、どちらの派遣事業も派遣された中学生、引率の先生が報告書を作成し、冊子にまとめ、関係各所に配布している。また、各学校で全校集会、文化祭等で発表の場を設けているとの答弁がありました。

次に、予防接種事業の不用額について質疑があり、ポリオの生ワクチン集団で接種していたが、途中で不活性化ワクチンに切り替えたため不用額となったものですとの答弁がありました。

次に、給食センター整備事業で、総事業費とまだ残っている工事について教えてほしいとの質疑があり、総事業費については14億2,000万円です。今後の工事については、現在、解体工

事を進めており、終了後、外構工事で構内の舗装工事等が残っていますとの答弁がありました。

次に、太陽光発電整備事業工事が非常に高いと思うが、どのような設計だったのかという質疑があり、民間の見積書を取り寄せ、単価等を比較したところ、1番の違いは経費で、民間の場合は、経費の部分がほとんどなく、町は公共の積算基準で積算するので、経費をきちんと計上しなければならない。そのため高くなるとの分析結果が出ていますとの答弁がありました。

次に、町民運動会に参加できない行政区が増えているが、今後、町民運動会のあり方をどう考えているのかとの質疑があり、種目を見直し、自由にできる種目を増やしたり、得点に絡まない種目を増やしたりして、多くの町民に参加してもらえるように努めてまいりますとの答弁がありました。

また、町民運動会は中学校単位で開催しているが、原点に戻って、総合運動公園で全体でやってはどうかとの質疑があり、今のところ考えていない。3中学校地区で引き続きやっていきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。  
○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに引き続きまして、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、208ページ、霞クリーンセンターの維持管理費5,338万6,225円の増額理由についての質問があり、燃料調整費と再生エネルギーという単価が加わり、電気料金が上がったということですとの答弁がありました。

続いて、222ページ、放射能対策事業の委託料で、清掃、植栽、草刈りは何カ所になるのかとの質問があり、清掃委託料は、側溝清掃6,163メートル366カ所、植栽管理委託料は、町道の街路樹4路線345本、公園の常緑樹強剪定53カ所1,395本、公園の除草37カ所、水路の除草2カ所、調整池の除草3カ所、生涯学習課管理の常緑樹強剪定7カ所132本、草刈り委託料は給食センターですとの答弁がありました。

次に、218ページ、地球温暖化対策事業1,000万245円であるが、二酸化炭素削減達成率はどうなっているのかとの質問があり、町の第二期の実行計画ではマイナス8%削減ですが、平成12年度の二酸化炭素が4,813トン、平成20年度で4,386トン、21年度3,990トン、22年4,148トン、

23年度3,587トン、平成24年度3,404トンで、目標に達成しており、平成24年度は29%の削減率ですとの答弁がありました。

また、住宅用太陽光発電システム設置補助金876万円であるが、二酸化炭素の削減はどのくらいになるのかとの質問があり、98基の補助で435キロワット分となります。それに伴う二酸化炭素の削減量は218トンですとの答弁がありました。

続いて、234ページ、平地林保全整備事業の委託料の説明をとの質問があり、1,147万円ですが、荒廃が進んだ平地林の里山林についての整備保全で、県の事業です。対象面積は24年度は23年度より増え、若栗上長地区が2.55ヘクタール、若栗地区2.92ヘクタール、上長4.5ヘクタール、合計9.97ヘクタールです。23年度の7.92ヘクタールより増えたということで委託料が増えていますとの答弁がありました。

次に、230ページ、耕作放棄地再生利用対策補助金57万円を利用した戸数と面積はどのくらいかの質問があり、2010年センサスによると、耕作放棄地面積485ヘクタール、耕作面積が2,110ヘクタールで、23%の割合で、補助金箇所は、面積346アール、14地区ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、平成24年度一般会計決算認定ですね、それに対して反対討論をいたします。

その理由としましては、平成24年度の一般会計認定の財政調整基金の残高35億5,230万円で、平成25年度一般会計予算の約26%に当たります。執行部の答弁では、財政調整基金の目安としては一般会計の5%と伺っておりますが、基金をためるだけではなく、ある程度町民のために支出することが必要ではないかと思えます。国保や介護ですね、そういったところへの繰出金の増額を求めて、この一般会計の決算認定に反対いたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第89号は、原案どおり認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時25分といたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第90号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（倉持松雄君） 日程第5，議案第90号，平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第91号，平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第92号，平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第93号，平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第94号，平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第95号，平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第96号，平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について，以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る9月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第90号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、国民健康保険税の不納欠損と今後の見通しについて教えてくださいとの質疑があり、24年度の不納欠損については、23年度と比べて38.3%の減になっている。今後は、収納課と共同で、その額を増やさぬようにさらに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第90号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第94号、平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第94号、平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第95号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第95号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第91号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、460ページ、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金5,607万円であるが、どうして年々増えているのかとの質問があり、霞ヶ浦流域5市町村で下水道の最後の処分を霞

ヶ浦湖北流域下水道で処分していますが、毎年度の計画量に応じて市町村で負担をしておりますが、増改築するための建設費の一部で、24年度の阿見町は12.42%の割合になっています。どこも増えているということですのでの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定をいたしました。

続きまして、議案第92号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第93号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、486ページ、収入歩合22.2%についての説明をとの質問があり、受益者負担金です。建設費の5%を各地区の計画戸数で割り算した額で、建設は実穀上長地区で終わりましたが、現年度の分担金はなくなりましたが、滞納整理分になります。分担金22.2%は減っていただけになりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第96号、平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、決算審査意見書の10ページの中に、新規水道管布設地域の加入率は良好とはいえない状況で一層の努力が必要とあるが、加入率を増やすためにどのように考えているのかとの質問があり、平成22年度より加入分担金の軽減措置を行い、整備が終わってから2年以内につなげれば3万円の減額、平成24年度の10月からは、取り出し管の工事に12万円の貸し付けを行い、今後18万円コース、24万円コースも検討していますとの答弁がありました。

次に、573ページ、営業費用があるが、給水原価はどれくらいで、他市町村と比べ高いのか安いのかとの質問があり、阿見町の水源は追原配水場の深井戸4,000トンと霞ヶ浦の水を買っているということになります。給水原価は、23年度は、阿見町219.7円、土浦市223.3円、つくば市229円、守谷市212.7円、稲敷市311.5円、美浦村219.6円、河内町247円、県南水道企業団220.6円で、阿見は平均ぐらいですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、増収増益の状況であり、これを町民に還元し、水道料金の値下



げ、料金体系の見直しをすべきであり、反対しますとの反対討論がありました。

続いて、加入率をまず高め、将来的な設備を進めることと、原価も高い方ではないので賛成しますとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第96号、平成24年度阿見町水道事業会計決算認定については、賛成多数により、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この4つの議案に対して反対討論を行います。

まず、議案第90号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計決算認定についてです。

国民健康保険税の話は、この間、いろいろ話しておりますが、多くの町民から、高いという話が出ております。決算書から見ると、24年度は、前年から比べ、税収も給付も減っております。今、町民が安心して医療にかかれるためにも、この一般会計からの繰出金を増額して国保税の引き下げを行うことが必要ではないかと思えます。

よって、この国保会計の決算認定には反対いたします。

次に、議案第94号、平成24年度阿見町介護保険特別会計決算認定についてです。

介護保険に関しては、税収も給付も両方が増額しています。高齢化社会に向けてのこの状態は続くものと考えられます。ここでも、この一般会計からの繰り出しを増額することが求められているのではないのでしょうか。

よって、この介護保険特別会計の決算認定にも反対いたします。

次に、3つ目、議案第95号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。この制度は、2008年にできた当初から、高齢者に対しての差別医療を助成するもので、保険料も2年ごとに上がる仕組みになっており、制度そのものに反対をしております。

よって、この制度の撤廃を求めて、反対をいたします。

最後に、議案第96号、平成24年度阿見町水道事業会計決算認定です。この産業建設常任委員会でも反対をいたしました。24年度の水道事業会計は増収増益となりました。審査意見書では、水道管布設工事等により、今年度の現金預金残高は減、企業債は増という結果になっております。普及率は84.7%と2.7%増となっておりますが、新規布設地域の加入率は良好とはいえないとあります。この加入率を増やすためには、料金や体系の見直しが必要ではないでしょうか。

か。

よって、この水道事業会計決算認定にも反対をいたします。

以上4件に関して、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第90号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第90号は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第90号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第91号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第91号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第91号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第92号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第92号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第92号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第93号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第93号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第93号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第94号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第94号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第94号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第95号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第95号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第95号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第96号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第96号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第96号は、原案どおり認定することに決しました。

---

#### 請願第4号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、請願第4号、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願を議題といたします。

本案については、去る9月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、請願第4号、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員の浅野栄子議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、賛成討論が1件あり、討論を終結し、採決に入り、請願第4号、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって請願第4号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

---

請願第5号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願について、審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

初めに、紹介議員の柴原成一議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第5号、教育予算の拡充を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第5号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって請願第5号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

---

#### 意見書案第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、意見書案第2号、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君、登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） それでは、意見書案第2号、B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）を提出に当たり、経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては、去る9月18日、民生教育常任委員会で審議をした結果、本会議に提出することになり、本日提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員諏訪原実。賛成者、阿見町議会議員紙井和美、同じく佐藤幸明、同じく久保谷充、同じく海野隆、同じく藤平竜也。

提案理由は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）。

我が国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その

大半は集団予防接種や治療時の注射器の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の医原病とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人も肝炎患者が亡くなっている。薬害C型肝炎救済特別措置法、特定B型肝炎感染者への給付金等支給特措法が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。

しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判に出して救済されるのは、ほんの一握りに過ぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済の仕組みがない。肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えず、治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように、現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対し、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 肝炎治療薬、検査費、入院費の助成を初め、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。
- 2 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を構じるとともに、治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化を図ること。B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。
- 3 血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を、薬害肝炎救済特措法で広く救済する措置を講じること。
- 4 集団予防接種以外に感染原因が考えられないB型肝炎感染者・患者を広く救済する措置を講じること。B型肝炎訴訟手続の迅速化を図ること。
- 5 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、治療中の患者には健康管理手

当・支援金を支給する法制度の確立によって被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の字を削除願います。

---

### 意見書案第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、意見書案第3号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君，登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） 先ほどに続きまして，意見書案第3号，教育予算の拡充を求める意見書（案）を提出に当たり，経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては，去る9月18日，民生教育常任委員会で審議した結果，本会議に提出することになり，本日提案するものであります。

提出者，阿見町議会議員諏訪原実。賛成者，阿見町議会議員紙井和美，同じく佐藤幸明，同じく久保谷充，同じく海野隆，同じく藤平竜也。

提案理由は，意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思えます。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは，社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり，特に学級規模の少人数化は，保護者などの意見募集でも，小学1，2年生のみならず各学年に拡充すべきとの意見が大多数であり，地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが，地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから，自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また，東日本大震災等において，学校施設の被害や子供たちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置，早期の学校施設の復旧など，政府として，人的，物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。したがって，教育予算を国全体としてしっかりと確保，充実させるため，次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 東日本大震災等における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は，内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣であります。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げ，説明とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。



質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字を削除願います。

---

#### 意見書案第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、意見書案第4号、道州制導入に断固反対する意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君、登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） 意見書案第4号、道州制導入に断固反対する意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成25年9月27日。

この意見書（案）につきましては、国の町村議長会で決議されたものであり、9月17日、総務委員会で審議した結果、本会議に提出することとなり、本日提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員久保谷実。賛成者、阿見町議会議員吉田憲市、同じく倉持松雄、同

じく藤井孝幸，同じく浅野栄子，同じく川畑秀慈であります。

提案理由は，意見書（案）の朗読をもって説明いたします。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は，平成20年以来，町村議会議長全国大会において，その総意により，住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し，本年4月15日には，全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま，道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾である」とする緊急声明を行った。さらに，7月18日には，道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し，政府・国会に対して要請をしたところであります。

しかしながら，与党においては，道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ，また，野党の一部には，既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し，衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど，我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は，道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま，期限を区切った導入ありきの内容となっており，職務権限の受け皿という名目のもと，ほとんどの町村においては，事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上，道州はもとより再編された基礎自治体は，現在の市町村や都道府県に比べ，住民と行政の距離が格段に遠くなり，住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は，これまで，国民の生活を支えるため，食料供給，水源涵養，国土保全に努め，伝統・文化を守り，自然を活かした地場産業を創出し，住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず，効率性や経済性を優先し，地域の伝統や文化，郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は，住民を置き去りにするものであり，到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め，個々の自治体の活力を高めることが，ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって，阿見町議会は，道州制の導入に断固反対する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，内閣法第9条の第一順位指定大臣（副総理），内閣官房長官，法務大臣，内閣府特命担当大臣（地方分権改革），道州制担当であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ，説明といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は、道州制導入に断固賛成する立場からですね、この意見書の提出については反対をいたします。

明治以降ですね、日本は中央集権国家という形をとってですね、国の発展を図ってきました。しかし、時代も変わりですね、そのことによって、結局、人間、権限、財源、この「3ゲン」をですね、地方から奪い取っていったと、東京、中央栄えて、地方は疲弊していると、こういう状況になっていると思います。これは、その前の自民党政権、そして民主党政権、そして現在の与党である自民党、公明党、この政権は変わっても通底する大きな流れになっていると思います。

この道州制を導入することによって、国は国の仕事に専念をする、地方は地方の仕事に専念をするという地方分権を進める仕掛けというふうに、私は理解しておりますので、この意見書を提出することについては反対です。

さらに、この意見書の中にですね、期限を切って反対をするというだけではなくてですね、道州制は絶対に導入しないことと、こういう要望を決定して要請してきたということが書いてあります。この立場は、私の立場とは全く相容れませんので、反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私はですね、この道州制導入に断固反対する意見書の賛成の立場で討論を行います。

今年1月に第183国会ですか、その中でその道州制への移行のための改革基本法案が提出されました。日本共産党としましては、この道州制の導入に対して断固反対の立場からは、意見

書第4号について賛成の立場で討論します。

道州制の導入は、地方自治の根本を揺るがすことにとどまらない、経済の再生、国民の暮らし全体にかかわる国のあり方、国政の行方をめぐる大問題です。国と地方をあわせた国家制度の大改変で、国の仕事を外交、軍事、通商、司法などに限定し、社会保障や教育など憲法でうたわれた国民の基本的な権利を守る責任を国が投げ捨てるものです。今の都道府県をなくして、全国を約10程度に区分けして道や州を置き、現在約1,700ある市町村を再編し、将来的には300程度の基礎自治体にしようというものです。

また、道州制とも関連して地方交付税の見直しにかかわる議論も出されています。地方交付税法は、交付税の目的について、財政調整と財源保障の2つの機能を果たすことによって地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すると定めています。交付税制度は、どの自治体も標準的なサービスの財源を保障するものであります。この道州制の導入によって、自治体は町民から遠くなり、最低限のサービスを行う財源すら保障されなくなってしまう。このように、地方自治を壊し住民の福祉や教育を侵すような、この道州制導入に断固反対するために、私はこの意見書に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありましたので、起立によって採決いたします。

本案を、原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって意見書案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字を削除願います。

---

#### 議員派遣の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第12、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。これをもちまして、平成25年第3回阿見町議会議定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 0時15分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署 名 員 平 岡 博

署 名 員 久保谷 充

## 参 考 资 料

平成25年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第74号 議案第75号 議案第82号 議案第89号</p>	<p>阿見町税条例の一部改正について 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第82号 議案第83号 議案第86号 議案第87号 議案第89号 議案第90号 議案第94号 議案第95号 請願第4号 請願第5号</p>	<p>阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 平成25年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成24年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願 教育予算の拡充を求める請願</p>



産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第79号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
	議案第80号	阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
	議案第81号	阿見町町営住宅建替基金条例の一部改正について
	議案第82号	平成25年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第84号	平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第85号	平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第88号	平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第89号	平成24年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第91号	平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第92号	平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第93号	平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第96号	平成24年度阿見町水道事業会計決算認定について	

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成25年6月～平成25年9月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	9月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年第3回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	6月27日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第137号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第137号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	8月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活性化特別委員会からの報告について</li> <li>・平成26年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	9月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町監査委員の選任について</li> <li>・阿見町教育委員会委員の任命について</li> <li>・阿見町第6次総合計画について</li> <li>・阿見町地域防災計画の見直しについて</li> <li>・阿見町税外諸収入の滞納金手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について</li> <li>・阿見町工場誘致条例の一部改正について</li> <li>・消防広域化進捗状況について</li> <li>・その他</li> </ul>

総務 常任委員会	8月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
民生教育 常任委員会	8月8日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
産業建設 常任委員会	8月8日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	8月16日	第1回臨時会 ・工事請負契約について（龍の郷・クリーンセンター施設延命工事） ・専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例について）	原案可決  原案可決	藤井孝幸 平岡 博
茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月29日	第1回臨時会 ・議長の選挙について ・副議長の選挙について ・議会運営委員の選任について	田口文明氏 （水戸市） 青木武明氏 （五霞町） 矢口迪夫氏 （土浦市） 関 稔氏 （境町） 鴻巣義則氏 （龍ヶ崎市） 大森要二氏 （高萩市） 蛭田千香子氏 （北茨城市） 倉持光男氏 （取手市）	諏訪原実

<p>茨城県後期高齢者医療広域連合会</p>	<p>7月29日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて</li> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員（議会議員）の選任の同意を求めることについて</li> <li>・専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定</li> <li>・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））</li> </ul>	<p>木村敏文氏 （坂東市）</p> <p>増田俊夫氏 （桜川市）</p> <p>西山正司氏 （神栖市）</p> <p>入江 晃氏 （鉾田市）</p> <p>坂本一夫氏 （美浦村）</p> <p>服部 隆氏 （河内町）</p> <p>小谷隆亮氏 （大洗町）</p> <p>村田春男氏 （小美玉市）</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p>	<p>諏訪原実</p>
------------------------	--------------	---	--	-------------

# 請 願 文 書 表

平成25年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
4	平成 25年 9月 3日	<p>1. 件 名 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択に関する請願</p> <p>2. 主 旨 わが国にはB型肝炎150万人，C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され，その大半は集団予防接種や治療時の注射器の使い回し，輸血，血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の医原病とされます。このような感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と，肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行されました。</p> <p>しかし，今なお感染被害は償われず，多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担，差別などに苦しめられ，毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっています。「薬害C型肝炎救済特別措置法」，「特定B型肝炎感染者への給付金等支給特措法」が成立し，裁判を通じて補償・救済されるしくみができました。</p> <p>しかしカルテや明確な証明が必要なため，裁判にだして救済されるのはほんの一握りにすぎません。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者，母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済のしくみがありません。肝炎治療費そのものへの支援策がないため，医療費が払えずに治療を断念し，重症化し，命の危険にさらされる患者も少なくありません。</p> <p>このように現行法によって法的救済，補償を受けられる患者はごく一部であり，注射器の使い回し，輸血，薬害によるB型・C型肝炎患者に対して，国が感染被害を償い，いつでも，どこでも安心して治療を続けられるために，肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められています。</p> <p>よって，国会及び政府におかれては，肝炎対策基本法に基づき必要な法整備，予算化をすすめて，B型肝炎・C型肝炎患者が適正な救済を受けられるようにすることを旨とした救済策を実施するため，下記の事項について速やかに必</p>	茨城 県日 立市 高町 1 27 3 の 会 代 表 川 井 玲 子	浅野 栄子	

4	<p>要な措置をとることを国会及び政府に求める意見書を採択して下さいますようお願いいたします。</p> <p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 肝炎治療薬，検査費，入院費への助成をはじめ，肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに，肝硬変，肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し，肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変，肝がん患者への特別な支援策を講じること。</li> <li>2 肝炎ウイルスの未検査者，ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し，早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに，治療体制・治療環境の整備，治療薬・治療法の開発，治験の迅速化をはかること。B型・C型肝炎への偏見差別の解消，薬害の根絶をはかること。</li> <li>3 血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を，「薬害肝炎救済特措法」で，広く救済する措置を講じること。</li> <li>4 集団予防接種以外に感染原因が考えられないB型肝炎感染者・患者を広く救済する措置を講じること。B型肝炎訴訟手続きの迅速化をはかること。</li> <li>5 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金，治療中の患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって被害が償われ，持続的に治療を続けられる環境を整備すること。</li> </ol>			
---	--	--	--	--

請 願 文 書 表

平成25年第3回定例会

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名 提出者	紹介議員名	議決結果
5	平成25年9月3日	<p>1. 件名 教育予算の拡充を求める請願</p> <p>2. 主旨 2013年度は、これまで小学校1年生、2年生と拡充されてきた35人以下学級の3年生以上の拡充が見送られ、予算措置がされてません。</p> <p>日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げており（それ以下を含めると約9割）、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。</p> <p>子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。文部科学省の諮問機関である中央教育審議会でも、議論が始まったところではありますが、教育予算を拡充するとともに義務教育費国庫負担制度を堅持することは大変重要です。</p> <p>さらに、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち、教職員の負担増など教育関係の影響も大きく、政府として人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。こうした観点から、2014年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1 きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進する</p>	茨城県水戸市笠原町97番地46 高野富二男 他165名 茨城教育会館	柴原成一	



5		<p>こと。</p> <p>2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p> <p>3 東日本大震災における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。</p>			
---	--	--	--	--	--